工事名称：大宮分場電気棟建築他工事

フレックス工期契約制度

● 適用する（工事の着手期限日 令和９年２月１日 、工事の終期日 令和１０年１月２６日）、 ○ 適用しない

留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ｉ）作業不能日数：７日間（工期の始期は令和９年２月１日【着手期限】で算定）
ⅱ）上記ｉ）は、現場省が公表する関東地方_千葉県_千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、現場省が公表する関東地方_千葉県_千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））ｉ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ．工事概要

1. 工事場所　千葉市若葉区大宮町2114　大宮分場内
2. 敷地面積　9,900.43㎡
3. 主要用途　水道施設
4. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(m²)	延べ面積(m²)	備考
電気棟	RC造	2	130.04	248.15	

5. 工作物、外構等

Ⅱ．建築工事仕様

1. 共通仕様

図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標仕」という。）

2. 提出様式

本工事で用いる提出書類の様式は、「県発注・営繕工事関連提出書類一覧」(下記URL)によるほか、監督職員の指示による。　https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3. 特記仕様

1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（●印が付かない場合は⊗印の付いたものを適用する）
3) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準を満たすものを示す。
5) 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）一般社団法人　公共建築協会」による。

章	項目	特記事項
1 各章共通事項	● 1.適用基準等	● 建築工事標準詳細図　（令和4年版） ● 営繕工事写真撮影要領　（令和5年版） ● 建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ● 建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ○ 千葉県福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル　（平成30年） ● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（令和7年度版） ● 建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版） ○ 公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年版） ● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営建技第14号　令和5年3月1日） ○（　　）
	● 2.工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。　(1.1.4) 1)　工事受注時　　契約締結後10日以内 2)　登録内容の変更時　　契約事項の確定日から10日以内 3)　工事完成時　　工事完成後10日以内
	● 3.電気保安技術者	● 事業用電気工作物（自家用電気工作物）、　○　一般電気工作物　(1.3.3) ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程に定める工事管理者（　水道部長　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	● 4.工事電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者は千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。　(1.3.4)
	● 5.保険	本工事の完成引渡まで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。 1)　被保険者　　発注者、受注者及びその全下請負人 2)　保険金額　　請負代金全額 3)　保険期間　　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに監督職員に提出する。
	● 6.設計GL	⊗ 図示、　○　設計GL = 現状GL
	○ 7.施工条件	(1.3.5) ・ ・ ・ ・
	● 8.環境への配慮	(1.4.1) (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の 1) から 4) を満たすものとする。 1)　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)　接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)　接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4)　1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の1)、又は 2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3) 又は4) に該当する材料を指す。 1)　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)　建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	● 9.材料の品質等	(1.4.2) (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、錆鉄製ふた
	○ 10.技能士	現場常駐報告書を提出すること。　(1.5.2) 適用工事種別 ／ 技能検定作業 ○ 仮設工事 ／ ○ とび作業 ○ 鉄筋工事 ／ ○ 鉄筋組立作業 ○ コンクリート工事 ／ ○ 型枠施工　○ コンクリート圧送工事作業 ○ 鉄骨工事 ／ ○ 構造物鉄工事作業　○ とび作業 ○ コンクリートブロック、ALCパネル、押出成形セメント板工事 ／ ○ コンクリートブロック工事作業　○ ALCパネル工事作業 ○ 防水工事 ／ ○ アスファルト防水工事作業　○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業　○ アクリルゴム系塗膜防水工事作業　○ 塩化ビニル系シート防水工事作業　○ セメント系防水工事作業　○ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業　○ FRP防水工事作業　○ シーリング防水工事作業 ○ 石工事 ／ ○ 石張り作業 ○ タイル工事 ／ ○ タイル張り作業 ○ 木工事 ／ ○ 大工工事作業 ○ 屋根及びとい工事 ／ ○ 内外装板金作業 ○ 金属工事 ／ ○ 鋼製下地工事作業　○ 内外装板金作業 ○ 左官工事 ／ ○ 左官作業 ○ 建具工事 ／ ○ ビル用サッシ施工作業　○ ガラス工事作業　○ 自動ドア施工作業 ○ カーテンウォール工事 ／ ○ 金属製カーテンウォール工事作業　○ ビル用サッシ施工作業　○ ガラス工事作業 ○ 塗装工事 ／ ○ 建築塗装作業 ○ 内装工事 ／ ○ カーペット系床仕上作業　○ プラスチック系床仕上げ工事作業　○ ボード仕上げ工事作業　○ 壁装作業 ○ 排水工事 ／ ○ 建築配管作業 ○ 舗装工事 ／ ○ 溶融ペイントハンドマーカー工事作業　○ 加熱ペイントハンドマーカー工事作業 ○ 植栽工事 ／ ○ 造園工事作業
	○ 11.総合試運転調整	○ 行う（適用箇所：　○ 火災報知設備と連動する防火設備等、　○　　）(1.5.7) ○ 行わない 総合試運転調整を行う場合は、関連工事等に協力すること。
	● 12.化学物質の濃度測定	・施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。　(1.5.10) ⊗ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○パラジクロロベンゼン(用途が学校の場合、上記項目に追加する。) 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　● 行わない、　○ 行う 測定対象室　○図示、　●（　電気室（１）、電気室（２）、階段室　） 測定箇所数　○図示、　●（　　）
	● 13.ワンデーレスポンス	測定数値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)　受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)　受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	● 14.材料試験	コンクリート圧縮試験及び鉄筋の引張等試験については、公益財団法人千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	● 15.発生材の処理	別記-1による。　(1.3.11)
	● 16.設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記-2（工事区分表）による。
	● 17.安全対策	・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 18.過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
1 一般共通事項	● 19.環境対策	・受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること。 ・建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること。 ・特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。 ・本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 ・受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	● 20.工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 21.施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	● 22.中間検査	・回数　：（　１　）回 ・実施時期：（　杭工事　完了時）
	● 23.中間検査の指定対象工事	本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	● 24.創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 25.設計図CADデータ	・設計図CADデータ　：⊗　貸与する、　○　貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	● 26.電子納品	(1) 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 ~~(2) 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を、携行すること。~~ ~~(3) 工事完成検査後は、速やかに、電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。またその後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。なお、~~電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 (4) 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	● 27.完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。　(1.8.1～3) 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ● 完成図面 ／ ○ 図面（A1版）折りたたみ製本　● 図面（A3版）見開き製本 ／ サイズ　● A4 版　○ 版 ／ ● 1 部　○ 部 ● 工事関係図書 ／ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ／ ● 1 部　○ 部 ○ 完成写真 ／ ○ キャビネ判　○ ／ 撮影箇所　○ 2 箇所　○ 箇所 ／ ○ 1 部　○ 部 ● 保全に関する資料 ／ ● 建築物等の利用に関する説明書　● 機器類性能試験成績書　● 機器取扱い説明書　● 官公署届出書類 ／ ● 2 部　○ 部 ● 電子成果品 ／ 電子納品による ／ ● 2 部　○ 部
	● 28.施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、1年目及び2年目に関係者による施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、依頼により施設点検に立会い協力するものとする。
2 仮設工事	● 1.監督職員事務所	(2.3.1) ・監督職員用のスペース　： 規模(㎡)：　● 10程度、○20程度、○ 35程度、○65程度、○ 100程度、　○（　　）程度 ・備品等の種類及び数量 ○　書棚、○　図面架、○ 見本棚、● 机及びいす、●　更衣ロッカー（　）、 ○　ゴム長靴（　）、　○ 雨合羽（　）、○ヘルメット（　）、○　塁落制止用器具（　）
	● 2.工事用水	構内既存の施設　⊗ 利用できない、● 利用できる（⊗　有償、　● 無償(子ﾒｰﾀｰ設置)）
	● 3.工事用電力	構内既存の施設　⊗ 利用できない、○ 利用できる（⊗　有償、　○ 無償）
	● 4.仮囲い等	仮囲い　⊗ 成型鋼板（H=　3.0　m、L=　91　m） ○（　　） 出入口　● シートゲート　　（W=　6.0　m、H=　4.5　m、2箇所） ○ キャスターゲート（W=　　m、H=　　m） ○（　　）
	● 5.仮設通路	○　鋼板敷き（長さ6.0m、幅1.5m、厚さ22mm、　　枚） ●　（　鋼板敷き（長さ3.0m、幅1.5m、厚さ22mm、62枚）　）
	● 6.交通誘導員	配置人数　：（　176　）人 配置期間　：（　　） 配置場所　：（　　）
	● 7.仮設足場	(2.2.4) 枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年 12月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2(1)手すり据置き方式、又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。 また、別紙2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。
3 土工事	● 1.埋め戻し及び盛り土	(3.2.3) ・材料及び工法　： ⊗　標準仕様書表3.2.1による ○ A 種　適用場所（　　） ⊗ B 種　適用場所（　　） ○ C 種　適用場所（　　）、土質（　　）、受渡場所（　　） ○ D 種　適用場所（　　） ○　材料（　　）、工法（　　）
	● 2.建設発生土の処理	(3.2.5) ○　構内指示の場所に堆積、○　構内指示の場所に敷き均し、○（　　） ●　構外搬出適切処理（別記-1による）
4～7		「4　地業工事」、「5　鉄筋工事」、「6　コンクリート工事」、「7　鉄骨工事」は、構造関係特記仕様書による。
8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	○ 1.補強コンクリートブロック造	(8.2.2,3,5,7,8) ・ブロックの種類　： 断面形状及び圧縮強さによる区分 ／ 正味厚さ(mm) ／ モデュール呼び寸法(mm) 長さ ／ 高さ ／ 化粧の有無 ／ 適用箇所 ／ 備考 ○ ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ○ ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ・モルタルの調合（容積比）　： ⊗　標準仕様書表8.2.1による　○ セメント（　　）：砂（　　） ・各部の配筋　：⊗　図示、○（　　） ・目地仕上げ　：○　押し目地仕上げ、　○ 化粧目地仕上げ ・まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する ・範囲　：⊗ 図示、○（　　）
	○ 2.コンクリートブロック帳壁及び塀	(8.3.2～4) ・ブロックの種類　： 断面形状及び圧縮強さによる区分 ／ 正味厚さ(mm) ／ モデュール呼び寸法(mm) 長さ ／ 高さ ／ 化粧の有無 ／ 表8.3.1以外の適用箇所 ／ 備考 ⊗空洞ブロック(16) ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ○ 型枠状ブロック 20 ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ○ ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ・モルタルの調合（容積比）　： ⊗　標準仕様書表8.2.1による、○ セメント（　　）：砂（　　） ・塀の厚さ(mm)　： 壁の高さが2m以下　⊗120、○（　　） 壁の高さが2m超え　⊗150、○（　　） ・壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊗ 図示、○（　　） ・各部の配筋　：⊗　図示、○（　　）
	○ 3.ALCパネル	(8.4.2～5) ・ALCパネルの区分等　： 区分 ／ 単位荷重(N/㎡) 正荷重 ／ 負荷重 ／ 厚さ(mm) ／ 幅及び長さ ／ 耐火性能(時間) ／ 構法の種別 ○ 外壁用 ／ ○ 一般　○ コーナー ／ ○ 平　○ 意匠 ／ ／ ／ ／ 図示による ／ ○ なし　○ 1 ／ ○ A種　○ B種 ○ 間仕切壁用 ／ ○ 一般　○ コーナー ／ ○ 平　○ 意匠 ／ － ／ － ／ ／ 図示による ／ ○ なし　○ 1 ／ ○ C種　○ D種　○ E種 ○ 屋根用 ／ － ／ － ／ ／ ／ ／ 図示による ／ 0.5 ／ ⊗ F種 ○ 床用 ／ － ／ － ／ ／ ／ ／ 図示による ／ ○ 1　○ 2 ・パネルの相互の接合部に充填する耐火目地材　：○（　　） ・外壁、屋根パネルの構法における耐風圧性能　： 建築基準法に基づき定まる風圧力の（⊗ 1、○1.15、○ 1.3）倍の耐風圧性能 ・外壁パネル、間仕切りパネルにおける耐震性能　： 地震力に対する安全性 設計用震度 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 設計用水平震度（K_H）⊗ 1.0　○ 設計用鉛直震度（K_V）⊗ 0.5　○ ／ 設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形角 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 ○ 1/100　○ 1/200 ／ 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと ・パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合：　⊗ 図示、○（　　） ・パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネル上他部材との取り合い部の目地幅(mm)　：　⊗ 10～20、○（　　） ・外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填　：○　適用する、　○　適用しない　(8.5.2～5)
	○ 4.押出成形セメント板（ECP）	・ECPの種類等　： パネルの種類 ／ 形状 ／ 厚さ(mm) ／ 幅(mm) ／ 工法の種別 ／ 備考 ○ 外壁パネル ／ ○ F ／ ○ 50、○ 60、○ ／ ⊗ 600　○ ／ ○ A種　○ B種 ○ D ／ ○ 50、○ 60 ○ T ／ 60 ○ 間仕切壁パネル ／ ○F ／ ○ 50、○ 60、○ ／ ⊗ 600　○ ／ ○ B種　○ C種 ○ D ／ ○ 50、○ 60 ○ T ／ 60 形状　F：フラットパネル、D：デザインパネル、T：タイルベースパネル ・外壁パネルの工法における耐風圧性能　： 建築基準法に基づき定まる風圧力の（⊗ 1、○1.15、○ 1.3）倍の耐風圧性能 ・外壁パネル、間仕切りパネルにおける耐震性能　： 地震力に対する安全性 設計用震度 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 設計用水平震度（K_H）⊗ 1.0　○ 設計用鉛直震度（K_V）⊗ 0.5　○ ／ 設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形角 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 ○ 1/100　○ 1/200 ／ 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと ・パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合：　⊗ 図示、○（　　） ・パネル相互の目地幅（mm）：　⊗長辺（　　mm）、⊗ 短辺（　　mm） パネル幅 ／ 900mm以下の場合 ／ 900mmを超える場合 長辺の目地幅 ／ ⊗ 10mm以上、○（　　） ／ ⊗ 15mm以上、○（　　） 短辺の目地幅 ／ ⊗ 15mm以上、○（　　） ／ ⊗ 15mm以上、○（　　） ・出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm)：　⊗ 15mm程度、○（　　） ・耐火構造以外の目地及び隙間の処理　：　⊗ パネル製造所の仕様、○（　　） やむを得ず穴あき込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する。 孔あけ及び欠き込みの大きさ ／ 切断後のパネルの残り部分の幅 パネルに孔あけを設ける場合 ／ 短辺 ／ パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下 ／ 150mm以下 長辺 ／ 500mm以下 ／ 300mm以下 パネルに欠き込み を設ける場合 ／ 短辺 ／ パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下 ／ 300mm以下 長辺 ／ 500mm以下 ／ 300mm以下

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築工事特記仕様書（１）				
図面枚数	101葉中1	縮尺	―		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-01	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

章	項目	特記事項

9 防水工事

● 1.アスファルト防水

(9.2.2～5)(表 9.2.3～9)

屋根保護防水
・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○ A-1			⊠ ポリスチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ○
○ A-2			
○ A-3			
○ B-1			
○ B-2			
● AI-1	屋根	JIS A 9521に基づく押出ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) 厚さ 25 mm	⊠ フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ○
○ AI-2			
○ AI-3			
○ BI-1			
○ BI-2			

・改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.2.3から表9.2.4による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ○( ) mm以上
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.2.5から表9.2.6による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ○( ) mm以上
・立上り部への断熱材及び絶縁用シート ：
⊠ 設置しない、○ 設置する
・平場の保護コンクリートの厚さ ：
こて仕上げ ⊠ 水下 80mm以上、○( )
床タイル張り ⊠ 水下 60mm以上、○( )
・立上り部の保護方法 ：
○ 乾式保護材（品質・性能及び試験方法は、建築材料等品質性能表による）
窯業系パネルI類 厚さ( ) mm、幅( ) mm
○ れんが押え（ ⊠ JIS R 1250、○ ）
● コンクリート押え
○ モルタル押え（屋内）

屋根露出防水
・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
○ D-1			⊠ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ○	⊠ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ D-2					○ 適用する
○ DI-1		標準仕様書9.2.2(9) 種類：			○ 適用する
○ DI-2		厚(mm)：			○ 適用する

・改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.2.8による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ○( ) mm以上
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.2.7及び表9.2.8による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ○( ) mm以上
・絶縁断熱工法のルーフドレイン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ：
⊠ 図示、○( )
・絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 ：
種類 ⊠ アスファルトルーフィング類の製造所の指定、○( )
設置数量 ⊠ アスファルトルーフィング類の製造所の指定、○(個)

屋内防水
・防水層の種別 ：

種別	施工箇所
○ E-1	
○ E-2	

・保護層 ：○ 設ける（ ⊠ 図示、○ ）、○ 設けない
・E-1の工程3を行う部位 ：
⊠ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位
○ （ ）
・防水層の下地の立上り ：
⊠ コンクリート打放し仕上げ 標準仕様書表6.2.4[打放し仕上げ種別]のB種
○ （ ）
・立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ：
⊠ アルミニウム製 L-30*15*2.0mm程度、○（ ）
・防水層の下地のモルタル塗り ：
○ 適用する（施工範囲：⊠ 図示、○ ）、○ 適用しない
・屋根排水溝 ：⊠ 図示、○（ ）

○ 2.改質アスファルトシート防水

(9.3.2,3)(表 9.3.1～3)

屋根露出防水
・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	断熱材 G	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
○ AS-T1				⊠ 改質アスファルトシートの製造所の仕様 ○	⊠ 改質アスファルトシートの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ AS-T2						○ 適用する
○ AS-T3						○ 適用する
○ AS-T4						○ 適用する
○ AS-J1						○ 適用する
○ ASI-T1		標準仕様書9.3.2(3)ｳ 種類：	○ 設ける 改質アスファルトシートの製造所の仕様 ○ 設けない			○ 適用する
○ ASI-J1		厚(mm)：				○ 適用する

・改質アスファルトシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ○( ) mm以上
・粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ( ) mm以上
・部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
○ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○( )
材料構成による区分 ⊠ R種
厚さ ( ) mm以上
・立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ：
⊠ アルミニウム製 L-30*15*2.0mm程度、○ （ ）

○ 3.合成高分子系ルーフィングシート防水

(9.4.2～4)(表 9.4.1～3)

屋外防水
・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	可塑剤移行防止シートの材質	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
○ S-F1				⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ S-F2						○ 適用する
○ S-M1				⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ S-M2						○ 適用する
○ SI-F1			標準仕様書9.4.2(3)ｴb 種類： 厚(mm)：	⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ SI-F2						○ 適用する
○ SI-M1			標準仕様書9.4.2(3)ｴa 種類：	⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	⊠ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ SI-M2		⊠ 発泡ポリエチレンシート ○	厚(mm)：			○ 適用する

・SI-F1、SI-F2、SI-M1及びSI-M2の仕様面 ：
⊠ 非歩行仕様、○ 軽歩行仕様
・SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム ：
○ 設置する、○ 設置しない

屋内防水
・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗り厚さ
○ S-C1		mm	⊠ 7mm以下、○

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類 ：
目地割 ⊠ 目地割2㎡程度、最大目地間隔3mm程度、○ （ ）
目地の種類 ⊠ 押し目地、○（ ）
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ ：
⊠ 標準仕様書表9.4.1、表9.4.2、及び表9.4.3による
○ JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類（ ）、厚さ（ ）mm以上
固定金具の材質及び寸法形状 ：
⊠ 厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼鈑又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
○ （ ）
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量 ：
⊠ ルーフィングシートの製造所の仕様
○ 種類（ ）、設置装置（ 個）
接着工法の場合のPCコンクリート部材下地の目地処理 ：
○ 行う（ ⊠ 図示、○ ）、○ 行わない
PCコンクリート下地の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1の場合） ：
○ 行う（ ⊠ 図示、○ ）、○ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○ 1.15、○1.3）倍の風圧力に対応した工法

● 4.塗膜防水

(9.5.3)(表 9.5.1、2)

・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水 G
○ X-1		○ 主材料の製造所の仕様 ○	⊠ 主材料の製造所の仕様 ○		○ 適用する
● X-2	庇上端	● 主材料の製造所の仕様 ○	⊠ 主材料の製造所の仕様 ○		○ 適用する
○ Y-1	⊠ 地下外壁防水 ○				
○ Y-2	⊠ 屋内防水 ○			⊠ 適用する ○ 適用しない	

・ウレタンゴム系塗膜防水K-1の脱気装置の種類及び設置数量 ：
種類 ⊠ 主材料の製造所の指定、○( )
設置数量 ⊠ 主材料の製造所の指定、○(個)

○ 5.ケイ酸質系塗布防水

(9.6.1、3、4)(表9.6.1)

・防水層の種別 ：

種別	施工箇所	備考
⊠ C-SU1		
○ C-SUP		

・防水層の下地 ：
壁 ：⊠ コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4 B種）、○ （ ）
天井部 ：⊠ コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4 B種）、○ （ ）
・下地処理 ：
コンクリートの打継ぎ箇所の処理 ：
⊠ 打継ぎ部分に対し、幅30mm及び深さ30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。
○ 図示、○( )
標準仕様書9.6.4(2)の(ｲ)、(ｳ) 以外の下地処理
○ 図示、○(

● 6.シーリング

(9.7.2～5)(表 9.7.1)

・シーリングの種類
下表以外は、標準仕様書表 9.7.1による。
ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外壁打継目地	PU-2
建具廻り	MS-2
パラペット立上り部	PS-2

・仕上げを行わない施工箇所 ：⊠図示、○（ ）
・シーリング材の目地寸法 ：
⊠ 標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による、○ 図示、○（ ）
・接着試験 ：⊠ 簡易接着性試験、○ 引張接着性試験

● 7.保証年限

● アスファルト防水 10年
○ 合成高分子系ルーフィングシート防水 ○10年、○ 15年
● 塗膜防水 5年 (X-1工法は、10年)
⊠ 受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

10 石工事

○ 1.施工

(10.1.3)

・石材の割付け ：⊠図示、○（ ）

○ 2.石材等

(10.2.1、3)(表10.2.1、2)

・天然石 ：

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法(mm)	表面仕上げの種類	バフ仕上げの有無	備考
○ 床石		⊠ 図示			

・テラゾブロック ：

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法(mm)	表面仕上げの種類	備考
	⊠ 大理石 ○ 花こう岩	⊠ 1.5～12 ○	○ 平もの ○ 役もの	○ 片面 ○ 両面			

・テラゾタイル ：

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げの種類	備考
	⊠ 大理石 ○ 花こう岩	⊠ 1.5～12 ○	○ 300型 ○ 400型		

・取付け用モルタル、既調合の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料等 ：
⊠ 専門工事業者の指定する製品、○( )

○ 3.外壁湿式工法

(10.2.2、3)(10.3.2、3)

・石材の厚さ ⊠図示 ○(mm)
・受金物 材質 ：⊠ SUS304、○ （ ）
形状及び寸法 ：○ L-75×75×6(mm)の加工 L=100mm
○ L-75×75×6(mm)の加工 L=150mm
・アンカーの材質及び径 ：⊠ SS400 M12、○( )
・あと施工アンカーの材質、寸法等 ：○ （ ）
・ドレインパイプの材質 ：○ 樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25～35φ
○( )
・石裏面処理 ：○ 適用する、○ 適用しない
・裏打ち処理 ：○ 適用する、○ 適用しない
・下地ごしらえ ：⊠ あと施工アンカー 横筋横流し工法
○ あと施工アンカー工法
○ 流し筋工法
・目地 ：
一般目地 目地幅(mm) ⊠ 6mm以上、 ○ （ ）
シーリング材 ○ 適用する、 ○ 適用しない
伸縮調整目地 位置 ⊠ 標準仕様書表11.1.1による、 ○ 図示
シーリング材の種類 ⊠ 標準仕様書表9.7.1による、 ○ 図示
シーリング材の目地寸法 ⊠ 幅・深さとも10mm以上、 ○ 図示

○ 4.内壁空積工法

(10.2.2)(10.4.2、3)

・石材の厚さ ⊠図示 ○(mm)
・受金物 材質 ⊠ SUS304、 ○ （ ）
形状及び寸法 ○ L-75×75×6(mm)の加工 L=100mm
○ L-75×75×6(mm)の加工 L=150mm
・あと施工アンカーの材質、寸法等 ：○ （ ）
・石裏面処理 ：○ 適用する、○ 適用しない
・裏打ち処理 ：○ 適用する、○ 適用しない
・下地ごしらえ ：⊠ あと施工アンカー・横筋流し工法
○ あと施工アンカー工法
・目地 ：
一般目地 目地幅(mm) ⊠ 6mm以上、 ○ （ ）
シーリング材 ○ 適用する、 ○ 適用しない
伸縮調整目地 位置 ⊠ 6m程度ごと、 ○ 図示
シーリング材の種類 ⊠ 標準仕様書表9.7.1による、 ○ 図示
シーリング材の目地寸法 ⊠ 幅・深さとも10mm以上、○ 図示

○ 5.外壁乾式工法

(10.2.2)(10.5.2、3)(表10.2.4)

・石材の厚さ ⊠図示 ○(mm)
・乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等 ：
⊠ 標準仕様書 表10.2.4による（方式 ○スライド方式、 ○ ロッキング方式）
○ 図示
・あと施工アンカーの材質及び寸法等 ：（ ）
・だぼ用の穴の位置 ：⊠ 標準仕様書10.5.2(2)(ｱ)による、 ○（ ）
・裏打ち処理 ：○ 適用する、○ 適用しない
・外壁の工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○ 1.15、○ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
・目地 ：目地幅(mm) ⊠ 8mm以上、○ （ ）
シーリング材の種類 ⊠ 標準仕様書表9.7.1による、 ○ 図示
シーリング材の目地寸法 ⊠ 幅・深さとも8mm以上、○ 図示

○ 6.床及び階段の石張り

(10.6.2、3)

・石材の厚さ ⊠図示 ○（ 床 mm、階段 mm ）
・浸透性吸収防水剤
（床石張り）○ 適用する ○ 適用しない
・石裏面処理
（床石張り）○ 適用する ○ 適用しない
（階段張り）○ 適用する ○ 適用しない
・裏打ち処理
（床石張り）○ 適用する ○ 適用しない
・一般目地 目地幅(mm) 屋外 ⊠ 4以上、 ○(）
屋内 ⊠ 3～6 、 ○(）
シーリング材 ○ 適用する、○ 適用しない
・伸縮調整目地 位置 ○ 図示、 ○ 標準仕様書10.6.2(5)(ｲ)
シーリング材の種類 ⊠ 標準仕様書表9.7.1による、 ○ 図示
シーリング材の目地寸法 ⊠ 幅・深さとも10mm以上、○ 図示

○ 7.笠木、甲板等の石張り

(10.2.2)(10.7.1、3)

・石材の厚さ ⊠図示 ○(mm)
・取付け工法 ：○ 外壁湿式工法、○ 乾式工法
・特殊部位用金物 ：
材質 ⊠ ステンレス(SUS304) 、○ （ ）
寸法等 引金物 ⊠ 標準仕様書10.2.2(3)による 、○ （ ）
だぼ ⊠ 標準仕様書10.2.2(3)による 、○ （ ）
かすがい ⊠ 標準仕様書10.2.2(3)による 、○ （ ）
受け金物 ⊠ 図示による、 ○ （ ）
・乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等 ：
⊠ 標準仕様書表10.2.4に準ずる（方式 ○ スライド方式、 ○ ロッキング方式）、○ 図示
・あと施工アンカーの材質、寸法等 ：○ （ ）
・石裏面処理 ：○ 適用する、○ 適用しない
・乾式工法の場合の取付け代 ：○ 70mm程度、○ （ ）
・石材裏面の補強用モルタル ：○ 適用する、○ 適用しない
・目地 ：
湿式工法の場合
一般目地 目地幅 ⊠ 6mm以上 、○ （ ）
シーリング材 ○ 適用する、 ○ 適用しない
伸縮調整目地 位置 ⊠ 標準仕様書表11.1.1による、 ○ 図示
シーリング材の種類 ⊠ 標準仕様書表9.7.1による、 ○ 図示
シーリング材の目地寸法 ⊠ 幅、深さとも10mm以上 、○ 図示
乾式工法の場合
目地材 ⊠ 8mm以上、 ○ （ ）
シーリング材の種類 ⊠ 標準仕様書表9.7.1による、 ○ 図示
シーリング材の目地寸法 ⊠ 幅・深さとも8mm以上、○図示

11 タイル工事

○ 1.伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

(11.1.3)(表11.1.1)

・位置 ：⊠ 標準仕様書表11.1.1による、 ○ 図示
・目地寸法 ：⊠ 標準仕様書9.7.3による、 ○（ ）

○ 2.見本焼き試験施工

(11.1.4)

見本焼き：
○ 行う（施工箇所： ）○行わない
試験張り：
○ 行う（ 範囲、仕様等は図示 ）○行わない

○ 3.セメントモルタルによるタイル張り

(11.2.2、6)

・タイルの形状、寸法等 ：標準的な曲がりの役物は一体成形とする

施工箇所				
種類				
形状寸法(mm)				
再生材料 G	○適用する	○適用する	○適用する	○適用する
吸水率による区分	○ I ○ II ○ III	○ I ○ II ○ III	○ I ○ II ○ III	○ I ○ II ○ III
うわぐすり	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
役物	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
色	○標準 ○特注	○標準 ○特注	○標準 ○特注	○標準 ○特注
耐凍害性	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
耐滑り性	○	○	○	○
備考				

・既調合モルタル ：
モルタル下地とたるタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
・既調合目地材 ：
（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
・下地モルタル塗りのコンクリート素地面の処理 ：
⊠ 目荒し工法（高圧水洗処理）、 ○ MCR工法、○（ ）
・壁タイル張りの工法 ：
内装タイル ○ 密着張り、 ○ 改良圧着張り
外装タイル ○ 密着張り、 ○ 改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル ○マスク張り、 ○ モザイクタイル張り

○ 4.有機系接着剤によるタイル張り

(11.3.2～5)

・タイルの形状、寸法等 ：標準的な曲がりの役物は一体成形とする

施工箇所				
種類				
形状寸法(mm)				
再生材料 G	○適用する	○適用する	○適用する	○適用する
吸水率による区分	○ I ○ II ○ III	○ I ○ II ○ III	○ I ○ II ○ III	○ I ○ II ○ III
うわぐすり	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
役物	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
色	○標準 ○特注	○標準 ○特注	○標準 ○特注	○標準 ○特注
耐凍害性	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
耐滑り性	○	○	○	○
備考				

・内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量 ：⊠ F☆☆☆☆ ○ （ ）
・下地調整塗りを行うコンクリート素地面の処理 ：
○ MCR工法、 ○目荒し工法（高圧水洗処理）、 ○ （ ）
・目地のシーリング材 ：
打継ぎ目地 ⊠ポリウレタン系シーリング材 、○( )
ひび割れ誘発目地 ⊠ポリウレタン系シーリング材 、○( )
伸縮調整目地 ⊠変成シリコーン系シーリング材、○( )
その他の目地 ⊠変成シリコーン系シーリング材、○( )

・外装タイルの目地詰め
⊠ 行う ○ 行わない

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事
図面名称	建築工事特記仕様書（2）
図面枚数	101業中2 縮尺 —
完成	令和 年 月 日 工事番号 施改9第1号
区画記号	大分 — 1 千葉県企業局
整理番号	A-02 施工業者
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図	

章	項目	特記事項
12 木工事	○ 1.表面仕上げ	見え掛り面の表面仕上げの程度 (12.1.4) ☒ プレーナー加工仕上げ 適用箇所 ： ○ 図示による、 ○（ ） ○ 超自動機械かんな 適用箇所 ： ○ 図示による、 ○（ ） ○ サンダー 適用箇所 ： ○ 図示による、 ○（ ）
	○ 2.施工一般	(12.2.1) 材料のホルムアルデヒド放散量 ： ☒ F☆☆☆☆ ○（ ）
	○ 3.製材 Ⓖ	(12.2.1) (12.4.1) (12.5.1) (12.6.1) (12.7.1) ・JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材 ：

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	等級（材料の品質）	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			☒ 2級 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない
			☒ 2級 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない

・JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	等級（材料の品質）	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面			☒ 上小節 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない
見え掛り面以外			☒ 小節以上 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない
				☒ A種 ○ B種 ○		

・JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	等級（材料の品質）	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			☒ 1等 ○	☒ 10%以下 ○ A種 ○ B種		○ する ○ しない
			☒ 1等 ○	☒ 10%以下 ○ A種 ○ B種		○ する ○ しない

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		○ ○ 造作材 （☒ A種、○ B種）	☒ A種 ○ B種 ○	○ する ○ しない	○ する ○ しない
		○ ○ 造作材 （☒ A種、○ B種）	☒ A種 ○ B種 ○	○ する ○ しない	○ する ○ しない

○ 4.造作用集成材 Ⓖ					(12.2.1)

・JAS 1152（集成材）に基づく造作用集成材 ：

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない
					☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない

・JAS 1152（集成材）に基づく化粧ばり造作用集成材 ：

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない
		化粧薄板： 芯材：				☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない

・JAS 1152（集成材）以外の造作用集成材 ：

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない
				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない

・JAS 1152（集成材）以外の化粧ばり造作用集成材 ：

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない
	化粧薄板： 芯材：				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない

○ 5.造作用単板積層材 Ⓖ					(12.2.1)

・JAS 0701 に基づく造作用単板積層材 ：

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の化粧加工	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			○ 有り（加工 ○ 天然木加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（等級 ○ 1等、○ 2等、○ 3等）	○ する ○ しない	○ する ○ しない
			○ 有り（加工 ○ 天然木加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（等級 ○ 1等、○ 2等、○ 3等）	○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 0701 以外の造作用単板積層材 ：

施工箇所	寸法(mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		○ 有り（加工 ○ 天然木加工、 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（ ）	☒ 14%以下 ○	○ する ○ しない	○ する ○ しない
		○ 有り（加工 ○ 天然木加工、 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（ ）	☒ 14%以下 ○	○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 3079 に基づく直交集成板 Ⓖ ：

施工箇所	品名	曲げ性能（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用
							○ する ○ しない
							○ する ○ しない

章	項目	特記事項
12 木工事	○ 6.合板等	(12.2.1) ・JAS 0233（合板）に基づく普通合板 Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用
	☒ 5.5 ○		☒ 1類 ○ 2類	広葉樹☒ 2等以上、○ 1等 針葉樹☒ C-D以上、○	○ する ○ しない	○ する ○ しない
					○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 0233（合板）に基づく構造用合板 Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	防虫処理の適用	間伐材等の適用
	☒ 12 ○	☒ 2級以上 ○ 1級		☒ 1類 ○ 特類	☒ C-D以上 ○		○ する ○ しない	○ する ○ しない
							○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 0233（合板）に基づく化粧ばり構造用合板 Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			☒ 1類 ○ 特類	○ する ○ しない	○ する ○ しない
				○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 0233（合板）に基づく天然木化粧用合板 Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			☒ 1類 ○ 2類	○ する ○ しない	○ する ○ しない
				○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 0233（合板）に基づく特殊加工化粧合板 Ⓖ ：

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
					☒ 1類 ○ 2類	○ する ○ しない	○ する ○ しない
						○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JIS A 5908（パーティクルボード）に基づくパーティクルボード Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
	☒ 15 ○		☒ 13タイプ ○	☒ P又はM ○		○ する ○ しない
						○ する ○ しない

・JAS 0360 に基づく構造用パネル ：

施工箇所	品名	寸法(mm)

・JIS A 5905（繊維板）に基づくMDF Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
						○ する ○ しない
						○ する ○ しない

○ 7.接合具等	(12.2.2)	

・造作材の化粧面の釘打ち
☒ 適用する（ ☒隠し釘打ち ○ ） ○ 適用しない
・諸金物の形状、寸法及び材質 (12.2.2) （表12.2.3～表12.2.5）
☒ 標準仕様書12.2.2(2)(7)による
・接着剤（木れんが用接着を含む）のホルムアルデヒド放散量 ： (12.2.2、3)
☒ F☆☆☆☆

○ 8.防腐・防蟻処理	(12.3.1、2)	

・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材 ：
適用部位 ○（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 ：

適用部材	保存処理性能区分
	○ K2、○ K3、○ K4
	○ K2、○ K3、○ K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 ：

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	☒ 薬剤の製造所の仕様による ○	☒ JIS K 1571に適合又は同等品 ○

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位 ○（ ）
・合板等の加圧注入処理の適用
適用部位 ○（ ）

○ 9.不燃処理木材等	(12.3.3)	

・不燃材料
適用箇所 ： ○ 図示による、 ○（ ）
・準不燃材料
適用箇所 ： ○ 図示による、 ○（ ）
・難燃材料
適用箇所 ： ○ 図示による、 ○（ ）

○ 10.内部間仕切軸組及び床組	(12.4.1)	

・間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ 杉 又は 松 ○
・床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ 杉 又は 松 ○

○ 11.窓、出入口その他	(12.5.1)	

・窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉
○

○ 12.床板張り	(12.6.1)	

・縁甲板及び上がりかまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ ひの き ○

○ 13.壁及び天井下地	(12.7.1)	

・壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ 杉 又は 松 ○

章	項目	特記事項
13 屋根及びとい工事	○ 1.長尺金属板葺	(13.2.2、3)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	☒ JIS G 3322の屋根用コイル ○			○ 心木なし瓦棒葺 ○ 立平葺 ○ 縞掛葺 ○ 横葺	

・下葺材料 ： ○ アスファルトルーフィング 940
○ 改質アスファルトルーフィング下葺材
（ ○ 一般タイプ、○ 複層基材タイプ、 ○ 粘着層付タイプ）
・横葺きの場合のけらば納め
○ つかみ込み納め ○ けらば包み納め
・工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の (○ 1、○1.15、 ○ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法
・雪止め ： ○ 設置する（設置箇所：☒ 図示、○ ）
○ 設置しない

○ 2.折板葺	(13.2.2) (13.3.2、3)(表 13.2.1)	

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	○ 重ね形 ○ はぜ締め形 ○ かん合形			（ ）種	☒ 鋼板製 ○ アルミニウム合金板製		○ 有り ○ 無し	○ 30分 ○ 無し

・材料 ： 板及びコイルの種類 ☒JIS G 3322の屋根用、 ○（ ）
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量 ○（ ）
・断熱材張り ○ 行う（種別. 、厚さ(mm). 、防火 性能. 時間）
○ 行わない
・工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の (○ 1、○1.15、 ○ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法
耐雪性能に対応した工法の適用
○ 適用する ○ 適用しない
折板のけらば納め
☒ けらば包みによる方法、 ○ （ ）

○ 3.粘土瓦葺	(13.4.2、3)	

施工箇所	種類 製法による区分	形状による区分	寸法による区分	大きさ	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦の採用
							○ する ○ しない
							○ する ○ しない

・JIS A 5208に基づく凍害試験等 ： ☒ 行わない、○ 行う
・瓦桟木 ： 材質 ☒ 杉、○ ひのき、○（ ）
寸法 ☒ 幅21×高さ15(mm)、○ （ ）
・棟補強用心材 ： 材質 ☒ 杉、○ ひのき、○（ ）
寸法 ☒ 幅40×高さ30(mm)、○ （ ）
・瓦緊結用釘及びねじ
種類（ ） 径（ ） 長さ（ ）
・棟補強等に使用する金物等 ：
材質 ○ ステンレス製、 ○ 亜鉛めっき処理を行った鋼製
形状、寸法、留め付け等 ☒ 図示、○（ ）
・工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の (○ 1、○1.15、 ○ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法
・瓦桟木の留付け工法 ☒ 図示、○（ ）
・棟の工法 標準仕様書13.4.3(4)による、 ○ 7寸丸伏せ棟又はF形用冠瓦伏せ棟
○ のし積み棟
・面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
○ モルタル ○ 瓦葺き用しっくい

● 4.とい	(13.5.2、3)(表 13.5.1～4)	

・といその他の材種 ：
○ 配管用鋼管、● 硬質ポリ塩化ビニル管、 ● ルーフドレイン、
○ 表面処理鋼板（ ○ 表面及び裏面の塗膜の種類： ○ 耐酸被覆鋼板 ）
・とい受金物 ：
材種 ☒ 表13.5.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）、○（ ）
形状 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
取付け間隔 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
・足金物 ：
材種 ☒ 表13.5.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）、○（ ）
形状 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
取付け間隔 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
・多雪地域の場合の軒どいの取付間隔 ： ☒ 0.5m以下 、 ○（ ）
・防露材のホルムアルデヒド放散量 ： ☒ F☆☆☆☆、 ○（ ）
・鋼管製といの防露巻き ：
☒ 適用する（工法 ☒ 標準仕様書表13.5.4による、○ ）
○ 適用しない
・ルーフドレン

種別		呼び	施工箇所
● ろく屋根用（ ○ 縦型、● 横型）	☒ ねじ込み式 ○		屋根
● バルコニー用	● ねじ込み式 ○ 差し込み式		搬入用バルコニー
○ バルコニー中継用	○ ねじ込み式 ○ 差し込み式		

章	項目	特記事項

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事
図面名称	建築工事特記仕様書（3）
図面枚数	101葉中3 縮尺 —
完成	令和 年 月 日 工事番号 施改9第1号
区画記号	大分 — 1 千葉県企業局
整理番号	A-03 施工業者
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

章	項目	特記事項

14 金属工事

● 1. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

(14.2.1)(表14.2.1)

種別	色合い等	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
○ AB-1種		
○ AB-2種		
○ AC-1種		
○ AC-2種		
○ BA-1種		
○ BA-2種		
○ BB-1種		
● BB-2種		パルコニー手摺
○ BC-1種		
○ BC-2種		
○ C種		

色合い等（シルバー、アンバー、ブロンズ、ブラック系、ステンカラー、特注色）

・陽極酸化皮膜の着色方法　：⊠　二次電解着色、○　三次電解着色

○ 2. 鉄鋼の亜鉛めっき

(14.2.2)（表14.2.2）

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
○ 溶融亜鉛めっき	○ A種	
	○ B種	
	○ C種	
	○ D種	
○ 電気亜鉛めっき	○ E種	
	○ F種	

○ 3. 軽量鉄骨天井下地

(14.4.2～4)(表14.4.1)

・野縁等の種類　：　屋外（ ⊠ 25形、○　19形）
　　屋内（ ⊠ 19形、○　25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（○ 1、○1.15、○ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
　野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　○　図示、○（　　）
　周辺部の端からの間隔　　○　図示、○（　　）
　野縁の間隔　　○　図示、○（　　）
・吊りボルトの間隔が900㎜を超える場合　：
　補強方法　⊠　図示、　○（　　）
・天井のふところが3.0mを超える場合　：
　補強方法　⊠　図示、　○（　　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強　：
　補強箇所　⊠　図示、　○（　　）
　補強方法　⊠　図示、　○（　　）
・特定天井　：
　範囲　　○　図示、　○（　　）
　特定天井の設計用震度及びクリアランス
　　特定天井告示（平成25年国土交通省告示第771号）による特定天井の設計用震度
　　検証ルート（　　）

室名	階	設計用水平震度（K_H）	設計用鉛直震度（K_V）	クリアランス（mm）

・特定天井以外の在来工法による吊り天井のうち天井材の落下により著しい影響が
　ある室のもの（緊結吊天井）　：
　範囲　　○　図示、　○（　　）
　補強方法
　　標準仕様書14.4.2～14.4.4に加えて、天井下地材における耐震性を考慮した補強は、
　　以下の1)～4)のとおりとする。
　　1)　野縁受けは、相互にジョイントを差し込んだ上でねじ留め。
　　2)　野縁や野縁受けの隣り合うジョイントの位置は、互いに 1m 以上離し、
　　千鳥状に配置。
　　3)　野縁受けと吊ボルトの接合に用いるハンガーは、ねじ留め等の措置（開き止め）
　　を講じる。
　　4)　野縁と野縁受けの接合に用いるクリップは、特定天井告示第3第3項に適合する
　　天井に用いられるもの、または、耐風圧クリップ相当の緊結度合を「新たな特定
　　天井の技術基準（天井と周囲の壁等との間に隙間を設けない仕様の追加）の解説
　　（平成28年7月版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所他）の「付録1
　　クリップの接合部の衝撃試験」により確認されたものを使用する。
　　なお、当該クリップは、JIS A 6517にならなくてもよいものとする。
・システム天井　：
　範囲　　○　図示、　○（　　）
　種別　　⊠　グリッドタイプ
　耐震性
　　以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
　　なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
　　設計用水平震度（K_H）⊠ 1.0 、○（　　）
　　設計用鉛直震度（K_V）⊠ 0.5 、○（　　）
　　層間変形角　　○ 1/100、○ 1/200、 ○（　　）

○ 4. 軽量鉄骨壁下地

(14.5.3,4)(表14.5.1)

・スタッド、ランナーの種類　：
　⊠　標準仕様書14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類、　○　図示
・スタッドの高さが5.0mを超える場合　：⊠ 図示、○（　　）
・出入口及びこれに準ずる開口部の補強　：
　⊠　標準仕様書14.5.4(5)による、○（　　）

○ 5. 金属成形板張り

(14.6.2,3)

・種別　　：⊠図示、○（　　）
・表面処理　　：○図示、○（　　）
・取付け用下地　：○標準仕様書14.4による、○　図示
・伸縮調整継手　：○設ける（施工箇所 ○ 図示、○（　　））
　　○設けない

● 6. アルミニウム製笠木

(14.7.2、3)(表 14.2.1)(表 14.7.1)

・種類　　：○ 250形、○　300形、 ● 350形
・表面処理　：● 種別　（ BB-2 ）種
　色合等　　● 標準色（ ○ アンバー、○ ブロンズ、○ ブラック系、○ ステンカラー）
　　○ 特注色（　　）
・笠木の固定金具の工法等　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（● 1、○1.15、 ○ 1.3）倍の風圧力に対応した工法

15 左官工事

○ 1. ラス系下地

(15.2.4)

・下地の種類
　○　通気構法　（ ○二層下地　　○ 単層下地 ）
　○　直張り構法（ ○ラスモルタル下地　　○ ラスシートモルタル下地 ）
　○　図示による（外張断熱工法で断熱材の外側に野縁を施工する形式の通気構法を行う場合）
・材料
　ラス材及び補強用平ラス
　　種類記号（ ⊠K　　○　　）
　　種類及び単位面積当たりの質量
　　○二層下地通気構法
　　○ 波形ラス（W700）　　○ こぶラス（K800）　　○　力骨付きラス（ＢＰ700）
　　○単層下地通気構法
　　○ リブラスＣ（ＲＣ800）にターポン紙などの裏打ち材と一体化したラス
　　○（　　）
　ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分
　　⊠ＬＳ４（耐力壁の場合）　　○（　　）
　ステープルの形状及び寸法
　　○Ｌ925ＴＳ以上（リブラスＣ（ＲＣ800）の場合）
　　○Ｌ1019ＪＳ以上（波型ラス（W700）の場合）

○ 2. せっこうボードその他のボード下地

(15.2.5)

・せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ
　種類（○GB-R　　○GB-L　○　　）　厚さ（　　mm）
・木質系セメント板の種類及び厚さ
　種類（○　　）　厚さ（　　mm）

○ 3. こまい下地

(15.2.6)

・建築基準法に基づく耐力壁の指定　○なし　　○あり

○ 4. 木ずり下地

(15.2.7)

・材料
　木ずり用小幅板の材種　　⊠ 杉（心去り材）　○（　　）

● 5. モルタル塗り

(15.3.2、5)

・モルタル　　：●　現場調合材料、○　既調合材料（　　）
・既製目地材　：○　設ける（施工箇所（　　）、形状（ ⊠図示、　　）
　　●　設けない
・床の目地　　：○　設ける（目地割り　⊠ 2㎡程度（最大目地間隔3m程度）、○　　）
　　（種類　　⊠ 押し目地、○　　）
　　●　設けない
・外装タイル張り下地等の下地モルタル等塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験　：
　　○　適用する、● 適用しない
・防水剤　：　品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による

● 6. 仕上塗材仕上げ

(15.6.2)

・建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　：⊠　Ｆ☆☆☆☆、○（　　）
・仕上塗材の種類　：

薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 外装薄塗材 Si	○	仕上げの形状
○ 可とう形外装薄塗材 Si	○	● 砂壁状
● 外装薄塗材 E	○	○ ゆず肌状 （ ○ 吹付け、○　ローラー塗り）
○ 可とう形外装薄塗材 E	○	○ さざ波状
○ 防水形外装薄塗材 E	○	○ 平たん状
○ 外装薄塗材 S	○	○ 凹凸状 （ ○ 吹付け、○　こて塗り）
○ 内装薄塗材 C	○	○ 着色骨材砂壁状 （ ○ 吹付け、○こて塗り）
○ 内装薄塗材 L	○	○ 砂壁状じゅらく
○ 内装薄塗材 Si	○	○ 京壁状じゅらく
○ 内装薄塗材 E	○	工法
○ 内装薄塗材 W	○	吸放湿性　○ 適用する、○　適用しない

厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 外装厚塗材 C	○	仕上げの形状
○ 外装厚塗材 Si	○	○ 吹放し、　○ 凸部処理、　○　平たん状
○ 外装厚塗材 E	○	○ 凹凸状、　○ ひき起こし、○　かき落とし
○ 内装厚塗材 C	○	
○ 内装厚塗材 L	○	工法等
○ 内装厚塗材 G	○	吸放湿性　　○適用する、○ 適用しない
○ 内装厚塗材 Si	○	上塗材　　○適用する、○ 適用しない
○ 内装厚塗材 E	○	

複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 被層塗材 CE	○	仕上げの形状
○ 可とう形複層塗材 CE	○	○ ゆず肌状、○　凸部処理、 ● 凹凸状
○ 複層塗材 Si	○	工法等
○ 複層塗材 E	○	耐候性　⊠ 耐候形３種、 ○
○ 複層塗材 RE	○	上塗材
○ 防水形複層塗材 CE	○	溶媒　⊠ 水系、○ 溶剤系、○　弱溶剤系
○ 防水形複層塗材 E	○	樹脂　⊠ アクリル系、● フッ素系
● 防水形複層塗材 RE	○	外観　⊠ つやあり、○　つやなし、
○ 防水形複層塗材 RS	○	○ メタリック

軽量骨材仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料
○ 吹付用軽量塗材	○
○ こて塗用軽量塗材	○

○ 7. マスチック塗料塗り

(15.7.2)

・標準仕様書15.7.2による

○ 8. しっくい塗り

(15.10.1～4)

・下地の種類 ○（　　）
　　○ 標準仕様書15.10.1による場合以外の下地への適用（　　）
・材料
　　○ 標準仕様書15.10.2(1)(ｱ)、(ｲ)による
　　色しっくい　：○ 適用する　　○ 適用しない
　　○（　　）
・調合及び塗厚
　　既調合しっくい　　⊠標準仕様書15.10.3(1)による　　○（　　）
　　現場調合しっくい　⊠標準仕様書15.10.3(2)による　　○（　　）
・既調合しっくいの上塗り仕上げ工法
　　○なで切り仕上げ、　　○パターン仕上げ、　　○　押え仕上げ

○ 9. ロックウール吹付け

(15.12.2、3)

・ロックウールのホルムアルデヒド放散量　：⊠　Ｆ☆☆☆☆、○（　　）
・接着剤のホルムアルデヒド放散量　　：⊠　Ｆ☆☆☆☆、○（　　）
・吹付け厚さ(mm)　：　○図示、○ 25、○（　　）

16 建具工事

○ 1. 防火戸

(16.1.3)

　○ 建具表による、○　（　　）

● 2. 見本の製作等

(16.1.4)

・建具見本の製作　　：○ 行う（建具符号：　　）、● 行わない
・建具見本の程度　：○ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
　　○ 納まり等が分かる程度のもの
・特殊な建具の仮組　：○ 行う（建具符号：図示）
　　● 行わない

○ 3. 防犯建物部品

(16.1.6)

　○ 適用する（ ○ 建具表による、○　図示）、○　適用しない

● 4. アルミニウム製建具

(16.2.2、4、5)（表14.2.1)(表16.2.1、2)

・性能値等　：
　耐風圧性の等級（●　S-5　　）、建具符号（● 建具表による、○　　）
　気密性の等級　（●　A-3　　）、建具符号（● 建具表による、○　　）
　水密性の等級　（●　W-4　　）、建具符号（● 建具表による、○　　）
外部に面する建具の種別
○　A種（建具符号　○建具表による、○　　）
●　B種（建具符号　●建具表による、○　　）
○　C種（建具符号　○建具表による、○　　）
○　D種（建具符号　○建具表による、○　　）
○　E種（建具符号　○建具表による、○　　）

防音ドア、防音サッシとする場合
　○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
断熱ドア、断熱サッシ ⓓとする場合
　○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
・耐震性能（特定室等及び避難経路の扉）：
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
　○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
重量がある扉
　以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
　なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
　　設計用水平震度（K_H）⊠ 1.0、○（　　）
　　設計用鉛直震度（K_V）⊠ 0.5、○（　　）
　　建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
・材料、形状及び仕上げ、工法　：
ステンレス鋼板（⊠　SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○　　）
枠の見込み寸法　○ 建具表による、○（　　）
アルミニウムの表面処理
　外部に面する建具　種別 ○ BB-1種、 ● BB-2種（標準仕様書 表14.2.1）
　　着色 ● 標準色、 ○ 特注色
　屋内の建具　　種別 ○ BC-1種、 ○ BC-2種（標準仕様書 表14.2.1）
　　着色 ○ 標準色、 ○ 特注色
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠　HL程度、○　No.2B程度、○（　　）
結露水の処理方法　⊠　排水式、　○（　　）
水切り板、ぜん板　⊠　図示、○（　　）
木下地の場合の内付け建具　○ 適用する　　○ 適用しない

● 5. 網戸等

(16.2.3)

種類	材質	線径	網目
● 防虫網	○ 合成樹脂製 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス(SUS316)製	⊠ 0.25mm以上 ○	⊠ 16～18メッシュ ○
○ 防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

○ 6. 樹脂製建具

(16.3.2～5)(表16.3.1～3)

・性能値等　：
　耐風圧性の等級（○　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
　気密性の等級　（○　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
　水密性の等級　（○　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
外部に面する建具の種別　：
　○　A種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
　○　B種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
　○　C種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
　○　D種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
　○　E種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
防音ドア、防音サッシ
　○　遮音性の等級　○ T-1種、　○ T-2種
　　建具符号（ ○　建具表による、○　　）
断熱ドア、断熱サッシ ⓓ
　　断熱性の等級　○ H-4種、　○ H-5種、　○ H-6種、　○ H-7種、　○H-8種
　　建具符号（ ○　建具表による、○　　）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級
　　○ N-1種、　○ N-2種、　○ N-3種
・材料、形状及び仕上げ、工法　：
ガラス　　⊠　複層ガラス、　○（　　）
枠の見込み寸法　　○　建具表による、○（　　）
表面色　　○　標準色、　　○　特注色
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠　HL程度、○　No.2B程度、○（　　）
水切り板、ぜん板　⊠　図示、　○（　　）
木下地の場合の内付け建具　○ 適用する　　○ 適用しない

● 7. 鋼製建具

(16.2.2)（16.4.2～4）(表16.4.2)

・性能値等　：
　簡易気密型ドアセット　　●　適用する（建具符号（ ● 建具表による、○　　）
　　○　適用しない
　外部に面する建具の耐風圧性 ○　S-4、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　　●　S-5、建具符号（ ● 建具表による、○　　）
　　○　S-6、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
・耐震性能
　RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
　　○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
　重量がある扉
　　以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
　　なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
　　設計用水平震度（K_H）⊠ 1.0、○（　　）
　　設計用鉛直震度（K_V）⊠ 0.5、○（　　）
　　建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
　防音ドア、防音サッシとする場合
　　○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
　断熱ドア、断熱サッシ ⓓとする場合
　　○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
・大型建具　：⊠　適用しない（表16.4.2による）
　　○　適用する（建具符号、枠の見込み寸法：建具表による）
・材料、形状及び仕上げ　：
ステンレス鋼板　　⊠SUS304・SUS430JIL・SUS443JI、○（　　）
鋼板の厚さ　⊠　標準仕様書表16.4.2による、
　　○　（　　(使用箇所　　)）
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度、　○No.2B程度、○（　　）
標準型鋼製建具の形式及び寸法　　⊠建具表による、○（　　）

○ 8. 鋼製軽量建具

(16.2.2)(16.5.2～4)(16.5.6)(表16.5.1)

・性能値等　：
　簡易気密型ドアセット　　○　適用する（建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　　○　適用しない
　防音ドア、防音サッシとする場合
　　○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
　防音性能を求める場合
　　建具符号　○ 建具表による、　○（　　）
　　防音充填材　○ グラスウール、　○ ロックウール
　断熱ドア、断熱サッシ ⓓとする場合
　　○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
・耐震性能
　RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
　　○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
　重量がある扉
　　以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
　　なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
　　設計用水平震度（K_H）⊠ 1.0、○（　　）
　　設計用鉛直震度（K_V）⊠ 0.5、○（　　）
　　建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
・材料、形状及び仕上げ　：
鋼板　　○ 亜鉛めっき鋼板、○ ビニル被膜鋼板、○　カラー鋼板、
　　○ ステンレス鋼板（⊠　SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○　　）
召合せ、縦小口包み板の材質　○　鋼板、○　建具表による
鋼板の厚さ　⊠　標準仕様書表16.5.1による
　　○　（　　(使用箇所　　)）
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度、　○No.2B程度、○（　　）
標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法　　⊠建具表による、○（　　）

○ 9. ステンレス製建具

(16.2.2)(16.4.2)(16.6.2～5)

・性能値等　：
　簡易気密型ドアセット　　○　適用する（建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　　○　適用しない
　外部に面する建具の耐風圧性 ○ S-4、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　　○ S-5、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　　○ S-6、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　防音ドア、防音サッシとする場合
　　○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
　断熱ドア、断熱サッシ ⓓとする場合
　　○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○　建具表による、○　　）
・耐震性能
　RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
　　○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
　重量がある扉
　　以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
　　なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
　　設計用水平震度（K_H）⊠ 1.0、○（　　）
　　設計用鉛直震度（K_V）⊠ 0.5、○（　　）
　　建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
・材料、形状及び仕上げ、工法　：
鋼板　　⊠　SUS304・SUS430JIL・SUS443JI、○（　　）
表面仕上げ　⊠　HL仕上げ、○　鏡面仕上げ、○（　　）
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度、　○No.2B程度、○（　　）
ステンレス鋼板の曲げ加工　⊠　普通曲げ、○　角出し曲げ

○ 10. 木製建具

(16.7.2～4)

・建具材の加工、組立時の含水率　：⊠A種、○(　　)
・建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　：
　⊠　Ｆ☆☆☆☆、○（　　）
・フラッシュ戸　：
　表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
○ 普通合板 ⓓ	板面の品質（ ⊠広葉樹1等　　） 接着の程度（ ○ 1類、 ○ 2類）	
○ 天然木化粧合板 ⓓ	樹種名（　　） 接着の程度（ ○ 1類、 ○ 2類）	
○ 特殊加工化粧合板 ⓓ	化粧加工の方法 （○ オーバーレイ、 ○プリント、○ 塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（ ○ 1類、 ○ 2類）	
○ ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨ ﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ(ＭＤＦ)	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 接着剤による区分（　　） 難燃性による区分（　　） 耐水性による区分（　　）	

　表面板の厚さ　：⊠　表16.7.6による、○（　　）
・かまち戸　：
　かまち樹種 ○(　　)、鏡板樹種 ○（　　）
　見込み寸法 ⊠ 36mm、 ○ 建具表による、 ○（　　）
・ふすま　：
　張りの種別（ ○ Ｉ型、○ Ⅱ型）
　上張り（押入等の裏側以外） ○　鳥の子、　○　新鳥の子又はビニル紙程度
　上張り（押入等の裏側）　　　雲花紙程度
　縁仕上　○ 塗り縁、　○ 生地縁（素地）、　○　生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
　見込み寸法 ⊠ 19.5mm、 ○ 建具表による、○（　　）
・戸ふすま　：
　見込み寸法 ⊠ 30.0mm、 ○ 建具表による、○（　　）
・紙張り障子　：
　見込み寸法 ⊠ 30.0mm、 ○ 建具表による、○（　　）
・枠、くつずりの材料　：　○ 建具表による、○（　　）

● 11. 建具用金物

(16.8.2,3)（表16.8.1～5)

・金物の種類・見え掛り部の材質等　：
　⊠　標準仕様書表16.8.1及び適用は建具表による、○（　　）
・金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　：
　⊠　標準仕様書表16.8.2及び適用は建具表による、○（　　）
・樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　：
　⊠　標準仕様書表16.8.3による、○ 建具表による
・木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　：
　⊠　標準仕様書 表16.8.4による、 ○ 建具表による
・木製建具に使用する戸車及びレール
　⊠　標準仕様書 表16.8.5による、 ○ 建具表による
・握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　：
　●　建具表による、○　図示
・錠前類（シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠）　：
　（品質・性能及び試験方法）建築材料等品質性能表による
・クローザ類　：
　（品質・性能及び試験方法）建築材料等品質性能表による

● 12. 鍵

(16.8.4)

・マスターキー　：●　製作する（　既存棟に合わせる　　）、○　製作しない
・その他の鍵　　：⊠　各室 3本 1組（室名名札付き）、○（　　）
・鍵箱　　：⊠　有り、 ○ 無し

○ 13. 自動ドア開閉装置

(16.9.2、3)

・性能　：
　引き戸用駆動装置
　性能等　⊠ 標準仕様書表16.9.1による、○ 以下による

種類・開閉方式		耐電圧	
温度上昇		耐久性（サイクル）	
防錆	○ 適用する○適用しない	電源	

　車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置　：
　性能等　⊠ 標準仕様書表16.9.2による、○ 以下による

耐電圧		温度上昇	
耐久性（サイクル）		防錆	○ 適用する○適用しない
電源			

　引き戸用検出装置
　性能等　⊠ 標準仕様書表16.9.3による、○ 以下による

放射無線周波電磁界耐性			
耐電圧		防錆	○ 適用する○適用しない
防滴		電源	

・機構　：

戸の開閉方式	○ 図示、○（　　）
引き戸検出装置の種類	○ 光線(反射)センター、 ○　熱線センサー、　○ 音波センサー、 ○ 光電センサー、 ○ 電波センサー、 ○タッチスイッチ（○無線式　　○ 光電式 ） ○ 押しボタンスイッチ、 ○ 車椅子使用者用便房スイッチ（○大形押しボタン　　○ 非接触 ）
凍結防止装置	○ 適用する（建具表による）、 ○ 適用しない

○ 14. 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.3)(表16.10.1)

・引戸装置
　性能等　⊠ 表16.10.1による、○ 以下による

手動開き力	
閉じ速度の調整	
開閉繰返し	
手動閉じ力	
制動区間	
耐衝撃性	

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築工事特記仕様書（4）		
図面枚数	101葉中4	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-04	施工業者	
所長	次長	課長	設計 / 製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

章	項目	特記事項

16 建具工事

○ 15. 重量シャッター

(16.11.2、3)

・シャッターの種類 :
○ 管理用シャッター（耐風圧強度（)N/㎡）
○ 外壁用防火シャッター（耐風圧強度（ ）N/㎡）
○ 屋内用防火シャッター
○ 防煙シャッター
・外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 : ○（ ）N/㎡
・開閉方式による種類 : ⊠ 電動式（手動併用）、○ 手動式

・急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所 :
○ 建具表による、○（ ）
・障害物感知装置を設けた電動式シャッターの設置箇所 :
○ 建具表による、○（ ）
・危害防止機構を設けた屋内用防火シャッターもしくは防煙シャッターの設置箇所
○ 建具表による、○（ ）
機構 a) 危害防止装置
b) 「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年12月28日建設省告示第2563号）に定める基準に適合するもの
・管理用シャッターのシャッターケース : ⊠ 設ける、○ 設けない
ただし、外壁用防火シャッター、屋内用防火シャッター及び防炎シャッターには設けること
・スラット及びシャッターケース用鋼板 :
鋼板の種類 ○ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
○ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
めっきの付着量 ⊠ Z12またはF12、○（ ）
・ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質 :
ステンレス鋼板 ⊠ SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○（ ）

○ 16. 軽量シャッター

(16.12.2～4)

・開閉方式による種類 : ⊠ 手動式、○ 電動式（手動併用）
・耐風圧強度 : ○（ ）N/㎡
・急降下停止装置を設けた電動式シャッターの設置箇所 :
○ 建具表による、○（ ）
・障害物感知装置を設けた電動式シャッターの設置箇所 :
○ 建具表による、○（ ）
・スラットの材質 :○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量（ ⊠ Z06又はF06、○ ）
○JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量（ ⊠ AZ90 、○ ）
・スラットの形状 :○インターロッキング形、○ オーバーラッピング形

○ 17. オーバーヘッドドア

(16.13.2、3)

セクション材料による区分	耐風圧性能の区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
⊠ スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラスタイプ	○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50	⊠ バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	○ スタンダード形 ○ ローヘッド形 ○ ハイリフト形 ○ バーチカル形	⊠ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板

ステンレス鋼板 ⊠ SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○（ ）
・障害物感知装置を設けた電動式オーバーヘッドドアの設置場所 :
⊠ 建具表による、○（ ）

● 18. ガラス

(9.7) (16.14.2～4) (図16.14.1)

・適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表及び図面による。
・フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類 ⊠ 建具表による、○ 図示
・型板ガラスの厚さによる種類 ⊠ 建具表による、○ 図示
・網入板ガラス、線入板ガラスの銅、線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類
⊠ 建具表による、○ 図示
・合わせガラス :

材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類	⊠ 建具表による、 ○ 図示
形状による種類	○ 平面合わせガラス、○ 曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	○ Ⅰ類、○ Ⅱ-1類、 ○Ⅱ-2類、 ○ Ⅲ類

・強化ガラス :

形状による種類、材料板ガラスの種類 厚さの呼びによる種類、特性による種類	⊠ 建具表による、 ○ 図示
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	○ Ⅰ類、○ Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス :

板ガラスの種類、厚さによる種類	⊠ 建具表による、 ○ 図示
性能による種類	○ 1類、 ○ 2類

・複層ガラス :

材料板ガラスによる種類及び厚さの組合せ 複層ガラスの厚さ	⊠ 建具表による、 ○ 図示
断熱性による区分	○ T1、○ T2、○ T3、○ T4、○ T5、○ T6
日射取得性、日射遮蔽性	○ G、 ○ S
封入気体の種類	○ 空気 、○アルゴン

・熱線反射ガラス :

材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類	⊠ 建具表による、○ 図示
日射熱遮へい性による区分	○ 1種、 ○2種、○ 3種
耐久性による区分（日射熱遮蔽性が2種の場合）	○ A種、 ○B種

・倍強度ガラス :

材料板ガラスの種類、厚さによる種類	⊠ 建具表による、○ 図示

・ガラスの留め材及び溝の大きさ :

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
● アルミニウム製	⊠ グレイジングチャンネル ● シーリング材	● 建具の製造所の仕様による ○ 図示
○ 樹脂製	○ グレイジングガスケット ○ グレイジングチャンネル	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示
○ 鋼製及び鋼製軽量	○ シーリング材 ○	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示
○ ステンレス製	○ シーリング材 ○	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示

・構造体の層間変形角に対する追従性 :
以下の構造体の層間変形角に対して、破損、脱落が生じないよう取り付けられているものとする。
○ 1/100、○ 1/200、○（ ）

16 建具工事

○ 19. ガラスブロック

(16.14.5)

表面形状	呼び寸法	厚さ	色調	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)	防火性能
○ 正方形	○ 125×125	80	○ クリア ○ 乳白	⊠ 8～15	外側 ⊠ 標準仕様書 表16.4.5(2)(ｳ)(a)② ○ 内側 ⊠ 標準仕様書 表16.4.5(2)(ｳ)(a)② ○	⊠ 6m以下ごとに幅10～25 ○ 図示 ○	⊠ 無し ○ 有り
	○ 160×160	○ 95 ○ 125	○ クリア ○ 乳白				
	○ 200×200	○ 95 ○ 125	○ クリア ○ 乳白				
	○ 320×320	95	○ クリア ○ 乳白	○ 15～25			
○ 長方形	○ 250×125	80	○ クリア ○ 乳白				
	○ 320×160	95	○ クリア ○ 乳白				

・壁用金属枠及び補強材の材料、形状 : ⊠ 図示、○（ ）
・力骨 : 材質 ⊠ ステンレス鋼(SUS304)、○（ ）
寸法 ⊠ 径5.5mm、○（ ）
形状 ⊠ はしご形状複筋及び単筋、 ○（ ）
・化粧目地モルタルの色 ○（ ）
・シーリングの種類 （ ○ＳＲ－１ ○ ＰＳ－１）
・金属製化粧カバー : 材質 ○ ステンレス製、○ アルミニウム製
寸法 ⊠ 図示、○（ ）
形状 ⊠ 図示、○（ ）
・木下地の場合のアンカー等の取付け間隔 ⊠図示 、○（ ）
・工法 :
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○ 1、○1.15、 ○ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
・目地部の横力骨の納まり :
⊠ ガラスブロック製造所の仕様による、 ○ 図示

17 カーテンウォール工事

○ 1. 取付方法、性能等

(17.1.3) (17.2.2) (17.3.2)

適用は以下によるほか、カーテンウォール図による
・取付方法 : ○ 層間方式、○ 柱・梁方式、○ 方立方式、 ○ スパンドレル方式、
○ （ ）
・性能 :

水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)
				○ 30分 ○ 1時間	○ 80 ○ 70 ○ 60

・耐風圧性能 :
建築基準法に基づき定まる風圧力の（O 1、○1.15、 ○ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
・主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く） :

支点間距離(h)	耐風圧性能
4m以下	○ たわみ量が±(1/150)×h かつ絶対量20mm以下であること ○
4mを超える	○

・地震力に対する安全性 :

設計用震度	帳壁（仕上部及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
設計用水平震度（K_H） ⊠ 1.0 ○	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。
設計用鉛直震度（K_V） ⊠ 0.5 ○	なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
○ 1/100 ○ 1/200	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと

層間変形角1/300に対して、ほとんど補修の必要がなく、継続使用に耐えること。
・性能の確認方法及び判定方法 :
⊠ 性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける

○ 2. メタルカーテンウォール

(17.2.2、3、5)

適用は以下によるほか、カーテンウォール図による。
・金属系材料の種類 :
○ アルミニウム材 規格等 標準仕様書16.2.3による
種別 標準仕様書 表14.2.1による
着色 ○標準色、 ○特注色
映像調整 ○行う、 ○ 行わない
○ 鋼材
○ ステンレス鋼材
・形状及び仕上げ :
製品の寸法許容差 ⊠ 標準仕様書 表17.2.1.による、○（ ）
見え掛かり部の仕上げ ○（ ）
ガラス溝の寸法、形状等 ⊠ カーテンウォールの製造所の仕様、○（ ）
・取付け :
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向 ⊠ ±10mm、 ○（ ）
水平方向 ⊠ ±25mm、 ○（ ）
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅 ⊠ ±3mm、 ○（ ）
目地の芯の通り ⊠ 0～＋2mm、○（ ）
目地両側の段差 ⊠ 0～＋2mm、○（ ）
各階の基準墨から各部材までの距離 ⊠ ±3mm、 ○（ ）
・シーリング材の種類（目地） :○（ ）
・ガラスの取付け材料 :○ シーリング 種類（ ）
○ 構造ガスケット 材質・形状・寸法等 ⊠ 図示、 ○（ ）
・断熱材 Ⓓの種類 :○（ ）
・ガラスの取付け方法 :
ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法
⊠ ４辺支持 ○（ ）

17 カーテンウォール工事

○ 3. PCカーテンウォール

(17.3.2～5)(表17.3.1.2)

適用は以下によるほか、カーテンウォール図による
・材料 :
コンクリート 種類 ○（ ）
品質 設計基準強度(Fc) ⊠ 30N/mm²、○（ ）
スランプ ⊠ 12cm 、○（ ）
気乾単位容積質量
○ 普通コンクリートの場合 2.1t/m³ を超え2.5t/m³ 未満
○（ ）
単位水量の最大値 ⊠ 185kg/m³、○（ ）
鉄筋 種類記号 ⊠ SD295A（ ）、○（ ）
補強鉄線 径(mm) ○ 3.2、 ○ 4.0、○ 5.0、○ 6.0
網目寸法 ○（ ）
・シーリング材の種類（目地） :○（ ）
・耐火目地材の種類 :○（ ）
・断熱材 Ⓓの種類 :○（ ）
・ガラスの取付け材料 :○ シーリング 種類（ ）
○ 構造ガスケット 形状・寸法等 ⊠ 図示、 ○（ ）
・先付けの材料 :
○ 表面仕上げ材 ○ セラミックタイル
○ 石材（ ○ 花こう岩、 ○ 大理石、 ○ ）
○ 建具枠（ ）
○ ゴンドラ用ガイドレール（ ）
○ 図示による
・形状及び仕上げ :
製品の見え掛り部の寸法許容値

辺長	⊠ ±3mm 、○	対角線長の差	⊠ 0～+5mm、○
版厚	⊠ ±2mm 、○	開口部内法寸法	⊠ ±2mm 、○
ねじれ、反り	⊠ 0～+5mm、○	曲がり	⊠ 0～+3mm、○
面の凹凸	⊠ 0～+3mm、○	先付け金物の位置	⊠ 0～+5mm、○

・PCカーテンウォールの仕上げ（ ）
・構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)（ ）
・製作 :
PC鋼の配筋 ⊠ 図示による
・取付け :
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向 ⊠ ±10mm、 ○（ ）
水平方向 ⊠ ±25mm、 ○（ ）
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅 ⊠ ±5mm、 ○（ ）
目地の芯の通り ⊠ 0～＋3mm、○（ ）
目地両側の段差 ⊠ 0～＋4mm、○（ ）
各階の基準墨から各部材までの距離 ⊠ ±5mm、 ○（ ）
ガラスの取付け方法
ガラスの取付け材が構造用ガスケットで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う

18 塗装工事

● 1. 材料

(18.1.3)

・屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 : ⊠ Ｆ☆☆☆☆、○（ ）
・防火材料 : ⊠ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
○ 仕上げ表による

● 2. 素地ごしらえ

(18.2.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠ A種、○ B種
	透明塗りの場合	⊠ B種、○ A種
鉄鋼面	DP以外	⊠ C種、○ A種、 ○B種
	DPのみ	⊠ B種、○ A種、 ○C種
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等以外）		● A種、○ B種
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）		⊠ B種
モルタル面及びプラスター面		⊠ B種、○ A種
コンクリート面（DP以外）、ALCパネル面		⊠ B種、○ A種
コンクリート面（DPのみ）		⊠ A種、○ B種
押出成形セメント板面		○ A種、○ B種
せっこうボード面	目地：継目処理工法	⊠ A種、○ B種
及びその他ボード面	目地：継目処理工法以外	⊠ B種、○ A種

● 3. 錆止め塗料塗り

(18.3.2、3)

下地面等			さび止め塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	SOP	As種	⊠ A種、○ B種
		DP	1回目 Cs種 2、3回目 Ds種	標準仕様書 表18.3.4
		EP－G	⊠ Bs種、○ As種	⊠ A種、○ B種
	見え隠れ部分	SOP	As種	⊠ B種、○ A種
		DP	1回目 Cs種 2、3回目 Ds種	標準仕様書 表18.3.4
		EP－G	⊠ Bs種、○ As種	⊠ B種、○ A種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	⊠ Az種、○ Bz種	⊠ A種、○ B種
		DP	Bz種	標準仕様書 表18.3.6
		EP－G	Cz種	⊠ A種、○ B種
	鋼製建具以外	SOP	⊠ Bz種、○ Az種	⊠ B種、○ A種
		DP	Bz種	標準仕様書 表18.3.6
		EP－G	Cz種	⊠ B種、○ A種

● 4. 塗装

(18.4.1～18.12.2)

塗装		種別	塗料の種類
合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部屋外	⊠ A種、○ B種	－
	木部屋内	⊠ B種、○ A種	－
	鉄鋼面	⊠ B種、○ A種	－
	亜鉛めっき鋼面	(表18.4.3)	－
クリヤラッカー塗り(CL)		⊠ B種、○ A種	－
アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		⊠ B種、○ A種	－
耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面	(表18.7.1)	○ 上塗り等級（ ）級
	亜鉛めっき鋼面	(表18.7.2)	● 上塗り等級（ 1 ）級
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	○ A種、○ B種、 ○ C種	－
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等	⊠ B種、○ A種	－
	屋内の鉄鋼面	⊠ B種、○ A種	－
	木部	(表18.8.2)	－
	亜鉛メッキ鋼面	(表18.8.4)	－
合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠ B種、○ A種	－
ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠ B種、○ A種	－
ステイン塗り		○ ﾋﾞｸﾞﾍﾞｯﾄｽﾃｲﾝ塗り ○ ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り	－
木材保護塗料塗り(WP)		⊠ B種、○ A種	－

・クリヤラッカー塗りＡ種の工程2の適用 :
○ 適用する(着色剤: ○ 溶剤系着色剤 ○油性染料着色剤)
○ 適用しない
・ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用 :
○ 適用する
○ 適用しない
・オイルステン塗りの工程等 :
※製造所の仕様による

19 内装工事

○ 1. 接着剤

(19.2.2)

・接着剤のホルムアルデヒド放散量 : ⊠ Ｆ☆☆☆☆ 、○（ ）
・接着剤の可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く） : 添付されていないものとする。
・施工箇所の下地セメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 :
○ 図示、○（ ）

○ 2. 下地の工法

(19.2.3)

・標準仕様書19.2.3(1)(ｱ)～(ｳ)以外の下地の工法 : ⊠ 図示 、○（ ）

○ 3. ビニル床シート Ⓓ

(19.2.2、3)

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
⊠ FS（複層ビニル床シート） ○	○ 無地 ○ マーブル柄 ○ 柄物	⊠ 2.0 ○	

・目地処理をする場合の工法 : ○ 熱溶接工法、○（ ）

○ 4. ビニル床タイル Ⓓ

(19.2.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
⊠ KT（コンポジションビニル床タイル） ○ TT（単層ビニル床タイル） ○ FT（複層ビニル床タイル） ○ FOA（置敷きビニル床タイル） ○ FOB（薄型置敷きビニル床タイル）	○ 無地 ○ 柄物	○ 300×300 ○ 450×450 ○ 500×500 ○	⊠ 2.0 ○ 2.5 ○ 3.0 ○	

○ 5. 特殊機能床材

(19.2.2)

シートの種類	厚さ・寸法(mm)、形状	性能	種類
○ 帯電防止床シート			
○ 帯電防止床タイル			
○ 視聴覚障害者用床タイル		ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による	
○ 耐動荷重性床シート			
○ 防滑性床シート			
○ 防滑性床タイル			

○ 6. ビニル幅木

(19.2.2)

・材質の種類 : ○ 軟質、 ○ 硬質
・高さ(mm) : ⊠ 60、○ 75、○ 100、 ○（ ）
・厚さ(mm) : ⊠ 1.5以上、○（ ）

○ 7. ゴム床タイル

(19.2.2)

・種類 : ○ 単層、 ○ 積層
・色柄 : ○（ ）
・厚さ(mm) : ○ 3.0、 ○ 4.5、○ 6.0、○ 9.0
・寸法(mm) : ○（ ）

○ 8. カーペット敷き Ⓓ

(19.3.2、3)(表 19.3.1)

・織じゅうたん :

織り方	パイル形状	備考
○ ウェルトンカーペット ○ ダブルフェースカーペット ○ アキスミンスターカーペット	○ カットパイル ○ ループパイル ○ カット、ループ併用	

色柄 ⊠ 模様のない無地、○（ ）
パイル糸の種類 ⊠ 標準仕様書表19.3.1による（ ○A種、○ B種、 ○C種）
○（ ）
帯電性 ○ 適用する、 ○ 適用しない
縦じゅうたんの接合方法 ○ ヒートボンド工法、○（ つづりぬい ）
下敷き材 ⊠ 反毛フェルト（JIS L 3204第2種2号、呼び厚さ8mm）、○（ ）
・タフテッドカーペット :

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性の適用	備考
○ カットパイル ○ ループパイル ○ カット、ループ併用		○ 全面接着工法 ○ グリッパー工法	○ する （ ） ○ しない	

下敷き材（グリッパー工法の場合）
⊠ 反毛フェルト（JIS L 3204第2種2号、呼び厚さ8mm）、○（ ）
・タイルカーペット :

パイル形状	種別	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
⊠ ループパイル	⊠ 第一種 ○ 第二種		⊠ 500×500 ○	⊠ 6.5 ○	
○ カットパイル	○ 第一種 ○ 第二種		⊠ 500×500 ○	⊠ 6.5 ○	
○ カット・ループ併用	○ 第一種 ○ 第二種		⊠ 500×500 ○	⊠ 6.5 ○	

タイルカーペットの敷き方 平場 ⊠ 市松敷き、 ○ 模様流し、 ○（ ）
階段部分 ⊠ 模様流し、 ○ 市松敷き、 ○（ ）
見切り、押え金物 材質（ ）
種類（ ）
形状等 ⊠ 図示、○（ ）

○ 9. 合成樹脂塗床

(19.4.2、3)(表 19.4.4、5)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
○ 厚膜型塗床材（弾性ウレタン樹脂系塗床）			⊠ 平滑仕上げ ○ 防滑仕上げ ○ つや消し仕上げ
○ 厚膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床）		○ 薄膜流しのべ工法 ○ 厚膜流しのべ工法 ○ 樹脂モルタル工法	○ 平滑仕上げ ○ 防滑仕上げ
○ 薄膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床）			⊠ 平滑仕上げ
○ アクリル樹脂塗床（JIS K 5970）（防塵塗料塗り）		⊠ 製造所の指定による	工程 塗布量(kg/㎡) ⊠ 0.25kg/㎡以上 表面仕上げ ⊠ 平滑、 ○ 防滑溶剤 ⊠ 水性、 ○ 溶剤系、 ○ 無溶剤系 仕上げ色 ⊠ 標準色、○

・塗料のホルムアルデヒド放散量 : ⊠ Ｆ☆☆☆☆ 、○（ ）

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築工事特記仕様書（５）		
図面枚数	101葉中5	縮尺	—
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-05	施工業者	
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図			

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

章	項目	特記事項

19 内装工事

○ 10.フローリング張り [G]

(19.5.2～6)(表 19.5.1～6)

・単層フローリング :

○ フローリングボード1等

工法	○ 釘止め工法 (○ 根太張り、 ○ 直張り)、○ 接着工法
樹種	⊠ なら ○
厚さ、大きさ	⊠ 標準仕様書表19.5.1による、○
仕上塗装	⊠ 塗装品、 ○ 無塗装品
間伐材等の適用	○ 適用する、 ○ 適用しない

○ フローリングブロック 1等

工法	⊠ 接着工法
樹種	⊠ なら ○
厚さ、大きさ	⊠ 標準仕様書表19.5.1による、○
仕上塗装	⊠ 塗装品、 ○ 無塗装品
間伐材等の適用	○ 適用する、 ○ 適用しない

・複合フローリング :

○ 天然木化粧複合フローリング

工法	○ 釘留め工法 (○ 根太張り、 ○ 直張り)、○ 接着工法
樹種	⊠ なら ○
種別 (表19.5.2)	○ A種、 ○ B種、 ○ C種
仕上塗装	⊠ 塗装品、 ○ 無塗装品
間伐材等の適用	○ 適用する、 ○ 適用しない

・フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 : ⊠ F☆☆☆☆、 ○( )

・接着工法の場合の裏面緩衝材 : ⊠合成樹脂発泡シート、○ ( )

・現場塗装仕上げ : 施工箇所 ( )
⊠ ウレタン樹脂ワニス塗り
○ ピグメントステインの上、ワックス塗り
○ 生地のままワックス塗り

○ 11.畳敷き

(19.6.2)(表 19.6.1)

・種別 :
○ A種 (畳表: ○ JS、 ○ J1)
○ B種
○ C種 (畳床: ○ PS-C20、 ○ PS-C25、 ○ PS-30)
○ D種 (畳床: ○ KT-Ⅰ、 ○ KT-Ⅱ、○ KT-Ⅲ、 ○ KT-K、 ○ KT-N)

・下地の種類 : ○ 標準仕様書表12.6.1による床組
○ ポリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン [G])
○ ( )

・畳表及び畳床 : ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

・衝撃緩和型畳 (畳表: ○C1、○ C2)

● 12.せっこうボードその他のボード及び合板張り

(19.7.2、3)(表 19.7.1)

・適用 : 以下によるほか、図示による。

・合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド発散量 :
⊠ F☆☆☆☆、 ○( )

・合板の防虫処理の適用 :
○ 行う、 ○ 行わない

・木質系セメント板 :

種類	厚さ(mm)、規格等
● 硬質木毛セメント板 [G]	○ 15、○ 20、 ● 25、○
○ 中質木毛セメント板 [G]	○ 15、○ 20、 ○ 25、○
○ 普通木毛セメント板 [G]	○ 15、○ 20、 ○ 25、○
○ 硬質木片セメント板 [G]	○ 12、○ 15、 ○ 18、○ 21、○
○ 普通木片セメント板 [G]	○ 30、○

・繊維強化セメント板 :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ 2 (無石綿) ○6、 ○8
○ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ 2 (無石綿) ○6、 ○8 表面への化粧張り等の加工 ○ アクリル樹脂系焼付け ○

・火山性ガラス質複層板 :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 火山性ガラス質複層板	○ 図示による ○

・繊維板 :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ ハードボード (素地) [G]	○ 無研磨板 (○ スタンダード、 ○ テンパード) RN ○ 研磨板 (○ スタンダード、 ○ テンパード) RS ○ 2.5、 ○3.5、○ 5、 ○7
○ ハードボード (化粧) [G]	○ 内装用、 ○外装用 ○ 2.5、 ○3.5、○ 5、 ○7
○ ミディアムデンシティファイバーボード [G]	○ 3 、 ○7 、○ 9、 ○12
○ インシュレーションボード [G]	A級 (○ 天井仕上、 ○ 内装仕上、○) ○ 9 、 ○12、 ○15、 ○18

・パーティクルボード :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 単板張りパーティクルボード [G]	○ 無研磨板 VN、 ○ 研磨板 VS ○ 10、○ 12、 ○ 15、○ 18、○
○ 化粧パーティクルボード [G]	○ 単板オーバーレイ DV ○ プラスチックオーバーレイ DO ⊠ 塗装 DC ○ 10 (難燃) 、 ○12 (難燃) 、○

・吸音材料 :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ ロックウール化粧吸音板	○ フラットタイプ (○ 9 (不燃)、○ 12(不燃)、○) ○ 凹凸タイプ (○ 12(不燃)、○ 15(不燃)、○)
○ ロックウール吸音ボード1号	○ 25、○
○ グラスウール吸音ボード32K	○ 25(ガラスクロス包) 、 ○

・せっこうボード製品 :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ せっこうボード	○ 12.5 (不燃)、○15 (不燃)、 ○
○ 不燃積層せっこうボード	○ 9.5 (不燃) 、○ ○ 化粧無 (下地張り用) 、○ 化粧有 (トラバーチン模様)
○ シージングせっこうボード	○ 12.5 (⊠ 不燃、 ○ 準不燃)
○ 強化せっこうボード	○ 12.5 (不燃) 、 ○ 15 (不燃)
○ せっこうラスボード	○ 9.5
○ 化粧せっこうボード (木目)	○ 12.5 (不燃) 幅440mm程度 模様 (○柾目、 ○ 板目) 専用下地材有り
○ 化粧せっこうボード (トラバーチン模様)	○ 9.5 (準不燃) ○

・合板、化粧板 :

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 普通合板 [G]	表面の樹種 生地 透明塗料塗り (⊠ ラワン合板程度、○) 不透明塗料塗り (⊠ しな合板程度 、○) 板面の品質 ( ) 厚さ(mm) (⊠ 図示による ○) 防虫処理 (○ する、○ しない)
○ 天然木化粧合板 [G]	化粧板の樹種名 ( ) 厚さ(mm) (⊠ 図示による ○) 防虫処理 (○ する、○ しない)
○ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 (○オーバーレイ、 ○プリント、 ○ 塗装) 表面性能 ( ) タイプ 厚さ(mm) (⊠ 図示による ○) 防虫処理 (○ する、○ しない)
○ メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による厚さ (⊠ 1.2、○)
○ ポリエステル樹脂化粧板	

・遮音シール材 : ○ 適用する
(○ シーリング材、 ○ ジョイントコンパウンド)
○ 適用しない

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合
⊠ 図示 ○

・合板類の張付け : ○ B種 、 ○ A種

・せっこうボードの目地工法 : ⊠ 仕上げ表による、○ ( )

突付け工法のエッジの種類	○ ベベルエッジ ○スクェアエッジ
目透かし工法のエッジの種類	○ ベベルエッジ ○スクェアエッジ

○ 13.壁紙張り

(19.8.2、3)(表19.8.1～3)

・ホルムアルデヒド放散量 : ⊠ F☆☆☆☆、○ ( )

施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
	○ 紙、○繊維、○ プラスチック、 ○ 無機質、○ 塩化ビニル	○ 不燃、 ○準不燃 ○ 難燃	
	○ 紙、○繊維、○ プラスチック、 ○ 無機質、○ 塩化ビニル	○ 不燃、 ○準不燃 ○ 難燃	
	○ 紙、○繊維、○ プラスチック、 ○ 無機質、○ 塩化ビニル	○ 不燃、 ○準不燃 ○ 難燃	

・モルタル、プラスター面の素地ごしらえ : ⊠ B種、 ○ A種

・コンクリート面の素地ごしらえ : ⊠ B種、 ○ A種

・せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ : ⊠ B種、 ○ A種

○ 14.断熱材 [G]

(19.9.2～4)

・フェノールフォームを使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 :
⊠ F☆☆☆☆、○ ( )

・断熱材打込み工法 :

種類	厚さ(mm)	施工箇所
○ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		
○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし) (○ 2種bA ○ 3種bA ○ 3種bC ○ 3種bD)		
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材		
○ フェノールフォーム断熱材		

・断熱材現場発泡工法 :
断熱材の種類 ○ A種1、 ○ A種1H
厚さ (mm) ○ 25、 ○ 30、○ ( )
施工箇所 ○ 図示、○ ( )

・現場発泡断熱材 :
(品質・性能及び試験方法) 建築材料等品質性能表による

20 ユニット及びその他の工事

○ 1.フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所			
構法	○ 置敷式 ○ 支柱調整式 ○	○ 置敷式 ○ 支柱調整式 ○	○ 置敷式 ○ 支柱調整式 ○
寸法(mm)	○ 500×500 ○	○ 500×500 ○	500×500 ○
高さ(mm)			
耐震性能	○ 1.0G、 ○ 0.6G	○ 1.0G、 ○ 0.6G	○ 1.0G、 ○ 0.6G
所定荷重	○ 3.000N、 ○ 5.000N	○ 3.000N、 ○ 5.000N	○ 3.000N、 ○ 5.000N
表面仕上材	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカーペット ○	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカーペット ○	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカーペット ○
備考			

(品質・性能及び試験方法) 建築材料等品質性能表による

・寸法精度 :
⊠ 標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による
○ 以下による
パネルの長さ ( )
パネルの平面形状 (精度) ( )
フリーアクセスフロアの高さ ( )

・帯電防止性能 : ○ 評価値 (U値) ≧0.6以上 ○ 評価値 (U値) ≧1.2以上

・感電防止性能 : ⊠ 漏えい抵抗 (R) ≧1×10^6Ω

○ 2.可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	○ スタッド式 (内蔵) 、 ○スタッド式(露出) 、 ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	
構成基材の種類	スタッド	
	パネル	
表面仕上げ材 (パネル表面仕上げ)	○ メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付、 ○ 壁紙張り ○	
遮音性(dB/500Hz)	○ 0、 ○ 12、 ○ 20、○ 28、○ 36	
防火性能	○ 不燃、○	

・パネル内に取付ける建具 : ○ あり (⊠ 図示、 ○)、 ○ なし

・ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落とし :
⊠ 標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質

・表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能 :
⊠ 標準仕様書19章による

・パネル材のホルムアルデヒド放散量 : ⊠ F☆☆☆☆
○ ( )

○ 3.移動間仕切

(20.2.4)

走行方法	○ 平行方向移動式、 ○ 二方向移動式	
操作方法による種別	○ 手動式、 ○ 電動式、 ○ 部分電動式	
圧接装置の操作方法	○ プッシュ式、○ ハンドル式、○	
総厚さ(mm)		
パネル表面材	材質	○ 鋼板、 ○
	仕上げ	○ 焼付塗装、 ○ 壁紙張り、 ○
遮音性(dB/500Hz)	○ 36未満、 ○ 36以上	

(品質・性能及び試験方法) 建築材料等品質性能表による

・パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能 : 標準仕様書19章による

・ハンガーレールの取付け下地の補強 :
⊠ 取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
○ 図示

・パネルをランナーに取り付ける部品 :
⊠ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
○ ( )

・ハンガーレール :
⊠ ランナーを取り付けた状態で、パネル重量の5倍以上の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないものとする
○ ( )

・ランナー :
⊠ パネル重量の5倍以上の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないものとする
○ ( )

○ 4.トイレブース

(20.2.5)

表面材の種類		○ メラミン樹脂系化粧板、 ○ ポリエステル樹脂系化粧板
脚部	形状	⊠ 幅木タイプ、 ○
ドアエッジ	材質	○ アルミニウム製、 ○ ステンレス製、 ○ 表面材と同材 、 ⊠ 製造所の仕様
	形状	○ 標準、 ○ Rｱｲﾙ

(品質・性能及び試験方法) 建築材料等品質性能表による

・パネル材のホルムアルデヒド放散量 : ⊠ JIS A 6512によりF☆☆☆☆以上
○ ( )

● 5.手すり

(20.2.6、12)

材料の種類及び仕上

: ● ステンレス製 SUS304 (表面処理 ⊠ HL程度、○ ( ))
○ 鋼製 (表面処理 ○ 溶融亜鉛めっき種別 ( ))
● アルミニウム 表面処理 (⊠標準仕様書 表14.2.1による種別 (BB-2 種)
色合等 ● 標準色 ( ) ○ 特注色 ( )

・手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
○ 集成材 (材種:)	○ クリアラッカー ○	○ 30、○ 35、 ○ 45		
● ビニル製ハンドレール		○ 30、● 34、 ○ 45	階段室	
● アルミ			バルコニー	脱着式

● 6.階段滑り止め

(20.2.7)

材種		● ステンレス製、 ○ 黄銅製押出型材、 ○ アルミニウム製押出型材、 ● (陶磁器タイル)
滑り止め材	形状	⊠ タイヤ型、 ○ タイヤレス型
	材質	● ゴム 、 ○ 合成樹脂、 ○ ( )
取付け	工法	⊠ 接着工法、 ● 埋込み工法
	寸法(幅)(mm)	● 35 ○ 40 ○ 50 ● 60
	端部フラットエンド	● あり、 ○なし

○ 7.黒板及びホワイトボード [G]

(20.2.9)

○ 黒板	区分	⊠ 焼付け 、○ ( )
	種類	⊠ ほうろう黒板、○ (鋼製黒板)
	色	⊠ 緑 、○ ( )
○ ホワイトボード		

○ 8.鏡

(20.2.10)

取付箇所	
寸法(mm)	○ 図示、○
厚さ(mm)	⊠ 5 、○

○ 9.表示

(20.2.11)

・衝突防止表示 :
設置場所 ⊠ 図示 ○ ( )
形状、寸法 ○ 30φ 、○ ( )
材質 ○ ステンレス製、○ ( )

・案内用図記号 : JIS Z 8210による

・誘導標識、非常用進入口等の表示 : ⊠ 消防法に適合する市販品、○ ( )

・室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号はJIS Z 8210による) : ⊠ 図示による

・その他の表示 : 図示による

● 10.タラップ

(20.2.12)

・材質及び仕上げ : ⊠ステンレス製 SUS304 (スリップ止め加工 ⊠あり、○なし)
○鋼製 (表面処理 ○ 溶融亜鉛めっき種別 ( ))

○ 11.煙突ライニング

(20.2.13)

・適用安全使用温度 : ○ 400℃、○ 650℃、 ○ ( )

・工法
⊠ 鋼製ユニット煙突(煙突用成形ライニング材)
○ ( )

● 12.ブラインド

(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	スラット幅(mm)	ボックスレールの材種
● 横形	● 手動	⊠ ギヤ式 ○ コード式 ○ 操作棒式	⊠ アルミニウム合金製 [G] ○	⊠ 25 ○	⊠ 鋼製 ○
	○ 電動	―			
縦形	○ 手動	⊠ 2本操作コード式 ○ 1本操作コード式	○ アルミスラット ○ クロススラット ○	○ 80 ○ 100 ○	⊠ アルミニウム合金製
	○ 電動	―			

・縦型ブラインのスラットの材質 :
○ アルミスラット 焼付け塗装仕上げ
○ クロススラット 消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工

・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は、[G]とする

・寸法、取り付け箇所 : ⊠ 図示、○ ( )

・幅・高さ : ⊠ 図示 ○ ( )

○ 13.ロールスクリーン [G]

(20.2.15)

操作方式	○ スプリング式、 ○ コード式、 ○ 電動式
幅、高さ	○ 図示、○
材種	○ ガラス繊維製、 ○ 合成・天然繊維製、 ○
品質等	
その他の材料	⊠ ロールスクリーンの製造所の仕様、○

・スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は [G]とする

○ 14.カーテン

(20.2.16)

形式	○ シングル、 ○ ダブル	
	○ 片引き 、 ○ 引分け	
開閉操作	○ 手引き 、 ○ ひも引き ○ 電動	
ひだの種類	○ つまみひだ ○ 箱ひだ、片ひだ ○ プレーンひだ	
生地の種別、品質、特殊加工等		
取付箇所	○ 図示 、 ○	○ 図示 、 ○
備考		(暗幕)

・生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの

・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は、[G]とする

・暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり :
⊠ 300mm以上、 ○( )

・カーテン付属物 フック (ひるかん)
⊠ 鋼製 ○樹脂製

○ 15.カーテンレール

(20.2.16)

材料による区分	⊠ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材 ○ ステンレス製
強さによる区分	⊠ 10-90 、 ○
仕上げ	⊠ アルマイト、 ○
形状	⊠ 角形 、 ○

● 16.ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ (mm)	○ 90×150、 ○ 120×80、 ○ 120×150、 ○ 150×80、 ● 図示
材質	○ 集成材 (仕上げ :) ● アルミニウム製 押出し型材 (市販品) 種別 (標準仕様書 表14.2.1) ○ BC-1種、 ● BC-2種 色合い ● 標準色 ( ) 、○ 特注色 ( ) ○ 鋼製 (仕上げ :)

○ 17.天井点検口

材種	寸法	形式	外枠	内枠
⊠ アルミニウム製 ○	○ 450×450 ○ 600×600 ○	○ 一般形 ○ 気密形	○ 屋内外用 ○ 屋内用	○ 額縁タイプ ○ 目地タイプ ○ 額縁タイプ ○ 目地タイプ

(品質・性能及び試験方法) 建築材料等品質性能表による

○ 18.床点検口

材種	寸法	形式		備考
○ アルミニウム製 ○ ステンレス製 ○ 鋼製	○ 450×450 ○ 600×600 ○	○ 一般形 ○ 密閉形	○ 屋内外用 ○ 屋内用	○ 鍵付き ○

密閉形とはボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする

(品質・性能及び試験方法) 建築材料等品質性能表による

○ 19.耐震スリット

方向	幅(mm)	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
○ 垂直方向 ○ 水平方向	⊠ 図示 ○	○ 完全 (全貫通型) ○	○ 耐火型 ○ 非耐火型	○ 有り ○ 無し	

・目地 :

目地	内壁	外壁
目地材	○ シーリング材(見え掛かりのみ) ○	○ シーリング材(見え掛かりのみ) ○ シーリング材 (内外とも)
目地寸法 (幅mm×深さmm)	○ スリット幅×10 ○	○ スリット幅×10 ○

目地材の材質は標準仕様書表9.7.1による

● 20.止水板

形状	○ 差込式、 ○ 据置式、 ○ 壁張り式
施工箇所	○ 図示 、 ● コンクリート打継部

○ 21.エキスパンションジョイント金物

○ 施工箇所	
材質	○ アルミニウム製、 ○ ステンレス製
建築物間のクリアランス(mm)	○ 50、 ○100、 ○150、 ○
変位追従量(mm)	避難経路の床等 以上、その他 以上
耐火性能	○ 有り、 ( ) 、○ 無し
断熱性能	○ 有り、 ( ) 、○ 無し
備考	
○ 施工箇所	
材質	○ アルミニウム製、 ○ ステンレス製
建築物間のクリアランス(mm)	○ 50、 ○100、 ○150、 ○
変位追従量(mm)	避難経路の床等 以上、その他 以上
耐火性能	○ 有り、 ( ) 、○ 無し
断熱性能	○ 有り、 ( ) 、○ 無し
備考	

外部に設置するものは防水型とする
エキスパンションジョイントカバーには脱落防止措置を講ずる

○ 22.くつふきマット

材種	受け枠	備考
○ 塩化ビニルまたはゴム製 ○ 硬質アルミニウム合金製 ○ ステンレス鋼 (SUS304)製 ○	○ ステンレス鋼 (SUS304) ○ 硬質アルミニウム合金 ○	

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築工事特記仕様書 (6)		
図面枚数	101葉中6	縮尺	―
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-06	施工業者	

所長 次長 課長 設計 製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

章	項目	特記事項
20 ユニット及びその他の工事	○ 23.流し台ユニット	

ユニット分類	寸法(mm) W	D	H	備考
○ 流し台	○ 1,200 ○ 1,500 ○ 1,800 ○	○ 550 ○ 600 ○ 650 ○	○ 800 ○ 850 ○	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○ コンロ台	○ 600 ○	○ 550 ○ 600 ○ 650 ○	○ 620 ○ 670 ○	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○ つり戸棚	○ 1,200 ○ 900 ○	○ 450 ○	○ 500 ○ 700 ○	市販品
○ 水切り	○ 1,200 ○ 900 ○ 600 ○	—	—	市販品 ステンレス製 ○ 1段式、○

・品質・性能　：　JIS A 4420による
・形状　　：⊠ 図示、○(　　)

○ 24.旗竿

材種	形式	高さ(mm)	操作方法	固定方法	備考
○ アルミニウム合金製 ○	○ テーパー式 ○ 同一断面式		○ ハンドル式 ○ ロープ式	○ 埋込式 ○ ベース式 ○ バンド式	

○ 25.旗竿受金物

・材種　:○ ステンレス製（SUS 304）、○（　　）

○ 26.車止め支柱

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)
○ 上下式鎖内蔵式	○ 標準品 ○ スプリング式	○ ステンレス製 ○		
○				

○ 27.フェンス

フェンスの種類	○ ビニル被覆エキスパンドフェンス、○　樹脂塗装メッシュフェンス ○ 鋼管フェンス、○　アルミフェンス、　○（　　）
高さ	○ 図示、○

○ 28.プレキャストコンクリート　(20.3.3、4)

・コンクリートの設計基準強度　：
⊠　水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m³を満足する調合強度
○　図示
・配筋　：
⊠　配筋を定めた計算書を監督職員に提出する、○　図示
・取付け方法　：
⊠　図示、○(　　)

○ 29.間知石及びコンクリート間知ブロック積み　(20.4.2、3)

材種		種類	質量区分	備考
○ 間知石	○ 花こう岩 ○ 凝灰岩	—	—	
○ コンクリート間知ブロック	—		○ A ○ B	

・積み方　：⊠ 谷積み、○ 布積み
・目塗り　：○ 図示　、○（　　）
・伸縮調整目地　：　材種　○ 図示、○（　　）
　　厚さ　○ 図示、○（　　）

○ 30.鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類
○ 鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	○ 1種、○ 2種、○ 3種
○ 鋼製物品棚		○ 4種、○ 5種、○ 6種、○
○		

○ 31.屋内掲示板

・枠の材質　　：⊠　アルミニウム製　　、○（　　）
・表面の材質　：⊠　塩ビ発泡シート張り、○（　　）

○ 32.洗面カウンター

・材種　　：○　メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）、○　人工大理石
・奥行き(mm)　：○　約 450、○　約 600

○ 33.防煙垂れ壁

・固定式　：

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
⊠ 網入り磨板ガラス ○ 線入り磨板ガラス	⊠ 6.8 ○	⊠ 500 ○	アルミ製枠付き

・可動式　：

種類	材質	高さ(mm)	備考
○ 垂直降下式（巻取り型）	不燃布（不燃認定品）	⊠ 500 ○ 800 ○	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○ 回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠ 500 ○ 800 ○	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○

降下機構　　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○ 34.屋外掲示板

・照明器具　：⊠　有り、○　無し
・施錠　　：⊠　有り、○　無し

○ 35.収納家具

・材質、形状、寸法　：
⊠　図示、○(　　)
・合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　：
⊠　F☆☆☆☆、○(　　)
・壁等に固定する家具　：⊠ 固定方法、寸法は家具表による　○下表による

家具名称	設置場所	固定方法	備考
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	

軽量鉄骨壁下地等への補強 ⊠ 図示、○（　　）
収納物の散乱防止措置（ラッチ機構、ロック機構等）　講ずる
地震力に対する安全性

設計用震度	性能
設計用水平震度（K_H） ⊠ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（K_V） ⊠ 0.5 ○	設計用震度の地震による引抜き力に対して、固定金具に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないものとする。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。 なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

章	項目	特記事項
21 排水工事	● 1.屋外雨水排水	(21.2.1、2)(表 21.2.1、2)

・排水管用材料　：

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
○ 遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（1種）	○ 卵形 ○	⊠ 図示、○	
○ 硬質ポリ塩化ビニル管	○ RF-VP Ⓖ		⊠ 図示、○	
	○ RS-VU Ⓖ		⊠ 図示、○	
	○ VP		⊠ 図示、○	
	○ VU		⊠ 図示、○	

・基床の厚さ及び種類　：○ 図示、○（　　）
・硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　：⊠　接着剤、○ ゴム輪
・側塊の形状及び寸法　：○ 図示、○（　　）
・排水桝、ふたの種類　：○ 図示、●（　既存溜桝コア抜き　　）
・砂地業に用いる材料（6.4.2(2)）　：
○　シルト、○　山砂、○ 川砂、　○ 砕砂
・砂利地業に用いる材料（6.4.2(1)）　：
○　再生クラッシャラン Ⓖ、　○ 切込砂利、　○ 切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート　：
種類　　⊠　普通コンクリート、○（　　）
設計基準強度 ⊠　18N/mm²、○（　　）
スランプ　⊠　15cm又は18cm、○（　　）
・現場打ちの場合の鉄筋　：
種類の記号　⊠　SD295A、○（　　）
・排水桝が現場打ちの場合の足掛け金物　：
材料　　○　ステンレス製（幅40mm、径22mm）
　　○　防錆処理を行った鋼製（径22mm）
　　○　合成樹脂被覆加工されたもの（径19mm）
・凍上抑制層の厚さ　　：○　図示、○（　　）
・凍上抑制層に用いる材料　：○（　　）
　　（砂を用いる場合の砂の粒度試験　○行う、○　行わない）

● 2.鋳鉄製ふた　(21.2.1)

・鋳鉄製マンホールふた　：

種類	適用荷重	鍵	備考
○ 水封形 ● 簡易密閉形（パッキン式） ○ 密閉形（テーパ・パッキン式） ○ 中ふた付き密閉形（テーパ・パッキン式） ○	● T-2 用 ○ T-6 用 ○ T-20用 ○	○ 有り ● 無し	左記以外の品質等は（公社）空気調和衛生工学会 SHASE-S209による

○ 3.グレーチング　(21.2.1)

・鋼製　：

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
○ 受枠付き、ボルト固定 ○	○ 溝ふた（横断用） ○ 溝ふた（側溝用） ○ 桝ふた用 ○ U 字溝用	○ 歩行用 ○	○ 細目 ○		○ 凹凸形 ○
		○ T- 2用 ○ T- 6用 ○ T-14用 ○ T-20用	○ 普通目 ○ 細目		○ 平形 ○

・ステンレス製　：

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
○ 受枠付き、ボルト固定 ○	○ 溝ふた（横断用） ○ 溝ふた（側溝用） ○ 桝ふた用 ○ U 字溝用	○ 歩行用 ○	—	—	○ 凹凸形 ○
		○ T- 2用 ○ T- 6用 ○ T-14用 ○ T-20用	—	—	○ 平形 ○

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

● 4.街きょ、縁石、側溝　(21.3.1、2)(表21.3.1)

・街きょ、縁石、側溝　：

種類	形状、寸法
● 縁石	⊠ 図示、○
○ L 形側溝	⊠ 図示、○
● U 形側溝	⊠ 図示、○
● U 形側溝ふた	⊠ 図示、○
○	⊠ 図示、○

・砂地業の材料　：
○　シルト、○　山砂、　○ 川砂、　○ 砕砂
・砂利地業に用いる材料　：
●　再生クラッシャラン Ⓖ、　○ 切込砂利、　○ 切込砕石
・砂利地業の厚さ　：
⊠　100（mm）、○ 図示
・現場打ちの場合のコンクリート　：
種類　　⊠　普通コンクリート、○（　　）
設計基準強度 ⊠　18N/mm²、○（　　）
スランプ　⊠　15cm又は18cm、○（　　）
・現場打ちの場合の鉄筋　：
種類の記号　⊠　SD295A、○（　　）
・凍上抑制層の厚さ　　：○　図示、○（　　）
・凍上抑制層に用いる材料　：○（　　）
　　（砂を用いる場合の砂の粒度試験　○行う、○　行わない）

● 5.埋戻し土　(21.2.1)

・埋戻し土　：⊠　B種、○（　　）

章	項目	特記事項
22 舗装工事	● 1.路床	(22.2.2、3、5)(表22.2.1)

・路床の材料　：

種別	材料	厚さ(mm)
● 盛土	○ A種、　● B種、　○ C種、　○　D種 ○ 建設汚泥から再生した処理土 Ⓖ	● 図示 ○
○ 凍上抑制層	○ 再生クラッシャラン Ⓖ、○　クラッシャラン ○ 切込み砂利 ○ 砂（標準仕様書表21.2.2による） ○	○ 図示 ○
○ フィルター層	○ 砂（標準仕様書表22.2.3(3)による） ○	○ 図示 ○

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
・行う
・行わない
・路床安定処理　：
安定処理の方法　○　置き換えエ法、○ 安定処理工法
路床安定化処理用添加材料
　種類　○ 普通ポルトランドセメント、○　高炉セメントB種 Ⓖ
　　○　フライアッシュセメントB種
　　○ 生石灰（ ○ 特号、　○ 1号 ）、○ 消石灰（ ○ 特号、　○ 1号）
　　○ 固化剤（ ○ セメント系、○ 石灰系）
　添加量　（　　kg/m³（目標CBR ○ 3以上、○　　））
安定処理工法に関する試験
　安定処理土のCBR試験（配合試験含む）　○ 行う、　○ 行わない
　（安定処理のCBR試験、配合試験は「舗装調査・試験法便覧」（安定処理土のCBR試験方法（JGS 0811準拠））、「舗装施工便覧」（5-1-4(1)）による）
　六価クロム溶出試験　　○ 行う、　○ 行わない
・路床置換処理　：
　置換厚　　⊠ 図示、○（　　）
　置換材料の種類、品質　⊠ 図示、○（　　）
・不織布（ジオテキスタイル）　：
　単位面積質量　○　60g/m²以上　　、○（　　）
　厚さ(mm)　　○　0.5～1.0　　、○（　　）
　引張強さ　　○　98N/5cm（10kgf/5cm）以上、○（　　）
　透水係数　　○　1.5×10⁻¹cm/sec以上　　、○（　　）
・試験　：
　路床土の支持力比（CBR）試験 ○ 行う（　　箇所）　、● 行わない
　現場CBR試験（現場密度）　　○ 行う（　　箇所）　、● 行わない
　路床締固め度の試験　　○ 行う（　　箇所）　、● 行わない

● 2.路盤　(22.3.2、3、5)(表 22.3.1)

・路盤の構成及び厚さ　：⊠ 図示、○（　　）
・路盤材料の種類（標準仕様書22.3.1による種別）　：

砕石	○ クラッシャラン ○ 粒度調整砕石
再生材	● 再生クラッシャラン Ⓖ ○ 再生粒度調整砕石 Ⓖ
鉄鋼スラグ	クラッシャラン鉄鋼スラグ Ⓖ ○ 粒度調整鉄鋼スラグ Ⓖ ○ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ Ⓖ

● 3.アスファルト舗装　(22.4.2～6)(表22.4.4)

・アスファルト舗装の構成及び厚さ　：⊠ 図示、○（　　）
・舗装の平たん性　：⊠ 通行の支障となる水たまりを生じない程度、○（　　）
・材料　：
　アスファルト●　再生アスファルト Ⓖ
　　（標準仕様書表22.4.1による種類　○ 60～80、　● 80～100）
　　○　ストレートアスファルト
　骨材　　○　道路用砕石
　　●　アスファルトコンクリート再生骨材 Ⓖ
・加熱アスファルト混合物等の種類（配合は標準仕様書表22.4.4による）　：
　●　密粒度アスファルト混合物(13)
　○　細粒度アスファルト混合物(13)
　○　密粒度アスファルト混合物(13F)
・試験　：
　アスファルト混合物等の抽出試験　○ 行う、●　行わない

○ 4.コンクリート舗装　(22.5.2～4、6)(表22.5.1、3)

・コンクリート舗装の構成及び厚さ　：

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	○ 車路、駐車場 ○ 歩行者用通路	⊠ 図示、○ ⊠ 図示、○	⊠ 図示　○ ⊠ 70、　○

・舗装の平たん性　：⊠ 通行の支障となる水たまりを生じない程度、○（　　）
・材料　：
コンクリート ⊠　普通コンクリートで標準仕様書表22.5.1による
　　○　以下による
　　コンクリートの種類　（　　）
　　設計基準強度(N/mm²)　（　　）
　　所定スランプ(cm)　　⊠ 8、○（　　）
　　粗骨材の最大寸法(mm)　（　　）
早強ポルトランドセメント　○　使用する、　　○使用しない
注入目地材料　　⊠　低弾性タイプ、　○高弾性タイプ
アスファルト乳剤　　プライムコート(1.5L/m²)
目地　　⊠　標準仕様書 表22.5.3及び図22.5.1による
　　○　以下による
　　種類　（　　）
　　間隔　（　　m程度ごと）
　　構造　○ 図示による、○（　　）

○ 5.カラー舗装　(22.6.2～4)

○　加熱系カラー舗装
　構成及び厚さ　　⊠ 図示、○（　　）
　加熱系混合物結合材　○ アスファルト混合物
　　○ 石油樹脂系混合物（顔料添加量　　%）
　添加材
　　着色骨材　（　　）
　　自然石　（　　）
○　常温系カラー舗装
　工法　　○　ニート工法、　　○ 塗布工法
　着色部の下部　　○　アスファルト舗装、○ コンクリート舗装
・舗装の平たん性　：⊠通行の支障となる水たまりを生じない程度、○（　　）

章	項目	特記事項
22 舗装工事	○ 6.透水性アスファルト舗装	(22.7.2、3、6)

・舗装の構成　　：⊠　図示、○（　　）
・舗装の平たん性　：⊠　著しい不陸がないもの、○（　　）
・材料　：　骨材　　○　道路用砕石
　　○　アスファルトコンクリート再生骨材 Ⓖ
　　（標準仕様書表22.4.1による種類 ○ 60～80、○ 80～100）
・試験　：　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○ 行う、○ 行わない
　　砂の粒度試験　　○ 行う、○ 行わない
○　透水性コンクリート舗装　：　(22.5.2～4,6)
コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径　(mm)	13
空隙率　　(%)	20以上
透水係数　(cm/s)	0.01以上
目地の間隔	版厚の20倍程度

　構成、厚さはコンクリート舗装による
不織布（ジオテキスタイル）
　敷設位置　　⊠　フィルター層と路床の間に敷設、　○ 図示
○　透水性コンクリート平板舗装舗装　(22.8.2、3)
　透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による
○　透水性インターロッキングブロック舗装　(22.8.2、3)
　透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による

○ 7.半たわみ性舗装

区分	種類	厚さ(mm)
表層	半たわみ性舗装用アスファルト混合物Ⅰ型(13)	40
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)	40

・試験　：
半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の抽出試験　　○ 行う、　○行わない
・材料　：
浸透用セメントミルクの標準的な性状

項目	性状	試験方法
フロー値（Pロート）砂	10　～　14	舗装調査・試験法便覧（C041）
圧縮強度（7日養生）MPa	9.8　～　29.4	JIS R 5201
曲げ強度（7日養生）MPa	2.0以上	舗装調査・試験法便覧（C042）

・配合　：
半たわみ性舗装用アスファルト混合物の標準配合

ふるいの呼び名	ふるいの通過質量百分率（%）
19　mm	100
13.2　mm	95　～　100
4.75　mm	10　～　35
2.36　mm	5　～　22
600　μm	4　～　15
300　μm	3　～　12
75　μm	1　～　6
アスファルト量（%）	3.0　～　4.5

半たわみ性舗装用アスファルト混合物のマーシャル安定度試験に対する基準値

項目	基準値
密度　(g/cm3)	1.90以上
安定度　(kN)	2.94以上
フロー値　(1/100cm)	20～40
空隙率（%）	20～28
突き固め回数　(回)	50

・施工　：
アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書22.4.5による。
浸透用セメントミルクの施工は、（1）から（5）による。
(1) 浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動ミキサによって行うが、工事規模が大きい場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。
(2) 浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が50℃程度以下になってから行う。その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認する。
浸透作業は、一般に振動ローラー等により行う。
(3) セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のすべり抵抗値を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、硅砂の使用及び余剰セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。
(4) 交通開放までの一般的な養生期間は、下記に示すとおりである。

セメントミルクの種類	養生期間
普通タイプ	約3日
早強タイプ	約1日
超速硬タイプ	約3時間

(5) 浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の剥奪や飛散、またはごみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的に注入前に交通解放は行わないようにする。
締固め度　　標準仕様書22.4.2(2)による
舗装厚さの許容差　　標準仕様書22.4.2(3)による
舗装の平たん性　　通行の支障となる水たまりを生じない程度

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築工事特記仕様書（7）				
図面枚数	101葉中7	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-07	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

章	項目	特記事項

22 舗装工事

○ 8. 弾性舗装

・弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ　：☒　図示、○（　　）

区分	種類	厚さ(mm)
表層	弾性塗装材	15～20
基層	再生密粒度アスファルト混合物(13)	30

加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による

○ 9. ブロック系舗装　(22.8.2、3)

○　コンクリート平板舗装 [G]
構成および厚さ　☒　図示、○（　　）

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
○ 普通平板(N) ○ 透水性平板(P) ○ 保水性平板(M) ○	○ 300角 ○	☒ 60 ○	☒ 砂 ○ モルタル	表面加工 ○ 研ぎ出し ○ 洗い出し ○ たたき出し

クッション材　☒ 砂、○　空練りモルタル
普通平板　☒ 再生材料を用いた舗装用ブロック [G]
透水性平板　☒ 透水性コンクリート [G]
仕上り面の平たん性　☒ 歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする
○（　　）

○　インターロッキングブロック舗装 [G]
構成および厚さ　☒　図示、○（　　）

種類	部位	厚さ(mm)	形状寸法	横断面勾配	曲げ強度(N/mm²)	備考
☒ 普通ブロック(N) ○ 透水性ブロック(P) ○ 保水性ブロック(M)	車路、駐車場	☒ 80 ○	○ 図示 ○	2%	5.0以上	表面加工
☒ 普通ブロック(N) ○ 透水性ブロック(P) ○ 保水性ブロック(M)	歩行者用通路	☒ 60 ○	○ 図示 ○	1.5～2%	3.0以上	表面加工

クッション材　☒ 砂、○　空練りモルタル
歩行者用通路に使用する普通ブロック　☒　再生材料を用いた舗装用ブロック [G]
透水性ブロック　☒　透水性コンクリート [G]
舗装の割付（車路、駐車場）○　ヘリンボンボンド(45°)、○　ヘリンボンボンド(90°)
仕上り面の平たん性　☒ 走行、歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内とする
○（　　）

区分	部位	厚さ(mm)	種類
敷砂層	○ 車路、駐車場	20	砂
	○ 歩行者用通路	30	
フィルター層		100	川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下）

○　舗石舗装（歩行者用通路）
構成および厚さ☒　図示、○（　　）

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)
○ 花崗岩 ○	○ 割石○図示 ○		○ うろこ張り ○	○ コンクリート版 ○ アスファルト混合物	☒ 70、○ ☒ 50、○

クッション材　☒ 砂、○　空練りモルタル
仕上り面の平たん性　☒ 歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内
○（　　）

○ 10. 砂利敷き　(22.9.2)

・種別　：
○　A種（施工範囲 ○ 図示、○ 通路、○　　）
○　B種（施工範囲 ○ 図示、○ 建物周囲他、○　　）

○ 11. 路面標示用塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	備考
☒ 3種1号	溶融	粉体状	○ 白	○ 150	○ 1.0	
○ 1種 [G]	常温	液状	○	○ 100	○	
○ 2種 [G]	加熱			○		

低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 [G]

23 植栽及び屋上緑化工事

○ 1. 植栽地の確認等　(23.1.3)

・土壌の水素イオン濃度（pH）試験　：　○ 行う、○　行わない
・電気伝導度（EC）の試験　：　○ 行う、○　行わない

○ 2. 植栽基盤の整備　(23.2.2、4)

樹木の植栽基盤の整備　（ ○ 適用する　○ 適用しない　）

植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材
☒ 樹木	☒ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種	樹高12m以上 （☒ 100、　○120、○ 150） 樹高7m以上～12m未満 （☒ 80、　○100） 樹高3m以上～7m未満 （☒ 60、　○ 80） 樹高3m未満 （☒ 50、　○ 60）	○ 薬張り部分 ○ 植栽部分 ○ 図示 ○	○ 適用する ○ 適用しない
☒ 芝、地被類	☒ B種 ○	☒ 30 ○	○ 植栽部分 ○ 図示 ○	○ 適用する ○ 適用しない

植栽基盤の排水設備　（ ○ 設ける（☒図示　○　　）○ 設けない　）
・植込み用土　：○　現場発生土の良質土、○　客土　(23.2.3)
・土壌改良材　：　(23.2.3)
　バーク堆肥 [G]
　　施工箇所　☒植栽範囲、○　図示
　　使用量　　植栽基盤面積1㎡あたり（ ○ 50L、○　　）
　汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）[G]
　　施工箇所　☒植栽範囲、○　図示
　　使用量　　植栽基盤面積1㎡あたり（ ○ 10L、○　　）
　材料
　「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする

○ 3. 樹木　(23.3.2)

・樹種、寸法、株立数等　：☒　図示、○（　　）

○ 4. 支柱　(23.3.2、3)

・支柱材　：☒　丸太（間伐材）[G]、○　真竹、○（　　）
・防腐処理方法　：☒　加圧式防腐処理丸太材、○（　　）
・形式　：○　図示、○（　　）

○ 5. 幹巻き用材料　(23.3.2)

・材料　：☒ 幹巻き用テープ、○　わら及びこも

○ 6. 芝　(23.4.2、3)

・種類　：☒　コウライシバ、　○ノシバ、○（　　）
・芝張りの工法　：　平地 ☒ 目地張り、○　べた張り
　　法面 ☒ べた張り、○　目地張り

○ 7. 吹付けは種　(23.4.2)

種子の種類	発芽率	種子の量(g/㎡)	備考
☒ 洋芝類（採取後2年以内）	☒ 発芽率80%以上		
○			

○ 8. 地被類　(23.4.2)

植物の種類	コンテナ径	単位面積当たりの株数	芽立数

○ 9. 新植、芝等の枯補償、移植樹木の枯損処置　(23.3.4、6)(23.4.7)

・新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯補償の期間　：
　☒　引渡しの日から 1年、○　無し、○（　　）
・移植樹木の枯損処置を行う期間　：
　☒　引渡しの日から 1年、○　無し、○（　　）

○ 10. 屋上緑化 [G]　(23.5.2～4)

・植栽基盤及び材料　：
○　屋上緑化システム
　土壌層の厚さ　○　図示、○（　　）
　排水層　　○　軽量骨材（層の厚さ：　　）、○　板状成型品
　植込み用土　☒　改良土、○　人工軽量土
　樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ☒　図示、○（　　）
　見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　☒　図示、○（　　）
　（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
○　屋上緑化軽量システム
　樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ☒　図示、○（　　）
　見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　☒　図示、○（　　）
　（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
・工法　：　(23.5.4)
建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ○ 1、○1.15、○1.3）倍の風圧力に対応した工法
支柱　　○　設置する（形式　☒　図示、○　　）
かん水装置 ○　設置する（種類　☒　図示、○　　）

別記1 建設副産物の処理

1. 共通事項
1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含め、各1 部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 1年間保存しておくこと。
・作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基き、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

3)建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D票及び E票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

4)以下の項目の数量については、積算のための参考数量を示す。

2. 建設発生土
○　指定(A)(工事間流用)の場合
本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

搬出先（相手先工事名、場所等）	工事（　　市　　町地先）
土質及び処理量	第　種建設発生土　㎥
搬出時期	年　月 ～　年　月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。
○　指定(A)(その他)の場合
建設発生土（　　㎥）は、（　　）地先に搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によること。
●　指定(B)の場合
建設発生土（ 79 ㎥）は、（ 流山市深井新田 ）地先に搬出するものとする。

1)　上記、指定(A)及び指定(B)については、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」による。
2)　建設発生土を搬出又は搬入する場合は「建設発生土管理基準」に基づき「建設発生土の管理調書」を作成・保管する。
3)　建設発生土に係る留意事項
・利用先の確保
他の工事現場での利用を促進するため、ストックヤード、土質改良プラント及び「建設発生土情報交換システム（コブリス・プラス）」を積極的に活用し、利用先の確保に努める。
・中間処理施設の選定
中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。
また、リサイクル原則化ルールに基づき、「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。
・品質・安全性の確保
処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。
・一時保管
利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

3. 路盤廃材

	数量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備考
○ 路盤廃材	t	郡市 町	km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	

4. 建設廃棄物等

	数量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備考
● コンクリート塊（無筋）	16.9 ㎥	千葉 稲毛区轟町地先	10.2 km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	管理本館0.4m3、解体16.5m3
● コンクリート塊（有筋）	1.8 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	電気棟
● アスファルト塊	3.9 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	電気棟3.8m3、管理本館0.1m3
● その他がれき類	13.6 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	電気棟9.6m3、解体4m3
● 廃プラスチック	8 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	解体
● 金属くず	4.3 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	管理本館0.2m3、解体4.1m3
○ その他くず類	㎥	郡市 町地先	km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 廃石膏ボード	㎥	郡市 町地先	km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 混合廃棄物	㎥	郡市 町地先	km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 建設汚泥	㎥	郡市 町地先	km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	
● カッター汚泥	0.1 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	電気棟
● 立木	2 本	郡市 〃　町地先	km 〃	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	電気棟
● 木くず	4.4 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	解体
● ガラス	0.2 ㎥	郡市 〃　町地先	km 〃	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	管理本館0.1m3、解体0.1m3
○		郡市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	

工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

別記2 工事区分

	工事内容		施工区分 建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	☒	○	○
		スリーブ、型枠	○	☒	☒
	埋込形（分電盤、端子盤、プルボックス）	鉄筋補強	☒	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	○	☒	☒
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み	補強とも	☒	○	○
		補強のない場合	○	☒	☒
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		☒	☒	☒
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）		☒	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、発電機、キュービクル、	躯体と一体のもの	○	☒	☒
	屋内　受水槽、サービスタンク	上記以外	○	☒	☒
	屋外　配電盤、制御盤、キュービクル、	鉄筋基礎	☒	☒	☒
	屋外　受水槽、消火水槽	無筋基礎	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針、	躯体と一体のもの	☒	○	○
	屋上　高架水槽、クーリングタワー、消化栓補給水槽	上記以外	○	☒	☒
	架台、アンカーボルト		○	☒	☒
点検口	床、壁、天井		☒	○	○
	配線ピット、トレンチピット		☒	○	○
	その他		○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	☒	○
		二次側	☒	☒	☒
		電源供給	○	☒	○
	制御盤と動力盤の間（接地とも）	操作　配管	○	○	○
		回路　配線（　）	○	○	○
		電源供給	○	☒	○
	天井吊り型FCU 及び全熱交換形換気扇（接地とも）	操作　配管	○	○	○
		回路　配線（　）	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	○	○
			○	○	○
防油堤			☒	○	○
インサート、吊りボルト（設備機器、器具、背反、ダクト用）			○	☒	☒
インサート、吊りボルト（天井）			☒	○	○
換気扇枠			○	○	○
外部取り付けガラリ（ダクト、チャンバー接続用フランジを含む）			☒	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築工事特記仕様書（8）		
図面枚数	101葉中8	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局	
整理番号	A-08	施工業者	

所長　次長　課長　設計　製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
9 防水工事	1 アスファルト防水	乾式保護材	

・乾式保護材　：
窯業系パネル　無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属合板　金属板と樹脂を積層一体化したもの

・品質・性能　：

分類・規格		窯業系パネルⅠ類（耐衝撃性に優れ、また寒冷地仕様）	窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	金属複合板
寸法の許容差		厚さ　+10%、-5%、幅　±1%		
外観		割れ、貫通、変裂がない。欠け、ねじれ、そり、異物の混入、汚れ、はく離など使用上支障がない。		
含水率		出荷時において10%以下		—
曲げ強さ・曲げモーメント(N・cm)（スパン40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント）	標準時	550N・cm以上	450N・cm以上	300N・cm以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400N・cm以上（300）	320N・cm以上（200）	250N・cm以上（300）
吸水率(%)		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		300 サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	200 サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	300 サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量1,000gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下
剛性(E×I)（スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性）		—	—	80,000N・cm²以上

・試験方法
1)寸法の測定方法
厚さ　供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
幅　供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央 1箇所の幅寸法を、JIS B 7512 「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516 「金属性直尺」に規定する目量が 1mmの1級直尺を用いて測定する。
2)曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパンの中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前と、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
3)吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
4)難燃性試験は、JIS　A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
5)吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケーターに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。
その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準(L1)とする。
次に試験片の長さ方向を水平にこば立てて、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ(L2)を測る。
吸水による長さ変化率　(ΔL)は、次式によって求める。
(ΔL) =　(L2 - L1) / L1 * 100
ΔL　吸水による長さ変化率(%)、L1　乾燥時の標線間の長さ(mm)、L2　吸水時の標線間の長さ(mm)
6)耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。
100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、-20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。
7)耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。
試験体の支持装置は、記号S2対 辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもり又は球形おもりとし、記号（W_1-1000）、質量1.000gとする。試験体を支持装置で支持して、竪固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
11 タイル工事	2 セメントモルタルによるタイル張り	既調合モルタル	

・既調合モルタル　：
モルタルを下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

・品質・性能　：

項目		品質・性能
保水率		70.0　%以上
単位容積質量		1.80 kg/L以上
接着強さ	標準時	0.60 N/mm²以上
	温冷繰り返し後	0.40 N/mm²以上
長さ変化率		0.20 %以下
曲げ強さ		4.0　N/mm²以上

・試験方法　：
1)試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
2)保水率の試験方法
JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ 3mm）を設置し、1)で調製した試料を金べらで平滑に詰込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率 = 50/平均値*100　　（注）50 リング型わくの内径(mm)
3)単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
4)接着強さ（標準時）の試験方法
イ)適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B(規定)のうち推奨仕様B-1 規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに1)で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のりサ法約 300mm *300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さを試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
T　タイルの母材破断
TM　既調合モルタルとタイルの界面破断
M　既調合モルタルの母材破断
MG　既調合モルタルと下地板の界面破断
G　下地板の母材破断
（なお、標準時の接着強さは、抜き取った試験片5箇所とも全て0.6N/mm²以上を確保していること。）
ロ)適用タイルが「小口タイル、二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B(規定)のうち推奨仕様B-1 規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに1)で調製した試料を厚さ7mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形のⅠ類(施ゆう)「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
5)接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々「4)接着強さ（標準時）の試験方法」の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909に規定する「建築用仕上塗材」に規定する7.11温冷繰返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。
なお、温水繰返し後の接着強さは、抜き取った試験片5か所とも全て0.4N/mm²以上を確保していること。
6)長さ変化率の試験方法
JIS A 6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
7)曲げ強さの試験方法
JIS A 6916「建築用下地調整塗材」の7.11 曲げ強さ試験に準ずる。
（試験室の状態　試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。）

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
		既調合目地材	

・品質・性能　：

項目	品質・性能
保水率	30.0　%以上
単位容積質量	1.80 kg/L以上
長さ変化率	0.20 %以下（収縮）
吸水量	50　g以下

・試験方法　：
1)試験の条件
試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。
2)試料の調整
正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2Lの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。
3)保水性（ろ紙法）
JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径18.5cm）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、2)で練り混ぜた試料を金べらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率(%) = 50/平均値*100　　（注）50 リング型わくの内径(mm)
4)単位容積質量
2)で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。
5)長さ変化率
2)で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.8長さ変化率試験に従って行う。
6)吸水量
2)で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
15 左官工事	1 モルタル塗り	防水剤	

・品質・性能　：

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	凝結時間　始発：1時間以上　終結：10時間以内 安定性　収縮性、膨張性のひび割れ及びそりがない
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの曲げ強度比及び圧縮強度比　　70%以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの吸水比　95%以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの透水比　80%以下

・試験方法　：
JIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」による。ただし、透水試験における水圧は、3.0×10⁶Paとし1時間行う。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
16 建具工事	11 建具用金物	錠前類（シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠）	

・品質　：
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。
鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

・性能　：

使用頻度による性能		1)（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験(40万回)を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。 2)キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験(10万回)を行った後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダだけの回転トルクが10N・cm以下とする。 3)キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験(10万回)を行なった後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。 4)キーの抜き差し繰り返し試験(10万回)を行なった後、キーの抜き差しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N・cmとする。）
外力に対する性能		1)デッドボルトの押込み強度試験(10KN)を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上 であること。 2)デッドボルトの側圧強度試験(10KN)を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。 3)デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験(58.8J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。 4)デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験(58.8J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。 5)（シリンダ本締り錠はグレード3以上の影込錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm 以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。（枠類の厚さが1.5mm以上の場合は適用しない）
使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）		1)ラッチボルトの側圧強度試験(4KN)を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。 2)レバーハンドルのねじり強度試験(3.5KN・cm)を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。 3)握り玉のねじり強度試験(3KN・cm)を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。 4)ハンドルの引張強度試験(2KN以上)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。 5)ハンドルの垂直荷重強度試験(2KN以上)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
鍵違い		1)鍵違い数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。 2)同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。

・試験方法　：
JIS A 1541-1（建築金物-錠-第1部：試験方法）による。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
19 内装工事	13 断熱材	現場発泡断熱材	

・品質・性能　：

項目	品質・性能
吹付け硬質ウレタンフォーム	JIS A 9526 によるA種またはA種1H
密度 (kg/m³)	25　以上
難燃性	次のいずれかによること。 1)難燃2級又は難燃3級 2)準不燃相当品又は難燃材料相当品

・試験方法　：
1)原液試験（原液粘度試験）
JIS A 9526「6.1吹付け硬質ウレタンフォーム原液の試験」による。
2)発泡品試験
イ)試料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
ロ)試料の状態調節は、JIS A 9526の6.2.2による。
ハ)試験片の作製はJIS A 9526の6.2.3による。
ニ)試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。
ホ)密度の測定は、JIS A 9526の6.2.5による。
ヘ)熱伝導率試験は、JIS A 9526の6.2.6による。
ト)透湿率試験は、JIS A 9526の6.2.7による。
チ)圧縮強さ試験は、JIS A 9526の6.2.8による。
リ)接着強さ試験は、JIS A 9526の6.2.9による。
3)難燃性試験
下記に規定する表面試験及び発熱性試験による。
イ)表面試験については、JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
ロ)発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。
4)難燃2級又は難燃3級の判定は、次による。
試験の結果、次のイ～ホに適合していること
イ)試験体の全厚にわたる溶融、試験体の表面に対する亀裂（表面における亀裂の幅が全厚の1/10以上であるものに限る。）その他防火上著しく有害な変形などのないこと。
ロ)加熱終了後30秒以上残炎がないこと。
ハ)試験結果の排気温度曲線は、加熱試験中、標準温度曲線を超えないこと。ただし、難燃2級又は難燃3級については、試験を開始して3分を経過した後は、次のニ の条件の範囲内で超えることができる。
ニ)排気温度曲線が標準温度曲線を超えている部分の排気温度曲線と標準温度曲線で囲まれた部分との面積（単位×分）が、難燃2級にあっては100以下、難燃3級にあっては350以下であること。
ホ)単位面積当たりの発煙係数が、難燃2級で60、難燃3級で120を超えないこと。
5)準不燃材相当品又は難燃材料相当品の判定は、次による。
法定準不燃材料、難燃材料の評価方法を使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）による試験で、準不燃材料相当品においては加熱時間10分、難燃材料相当品において加熱時間は5分の結果、次のイ～ハに適合していること。
イ)総発熱量が8MJ/㎡以下であること。
ロ)防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。
ハ)最高発熱温度が10秒以上継続して200KW/㎡を超えないこと。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
16 建具工事	11 建具用金物	クローザ類	

・品質・性能　：

性能試験項目 ＼ 区分			番手	ドアクローザ 閉じモーメント(N・m)	ドアクローザ 効率(%)	ヒンジクローザ 閉じモーメント(N・m)	ヒンジクローザ 効率(%)	フロアヒンジ 閉じモーメント(N・m)	フロアヒンジ 効率(%)
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2	1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
			2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
			3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
			4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
			5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
			6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度(秒)			常温(5～35℃)無風状態において、開扉(70°)から全閉(0°)までの時間を5～8秒に調整できること。					
	温度依存性(℃)			緩衝油の流動点は、JIS K 2269（原油及び石油製品の流動点並びに石油製品量り点試験方法）により測定し、-15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力		60 N・m以下 但しコンシールド型は 200 N・m以下		100 N・m以下		100 N・m以下	
		ストップ解除力		8 N・m以上		3 N・m以上		10 N・m以上	
	バックチェック性能(秒)（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重60 N/㎡を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開く間の時間は0.8秒以上としていること。		–		–	
	ディレードアクション性能(秒)ディレードアクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		–		–	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）			–		–		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント(N・m)	Grade2		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後の効率(%)								
	繰返し開閉後の閉じ速度(秒)			耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能(秒)			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		–		–	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能(秒)			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		–		–	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置(mm)			–		–		耐久試験後±6mm以内	
	耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）	Grade 2		20万回		10万回		30万回	

Grade1を選定する場合は、図示による。
注1.　パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2.　コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。

・試験方法　：
1)性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法-第3部　フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
2)温度依存性（流動点試験）は、JIS K 2269による。
3)試験ドアの質量は、1番手は25kg、2番手は40kg、3番手は60kg、4番手は80kg、5番手は100kg、6番手は120kgとする。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
14 自閉式上吊り引戸装置	自閉式上吊り引戸装置		

・試験方法　：
(1)耐久性（開閉繰り返し）試験
JIS A 5545(2011)「サッシ用金物」の7.1(戸車の試験)開閉繰り返しに準じる。ただし、閉については、外力によらず、試験体の自閉制装置及び御装置のみにより扉を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。
1)同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。
2)適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとする。
3)その他の制御装置については、メーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認できるものとする。
(2)耐衝撃性試験
JIS A 1518(1996)「ドアセットの砂袋による耐衝撃性試験方法」に準じ、重量30kgの砂袋を用い落下高さ17cmで、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
(3)気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事
図面名称	建築材料等品質性能表（1）
図面枚数	101業中9　縮尺　—
完成	令和　年　月　日　工事番号　施改9第1号
区画記号	大分 — 1　千葉県企業局
整理番号	A-09　施工業者
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
20 ユニット及びその他の工事	1 フリーアクセスフロア	フリーアクセスフロア	標準仕様書20.2.2によるほか以下とする。 ・性能 : 1)耐震性能 イ)固定台試験による耐震性能（設計床高さH=300mm超え、600mm以下の場合） 項目 ／ 性能 ① ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき ／ 水平荷重の1/2が下記の＜適用地震時水平力＞以上 ② 上記①以外の部分が耐力に達したとき ／ 水平荷重の1/1.5が下記の＜適用地震時水平力＞以上 ③ 適用地震時水平力を加えた時の支柱頂部の変位 ／ 構造床面からの高さの1/50以下 ＜適用地震時水平力＞ ・3,000N 0.6Gタイプ　支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数]×0.6 ・3,000N 1.0Gタイプ　支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数]×1.0 ・5,000N 0.6Gタイプ　支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数]×0.6 ・5,000N 1.0Gタイプ　支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数]×1.0 ロ)振動台試験による耐震性能（設計床高さ≦300mmの場合のみ） パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がない。 2)歩行感 通常の歩行において空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない 3)メンテナンス性 交換が必要な部品については交換できるよう設計されている ・試験方法 : 1)耐震性能 イ)設計床高さ≦300mmの場合 試験体ユニット1000mm×2500mm程度 所定の重りの質量　3000N 200kg、5000N 350kg 加振　0.6G：所定加速度600cm/S²、1.0G：所定加速度1000cm/S² ロ)300mm＜設計床高さ≦600mmの場合 ①固定台による耐震性能試験 a.支柱調整式ー支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法-1　又は、試験方法-2による。 b.原則として、試験方法-1はパネル単体設置（Aタイプ）に適用し、試験方法-2はパネル連結設置（Bタイプ）に適用するものとする。 ②試験方法-1 a.試験は、コンクリート(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類 N300)に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。 b.加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、3個とする。 ③試験方法-2 a.試験は、コンクリート(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類 N300)に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。 b.最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。また、800mm×800mmに荷重板荷重板3,200 N（5,000 N/m²相当）を1箇所設ける。試験体数は、1セットとする。 ④零点補正及び測定記録 試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程の水平力を加力した後、速やかに除荷して"0"にした状態を零点とする。また、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。 ハ)共通事項 試験に使用する表面仕上材 種類：タイルカーペット、　繊維素材：ナイロン100%、　パイル携帯：ループパイル、 パイル長：3.0mm～4.0m、　パッキング素材：塩化ビニル樹脂、全厚：6.0mm～7.0mm、 単位質量：4.0kg/㎡～6.0kg/㎡、人体耐電圧：2KV以下
	3 移動間仕切	移動間仕切	標準仕様書表20.2.4によるほか以下とする。 ・品質 : 1)パネルの操作性 パネル操作の初動力は98N以下とする。 2)パネル圧接装置の耐久性 パネル圧接装置の固定・解除は、7,500回の繰返し耐久試験実施後、質量50kg衝撃試験で異常のないものとする。 3)耐衝撃性 質量50Kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれがないものとする。また、接点・接床部が外れないこと及び多少のずれがあっても圧接装置の調整で元に戻せるものとする。 4)レールの耐久性 レールは普通パネルで吊り車2個が通過する部分を1m以上とし、吊り車の通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。 5)吊り車の耐久性 吊り車は、走行距離60Kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。 6)ランナーの引張強度 引張試験を実施し、普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。 7)吊りボルトの引張強度 一本にかかる荷重の15倍以上の引張強度があるものとする。 8)遮音性能 遮音性試験はJIS A　6512に規定する透過損失単位による各区分ごとに、500Hzの音について透過損失の規定値に適合するものとする。 遮音性能試験は、JIS S 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に規定する試験方法又はJIS A 1441-1「音響-音響インテンシティ法による建築物及び建築部材の空気音遮断性能の測定方法-第1部：実験室における測定」による。 9)ホルムアルデヒド等 JIS等の材料規格において放散量が規定されているものについては、F☆☆☆☆とする。
20 ユニット及びその他の工事	4 トイレブース	トイレブース	標準仕様書表20.2.5によるほか以下とする。 ・品質・性能 : 1)付属金物 項目 ／ 品質・性能 ヒンジ ラッチセット ／ 耐蝕性のあるものとする。 戸当り ／ 腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。 2)外観 JIS A 6512「可動間仕切」の5.b)による。 3)パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性 項目 ／ 品質・性能 耐薬品性及び耐汚染性 ／ 耐引っかき性 ／ 開閉耐久性 メラミン樹脂系化粧板　及び　メラミン樹脂系単一材 ／ JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性（B法）の規定を満足していること。 ／ － ／ JIS A 4702「ドアセット」9.4 開閉繰り返し試験によるスイングドア（開閉回数10万回）を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。 低圧メラミン樹脂系化粧板 ／ 下記項目のポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。 ポリエステル樹脂系加工化粧合板 ／ JAS「合板の日本農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）に示された耐汚染性B試験を満足していること。 ／ JAS「合板の日本農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）に示された耐引っかき硬度B試験を満足していること。 ポリエステル樹脂系化粧MDF ／ JIS A 5905「繊維板」に規定する表18の化粧MDFの品質に適合していること。 ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード ／ JIS A 5908「パーティクルボード」に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。 ・試験方法 : 1)ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法ー第2部：ドア用金物」の規定による。 2)戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2の規定による。
	11 煙突用成形ライニング材	煙突ライニング	・品質・性能 : 種類 ／ ソノトライト系けい酸カルシウムライニング材 加熱線収縮率 ／ 2.0%以下 曲げ強度 ／ 0.8N/mm²以上 圧縮強度 ／ 1.0N/mm²以上 スポーリング性 ／ 試験体に亀裂の発生、剥離あるいは脱落等がないものとする。 透水性 ／ 試験体裏面に水滴が生じないものとする。 耐酸性 ／ 試験体に形状変化が見られず、崩壊する危険性がないものとする。 石綿 ／ 使用不可。 ライニング材とコンクリートの境界温度 ／ 100℃以下とする。 加熱線収縮率、曲げ強度、圧縮強度の確認は、社内試験成績書によることができる。 ・試験方法 : 1)スポーリング性試験 適用安全使用温度（300℃）から適用安全使用温度まで100℃間隔で30分間加熱冷却を繰り返し、各温度設定時の加熱後及び冷却時の試験体亀裂、剥離、脱落の状況を観察する。（試験体は完成品とし、サイズは内径600mm×長さ1000mm程度とする。） 2)透水性試験 JIS A 5430「繊維強化セメント板」8.6透水性試験による。 3)耐酸性試験 1.0%濃度の硝酸及び硫酸水溶液に下記の方法で浸せきした後、試験体の外観を調べる。試験は、試験体を温度20℃、湿度60%の試験室に24時間以上静置した後、酸水溶液に1週間（168時間）浸せきする。（ただし、酸水溶液は48時間毎に交換する。）その後、48時間以上温度20℃、湿度60%の試験室に静置した後に外観観察を行う。（試験体のサイズは、100mm×50mmとする。） 4)熱伝導率測定 JIS R 2616「耐火断熱れんがの熱伝導率の試験方法」による。試験設定温度は100℃、150℃、300 ℃、450℃、600℃とする。
	17 天井点検口	天井点検口	・品質・性能 : 1)内外枠の材質は、アルミニウム製とする。 イ)JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するA6063St5 又は同等の性能を有するものとする。 ロ)表面処理は、JIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜」に規定するAA6又は同等の性能を有するものとする。 2)内枠及び外枠のコーナーピース 鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。 3)外枠の取付け金物 イ)吊り金具 鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。 ロ)吊り金具取付けボルト 鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。 4)内枠の仕上材留付金物 アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類い又は同等以上の品質並びに仕上げ材を固定する性能を有するものとする。 5)寸法許容差（枠の許容差） 枠の寸法許容差　±0.5mm 外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内 6)耐久性能（繰り返し開閉試験） イ)300回の繰返し開閉試験後の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内とする。 ロ)開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。 ・試験方法 : 内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験 1)試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。 2)吊り金物は、外枠を天井下地取付用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。 3)野縁の種類は、19形とし仕上材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB-Rの難燃2級又は発熱性2級以上）二重張りとする。 4)試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。 5)測定は、上記繰り返し試験を300回行い、試験後の内蓋の垂れ下がり状態を測定する。
20 ユニット及びその他の工事	18 床点検口	床点検口	・品質・性能 :　以下のもの又は同等のものとする。 部材名 ／ 材質 ／ 屋内外 ／ 屋内用 受枠材 蓋枠材 ／ アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材 ／ （材質）JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するA6063S-T5 （表面処理）JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜」に規定するB種又はJIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜」に規定するAA15 ／ － ステンレス製 ／ （材質）JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS SUS304、SUS430J1L、SUS443J1（表面処理）HL又は2B仕上げ程度 ／ － 鋼製 ／ － ／ （材質）鋼板又はJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定するメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの（防錆処理）JIS G 3313又は鋼板に標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの 二重蓋の中蓋 ／ 鋳鉄 ／ （材質）JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」に規定するFC150、FC200 その他 ／ （材質）塩化ビニル樹脂製等 アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、ステンレス鋼板、鋼板の場合は、受枠材・蓋枠材と同じ 目地材（材質） ／ 黄銅 ／ JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」に規定するC2600、C2720、C2801 JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に規定するC3602、C3604 ステンレス ／ JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308「ステンレス鋼線材」に規定するSUS304 底板材、コーナーピース、底板補強材 ／ ステンレス鋼板 ／ （材質）JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308に規定するSUS304 ／ （材質）JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 アルミニウム板 ／ （材質）JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P H24 （表面処理）JIS H 8602に規定するB、JIS H 8601に規定するAA15 ／ － 鋼材 ／ － ／ （材質）鋼板又はJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処たもの、理を行ったもの （防錆処理）JIS G 3313、標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの パッキン材 ／ 塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等外枠と蓋枠の材質、形状に適した弾力性及び密着性を有するもの。 アンカー材 ／ 鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの。 取手 ／ 黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス鋼材製等の堅牢な材質のもの。ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないもの。 鍵 ／ 黄銅製、ステンレス鋼製、亜鉛合金製（クロムめっき）の類。施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式 1)製品の許容差 イ)受け枠基準寸法　600角程度まで ロ)受け枠寸法の許容差　±0.5mm ハ)蓋付きず法の許容差　±0.5mm ニ)受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2mm以内 2)蓋の耐荷重性能 イ)加圧する荷重値Pn=1,000N ロ)蓋中央部の残留たわみが点検口の有効径の0.08%以内 ハ)受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと ニ)破壊荷重が、加圧荷重値Pnの2倍以上 ・試験方法（耐荷重試験）: 1)試験体 イ)貼物用とし、600mm角程度とする。 ロ)枠見込みは、40mm以下とする。 2)試験 イ)試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。 ロ)本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。 ハ)本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。 3)測定 蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返し、荷重ごとに記録。また、終局荷重を記録する。
21 排水工事	3 グレーチング	グレーチング	・品質・性能 :　以下のもの又は同等のものとする。 鋼製グレーチング 項目 ／ 品質・性能 メインバー、サイドバー及びエンドプレート ／ JIS G 3101「一般用構造用圧延鋼材」に規定するSS400 クロスバー ／ JIS G 3101に規定するSS400及びJIS G 3505「軟鋼線材」に規定するSWRM 受け枠用アングル材 ／ JIS G 3101に規定するSS400及びJIS G 3132「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するSPHT 溶融亜鉛めっきの膜厚 ／ JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定する溶融亜鉛めっきの付着量がHDZT 56以上又はHDZT 70以上のもの 受け枠用アングル材 ／ 塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料 ステンレス製グレーチング（表面仕上げは2B程度） メインバー、クロスバー ／ JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS G 4308「ステンレス鋼線材」、JIS G 4318「冷間仕上ステンレス鋼棒」に規定するSUS304又はJIS G 4304、JIS G 4305に規定するSUS430J1L サイドバー、エンドバー ／ JIS G 4303、JIS G 4304、JIS G 4305、JIS G 4308、JIS G 4318に規定するSUS304、又はJIS G 4304、JIS G 4305に規定するSUS430J1L及びJIS G 4317「熱間成形ステンレス鋼形鋼」、JIS G 4320「冷間成形ステンレス鋼形鋼」に規定するSUS304 受け枠用アングル材 ／ JIS G 4304、JIS G 4305、JIS G 4317、JIS G 4320に規定するSUS304又はJIS G 4304、JIS G 4305に規定するSUS430J1L アンカー ／ JIS G 3101に規定するSS400の類いとし、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行っているもの 1)組み立て加工 イ)溶接は、融合不良、溶込み不良、スラグ巻き込み、ピット、ブローホール等の有害な欠陥がないものとする。 ロ)アンカーの間隔は、側溝の場合500mm内外とする。 ハ)平坦性は、変形がなく据付けに支障がないものとする。 ニ)ふたの幅及び長さの許容差は、±3.0mmとする。 2)耐荷重性能 設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする。 ・試験方法（荷重試験）: 1)設計荷重は以下の通りとする。 歩車道区分 ／ 荷重種別 ／ 後輪一輪荷重(KN) ／ 衝撃を考慮した荷重(KN) ／ 後輪設置面積(cm) 車道 ／ T-20 ／ 78.5 ／ 109.8 ／ 20×50 T-14 ／ 54.9 ／ 76.9 ／ 20×50 T- 6 ／ 23.5 ／ 33.0 ／ 20×24 T- 2 ／ 7.8 ／ 11.0 ／ 20×16 歩道 ／ 4.903N/㎡の等分布荷重 2)許容曲げ応力度 許容曲げ応力度は、実施する試験体のメインバー材と同じ材で行った材料強度試験耐力N/mm²(kgf/cm²)データにより設定する。 3)試験方法（試験体への加力） イ)設計荷重を基準として一方向繰り返し加力を行う。加力速度は、4.903N/s（0.5tf/秒）とする。 ロ)繰り返し加力は3回行った後、残留ひずみ等がないか確認する。その後設計荷重の1.5倍まで加力し、溶接部のはずれ等異常の有無について確認する。
23 植栽及び屋上緑化工事	10 屋上緑化	屋上緑化システム	4)性能基準 イ)設計荷重時の3回繰返し荷重後のひずみ度の判定基準は、「2)許容曲げ応力度」より定める。 （この時のヤング係数は、鋼材・・・206KN/mm²（2.1×10⁶kgf/cm²）、ステンレス鋼材・・・212KN/mm²（2.16×10⁶kgf/cm²）を用いる。 ロ)設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないこと。 5)試験体 溝ふた、U字溝ふたとし、下記の種別ごとに強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。 イ)溝ふた　横断用　T-20～T-2のうち1体 歩道用　1体 側溝用　T-20～T-2のうち1体 ロ)U 字溝用　側溝用　T-14～T-2のうち1体 歩道用　1体 6)材料強度試験について グレーチングの荷重耐力試験に先立ち、グレーチングの試験体に用いたメインバー材の耐力を確認するため、下記のイ)の試験又はロ)の試験データを提出する。 イ)試験供試体に使用したものと同材のグレーチングの荷重耐力試験に先立ち、下記による材料強度試験を行う。 ・材料試験供試体 :　試験片はJIS Z 2241「金属材料引張試験方法」による。また、試験片数は各3本とする。 ・試験方法 :　JIS Z 2241に基づく耐力及び引張り強さとする。ただし、ステンレス材の耐力は、JIS Z 2242に示すオフセット法で算出した0.2%耐力とする。 ロ)試験供試体に使用したものと同材の試験を上記1)と同様の試験を行ったデータがある場合は、そのデータを提出する。 7)グレーチング荷重試験の試験供試体の大きさについて 溝幅に直角方向の寸法は、原則として1m程度とする。
		屋上緑化軽量システム	・品質・性能 : 項目 ／ 品質・性能 透水フィルターの材質及び透水性能 ／ 材質は、合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるもの。透水性能は、その道の数値が直前の道の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること。 透水、排水層等構成材の主要材質 ／ 合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。（保水層を有する場合は、保水層共） 排水層 ／ 植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をもつこと。 排水層の鉛直方向の排水性能 ／ 240L/㎡·h以上 耐荷重性能（排水層の許容圧縮強度） ／ 最大土壌層厚の単位面積当たりの重量の1.5倍以上、かつ、3×10⁴N/㎡の載荷重で破損・有害なひずみなど異常のないこと。また、一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。（保水層を有する場合は保水層共） 耐根層 ／ 重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して3年以上の耐根性能（貫通防止能力）を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるものであること。 耐根層保護層 ／ 材質は合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護するものであること。ただし、耐根層を保護コンクリート（絶縁シートも含む）の下に設ける場合は省略することができるものとする。 ・試験方法 : 1)透水フィルタの透水性能 イ)JIS A 1218「土の透水試験方法」の定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体（透水フィルタ）をセットし、その上に砂（JIS A 5308「レディミクストコンクリート」付属書Aに規定する砂）及びシルト#250を容積比9：1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に加圧せずに均一に充填する。（試験体1体） ロ)常温で1日置いた後、上部より給水する。給水5日間連続後取り出して自然水切り2日とした給水サイクルを繰り返す。週2回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、1分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお、乾燥工程の試験室は室温20±3℃、湿度60±5%とする。 ハ)水切り工程は、試験体の入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で保管する。 ニ)各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、6週間を過ぎるまでにその道の数値が直前の道の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。 ホ)試験開始後6週間、流水時間合計が30日を越えた時点で透水係数がまだ上昇に転じない場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。 2)排水層の耐荷重性能 イ)最大土壌層厚の単位面積当たりの重量の1.5倍かつ3×10⁴ N/㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。（保水層を有する場合は保水層も対象とする。） ロ)試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事
図面名称	建築材料等品質性能表（2）
図面枚数	101葉中10　縮尺 —
完成	令和　年　月　日　工事番号 施改9第1号
区画記号	大分 ― 1　千葉県企業局
整理番号	A-10　施工業者
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図	

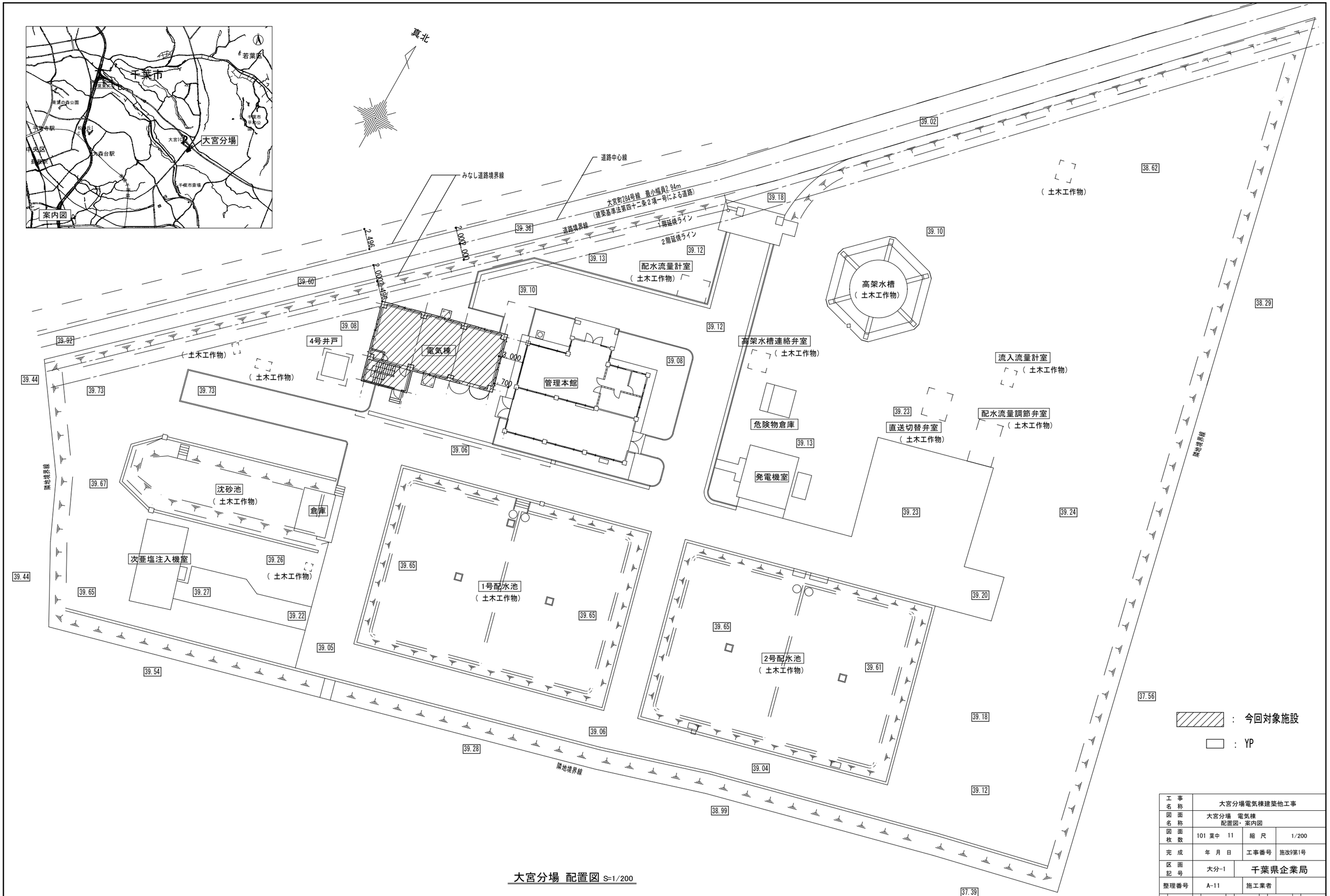

大宮分場 配置図 S=1/200

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 配置図・案内図		
図面枚数	101 葉中 11	縮尺	1/200
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-11	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

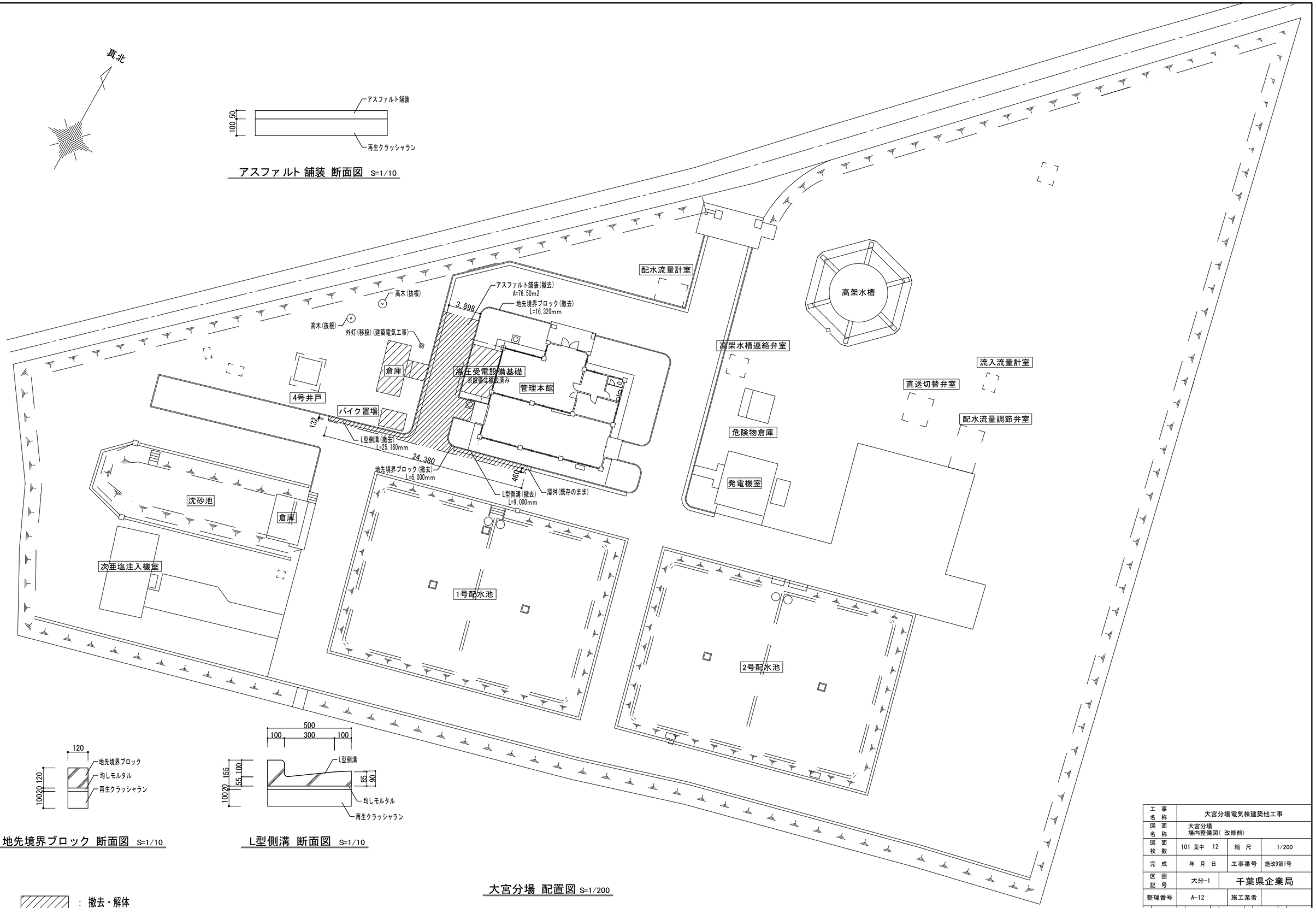

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場 場内整備図(改修前)		
図面枚数	101 葉中 12	縮尺	1/200
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-12	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

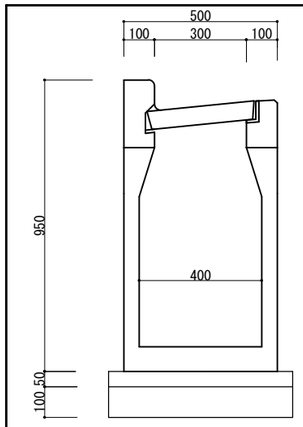

既存溜舛 断面図 S=1/10

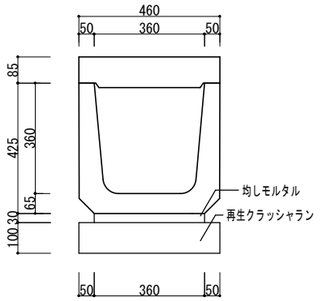

U型側溝A 断面図 S=1/10

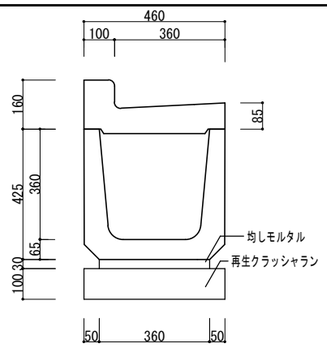

U型側溝B 断面図 S=1/10

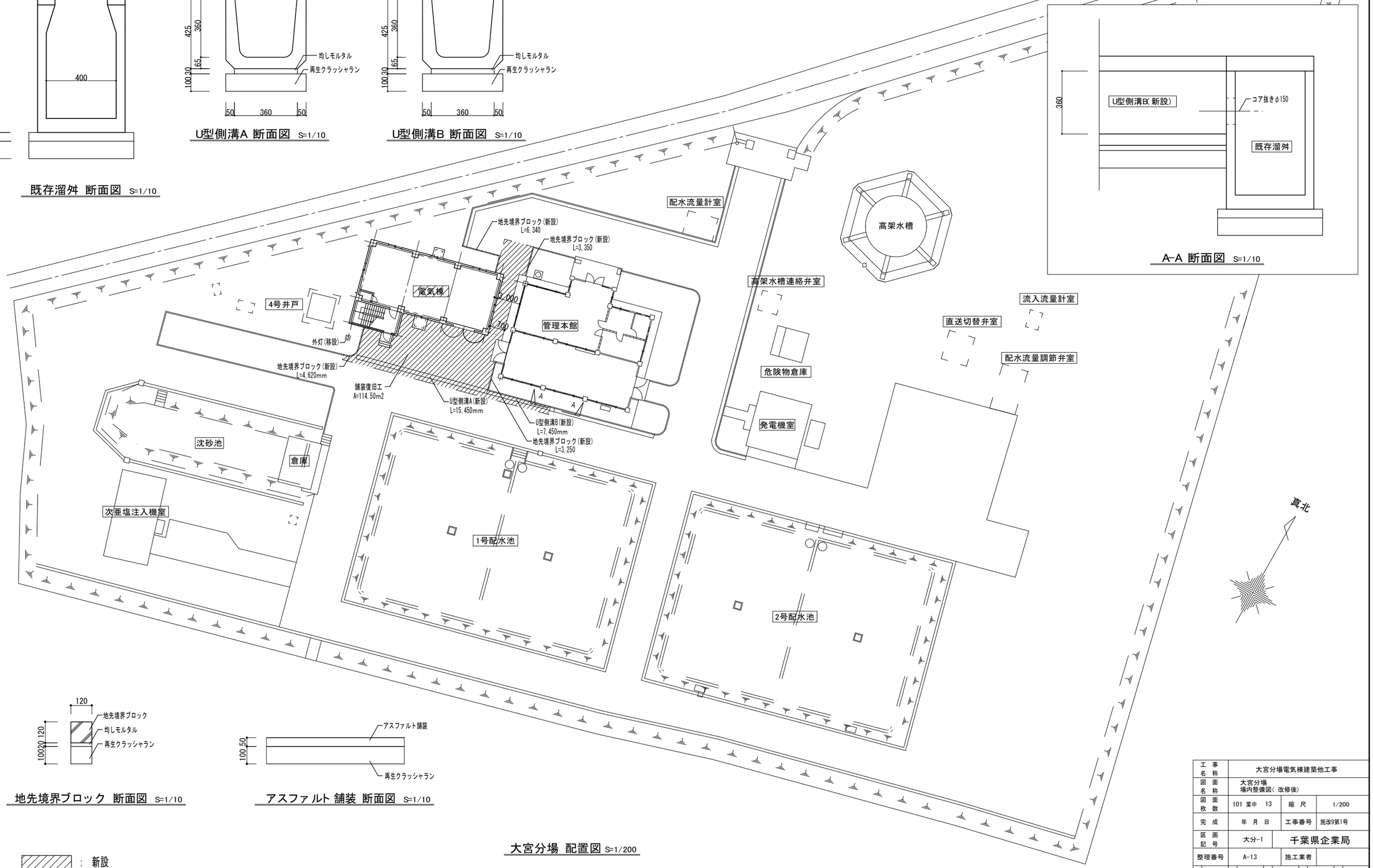

A-A 断面図 S=1/10

地先境界ブロック 断面図 S=1/10

アスファルト 舗装 断面図 S=1/10

大宮分場 配置図 S=1/200

：新設

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場 場内整備図(改修後)		
図面枚数	101 葉中 13	縮尺	1/200
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-13	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

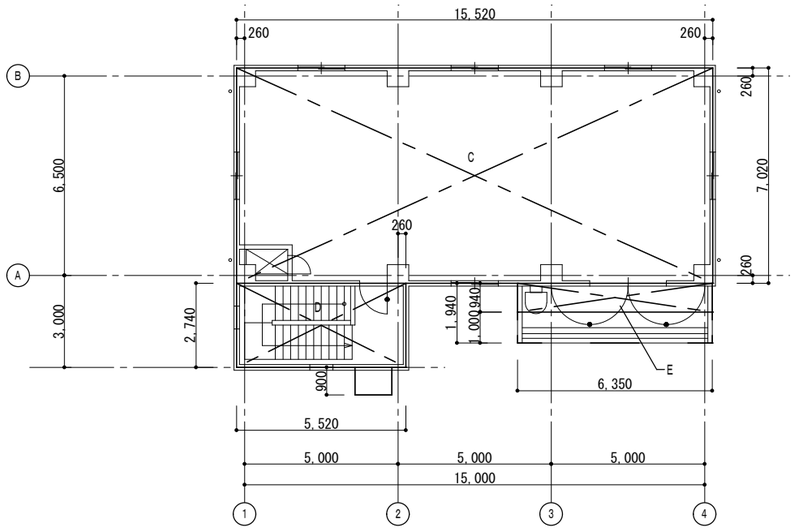

2階平面図　S=1:100

建築面積　算出表		
記号	算出式	計算結果
C	15.520 × 7.020	108.9504
D	5.520 × 2.740	15.1248
E	6.350 × 0.940	5.9690
建築面積		130.04

延べ面積　算出表		
記号	算出式	計算結果
A	15.520 × 7.020	108.9504
B	5.520 × 2.740	15.1248
C	15.520 × 7.020	108.9504
D	5.520 × 2.740	15.1248
1階床面積	A + B	124.075
2階床面積	C + D	124.075
延べ面積		248.15

無窓階判定						
階	床面積	床面積÷30	建具記号	有効面積	面積計	判定
1階	124.075	4.14	AW-1	0.75*1.4*6 ＝ 6.30	6.30	有窓階
2階	124.075	4.14	AW-1	0.75*1.4*6 ＝ 6.30	6.30	有窓階

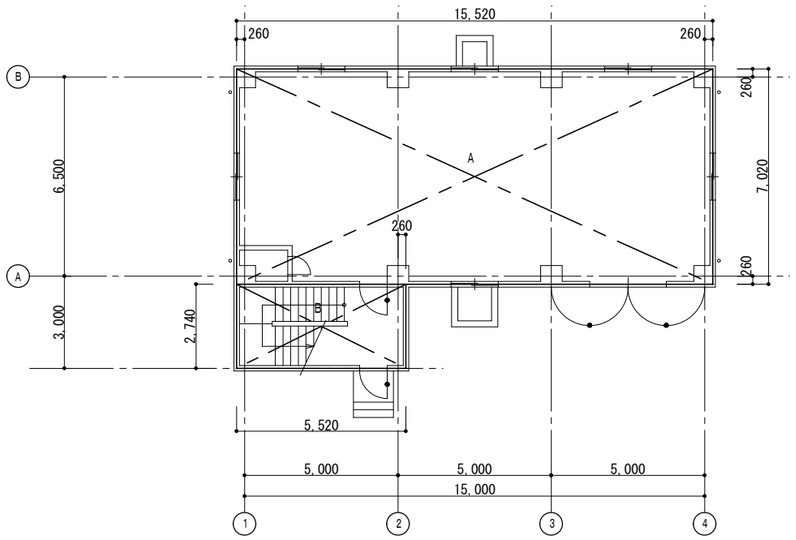

1階平面図　S=1:100

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 求積図		
図面枚数	101 葉中 14	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-14	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

建築概要

建物名	大宮分場　電気棟
敷地面積	9,900.43m2
構造・規模	RC造　地上２階
建築面積	130.04m2
延べ面積	248.15m2
軒高さ	8.7m
最高の高さ	9.4m

地域・地区等

法令・条項	項目	該当事項
都計法	都市計画区域・準都市計画区域	都市計画区域
建基法　４３条	敷地等と道路との関係	北側　２項道路に 159.2m接道
建基法　４８条	用途地域	市街化調整区域
建基法　５２・５３条	容積・建ぺい率（全施設）	容積率200% 建ぺい率60%
建基法　５６・５６条の２	建築物の各部分の高さ ── 斜線 日影	規制なし
建基法　６１・６２条	防火・準防火地域内の建築物	法22条指定区域
関係法、同条例、同規定等	下水道法、都市計画法、建設リサイクル法、宅地造成等規制法、自然公園法、都市公園法、都市緑地法、景観法、バリアフリー法、省エネ法、騒音規制法、振動規制法、農地法、各種保全地域、関係条例、その他	

その他確認事項

項目	摘要
防火対象物	防火対象物　15項
管廊・別棟との接続	
ボンベハウス等の構造	
条例等による制限の附加の有無	

建築基準法（令）

	審査項目	法令条項 法	令	チェック	判定
耐火・準耐火構造等	地域・規模による構造制限	６１	136の2	防火地域ー階数（ 2 ）　延べ面積（ 248.15 m2）　構造（ RC ） ［階数３以上は延べ面積100m2を超えるもの　耐火、左記以外の準耐火又は耐火］ 準防火地域ー階数（ ）　延べ面積（ m2）　構造（ ） ［地上４以上又は延べ面積1,500m2を超えるもの　耐火］ ［地上３又は延べ面積500m2を超え、1,500m2以下　準耐火又は耐火］	該当しない
	屋根葺材	２２ ６２	109の6 136の2 の2	構造（耐火構造　）　屋根材（ 押え無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ厚80　） ⊙ 法第２２条の区域　［H12建告第1361号］［H28国交告第693号］ ・ 法第６２条の区域　［H12建告第1365号］［H28国交告第693号］ ・ 区域外	ＯＫ
居室の採光・換気等	居室の採光及び換気	２８		［別表の計算書による］	該当しない
	換気設備の技術的基準	２８	20の2 20の3 129の2 の5	居室の換気のための窓その他開口部 ・ 換気上有効な面積（ m2）／居室の床面積（ m2）≧１／２０ 換気方法（ ） 火を使用する室の有無 ・ 有ー室名（ ）　換気方法（ ） ⊙ 無	該当しない
	換気設備（自然換気）	２８	20の2 129の2 の5	給気口高さ（ m）／天井高さ（ m）≦１／２ 排気口高さ（ m）＞給気口高さ（ m）	該当しない
	窓その他開口部を有しない居室等	３５	116の2	無窓（採光）居室 ・ 有　（室名：　） ・ 無 ／ 無窓（排煙）居室 ・ 有　（室名：　） ・ 無	該当しない
	無窓居室の主要構造部	３５ の3		構造（ ）　［耐火構造又は不燃材料］	該当しない
階段・廊下	２以上の直通階段 （５階以下の階の場合）	３５	１１７ １２１	居室の床面積　避難階の直上階（ m2）＞400m2　・ ２カ所 （ m2）≦400m2　・ １カ所 その他の階（ m2）＞200m2　・ ２カ所 （ m2）≦200m2　・ １カ所	該当しない
	避難階段の設置及び特別避難階段	３５	１２２	地上（ ２ ）階、地下（ ー ）階 ・ 避難階段［５階以上、地下２階以下］ ・ 特別避難階段［１５階以上、地下３階以下］ ⊙ 該当せず	該当しない
	直通階段・歩行距離	３５	１１７ １２０ １２１	【主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で作られている場合】 無窓居室：歩行距離（ m）≦30m　・（40m：廊下・階段・その他通路を準不燃材料以上で内装） その他の居室：歩行距離（ m）≦50m　・（60m：廊下・階段・その他通路を準不燃材料以上で内装） 【２以上の直通階段を設ける場合】 重複距離（ m）≦当該歩行距離の２分の１	該当しない
	階段・踊場の幅 けあげ・踏面寸法	３６	２３	直上階居室の合計（ m2）＞200m2 地階若しくは地下工作物の居室の合計（ m）＞100m2 ・ 階段幅1.2m≦（ m）、踊場の幅1.2m≦（ m） けあげ20ｃｍ≧（ ｃｍ）、踏面24ｃｍ≦（ ｃｍ） 上記以外 ⊙ 階段幅0.75m≦（ 1.12 m）、踊場の幅0.75m≦（ 0.90 m） けあげ22ｃｍ≧（ 19.545 ｃｍ）、踏面21ｃｍ≦（ 25 ｃｍ）	ＯＫ
	踊場の位置及び直階段の踏幅	３６	２４	階高（ 4.3 m） ・ 4mまで ⊙ 階高4m＜（ 4.3 m）、踊場（ 1 ）カ所 ・ 直階段の踊り場の踏幅（ m）≧1.2m	ＯＫ
	階段及び踊場の手すり等	３６	２５	階段の幅：（ 1.12 m）、高さ（ 4.3 m） 一般手すり ⊙ 設置 中間手すり ・ 設置［幅＞3.0m、かつ　高さ＞1.0m］ ・ 不要［けあげ：（ ｃｍ）≦15ｃｍ、踏面：（ ｃｍ）≧30ｃｍ］	ＯＫ
	階段に代わる傾斜路	３６	２６	勾配（ ／ ）≦１／８　表面仕上材（ ）	該当しない
	廊下幅	３５	１１７ １１９	その階の居室の床面積の合計【Ａ】（ m2）、廊下幅（ m） ［Ａ＞200m2（地階の場合は100m2）は、両側居室1.6m以上、片側居室1.2m以上］	該当しない
	屋外階段	３６	２３ 121の2	直通階段の幅（ ｃｍ）≧90ｃｍ、その他の階段（ ｃｍ）≧60ｃｍ 直通階段の構造（ ）［木造以外］	該当しない
	屋上広場・バルコニー等の手摺	３５	１２６	高さ（ m）≧1.1m	該当しない

建築基準法（令）

	審査項目	法令条項 法	令	チェック	判定
防火区画・防火戸	面積区画	３６	１１２	［別表の計算書による・すべて1,500m2以内］	該当しない
	竪穴区画	３６	112-11	竪穴を形成する部分（吹抜き、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース、その他）の周囲	該当しない
	防火区画に接する部分の構造等	３６	112-16 112-17 112-19	90ｃｍ以内の壁面等の構造（ ）［準耐火構造・H12建告第1358号］ 防火戸面積（ m2≦3.0m2） ・ 常時閉鎖式 ・ 随時閉鎖式 ［防火設備等の構造：S48建告第2563号］ ［遮煙性能を有する防火設備等の構造：S48建告第2564号］ ［特定防火設備の構造：H12建告第1369号］	該当しない
	防火区画を貫通するダンパーの構造等	３６	112-21	ＡＭ　Ｎｏ．（ 図）による ［防火設備の構造：S48建告第2565号］ ［風道に防火設備を設ける方法：H12建告第1376号］	該当しない
	防火戸その他の防火設備	２	１０９	延焼のおそれのある部分 ・ 有 ⊙ 無	不要
	防火区画を貫通する配管の隙間等の処理	３６	112-20 129の2 の4-1-七	防火区画を貫通する配管の隙間等の処理 防火区画を貫通する配管の構造 ・ 貫通部分から１ｍ以内の部分の構造（ ） ・ 大臣認定（名称：　、認定番号：　） ［貫通する給水管、配電管その他の管の外径：H12建告第1422号］	該当しない
排煙	排煙設備の設置	３５	126の2	居室の面積　100m2（全ての居室）　・ 超えない　・超える 超える場合の措置法（ ・ 防煙壁を設置　） 居室の排煙面積1/50 ・ 以上 ・ 未満 未満の場合の措置法（ ）［H12建告第1436号］	該当しない
	排煙設備の構造	３５	126の3	各部分から排煙口までの水平距離（ m）≦30m ・ 手動開放装置の床面からの高さ　壁付1.5m≧（ m）≧0.8m ・ 天井吊下げ（ m）≠ＦＬ+1.8m 排煙口面積［別表計算書による］ ・ 全て自然排煙 ・ 一部機械排煙	該当しない
非常照明	非常照明の設置	３５	126の4	・ 設置 ・［階数３以上で延べ面積500m2を超える建築物の居室］ ・［延べ面積1,000m2を超える建築物の居室］ ・［無窓居室（採光に有効な窓等の合計が当該居室の1/20未満］ ・［廊下・階段・その他通路］ ⊙ 不要	不要
	非常照明の構造	３５	126の5	設置を要する部分（ ）［S45建告第1830号］ ・ １Ｌｘ（蛍光灯２Ｌｘ）≦（電灯の種類：　Ｌｘ） ・ 予備電源（３０分間蓄積続点灯）	該当しない
非常用進入口	非常用進入口の設置	３５	126の6	階数（ ２ ）　・ 設置の階［　≧３階］ ・ 代用進入口の間隔（ m≦10m） ・ 非常用進入口の間隔（ m≦40m） ⊙ 不要	不要
	非常用進入口の構造	３５	126の7	代用進入口の幅、高さ、大きさ、及びに開閉方法 ・（幅　m≧0.75m、高さ　m≧1.2m、 大きさ　m≧直径1.0mの円が内接） ・ 開閉方法（・引違い　・片開き　・嵌殺し） ・ ガラスの種類、厚さ（ 、 mm） 非常用進入口の幅、高さ、及び下端の床面からの高さ ・（幅　m≧0.75m、高さ　m≧1.2m、床面からの高さ　m≦0.8m） ・ バルコニー奥行き、長さ（ m≧1.0m、 m≧4.0m） ・ ガラスの種類、厚さ（ 、 mm）	該当しない
内装制限	制限を受ける特殊建築物等	35 の2	128の4	・ 該当する ・ 階数３以上で、延べ面積500m2を超える ・ 階数２で延べ面積1,000m2又は階数１で延べ面積3,000m2を超える ・ 耐火構造以外でこんろ、ボイラー等火を使用する部屋がある ⊙ 該当しない	該当しない
	特殊建築物の内装	35 の2	128の5	制限を受ける特殊建築物に該当する場合 ［H12建告第1439号・H21国交告第225号］ 居室の壁・天井の仕上げ材（ ） 廊下・階段・通路の壁・天井の仕上げ材（ ）	該当しない
その他	避雷設備	３３	129の14	・ 設置 ・ 最高の高さ（ m）＞20m ・ 指定数量の１０倍以上の危険物の製造所・貯蔵庫 ※消防法（危険物の規制に関する政令：第9条第1項第十九号、第10条第1項第十四号） ⊙ 不要	不要
	石綿その他の物質の飛散、又は発散	28 の2	20の4 20の5 20の6 20の7	化学物質を発散する建築材料を使用する居室 ［H14国交告第1112号、1113号、1114号、1115号、H15国交告第273号、274号］ ・ 有　室名（ ） 換気方式（ ） ⊙ 無	該当しない
		28 の2	20の4	建築材料に石綿を添加しない 石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用しない	ＯＫ

消防法（令）

	審査項目	法令条項 法	令	チェック	判定
消火設備	消火器具	１７	１０	延べ面積（ 248.15 m2） 地階・無窓階・３階以上の階の床面積（ 部分： m2） ・ 設置［延べ面積300m2以上又は地階等の部分で床面積50m2以上］ ⊙ 不要	不要
	屋内消火栓設備	１７	１１	延べ面積（ 248.15 m2）　構造（ ） 地階・無窓階又は４階以上の階の床面積（ 部分： m2） ・ 設置［耐火構造で延べ面積3,000m2以上又は地階等の部分で床面積600m2以上］ （主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁・天井の仕上げを難燃材料） ⊙ 不要　耐火構造	不要
	水噴霧消火設備等	１７	13～18	発電機室・電気室・ボイラー室等の床面積（ 部分： m2） ・ 設置［発電機室等の部分で床面積200m2以上］ ・ 緩和申請する（スプリンクラー設備を設置） ⊙ 不要	不要
	屋外消火栓設備	１７	１９	地上階の１階又は、１及び２階の部分の床面積の合計（ 248.15 m2） 耐火建築物等（耐火建築物　） 建築物相互の外壁間の中心線からの水平距離が　１階にあっては３ｍ以下、２階にあっては５ｍ以下の部分を有するものは１の建築物とみなす ・ 設置［耐火建築物で床面積9,000m2以上］ ⊙ 不要	不要
警報設備	自動火災報知器設備	１７	２１	延べ面積（ 248.15 m2） 地階・無窓階・３階以上の階の床面積（ 部分： m2） ・ 設置［延べ面積1,000m2以上又は地階等の部分で床面積300m2以上］ ⊙ 不要	自主設置
	非常警報設備	１７	２４	地階階数（ ー ） ・ 設置　［地階階数３以上但し自火報設備無し］ ⊙ 不要　［地階階数２以下又は自火報設備有り］	不要
避難設備	誘導灯・誘導標識	１７	２６	［避難口・通路誘導灯］ 地　階　・　有　⊙　無 無窓階　・　・　有　⊙　無 ・ 設置 ⊙ 不要 ［誘導標識］ ・ 設置 ⊙ 不要［ 誘導灯の有効範囲内］	不要
その他	消防用水	１７	２７	敷地面積（ 9,900.43 m2） 地上階の１階又は、１及び２階の部分の床面積の合計（ 248.15 m2） 耐火建築物等（ 耐火建築物　） 建築物相互の外壁間の中心線からの水平距離が　１階にあっては３ｍ以下、２階にあっては５ｍ以下である部分を有するもので、これらの建築物の床面積を耐火建築物（準耐火建築物その他）にあっては15,000m2（10,000m2・5,000m2）でそれぞれ除した商の和が１以上となるものは１の建築物とみなす ・ 設置［敷地面積が20,000m2以上かつ耐火建築物で床面積が15,000m2以上］ ⊙ 不要	不要
	連結散水設備	１７	28の2	地階の床面積合計（ m2） ・ 設置［地階の床面積の合計７００m2以上］ ⊙ 不要	不要
	無窓階		規則 ５－３	避難上消火活動上有効な開口部　［別表の計算書による］ ⊙ 各階共床面積の１／３０以上有り ・ 床面積の１／３０未満の階有り　（ 階）	無窓階無し
	緩和適用条項		３２	・ 屋内消火栓設備　・ 水噴霧消火栓設備等 ・ 屋外消火栓設備　・ 消防用水 ・ 連結散水設備　・ 自動火災警報装置	
危険物	危険物の貯蔵・取扱い制限等	１０		軽油・重油・潤滑油等の使用量及び保管場所	該当しない
	（危険物の規制に関する政令）			・ 少量危険物 ・ 一般取扱所　室名（ ） ・ 貯蔵所	該当しない
				危険物の量　（ ） 構造及び仕上（ ）	該当しない
収容人数	収容人数			（ 0 ）人	常時無人

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場　電気棟 法規チェックリスト				
図面枚数	101 葉中 15	縮尺	NONE		
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-15	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

仕上表

共通事項

1. 外部仕上表及び内、外部付属物の適用分類、詳細番号は、・ (PE)のついたものを適用する。
2. 仕上表に記載の詳細番号のうち、(例) 1 −0 2 −3 は建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) を示す。
3. 特記以外の木、鉄部の塗装はＳＯＰとする。但し、和室回りは除く 。
4. 付属物のうち、室名札、床点検口、掲示板、案内板、ピクト グラフ、階段表示板等は、平面図による。
5. 付属物のうち、カーテンボックス、ブラインド ボックス、ブラインド 、天井点検口等は天井伏図による。
6. ＰＦ 板、木毛板等打込み箇所は、別図による。
7. 内壁の見え掛りとなるＰＦ 板打込み部分は、ＧＢ 厚１２．５ 直張り (継目処理工法) とし、塗装は、その部屋の壁面と 同様と する。
8. 壁のボード 張り は水平方向には原則として 継手は 設けない。
9. 天井仕上ボード 張り のうち、ＧＢ −ＮＣ(ＮＴ) 及びＤＲ(下地ＧＢ 共) は突付け 張りとし、天井回り 縁は、アルミ 製、天井付き 目地と する。
10. 直接地業工事に接する内部床のコンクリ ート 下地には、防湿層としてポリ エチレンフィルム厚０．１５ の敷込みを行う。
11. 打放し 仕上げの出隅部分は、面取り を行う 。

略号

C	コンクリ ート 下地
CB	コンクリ ート ブロック下地
W	木造下地
S	軽量鉄骨下地
GB-R	せっこうボード
GB −NC(N)	不燃積層せっこう ボード (化粧無し : 下地張り 用)
GB −NC(NT)	不燃積層せっこう ボード (化粧有り : トラバーチン模様)
GB-D(W)	木目化粧せっこう ボード
GB-S	シージングせっこう ボード
GB-F	強化せっこう ボード
ケイカル板	けい酸カルシウム板(タイプ２)
DR	ロックウール化粧吸音板 トラバーチン模様
DR(凹凸)	**ロックウール化粧吸音板　凹凸模様**
DR(軒天)	ロックウール化粧吸音板　軒天井用: トラバーチン模様
DR(軒天凹凸)	ロックウール化粧吸音板　軒天井用: 凹凸模様
PF 板	押出法ポリ スチレンフォーム保温材
木毛板	木質系セメント 板
TB	テラゾーブロック
外装薄塗材(E)	外装合成樹脂エマルション 系薄付け 仕上塗材
内装薄塗材(Si)	内装けい 酸質系薄付け 仕上塗材
内装薄塗材(E)	内装合成樹脂エマルション 系薄付け 仕上塗材
C(B)	コンクリ ート 下地(打放シB)
C(C)	コンクリ ート 下地(打放シC)
M	モルタル
軽量吹付	軽量骨材仕上塗材
複層塗材 (E)	合成樹脂エマルション 系複層仕上塗材
複層塗材 (CE)	ポリ マーセメント 系複層仕上塗材
複層塗材 (RE)	反応硬化形合成樹脂エマルション 系複層仕上塗材
複層塗材 (Si)	けい酸質系複層仕上塗材
CL	クリアラッカー塗り
FE	フタル酸樹脂エナメル塗り
AE	アクリル 樹脂エナメル 塗り
DP(UE)	2 液形ポリウレタンエナメル 塗り
DP(ASE)	アクリ ルシリ コン樹脂エナメル 塗り
DP(FUE)	常温乾燥形ふっ 素樹脂エナメ ル 塗り
EP −G	つや有合成樹脂エマルションペイント 塗り
EP	合成樹脂エマルションペイント 塗り
EP −M	多彩模様塗料塗り
EP −T	合成樹脂エマルション 模様塗料塗り
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り
OS	オイルステイン塗り
SOP	合成樹脂調合ペイント 塗り
GP	グラファイト ペイント 塗り
AC	アクリル樹脂ワニス塗り (アクリル樹脂クリ ヤ塗り)
NAD	アクリ ル 樹脂系非水分散形塗料塗り
LE	ラッカーエナメル塗り
WP	木材保護塗料塗り
複合板	GB-R厚12. 5+PF板厚25

外部付属物及び詳細番号

・ 屋上点検口	
・ 屋上管類貫通部	・ 5 −2 2 −1
・ クーリングタワー基礎	・ 5 −2 2 −2　・ 5 −2 2 −3
テレビアンテナ基礎	
・ 屋上換気塔	・ 5 −2 1 −2　・ 図 示
・ 煙　突	・ 図 示　・ 7 −2 1 −1
・ 足掛け金物	・ 図 示
⊙ タラップ	・ 8 −3 1 −2 ⊙ 背もたれ付　8 −3 1 −3 ・ 8 −3 1 −3
⊙ と い	⊙ 5 −31. 32. 33
⊙ ルーフドレン	⊙ 5 −32 −1 ・ 5 −33 −1
・ トップライト	・ 図 示
・ EXP. J 金物	・ 既製品
・ 笠木兼用避雷導体	・ 図 示
⊙ 手すり	・ 5 −2 3 −1　⊙ 図 示
・ 旗　竿	・ 図 示
・ くつふきマット	・ 8 −2 1 −1 ・ 2 ・ 3
・ くつ洗い流し	・ 8 −2 2 −1　・ 8 −2 2 −2
・ グレーチング	・ 1 −2 1 −5　・ 1 −2 1 −7
・ 電気用ハンド ホール蓋	・ 図 示
・ 文字板	・ 図 示
・ 庁名板	・ 図 示
・ 郵便受	・ 図 示
・ 目地	・ 図 示

内部付属物及び詳細番号

・ 流し 台	・ 6 −1 1 −1　・ 図 示
・ フード	・ 6 −1 1 −2　・ 図 示
・ コンロ 台	・ 6 −1 1 −1　・ 図 示
・ 流し 上部水切り	・ 6 −1 1 −3　・ 6 −1 1 −4 ・ 図示
・ つり 戸だな	・ 6 −1 1 −5　・ 図 示
・ 水切り だな	・ 6 −1 1 −5　・ 図 示
・ 脱衣箱	・ 6 −3 2 −1
・ 天井点検口	・ 3 −4 2 −2
・ 床点検口	・ 既製品
・ 一般便房	・ 既製品　・ 6 −2 2
・ 車いす使用者 簡易型便房	・ 6 −2 3 −1 ・ 2 ・ 3
・ オスト メイト 用便房	・ 6 −2 4 −1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
・ 車いす使用者便房	・ 6 −2 5 −1
・ 多機能便所	・ 6 −2 6 −1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
⊙ 便所手すり	・ 6 −2 8 −1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
・ トラフ	・ 1 −2 1 −
・ くつふきマット	・ 8 −2 1 −
・ 足掛け金物	・ 図 示
・ タラップ	・ 8 −3 1 −2 ・ 背もたれ付　8 −3 1 −3
・ フック	・ 図 示
・ グレーチング受枠	・ 図 示
・ 浴室まわり	・ 6 −3 1 −
⊙ カーテンボックス ブラインド ボックス	・ 鋼 製 ・ 3 −3 1 −1 ・ 2 ・ 3 −3 2 −5 ・ 6 ・ 7 ⊙ アルミ 製　⊙ 3 −3 1 −3
・ 屋内掲示板	・ 既製品
・ 手すり	・ アルミ ・ 図 示
・ 階段手すり	・ アルミ ・ 図 示 ・ 7 −1 2 −
・ 断熱材打込み	・ 7 −0 1 −1
・ 押　入	・ 6 −4 6 −1
・ ホイスト レール	・ 図 示
・ クレンガーダー	・ 図 示
・ 搬入口	・ 図 示
・ マンホール蓋	・ 図 示
・ 室名札	・ 8 −4 3 −1
・ ピクト グラム	・ 8 −4 4 −1
・ 庁舎案内板、各階案内板	・ 8 −4 2 −1
・ 下足箱	・ 図 示

外部仕上表

床（階段部）	腰	外　壁	屋根 下地・防水層	屋根 押え・仕上	パラペット	バルコニー 床	バルコニー 手すり	ひさし 上　端	ひさし は　な	ひさし 軒　天	備　考
⊙ 磁器質タイル(ノンスリップ) ・ コンクリート直均し仕上 ⊙ モルタル塗り	・ 磁器質タイル ⊙ コンクリート打放し (B)	・ 磁器質タイル ⊙ コンクリート打放し (B) の上 防水形複層塗材 (RE)	下　地⊙コンクリート直均し仕上 防水層⊙アスファルト防水 (A I −1) 絶縁材・ポリエチレンフィルム厚0. 15 ⊙フラットヤーンクロス　70g /m2 断熱材　⊙押出成形ポリスチレンフォーム厚25	押え　⊙ 無筋コンクリート厚８０ 補強用溶接金網６φ−１００@ 仕上　⊙ 押えコンクリート直均し仕上	笠　木　⊙ アルミ既製品 ・ 避雷導体兼用　E −0 1 −1 立上がり防水押え ・ 5 −0 1　・ 5 −0 4 ⊙ 5 −0 2　・ 5 −0 5 ・ 5 −0 3　・ 5 −1 1	仕　上　・ 磁器質タイル ⊙ 防水モルタル塗り	・ 磁器質タイル ⊙ コンクリ ート 打放し (B) の上 防水形複層塗材 (RE) ・ 軒天用ロックウール(外部用) 化粧吸音板 ⊙ アルミ 製手摺(着脱式)	防水層　・ アスファルト 防水(　　) ・ 合成高分子ルーフィング シート 防水 ⊙ 塗膜防水(X-2) 押　え　・ 無筋コンクリ ート 厚 仕　上　・ 防水モルタル塗り ・ コンクリ ート 直均し 仕上	・ 磁器質タイル ⊙ コンクリ ート 打放し (B) の上 防水形複層塗材 (RE) ・ 金属板(　　)	・ 金属成形板 ・ ケイカル板AE ⊙ コンクリ ート 打放し (C) の上 外装薄塗材E	

内部仕上表

階	室名	床 下地	床 仕上	床 詳細番号	幅木 下地	幅木 仕上	幅木 高さ	幅木 詳細番号	腰壁 下地	腰壁 仕上	腰壁 高さ	腰壁 詳細番号	壁 下地	壁 仕上	壁 詳細番号	壁 柱型仕上	壁 詳細番号	天井 下地	天井 仕上	天井 高さ	天井 詳細番号	天井 梁型仕上	天井 詳細番号	備考
1F	電気室(1)	C	<フリーアクセスフロアの上 帯電防止床タイル>(PE) (一部)モルタルの上 <帯電防止床タイル>(PE)	1-02-14 1-01-2	C	<ビニル巾木>(PE)	75	2-11-1					C	C打放し (B) の上EP	2-02-7	壁に同じ	2-02-7	C	C打放し (C) の上EP	直天井	3-01-11	壁に同じ	2-02-7	横型ブラインド　アルミ製ブラインドボックス
2F	電気室(2)	C	<フリーアクセスフロアの上 帯電防止床タイル>(PE) (一部)モルタルの上 <帯電防止床タイル>(PE)	1-02-14 1-01-2	C	<ビニル巾木>(PE)	75	2-11-1					C	C打放し (B) の上EP	2-02-7	壁に同じ	2-02-7	C	C打放し (C) の上EP (一部) 木毛板厚25打込の上EP	直天井 直天井	3-01-11 -	壁に同じ	2-02-7	横型ブラインド　アルミ製ブラインドボックス
共通	階段室	C	(床)モルタル厚30 (踏面・蹴上)モルタル厚30	1-01-1									C	C打放し (B) の上EP	2-02-7			C	C打放し (C) の上EP	直天井	3-01-11	壁に同じ	2-02-7	ビニル製壁付手すり

特記なき限り ボード 材料・ 壁紙・ 接着剤はF☆☆☆☆と する

仕上材料の厚さ

材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考	材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考
GB−R	仕上	12. 5	12. 5	NM−8619	けい酸カルシウム板(タイプ2)		12	10	NM−8578
	下地	12. 5			押出法ポリ スチレンフォーム保温材		25	25	
GB-NC(N)	下地		9. 5	NM−8613 又は同等	壁　紙				NM−3098
GB-NC(NT)			9. 5						
GB(W)			12. 5	NM−8614					
DR			12	NM−8599					

工事区分略号

< > (C)	:	土木工事
< > (AM)	:	建築機械設備工事
< > (AE)	:	建築電気設備工事
< > (PM)	:	プラント 機械設備工事
< > (PE)	:	プラント 電気設備工事

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 仕上表		
図面枚数	101 葉中　16	縮尺	NONE
完成	年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-16	施工業者	
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図			

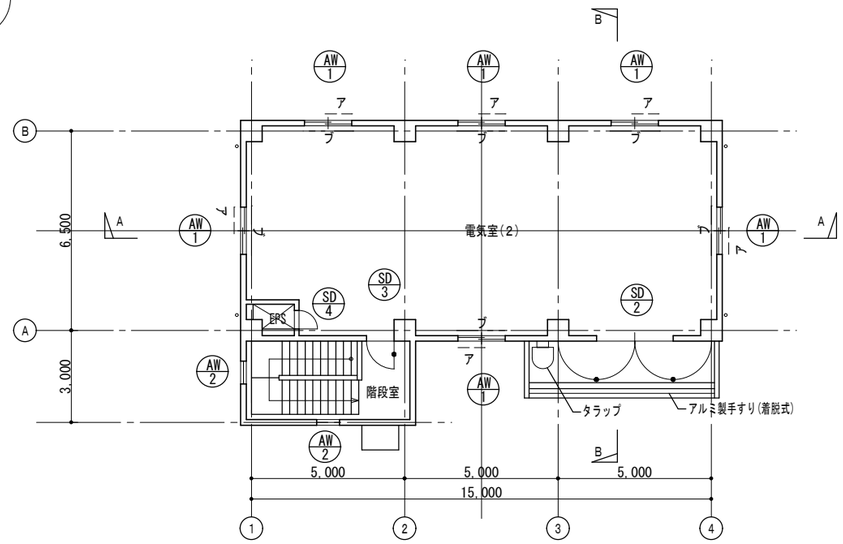

2階平面図　S=1:100

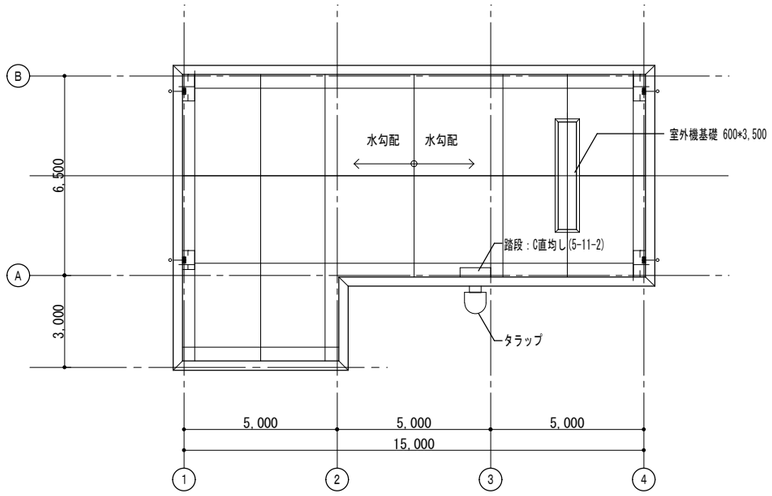

屋根伏図　S=1:100

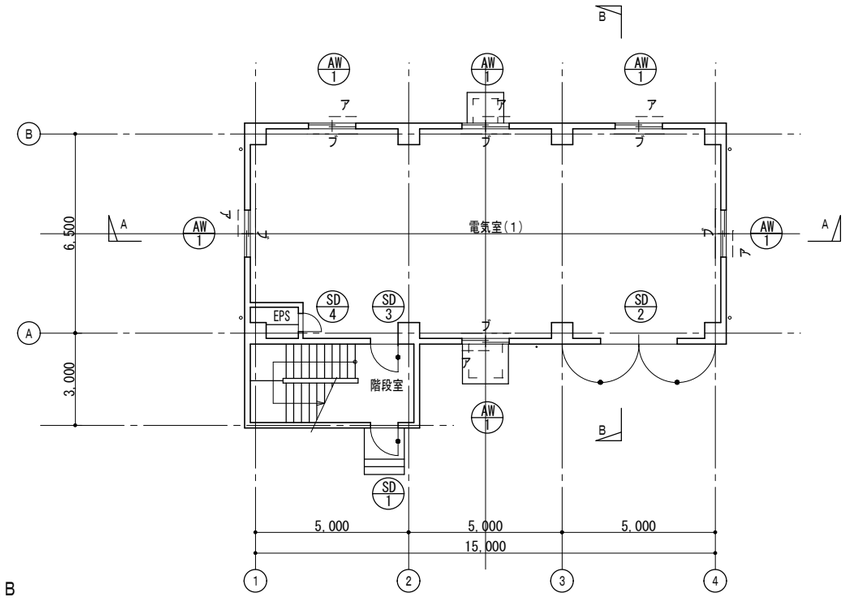

1階平面図　S=1:100

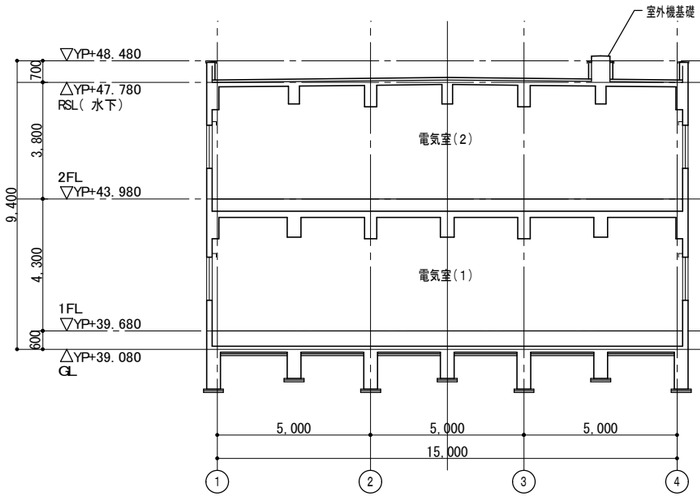

A－A断面図　S=1:100

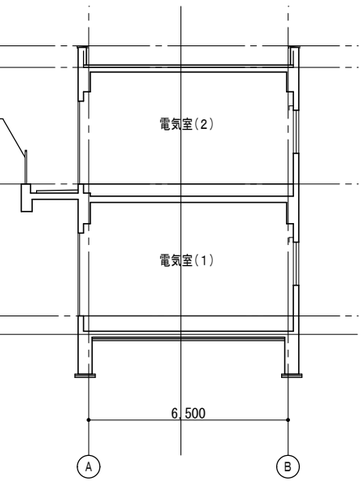

B－B断面図　S=1:100

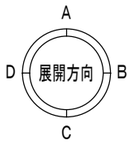

凡例
ア：網戸　　ブ：ブラインド

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 平面図・屋根伏図・断面図		
図面枚数	101 葉中 17	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-17	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

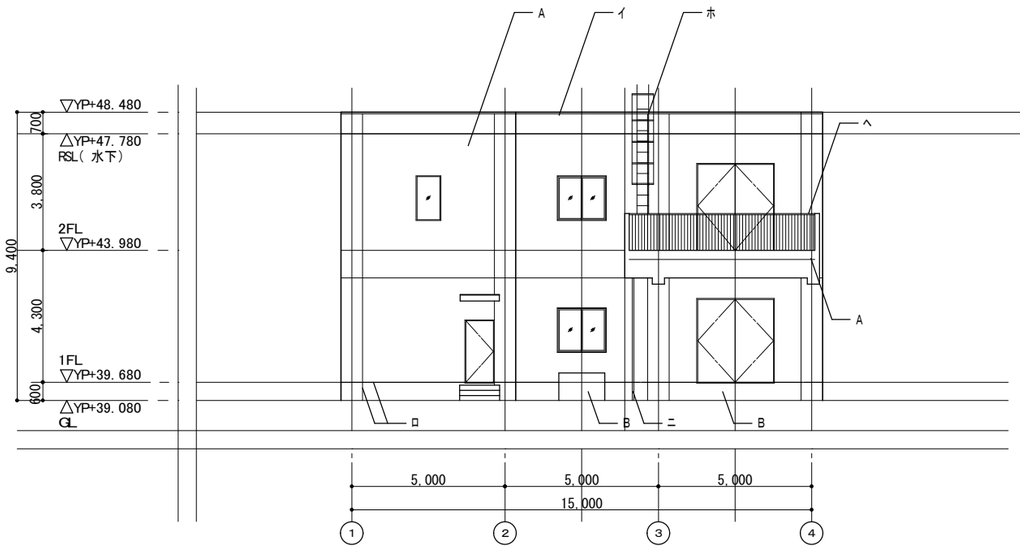

南側立面図 S=1:100

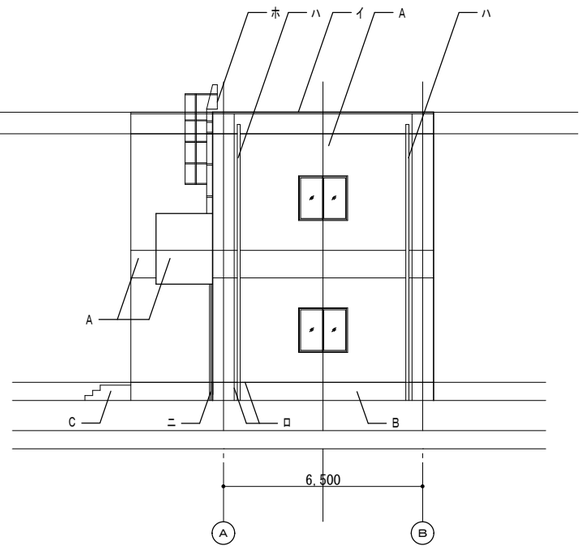

東側立面図 S=1:100

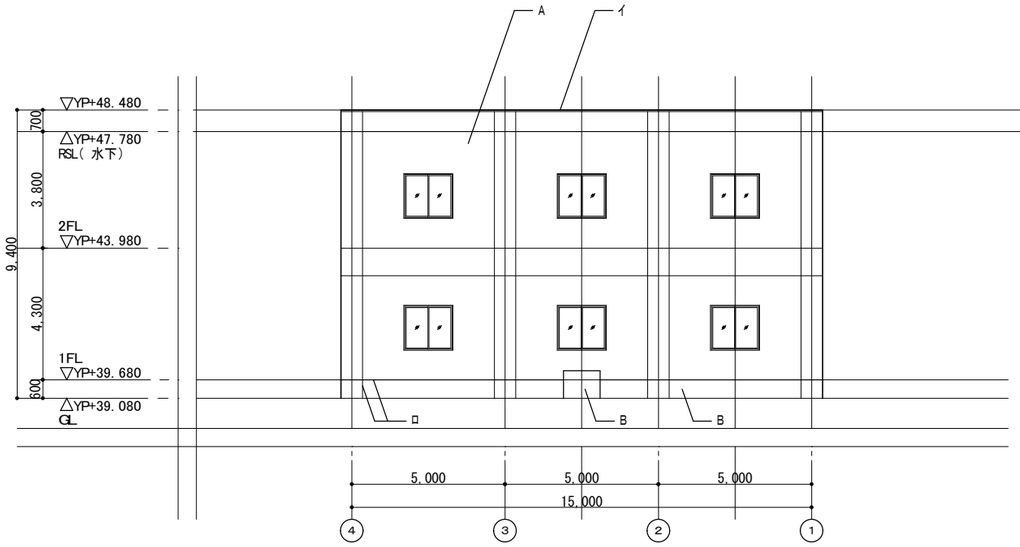

北側立面図 S=1:100

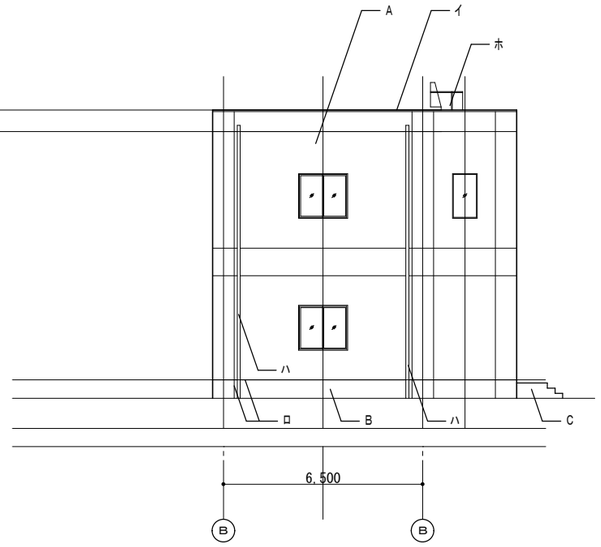

西側立面図 S=1:100

仕上げ凡例

記号	名称
A	C打放し(B)の上防水形複層塗材(RE)
B	C打放し(B)
C	モルタル

付属物凡例

記号	名称
イ	アルミ製笠木
ロ	打継目地、伸縮目地20*20 シーリング (PU-2) 20*10
ハ	竪樋 硬質ポリ塩化ビニル管 φ100
ニ	竪樋 硬質ポリ塩化ビニル管 φ50
ホ	タラップ ステンレス製(ガード付)
ヘ	手すり アルミ製(着脱式)

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場 電気棟 立面図		
図面枚数	101 葉中 18	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-18	施工業者	

所長		次長		課長		設計		製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

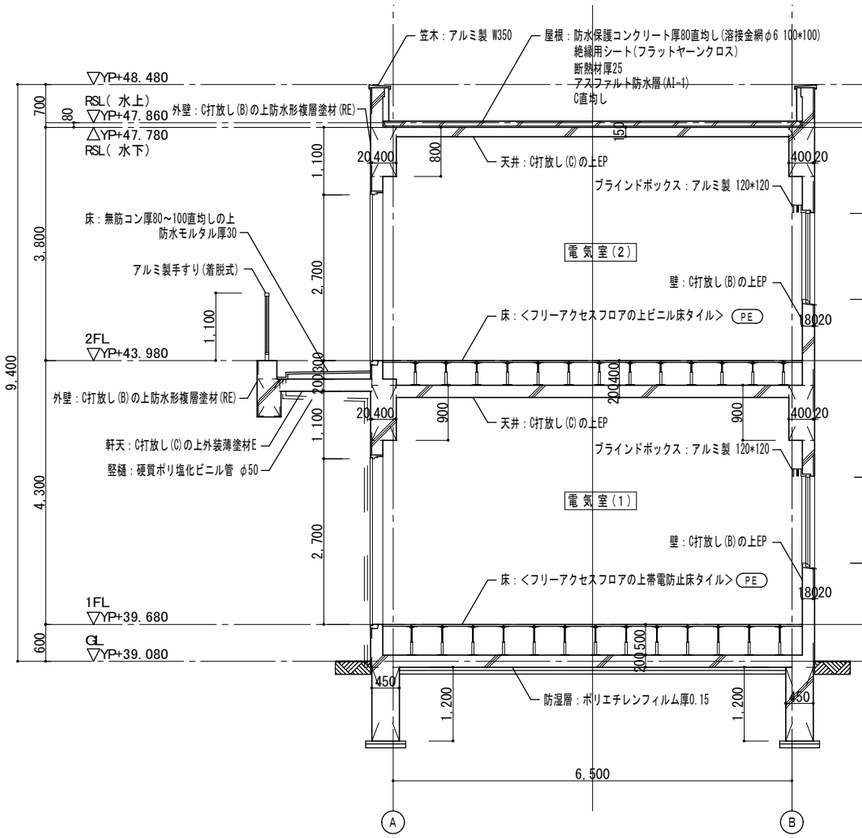

矩計図 S=1:50

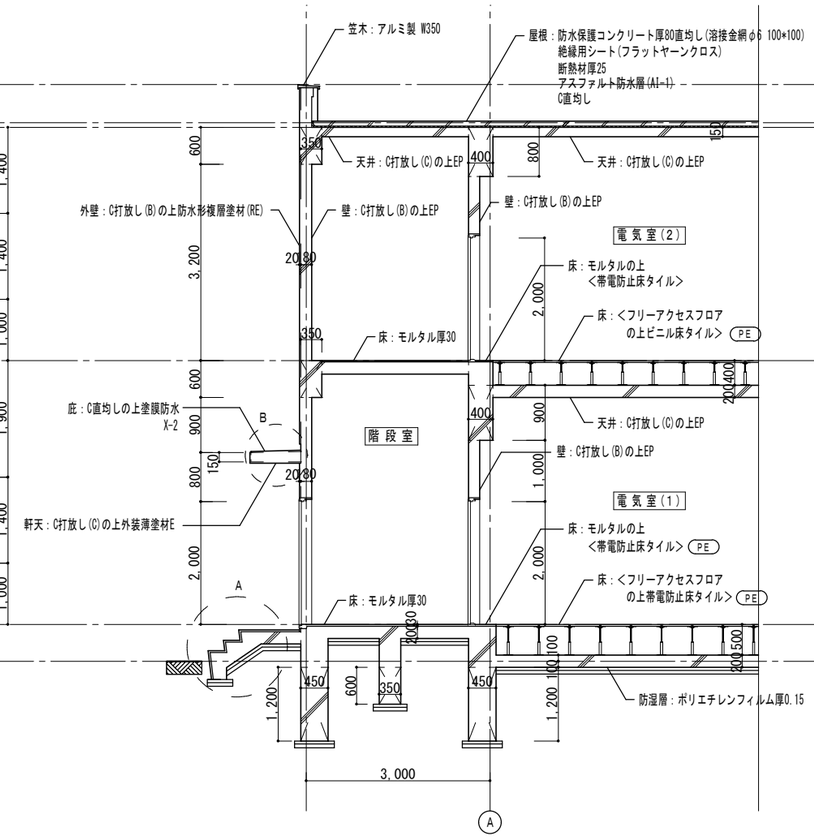

1-2通り間断面詳細図 S=1:50

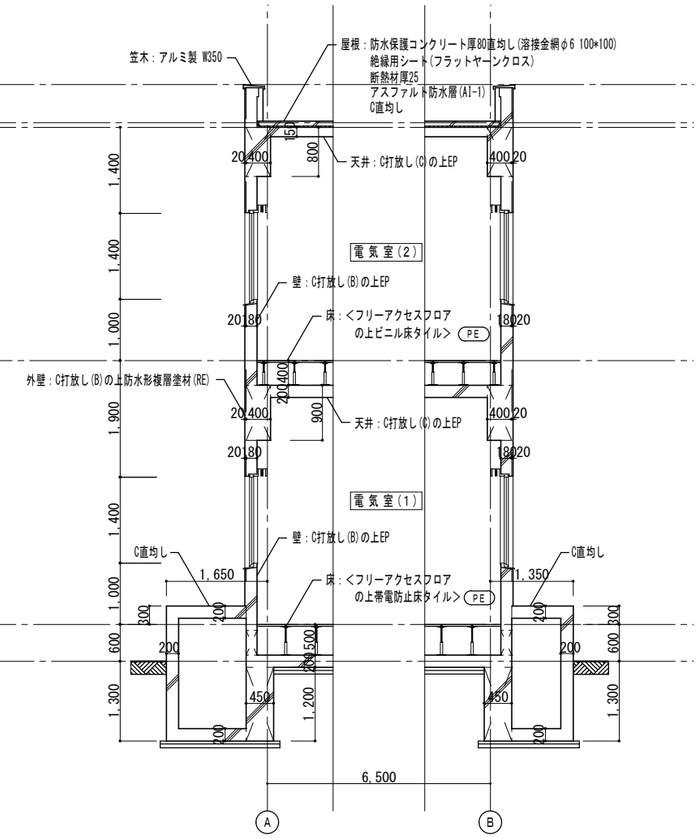

2-3通り間断面詳細図 S=1:50

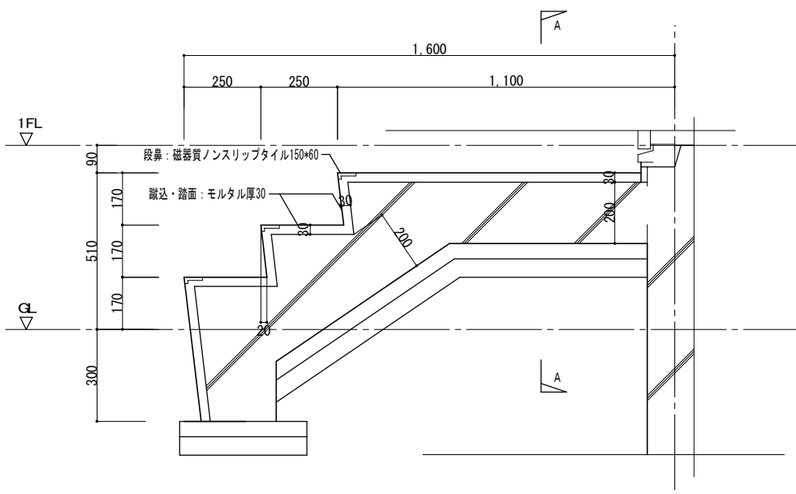

A部詳細図 S=1:10

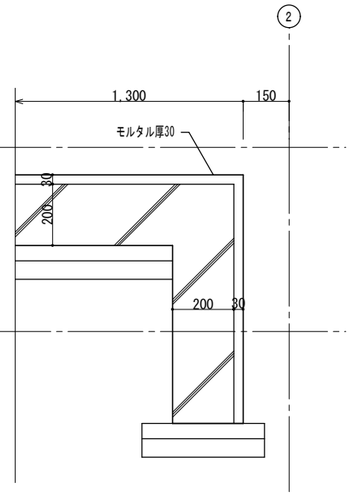

A－A断面図 S=1:10

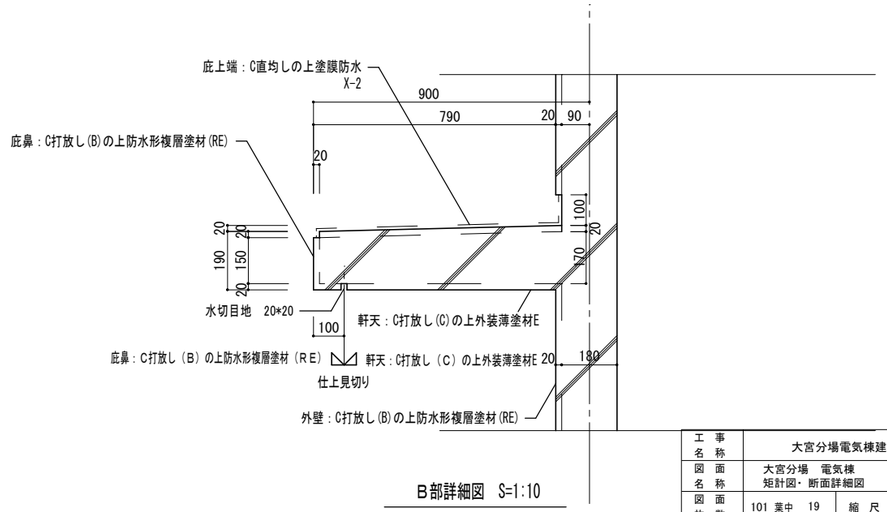

B部詳細図 S=1:10

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事			
図面名称	大宮分場　電気棟 矩計図・断面詳細図			
図面枚数	101 葉中 19	縮尺	1/50	
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号	
区画記号	大分-1	千葉県企業局		
整理番号	A-19	施工業者		
所長	次長	課長	設計	製図

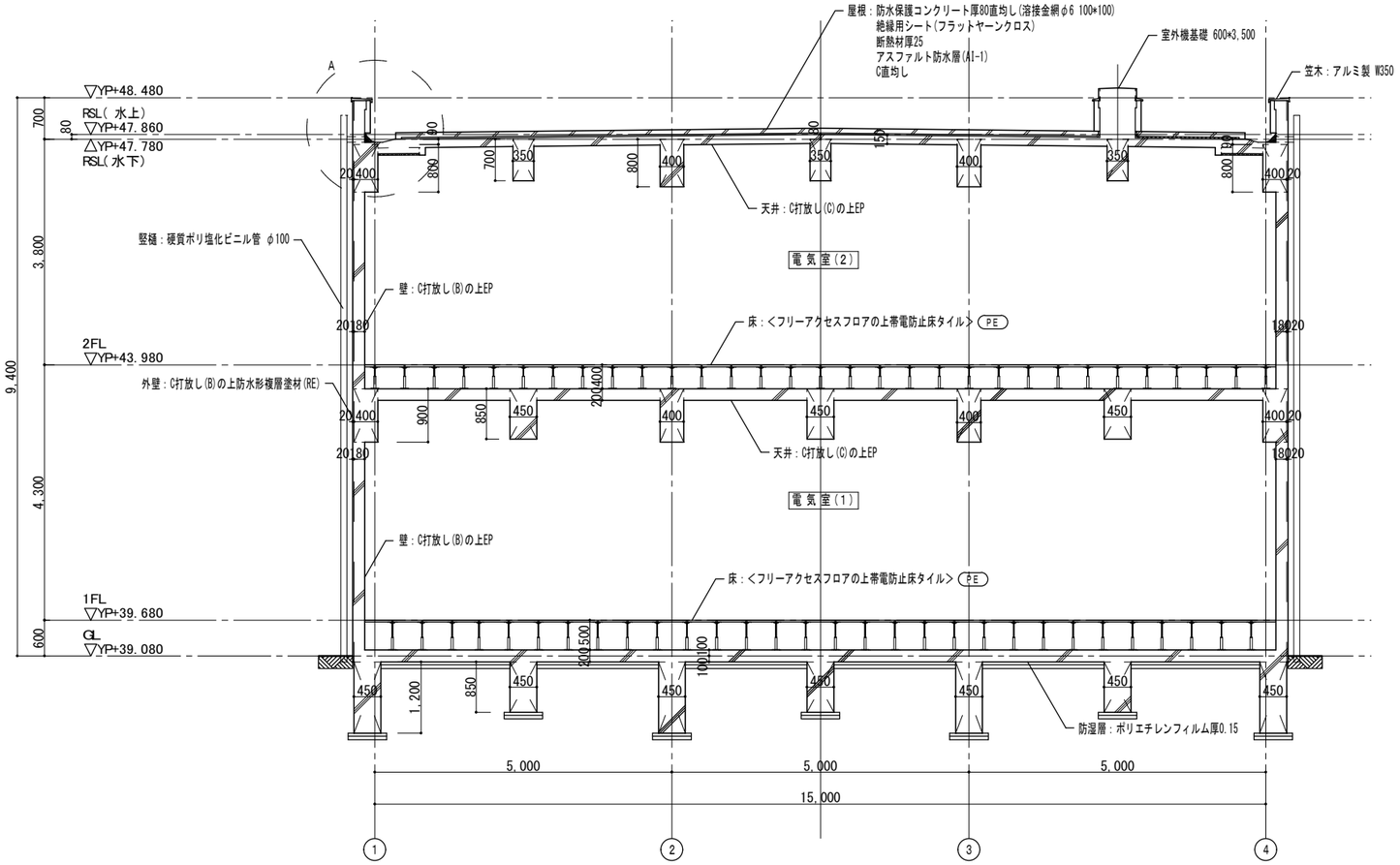

A-B通り間断面詳細図 S=1:50

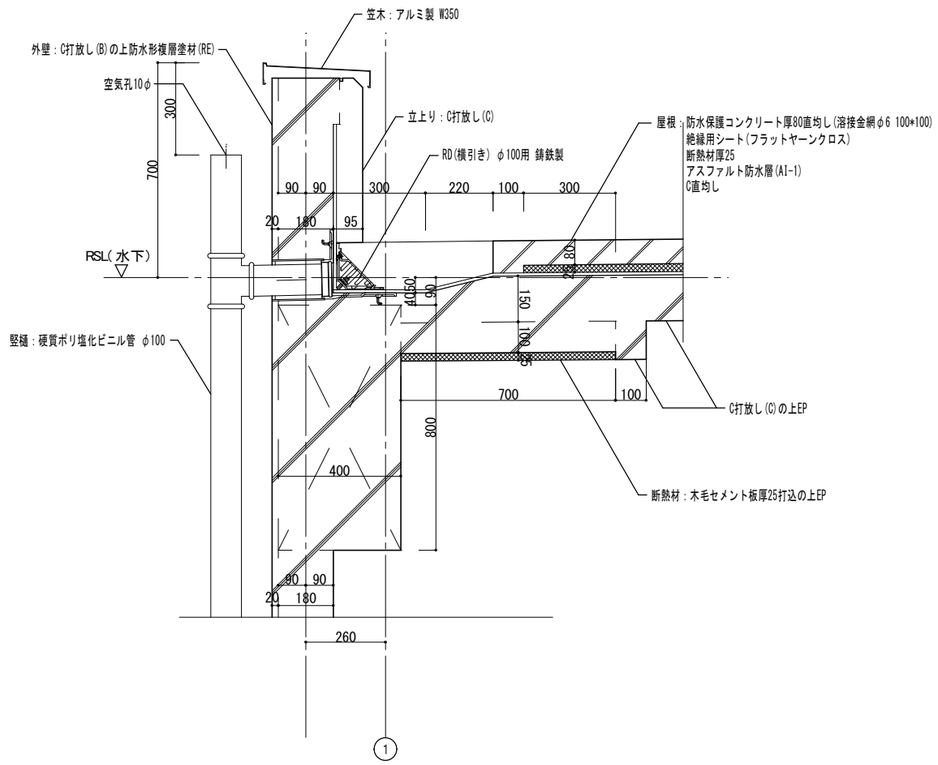

A部詳細図 S=1:10

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場 電気棟 断面詳細図		
図面枚数	101 葉中 20	縮尺	1/50
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-20	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

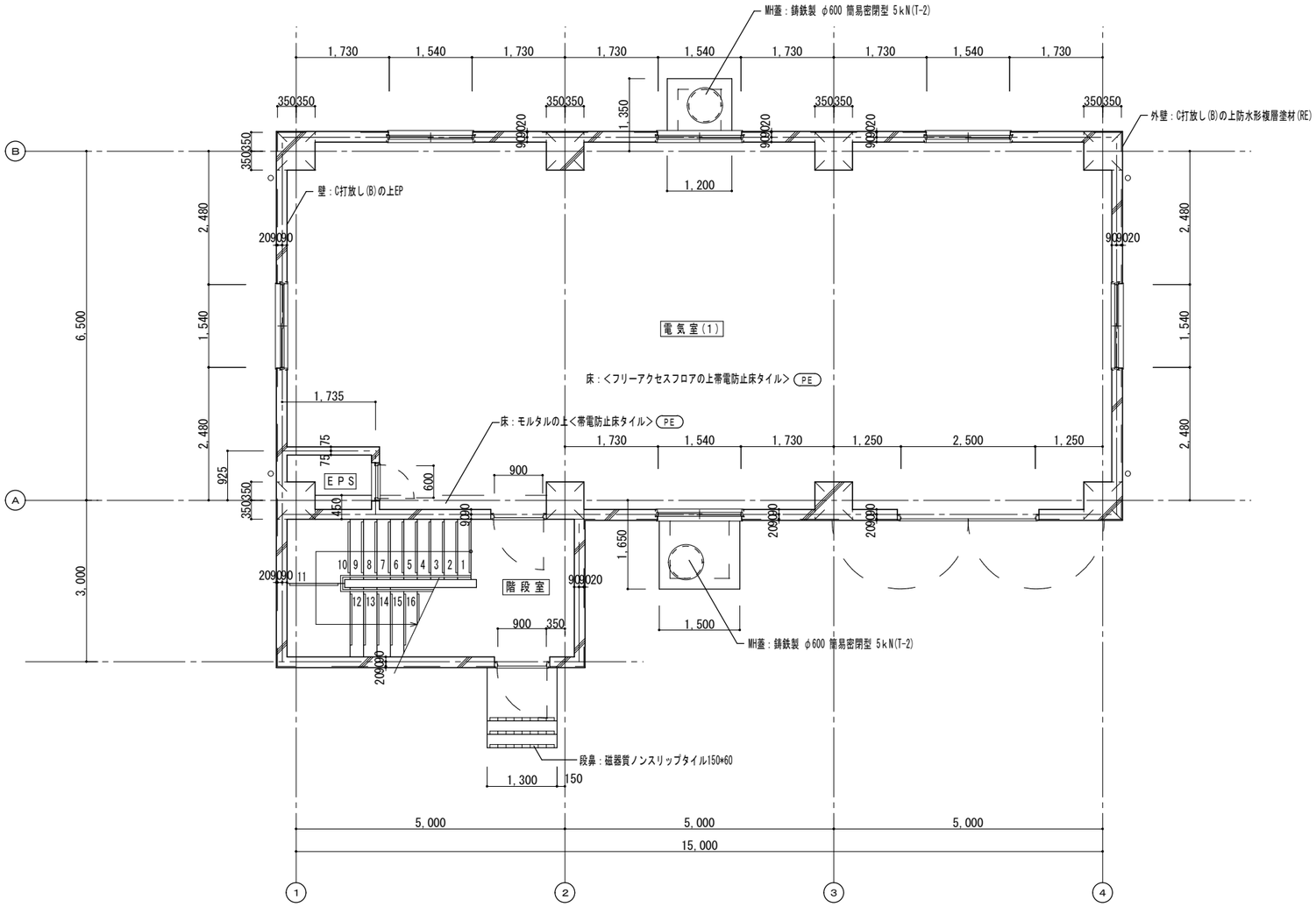

1階平面詳細図　S=1:50

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 1階平面詳細図		
図面枚数	101 葉中 21	縮尺	1/50
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-21	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

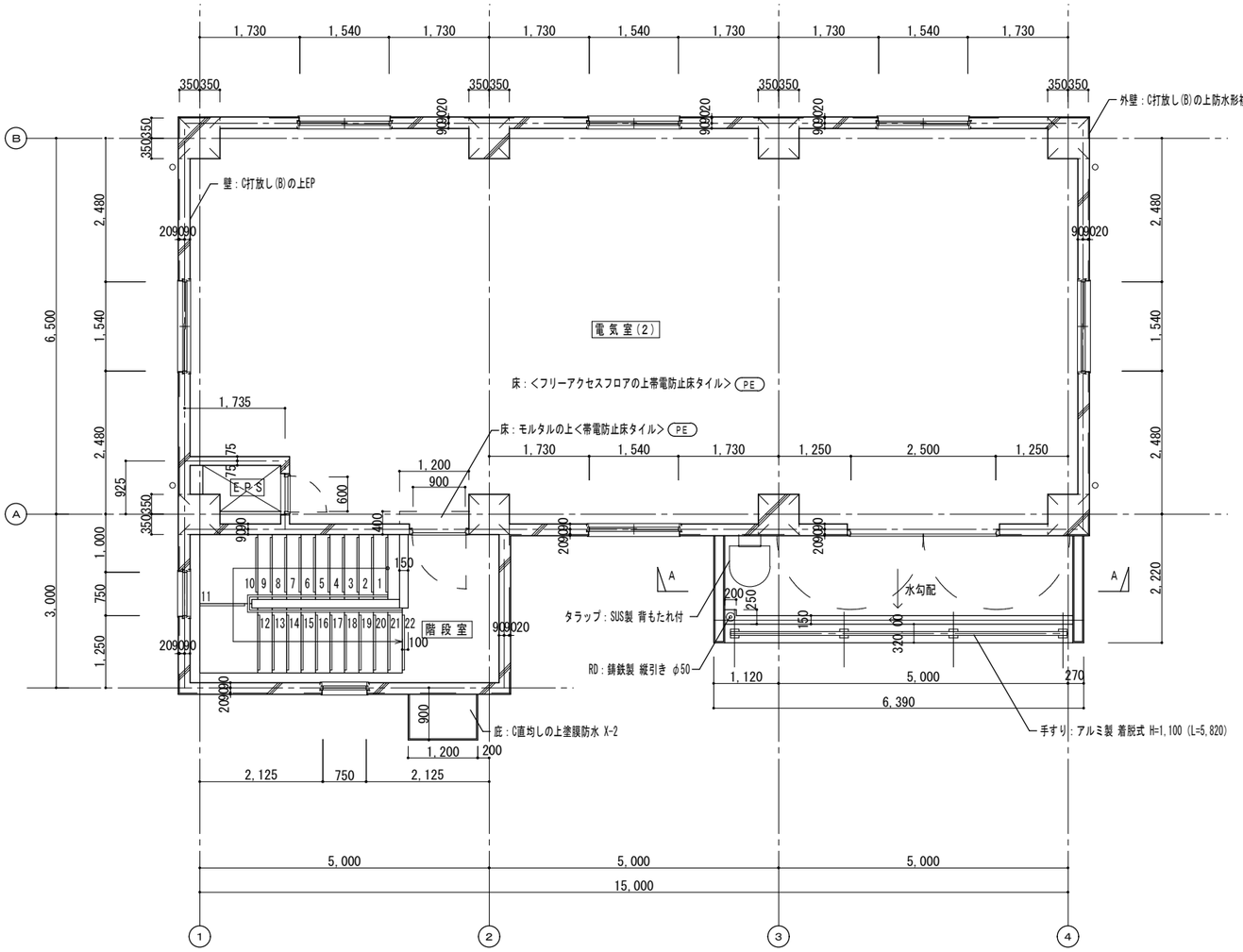

2階平面詳細図　S=1:50

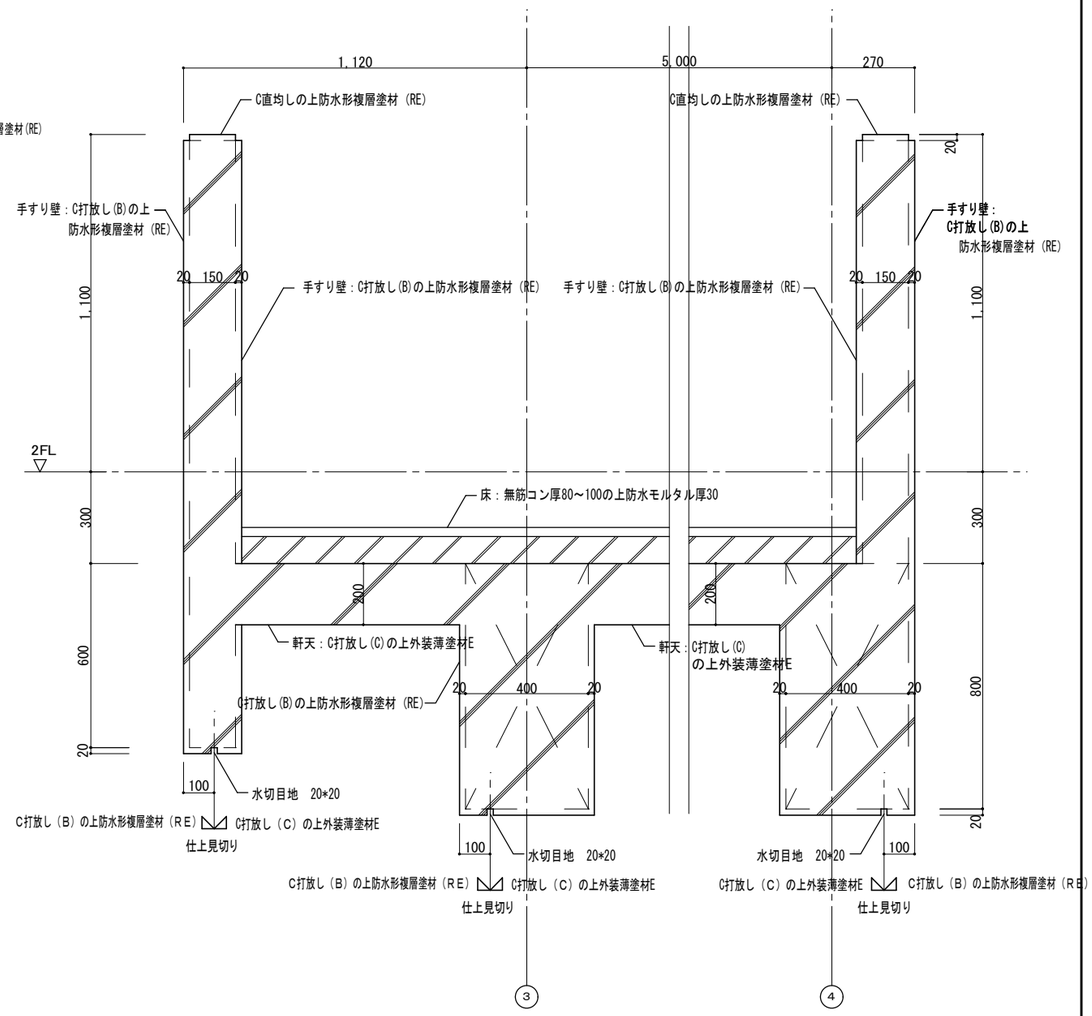

A－A断面詳細図　S=1:10

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 ２階平面詳細図		
図面枚数	101 葉中 22	縮尺	1/50
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-22	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

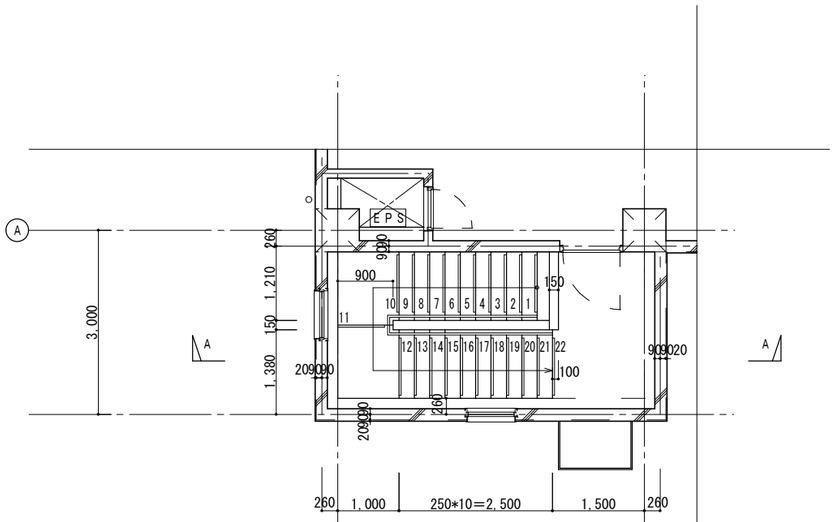

2階平面詳細図　S=1:50

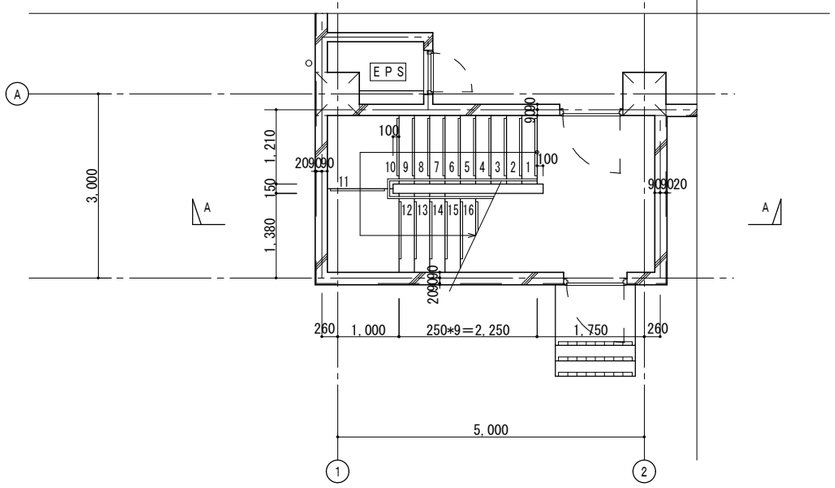

1階平面詳細図　S=1:50

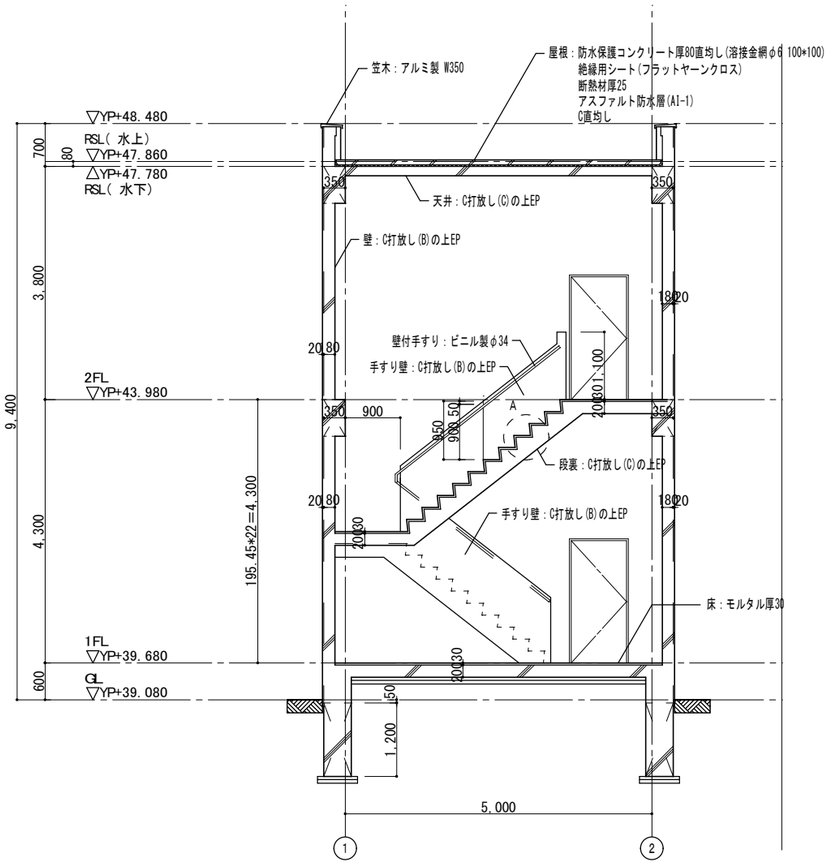

A－A断面詳細図　S=1:50

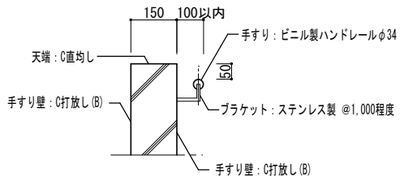

手すり部断面詳細図　S=1:10

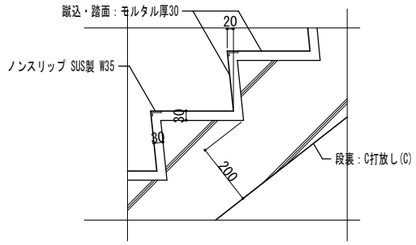

A部詳細図　S=1:10

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 階段詳細図		
図面枚数	101 葉中 23	縮尺	1/50
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-23	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

アルミ製建具廻り詳細図　1:5

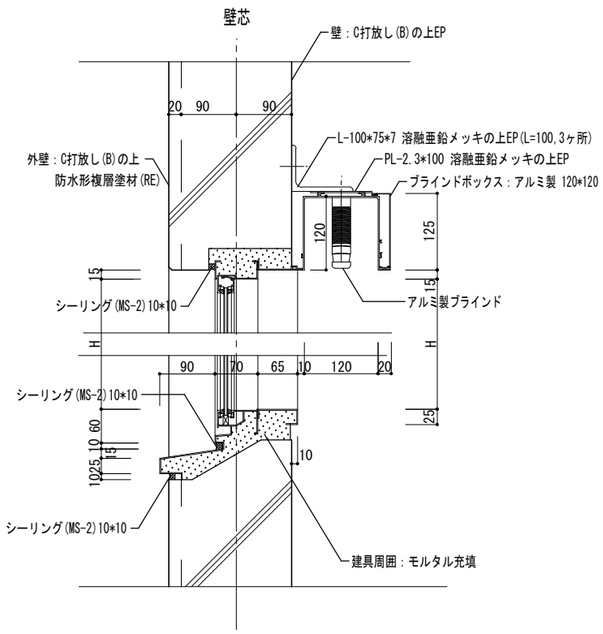

断面図　S=1:5

鋼製建具（気密戸）廻り詳細図　1:5

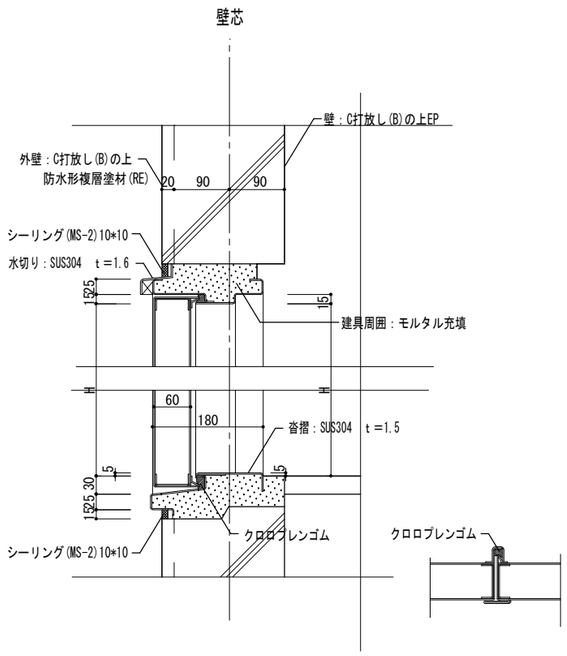

断面図　S=1:5

召し合わせ部平面図　S=1:5

パラペット廻り詳細図　1:5

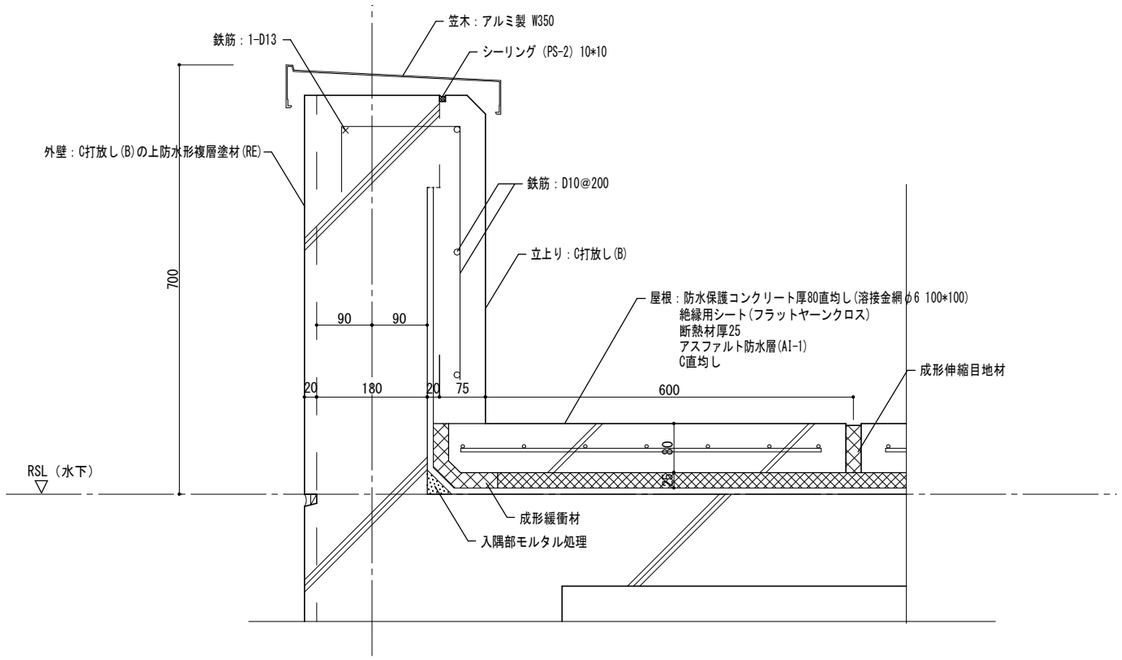

断面図　S=1:5

鋼製建具（簡易気密戸）廻り詳細図　1:5

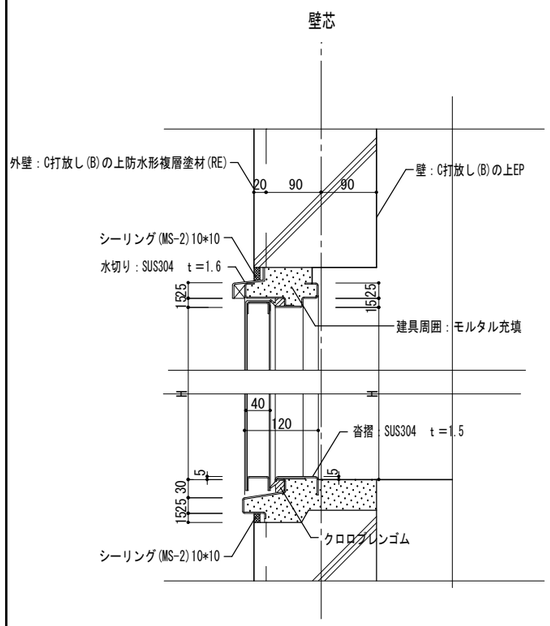

断面図　S=1:5

鋼製建具（一般戸）廻り詳細図　1:5

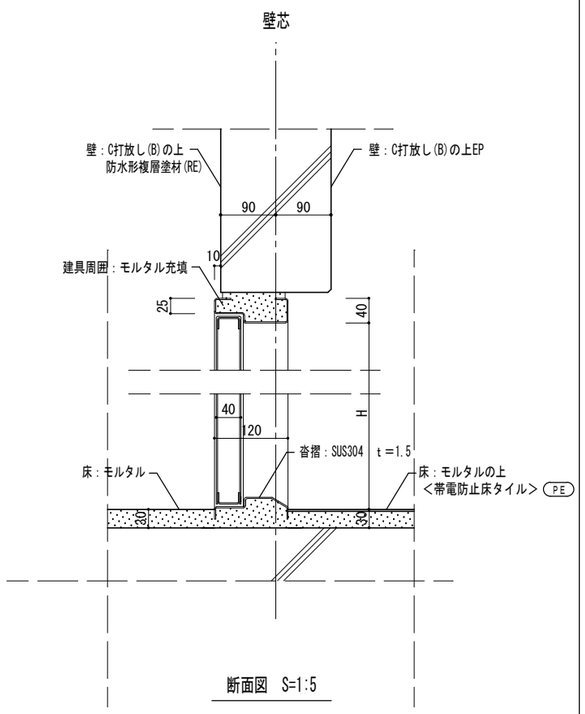

断面図　S=1:5

外壁 目地廻り詳細図　1:5

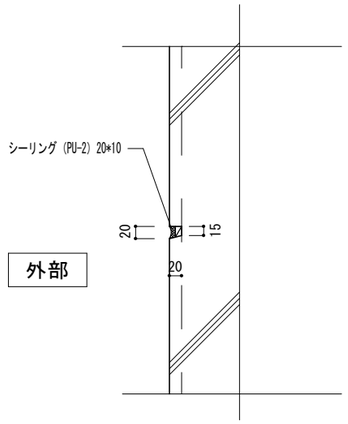

水平目地　S=1:5

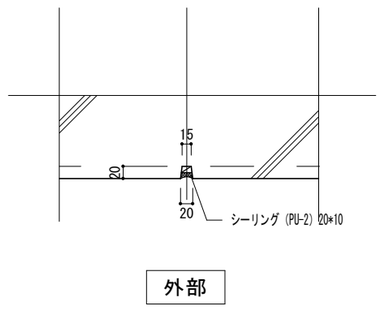

垂直目地　S=1:5

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 部分詳細図(1)		
図面枚数	101 葉中 24	縮尺	1/5
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-24	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

室外機基礎　詳細図　1:10

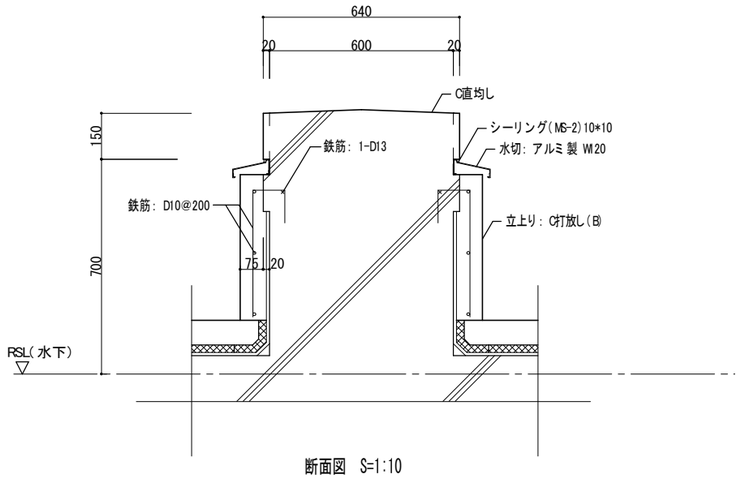

断面図　S=1:10

バルコニー手すり廻り　詳細図　1:10

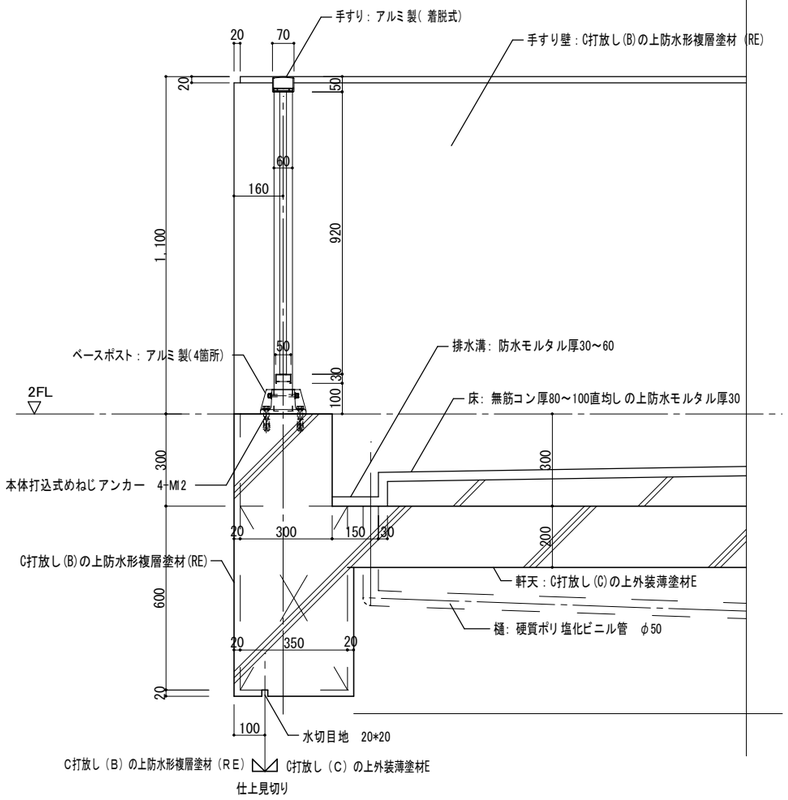

断面図　S=1:10

アルミ製手すり仕様

材料

（1）材種はJIS H4100によるA6063 S-T5又はA6061 S-T6とし押出形材を使用する。

（2）設計条件

部材名	荷重方向	設計条件	
笠木	水平方向	設計耐力	1.5kN/m
		たわみ量	500N/mで1/500以下かつ5mm以下 局部荷重500Nで1/100以下
	垂直方向	設計耐力	1.0kN/m
		たわみ量	500N/mで1/500以下かつ5mm以下 局部荷重500Nで1/100以下
支柱	水平方向	設計耐力	2.7kNまたは3.0kN
		たわみ量	局部荷重500Nで1/100以下

(3) 表面処理は建築工事標準仕様書　表14.2.2　BB-2種とする。

(4) 支柱、笠木、控え柱に補強材は使用しない。
その他の部位に使用する補強材はJIS G3101によるSS400とし亜鉛メッキはJIS H8610の5級（クロメート被膜はJIS H8625のCM2C）以上とする。

(5) 小ネジ類はステンレス製（SUS304,SUS305J1またはSUSXM7）とする。

その他

（1）形状

（単位　mm）

使用部位	支柱間隔	笠木	バラスター中心間隔	高さ	下部のすき間	控柱
バルコニー	1,800 又は2,000	——	@150	1,100	100	——

(2) 現場取付け作業以外の組立などは工場製作とする。伸縮目地は必要に応じて設ける。

(3) 切断面の処置はバリ等を適切な方法で除去する。端部の小口は同材にて蓋をして仕上げる。

(4) 設計耐力及びたわみ量は、工場にて試験を行い監督職員に報告する。
なお、公的試験場の試験成績所をもって、これに代えることができる。

タラップ (8-31-3)　詳細図　1:20

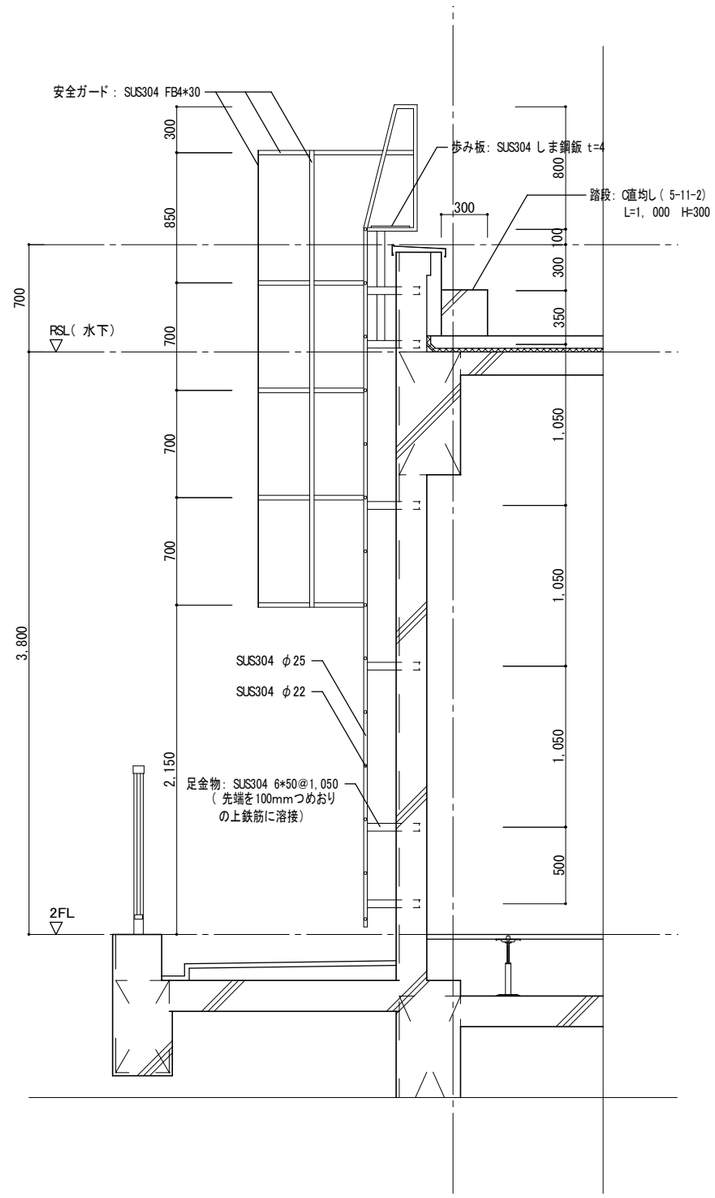

断面図　S=1:20

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場　電気棟 部分詳細図(2)				
図面枚数	101 葉中　25	縮尺	1/5 , 1/10 , 1/20		
完成	年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-25	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

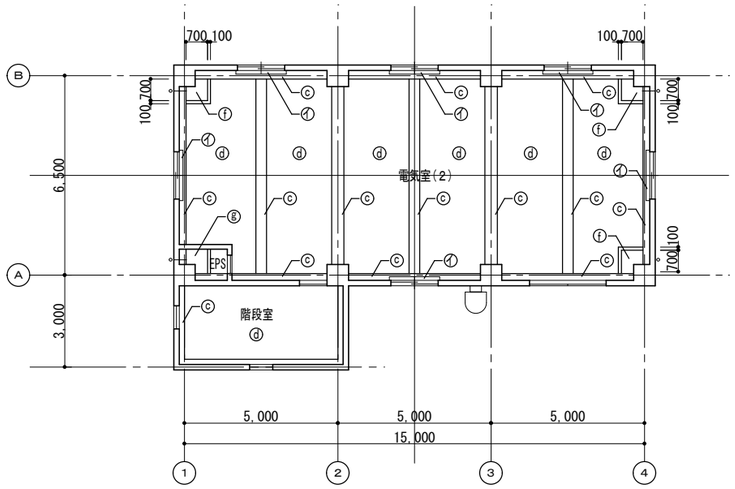

2階天井伏図　S=1:100

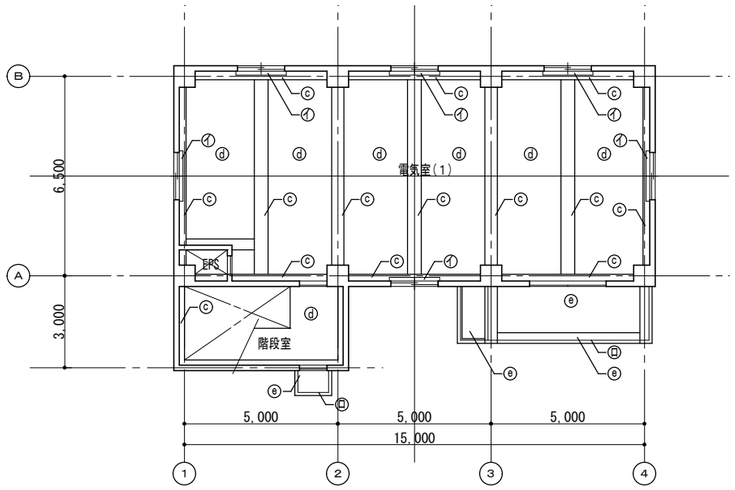

1階天井伏図　S=1:100

仕上げ凡例

記号	名称
ⓐ	コンクリート打放し（B）
ⓑ	コンクリート打放し（C）
ⓒ	コンクリート打放し（B）の上ＥＰ
ⓓ	コンクリート打放し（C）の上ＥＰ
ⓔ	コンクリート打放し（C）の上ＤＰ
ⓕ	木毛セメント板厚２５打込の上ＥＰ
ⓖ	木毛セメント板厚２５打込

付属物凡例

記号	名称
㋑	ブラインドボックス　アルミ製　120*120
㋺	水切目地　20*20

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事			
図面名称	大宮分場　電気棟 天井伏図			
図面枚数	101 葉中 26	縮尺	1/100	
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号	
区画記号	大分-1	千葉県企業局		
整理番号	A-26	施工業者		
所長	次長	課長	設計	製図

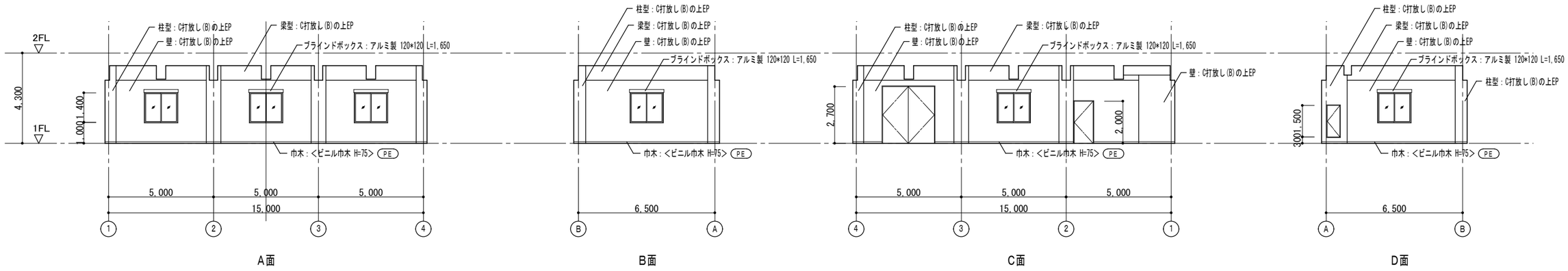

電気室(1)展開図　S=1:100

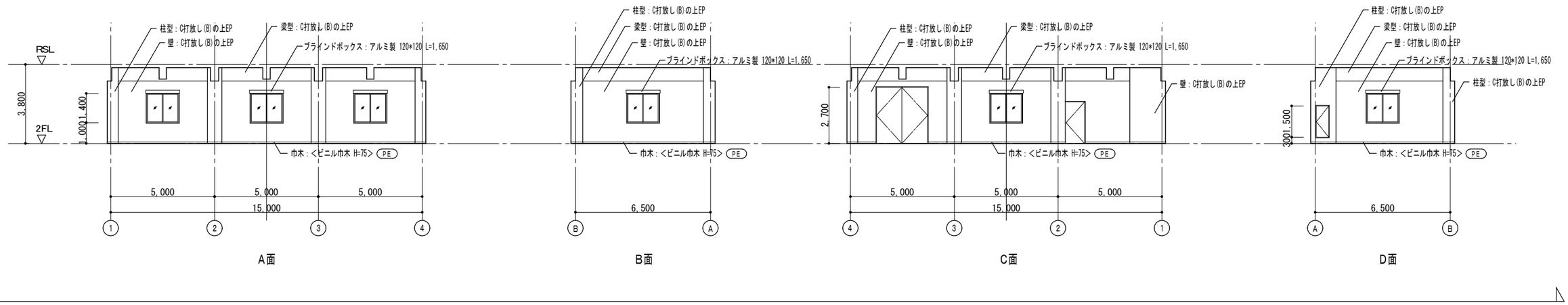

電気室(2)展開図　S=1:100

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　電気棟 展開図		
図面枚数	101 葉中 27	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-27	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

符号・名称・個数		AW 1 引き違い窓 12	AW 2 FIX窓 2					
場所		電気室	階段室					
仕上（枠共）		BB-2	BB-2					
建具	見込　（ランマ）	70	70					
	硝子　（ランマ）	N 6.8	N 6.8					
	ガラリ	なし	なし					
建具枠	見込取合　沓摺	70	70					
枠記号　沓摺（水切）記号		図示	図示					
建具金物		水切り(90)　額縁(65)	水切り(90)　額縁(65)					
		網戸						
その他		防虫網						
形状・寸法		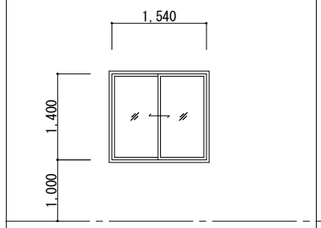	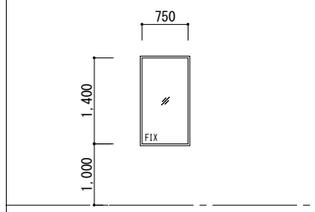					

符号・名称・個数		SD 1 片開き戸 1	SD 2 両開き戸 2	SD 3 片開き戸 2	SD 4 片開き戸 2			
場所		階段室	電気室	階段室	電気室			
仕上（枠共）		DP	DP	SOP	SOP			
建具	見込　（ランマ）	40	60	40	40			
	硝子　（ランマ）	なし	なし	なし	なし			
	ガラリ	なし	なし	なし	なし			
建具枠	見込取合　沓摺	120	180	120	100			
枠記号　沓摺（水切）記号		図示	図示	図示	図示			
建具金物		丁番、戸当り、DC	大型丁番、大型上げ落し、両面締りハンドル	丁番、戸当り、DC	丁番			
			戸当り、DC					
その他		簡易気密戸	気密戸					
形状・寸法		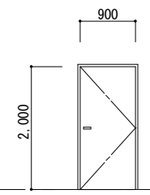	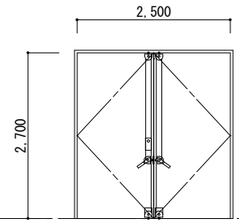	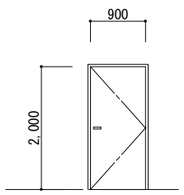	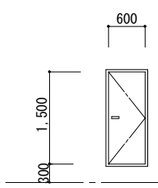			

1. 特記なき限り外部はシリンダ箱錠（内部サムターン）とし内部は本締り付きモノロックとする。
   但し、押板、押棒の場合は、シリンダ本締り錠とする。
2. パイプスペース、ダクトスペースの点検扉の鍵はシリンダ本締り錠（特記なき限り同一キー）とする。
   （内部はサムターン付）
3. 便所等の施錠を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
4. ＡＨ、ＦＨを除きＤＣの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止め（防火戸を除く）をつける。
   壁仕上げボード類等の場合は床付とする。（但し、通行に支障のあるものは除く。）
5. 特記なき限り外部に面するガラリは防鳥網付きとする。
6. アルミニウム製窓の締り金物、接続口操作レバーの位置は床から１，５００以内とする。
7. 大型、気密鋼製建具はシリンダ本締り錠付きとする。
8. 特記なき限り内部建具ガラリはイ型とする。（枠廻り詳細による。）
9. 特記なき限り鋼製戸の見込みは４０mmとする。
10. 防火戸の位置は建具配置図による。
11. 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行なわないものとする。
12. 階段室の施錠を必要としない箇所は空錠とする。
13. 特記なき限り両開きの防火戸は順位調整器付とする。
14. 特記なき限り扉の取手はレバーハンドルとする。

建具略号

種別	戸	窓	ガラリ	オーバーヘッドドア	紙障子	ふすま	シャッター	網戸
アルミニウム製	ＡＤ	ＡＷ	ＡＧ	AOD			ＡＳ	ａＷ
鋼製	ＳＤ	ＳＷ	ＳＧ	SOD			ＳＳ	
鋼製軽量	ＬＤ						ＬＳ	
ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS	
木製	ＷＤ	ＷＷ	ＷＧ		Ｐ	Ｈ		

ガラス略号

Ｆ	型板ガラス
Ｐ	フロート板ガラス
Ｎ	網入型板ガラス
ＮＰ	網入みがき板ガラス

金物略号

ＤＣ	ドアクローザー
ＡＨ	オートヒンジ
ＦＨ	フロアヒンジ
ＰＨ	ピボットヒンジ

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場　電気棟 建具表				
図面枚数	101 葉中 28	縮尺	1/50		
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-28	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

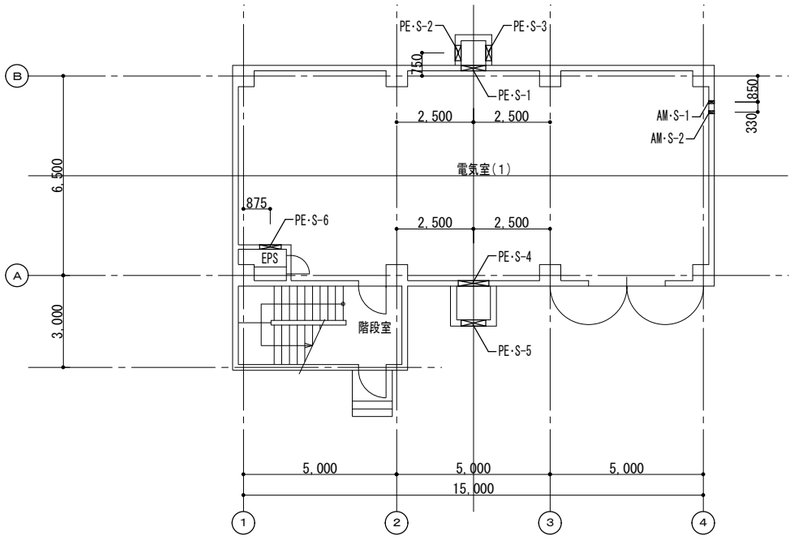

1階平面図　S=1:100

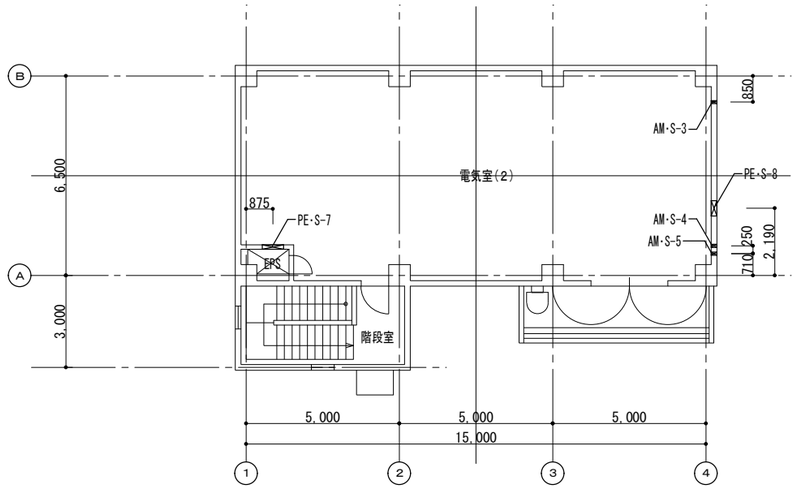

2階平面図　S=1:100

箱抜きリスト

符号	形状寸法	壁	床	用途	材料ー形式	位置		備考
AM -S- 1	φ100	●	-	配管用スリーブ	紙スリーブ	④→○	Ⓑ→Ⓐ 850	中心レベル　▽1FL+2.340
AM -S- 2	φ100	●	-	配管用スリーブ	紙スリーブ	④→○	Ⓑ→Ⓐ 1,180	中心レベル　▽1FL+2.750
AM -S- 3	φ100	●	-	配管用スリーブ	紙スリーブ	④→○	Ⓑ→Ⓐ 850	中心レベル　▽2FL+2.380
AM -S- 4	φ100	●	-	配管用スリーブ	紙スリーブ	④→○	Ⓐ→Ⓑ 710	中心レベル　▽2FL+2.600
AM -S- 5	φ100	●	-	配管用スリーブ	紙スリーブ	④→○	Ⓐ→Ⓑ 960	中心レベル　▽2FL+2.600
		-	-					
PE -S- 1	W800 × H400	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	②→③ 2,500	Ⓑ→○	中心レベル　▽1FL-0.300
PE -S- 2	W500 × H500	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	○→○ HH壁	Ⓑ→○ 750	中心レベル　▽1FL-1.400
PE -S- 3	W500 × H500	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	○→○ HH壁	Ⓑ→○ 750	中心レベル　▽1FL-1.400
PE -S- 4	W1,000 × H400	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	②→③ 2,500	Ⓐ→○	中心レベル　▽1FL-0.300
PE -S- 5	W800 × H500	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	②→③ 2,500	○→○ HH壁	中心レベル　▽1FL-1.400
PE -S- 6	W700 × H400	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	①→② 875	○→○ EPS壁	中心レベル　▽1FL-0.300
PE -S- 7	W700 × H300	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	①→② 875	○→○ EPS壁	中心レベル　▽2FL-0.250
PE -S- 8	W500 × H250	●	-	ケーブル配線用	箱抜き	④→○	Ⓐ→Ⓑ 2,190	中心レベル　▽2FL-0.200
		-	-					
		-	-					
		-	-					
		-	-					
		-	-					

※スリーブの形状寸法や位置等については、
各工事間で適宜調整を行うこと。

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事			
図面名称	大宮分場　電気棟 箱抜図			
図面枚数	101 葉中 29	縮尺	1/100	
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号	
区画記号	大分-1	千葉県企業局		
整理番号	A-29	施工業者		
所長	次長	課長	設計	製図

工事名称　大宮分場電気棟建築他工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1 工事場所　千葉市若葉区大宮町2114　大宮分場内

2 改修建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備考
管理本館	ＲＣ造	１階	185.00	175.00	

3 工事内容　（● 印の付いた種目）

○ 防水改修工事　○ 屋根改修工事　○ 外壁改修工事
● 建具改修工事　● 内装改修工事　○ ユニット及びその他の工事
○ 塗装改修工事　○ 環境配慮改修工事　○ その他
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 耐震改修工事
○ 構造壁設置（鉄骨ブレース壁＿＿＿箇所、RC造＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○ 柱設置（RC造＿＿＿箇所、S柱 ＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○ 柱補強（鉄板巻き＿＿＿箇所、RC増打＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

Ⅱ　建築改修工事仕様

1 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。
●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
●公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）
●建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図、機械設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（●印が付かない場合は☒印の付いたものを適用する。）
(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項目	特記事項
1 各章共通事項	○ 1 適用基準等	○建築工事標準詳細図　（令和4年） ○営繕工事写真撮影要領　（令和5年） ○建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ○建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ○千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成30年） ○公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年） ○デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国技建管第6号　令和5年3月15日） ○施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	○ 2 工事実績情報の登録	[1.1.4] 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	● 3 発生材の処理等	[1.3.12] 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	● 4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ●風圧力 風速（Vo＝ 36 m/s） 地表面粗度区分（　○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ　） ●積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表　（ 二十四 ）
	○ 5 電気保安技術者	[1.3.3] ○自家用電気工作物　○一般電気工作物 ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)～(3)]の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程に定める工事管理者（＿＿＿＿＿）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 6 工事用電力設備の保安責任者	[1.3.4] 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程による「自家用電気工作物使用区域変更届出書」の作成に必要な資料を提出すること。
	○ 7 条件明示項目	[1.3.5] フレックス工期契約制度 ○適用する　工事着手期限　（令和　年　月　日）、工期の終期日（令和　年　月　日） 留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条） (1) 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。 (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。 (4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。 (5) 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。 (6) 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。 （工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。） ○適用しない 猛暑による作業不能日数 ○本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 (1) 作業不能日数：　日間（工期の始期は令和　年　月　日【着手期限】で算定） (2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方 千葉県 ＿地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWGBT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。 (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉県 ＿地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 工事を施工しない日・時間帯 ○令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿ ○令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿ 資材置場及び駐車場所 ○　敷地内　○敷地外（　○無償　○有償） （千葉県＿＿市＿＿町＿＿丁目＿番地＿号） 部分使用 ○有り　○無し 令和＿年＿月＿日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	○ 8 環境への配慮	[1.4.1] 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	○ 9 材料の品質等	[1.4.2] 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4 本工事に使用する材料のうち、5 に指定する材料の製造業者等は、次の(1)から(6)の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた
	○10 材料の試験	[1.4.5] コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	○11 ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 (1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 (2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	●12 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ●石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（＿＿＿＿＿＿＿＿） ●分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1)または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4) または(JIS A 1481-5)
複層塗材(RE)	●＿1＿（箇所）	○＿＿（箇所）
ｱｽﾌｧﾙﾄﾀｲﾙ	●＿1＿（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所
○図示による　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○13 技能士	[1.7.2]		
適用工事種別	技能検定の職種		
防水改修工事	○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ○塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　○ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ○ＦＲＰ防水工事作業　○左官作業　○内外装板金作業		
外壁改修工事	○左官作業　○タイル張り作業　○建築塗装作業		
建具改修工事	○ビル用サッシ工事作業　○ガラス工事作業		
内装改修工事	○自動ドア施工作業 ○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ○ボード仕上げ工事作業　○鋼製下地工事作業 ○塗装作業　○大工工事作業　○タイル張り作業		
塗装改修工事	○建築塗装作業		
耐震改修工事	○鉄筋組立作業　○型枠工事作業　○とび作業		
ブロック工事	○コンクリートブロック工事作業		
ＡＬＣ工事	○ＡＬＣパネル工事作業		
石工事	○石張り作業		
植栽工事	○造園工事作業		

●14 化学物質の濃度測定	[1.7.10] 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定対象物質は、次による。 ○学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ○庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 着工前の測定　○行う　●行わない 測定対象室　○図示　●ポンプ室＿＿ 測定箇所数　○図示　●1ヵ所＿＿＿ 測定時間　☒24時間　○＿＿＿＿＿ （「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照） 測定はパッシブ型採取機器により行う。 その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。	
○15 中間検査	[1.8.2] ○中間検査を実施する　（回数：　＿回） 実施時期：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 中間検査の範囲　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ○本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。	
○16 完成時の提出図書等	[1.9.1～3][表1.9.1] 工事完成時の提出図書等は以下のものとする。	

提出図書等	仕様		部数
☒完成図面	○図面（A1版）折りたたみ製本 ○図面（A3版）見開き製本	サイズ　○A4 版　○＿版	☒ 1 部 ○ 2 部
☒工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		☒ 1 部 ○＿部
○完成写真	○　キャビネ判 ○＿＿＿＿＿＿＿＿	撮影箇所　○ 2箇所　○＿箇所	○ 1 部 ○＿部
☒保全に関する資料			☒ 1 部 ○＿部
☒電子成果品	電子納品による		☒ 2 部 ○＿部

☒完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。

○17 ＣＡＤデータ	設計図ＣＡＤデータ　☒貸与する　○貸与しない 貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
○18 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。 2 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
○19 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
○20 施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、１年目及び２年目に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。
●21 埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。 コア抜き、はつり工事等 ☒既存資料調査 ○探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査 配管　配線等の位置の墨出しを行う。 範囲　☒図示 ○既存躯体への穿孔 ☒穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 ○放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数＿＿＿枚 フィルムサイズ　＿＿＿＿ コンクリート厚さ　＿＿＿cm
●22 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記－２（工事区分表）による。
○23 設計ＧＬ	☒図示　●設計ＧＬ＝現状ＧＬ
○24 安全対策	1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することが必要な場合は、「工事関係者連絡会議」を設置すること。 2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
○25 保険等	1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。 2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。 3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。
○26 過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。 (1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。
○27 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法　違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
○28 環境対策	受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。 (1) 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。 ○大気汚染対策　☒騒音、振動対策　○水質汚濁対策 ○地盤沈下対策　○防塵対策　○一般廃棄物対策　○交通障害対策 ○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） (2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。 (3) 特定粉じん排出等作業（法定外建築物　作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。 (4) 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 (5) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。 (6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
○29 創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
●30 その他	その他各章共通事項については、建築工事特記仕様書（1）による。

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築改修工事特記仕様書（１）				
図面枚数	101葉中30	縮尺	―		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-30	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

2 事前工事

○1 騒音　粉じん等の対策

[2.1.3]

○防音パネル　　○防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
○図示　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●2 足場その他

[2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1（2）によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
2 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
3 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

●内部足場　　種別　●脚立、足場板等　●枠組棚足場
●外部足場　　●設置する　○設置しない
防護シートによる養生　⊠行う　○行わない
ネット養生シート（⊠防炎Ⅰ類　○防炎Ⅱ類　○＿＿＿＿＿）

[表2.2.1]

材料、撤去材料等の運搬方法
○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種
○その他　（ダストシュート）
Ｃ種　利用可能なエレベーター（＿＿＿＿＿＿＿＿）
Ｄ種　利用可能な階段　（＿＿＿＿＿＿＿＿）

●3 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等
●既存部分　　養生方法　⊠ビニールシート　合板等　○＿＿＿＿
●既存家具、既存設備等　養生方法　⊠ビニールシート等　○＿＿＿＿
○既存ブラインド、カーテン等
養生方法　○ビニールシート等　○＿＿＿＿
保管場所等　○指定場所に保管、再取付け　○撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動　○行わない　○行う（図示）
2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○4 仮設間仕切り

[2.3.2][表2.3.1]

1 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所　○図示　○＿＿＿＿＿＿
2 仮設間仕切りの種別と材質

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	塗装	充填材
○Ａ種	○木 ○軽量鉄骨	○せっこうボード（⊠ 9.5　○＿＿） 種類（○＿＿＿＿＿＿＿＿） ○合板（⊠ 9.0　○＿＿＿＿＿） 材種（＿＿＿＿＿＿＿＿）	○片面 ○なし	⊠あり
○Ｂ種				
⊠Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）
3 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上材（厚さ mm）	塗装	設置場所	充填材
⊠木扉 ○鋼扉	⊠合板張り程度 ○＿＿＿＿＿	⊠なし ○片面	⊠図示　○＿＿か所	○あり ○なし

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）

○5 監督職員事務所

[2.4.1]

○既存建物内の一部を利用する　○構内に設置する　○設けない
監督職員事務所の規模
○１０㎡程度　○２０㎡程度　○３５㎡程度　○ユニットハウス程度

○6 監督職員事務所の備品等

○下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

○7 工事用水

構内既存の施設　⊠利用できない
○利用できる　（　⊠有償　○無償　）
有償、無償に関係なく子メーターを設置する

○8 工事用電力

構内既存の施設　⊠利用できない　○利用できる　（　⊠有償　○無償　）

○9 仮囲い等

仮囲い　⊠成型鋼板　Ｈ＝３．０ｍ　Ｌ＝　ｍ
○ガードフェンス　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝＿＿ｍ
○カラーコーン及びコーンバー　Ｈ＝０．７ｍ　Ｌ＝＿＿ｍ
出入口　○シートゲート　Ｈ＝４．５ｍ　Ｌ＝６．０ｍ　＿＿箇所
○キャスターゲート　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝＿＿ｍ　＿＿箇所

○10 仮設道路

○砕石敷き　（厚さ＿＿mm　幅　＿＿mm）　Ｌ＝＿＿ｍ
（砕石は、再生クラッシャラン Ｇ を使用）
○鋼板敷　（長さ３ｍ　幅１．５ｍ　厚さ２２mm ）　枚

○11 交通誘導員

配置人数　人
配置期間＿＿年＿月＿日～＿＿年＿月＿日
配置場所　○図示　○＿＿＿＿＿＿

●12 その他

その他各仮設工事については、建築工事特記仕様書（1）による。

3 防水改修工事

○1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　○図示　○＿＿＿＿
調査方法　○図示　○＿＿＿＿
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○＿＿＿＿
調査報告書　提出部数　○２部　○＿＿＿＿

○2 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

⊠改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　○＿＿＿＿＿＿＿＿

○3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
既存防水層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装の除去○行う（○M4AS　○M4ASI　○M4C　○M4DI　○L4X）
○行わない

○4 既存下地の処理

[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　○図示　○＿＿＿
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　⊠改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　○＿＿＿
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理　○図示　○＿＿＿

○5 アスファルト防水

屋根保護防水（既存）　[3.3.2～5][表3.3.3～10]
新設防水層（屋根保護絶縁工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○P2A	○A-1 ⊠A-2 ○A-3			⊠ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ○＿＿＿＿
○P1B	○B-1 ⊠B-2			
○P2A1	○A1-1 ⊠A1-2 ○A1-3		（種類） ⊠JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) （厚さ）(mm) ○＿＿＿＿	⊠ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度
○P1B1	○B1-1 ⊠B1-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.5から表3.3.6による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　⊠水下　80mm以上　○＿＿＿＿＿
床タイル張り　⊠水下　60mm以上　○＿＿＿＿＿
立上り部の保護工法
○乾式保護材（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による）
窯業系パネルⅠ類　（厚さ＿＿＿（mm）　幅＿＿＿（mm））
○コンクリート押え
○モルタル押え（屋内）
○れんが押え　（　⊠JIS R 1250　○＿＿＿＿＿）

屋根露出防水（既存）
新設防水層（屋根露出工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○M4C	○C-1 ⊠C-2 ○C-3 ○C-4			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
○M3D ○P0D	○D-1 ⊠D-2			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○P0D1 ○M3D1 ○M4D1	○D1-1 ⊠D1-2		改修特記仕様書3.3.2(9) （種類） ○＿＿＿＿ （厚さ）(mm) ○＿＿＿＿	○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.8及び表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
⊠図示
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○＿＿個

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所
○ＰＩＥ ○Ｐ２Ｅ	○Ｅ－１ ○Ｅ－２	

保護層　○設ける（⊠図示　○＿＿＿）
○設けない
○Ｅ－１の工程３を行う部位
⊠貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　○＿＿＿＿＿
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　Ｌ-30×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿＿
屋上排水溝　○図示　○＿＿＿＿＿

○6 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水（既存）　[3.4.2～4][表3.4.1～3]
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○MA4S	○AS-T1 ○AS-T2 ○AS-J2			⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
○M3AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1			⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○P0AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1 ○AS-J3			⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○M3ASI ○M4ASI ○P0ASI	○ASI-T1 ○ASI-J1		改修特記仕様書3.4.2(3)(ｳ) （種類） ○＿＿＿＿ （厚さ）(mm) ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない 防湿層 ○設ける ○設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　Ｌ-35×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿＿
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定
設置数量　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定　○＿＿個
絶縁断熱工法の防湿用シート　○設置する　○設置しない

○7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4][表3.5.1～3]
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0S ○S4S	○AS-F1			⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ
	○S-F2					○適用する	○設ける ○設けない
	○S-M1			⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
	○S-M2					○適用する	
○S3S	○S-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○＿＿		⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○＿＿				○適用する	
○M4S	○S-M1			⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-M2					○適用する	
○P0SI ○S3SI ○S4SI ○M4SI	○SI-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○＿＿	改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b) （種類） ○＿＿＿＿ （厚さ）(mm) ○25　○50	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ
	○SI-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○＿＿				○適用する	○設ける ○設けない
	○SI-M1		改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a) （種類） ○＿＿＿＿ （厚さ）(mm) ○25　○50	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
	○SI-M2					○適用する	

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　⊠非歩行仕様　○軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム　○設置する　○設置しない

○8 塗膜防水

[3.6.2～4][表3.6.1～3]
新設防水層（ウレタンゴム系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0X	⊠X-1 ○X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○L4X	○X-1 ⊠X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠主材料の製造所の仕様　○＿＿
設置数量　⊠主材料の製造所の仕様　○＿＿個
新設防水層（ゴムアスファルト系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
○P1Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○保護モルタル ○保護ｺﾝｸﾘｰﾄ厚さ　mm
○P2Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○保護モルタル ○保護ｺﾝｸﾘｰﾄ厚さ　mm

●9 シーリング

[3.1.4][3.7.2～8]

シーリング改修工法の種類
●シーリング充填工法
●シーリング再充填工法
○拡幅シーリング再充填工法
○ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　○適用する　○適用しない
エッジング材張り　○適用する　○適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）
建具廻り	ＭＳ－２、ＰＵ－２

仕上を行わない施工箇所　○図示　○＿＿用
シーリング材の目地寸法　⊠図示　○＿＿
接着性試験　⊠簡易接着性試験　○引張接着性試験

●ＰＣＢ含有シーリング材の処理
⊠8-3「ＰＣＢ含有シーリング材の処理」による

○10 保証年限

○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　10年
○合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水○10年○15年
○塗膜防水　5年
（X-1工法は、10年）
⊠受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築改修工事特記仕様書（２）		
図面枚数	101業中31	縮尺	―
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-31	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

3 防水改修工事

○11 とい

[3.8.2、3][表3.8.1]

といその他の材種
○配管用鋼管　○硬質ポリ塩化ビニル管　○ルーフドレン
○表面処理鋼板　○_____

ルーフドレンの種別及び呼び

種別	呼び				施工箇所
○ろく屋根用たて形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80	○100	○125	○150	
○ろく屋根用横形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80	○100	○125	○150	
○バルコニー中継用	⊠ねじ込み式	○50	○80	○100		
	○差し込み式	○50	○75	○100		
○バルコニー用	⊠ねじ込み式	○50	○80	○100		
	○差し込み式	○50	○75	○100		

とい受金物の材種、形状及び取付け間隔　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　○_____
足金物の材種、形状及び取付け間隔　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　○_____
多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔　⊠0.5mm 以下
防雪材のホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法　⊠図示　○_____
鋼管製といの防露巻き　⊠改修標準仕様書表3.8.4による　○_____
たてどい受金物の取付け　⊠図示　○_____
ルーフドレンの取付け　⊠水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

○12 アルミニウム製笠木

[3.9.2、3][表3.9.1]

種類　○押出形　（○押出250形　○押出300形　○押出350形　）
○板材折曲げ形（○ オープン形式 ○ シール形式 ）
本体幅（____）mm　板厚（⊠2.0mm　○___mm ）

表面処理　種別（_____）種
色合　○標準色（_____）
○特注色（_____）
既存笠木等の撤去　○行う（範囲　○図示　○_____）
○ 行わない
下地補修の工法　⊠図示　○_____
板材折曲げ形の笠木の取付方法　⊠図示　○_____
笠木の固定金具の工法等
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法

3-2 屋根改修工事

○ 1 長尺金属板葺

(13.2.2、3)(表13.2.1、2)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	⊠JIS G 3322の屋根用 着色　○有 ○___	○5類（AZ150） ○_____	○0.4 ○0.5 ○__	○心木なし瓦棒葺 ○立平葺 ○縞掛葺　横葺 ○_____	

下葺材料　○アスファルトルーフィング940
○改質アスファルトルーフィング下葺材
（ ○一般タイプ　○複層基材タイプ　○粘着層付タイプ ）
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　○_____）
○設置しない

○ 2 折板葺

(13.3.2、3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	○重ね形 ○はぜ締め形 ○かん合形			（ __ ）種	⊠鋼板製 ○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		○あり ○なし	○30分 ○なし
	○_____			○_____	○_____			

材料　鋼板の種類（⊠JIS G 3322の屋根用　（着色　○有）○___）
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（○5類(AZ150)　○___）
断熱材張り　○行う（種別：_____、厚さ(mm)：_____、防火性能：___時間）
○行わない
耐雪性能に対応した工法の適用　○適用する　○適用しない
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
折板のけらば納め　⊠けらば包みによる方法　○_____
雪止め　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　○_____）
○設置しない

4 外壁改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　○外壁改修範囲　○図示の範囲
調査時期　○外壁仕上げ等除去・撤去前　○外壁仕上げ等除去・撤去後
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○_____
調査報告書（提出部数　○２部　○_____）

4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁改修

○ 1 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.2.4～7]

○樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (ml/m)
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○___	○130　○___
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○___	○40　○___
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○___	○70　○___
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○___	○130　○___
	○___	○___	○___

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
抜取り個数（ ⊠長さ500mごと及びその端数につき1個 ○___）
抜取り部の補修方法　⊠図示　○_____
○Uカットシール材充填工法
○シーリング材
充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　○_____
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
○パテ状エポキシ樹脂　○可とう性エポキシ樹脂

○ 2 欠損部改修工法

[4.1.4][4.2.4、8]

充填工法
○エポキシ樹脂モルタル
○ポリマーセメントモルタル
○シール工法
○パテ状エポキシ樹脂　○可とう性エポキシ樹脂

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁改修

○ 1 既存モルタル塗りの撤去

○行う（ ⊠全面　○図示の範囲）

○ 2 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.3.5～8]

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (ml/m)
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○___	○130　○___
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○___	○40　○___
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○___	○70　○___
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○___	○130　○___
	○___	○___	○___

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
抜取り個数（ ⊠長さ500mごと及びその端数につき1個 ○___）
抜取り部の補修方法　⊠図示　○_____
○Uカットシール材充填工法
○シーリング材
充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　○_____
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
○パテ状エポキシ樹脂　○可とう性エポキシ樹脂

○ 3 欠損部改修工法

[4.1.4][4.3.9、10]

○充填工法
○エポキシ樹脂モルタル　○ ポリマーセメントモルタル
○モルタル塗替え工法
○現場調合材料
セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
○既調合材料（_____）
既製目地材　○使用する（形状　○図示　○_____）
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　⊠図示　○_____

○ 4 浮き部改修工法

[4.1.4][4.3.11～16]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○___	⊠25 ○___			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○___	⊠20 ○___	⊠12 ○___	⊠20 ○___	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○___	⊠20 ○___	⊠12 ○___	⊠20 ○___	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○___	⊠16 ○___			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠50
○充填工法					
○モルタル塗替え工法					

アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
○_____
注入口付アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度　○_____
注入工法用材料
○ポリマーセメントスラリー

広がり速度(cm/s)	長さ変化量(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm2)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00
充填工法用材料
○エポキシ樹脂モルタル　○ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法用材料
○現場調合材料
セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
○既調合材料（ _____）
既製目地材　○使用する（形状　○図示　○_____）
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　⊠図示　○_____

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁改修

○ 1 既存タイル張りの撤去

○外壁タイル張り全面　○図示の範囲
撤去範囲　⊠下地モルタルまで　○張付けモルタルまで

○ 2 タイルの形状、寸法等

[4.4.5、8]

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
①		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
③		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

①施工箇所：_____　備考：_____
②施工箇所：_____　備考：_____
③施工箇所：_____　備考：_____

○ 3 ひび割れ部改修工法

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
見本焼き
○行う（施工箇所：_____）　○行わない
試験張り
○行う（範囲、使用は図示による）　○行わない

[4.1.4][4.4.5、6]

改修箇所　⊠既存タイル張り面
○既存タイル撤去面（ ○コンクリート面　○モルタル面 ）

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (ml/m)
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○___	○130　○___
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○___	○40　○___
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○___	○70　○___
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○___	○130　○___
	○___	○___	○___

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
抜取り個数（ ⊠長さ500mごと及びその端数につき1個 ○___）
抜取り部の補修方法　⊠図示　○_____

○ 4 欠損部改修工法

[4.1.4][4.4.5、7、8]

○タイル部分張替え工法
接着剤の種類
○ポリマーセメントモルタル
○外壁タイル接着剤 JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
○タイル張替え工法
張替え用材料
○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
○張付けモルタル　（○現場調合材料　○既製調合モルタル ）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
⊠ 改修標準仕様書表4.4.2による　○ 図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
○行う　○行わない
○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○_____
タイル張りの工法
○外装タイル
○密着張り　○改良圧着張り
○ユニットタイル
○マスク張り　○モザイクタイル張り
シーリング　改修標準仕様書3章7節による
○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○_____
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　○_____
伸縮調整目地その他の目地　⊠変成シリコーン系　○_____
シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 5 浮き部改修工法

[4.1.4][4.4.5、9～15]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○___	⊠25 ○___			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○___	⊠20 ○___	⊠12 ○___	⊠20 ○___	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○___	⊠20 ○___	⊠12 ○___	⊠20 ○___	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○___	⊠16 ○___			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠9 ○___	⊠16 ○___	⊠50
○注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	○___	○___			⊠25
○タイル部分張り替え工法					
○タイル張り替え工法					

アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
○_____
注入口付アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
○_____
○タイル部分張替え工法
接着剤の種類
○ポリマーセメントモルタル
○JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
○タイル張替え工法
張替え用材料
○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
○張付けモルタル　（○現場調合材料　○既製調合モルタル ）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
⊠改修標準仕様書表4.4.2による　○図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
○行う　○行わない
○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○_____
タイル張りの工法
○外装タイル
○密着張り　○改良圧着張り
○ユニットタイル
○マスク張り　○モザイクタイル張り
シーリング　改修標準仕様書3章7節による
○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○_____
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　○_____
伸縮調整目地その他の目地　⊠変成シリコーン系　○_____
シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 6 目地改修工法

[4.1.4][4.4.5、16]

○目地ひび割れ部改修工法
○伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　○図示　○_____
シーリングは、改修標準仕様書3章7節による

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁等改修

○ 1 既存塗膜等の除去及び下地処理

[4.5.4][表4.5.4～7]

工　法	処理範囲	下地処理(下地のひび割れ部等の補修)
○サンダー工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	○ひび割れ部改修工法 ○浮き部改修工法 ○欠損部改修工法
○高圧水洗工法 加圧力⊠30MPa程度以上	⊠既存仕上げ面全体 ○図示 （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
○塗膜はく離剤工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	
○水洗い工法	⊠ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ○図示	

● 2 下地調整塗材

[4.5.2][4.5.4、5]

○下地調整塗材（Ｃ－１）
⊠下地調整塗材（Ｃ－２）
○下地調整塗材（ＣＭ－２）
○下地調整塗材Ｅ
○ポリマーセメントモルタル
（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表(改修)による）

● 3 仕上塗材仕上げ

[4.1.5][4.5.2][表4.5.1、2]

新規仕上塗材の種類

○薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装薄塗材Si	○_____	○砂壁状
○可とう形外装薄塗材Si	○_____	○ゆず肌状（○吹付け　○ローラー塗り）
○外装薄塗材E	○_____	○さざ波状　○平たん状
○可とう形外装薄塗材E	○_____	○凹凸状（○吹付け　○こて塗り）
○防水形外装薄塗材E	○_____	○着色骨材砂壁状（○吹付け　○こて塗り）
○外装薄塗材S	○_____	○砂壁状じゅらく　○京壁状じゅらく

○厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装厚塗材C	○_____	○吹放し　○凸部処理　○平たん状
○外装厚塗材Si	○_____	○凹凸状　○ひき起こし　○かき落とし
○外装厚塗材E	○_____	上塗材　○適用する　○適用しない

●複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○複層塗材CE	○_____	○ゆず肌状　○凸部処理　●凹凸状
○可とう形複層塗材CE	○_____	耐候性　⊠耐候形３種　○_____
○複層塗材Si	○_____	上塗材の種類
○複層塗材E	○_____	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系
●複層塗材RE	○_____	樹脂　⊠ｱｸﾘﾙ系　○ｼﾘｶ系　○ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系
○防水形複層塗材CE	○_____	○ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系　○ふっ素系
○防水形複層塗材E	○_____	○_____
○防水形複層塗材RE	○_____	外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○可とう形改修用仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○可とう形改修塗材E	○_____	○平たん状　○さざ波状　○ゆず肌状 耐候性　⊠耐候形３種　○_____
○可とう形改修塗材RE	○_____	上塗材の種類
○可とう形改修塗材CE	○_____	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系 樹脂　⊠ｱｸﾘﾙ系　○ｼﾘｶ系　○ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系 ○ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系　○ふっ素系 ○_____ 外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○ 4 マスチック塗材塗り

[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

改修標準仕様書4.6.2による

○ 5 外壁用塗膜防水材塗り

[4.1.5][4.7.2～4][表4.7.1]

仕上げの形状　○_____
工法　○_____
仕上塗料の耐候性　○_____

下地挙動緩衝材の適用
○適用する
○適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章2節による
ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-1章　外壁改修工事
コンクリート打放し仕上げ外壁による
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修標準仕様書4章3節による　ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-2章
外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁による
吹付け工法の模様材の種類
○_____
（○所要量　(kg/㎡)
外壁用仕上塗料の種類
○_____
（○所要量　(kg/㎡)
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修標準仕様書4.5.4(1)～(6)による

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築改修工事特記仕様書（３）		
図面枚数	101葉中32	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-32	施工業者	
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図			

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

5 建具改修工事

● 1 改修工法

[5.1.3]

既存建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
●アルミニウム製建具		○_____	○_____	●建具表による ○_____
○樹脂製建具			○_____	○建具表による ○_____
●鋼製建具	●外部	○_____	○_____	●建具表による ○_____
	○内部	○_____	○_____	○建具表による ○_____
○鋼製軽量建具		○_____	○_____	○建具表による ○_____
○ステンレス製建具		○_____	○_____	○建具表による ○_____
○木製建具		○_____	○_____	○建具表による ○_____

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　⊠図示　○_____
新規建具周囲の補修工法及び範囲　⊠図示　○_____
建具周囲のシーリング　改修標準仕様書3章7節による
○再使用（○ブラインドボックス　○　　）

○ 2 防火戸

[5.1.4]

防火戸の指定
○指定する（適用箇所　○建具表による　○_____）○指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
○連動させる　（○建具表による　○_____）　○連動させない

● 3 見本の製作等

[5.1.5]

建具見本の製作　○行う（建具符号：_____）
●行わない
建具見本製作の目的等（_____）

特殊な建具の仮組　○行う（建具符号：_____）
○行わない

● 4 防犯建物部品

[5.1.7]

○適用する（○建具表による　○_____）
●適用しない

● 5 アルミニウム製建具

[5.2.2～5][表5.2.1]

性能値等
耐風圧性等級　● S-5　（建具符号：●建具表による　○_____）
気密性の等級　● A-3　（建具符号：●建具表による　○_____）
水密性の等級　● W-4　（建具符号：●建具表による　○_____）

外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
○A種	S-4	A-3	W-4	⊠図示
●B種	S-5			⊠図示
○C種	S-6	A-4	W-5	⊠図示

○防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○___）
○断熱ドア、断熱サッシ G　耐熱性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○___）

●枠の見込み寸法　●建具表による　○_____
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア　面内変形追随性の等級（OD-1：1/300　OD-2：1/120　OD-3：1/100　）
（建具符号：○建具表による　○___）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（K_H）　⊠1.0　○_____
設計用鉛直震度（K_V）　⊠0.5　○_____
（建具符号：○建具表による　○___）
材料
アルミニウム材　改修標準仕様書5.2.3(1)による
ステンレス鋼板　⊠SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI　○_____
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL　○_____
形状及び仕上げ
表面処理
外観に面する建具　種別（改修標準仕様書 表5.2.2）
○BB-1　●BB-2（着色　●標準色　○特注色）
屋内の建具　種別（改修標準仕様書 表5.2.2）
○BC-1　●BC-2（着色　●標準色　○特注色）
結露水の処理方法　○水貯め式　○排水式
工法
水切り板、ぜん板　⊠図示　○_____

● 6 網戸等

[5.2.3][5.3.3]

種類	材種	線径	網目
●防虫網	⊠合成樹脂製 ○ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ステンレス(SUS316)製	⊠0.25mm以上 ○_____	⊠16～18メッシュ ○_____
○防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

○ 7 樹脂製建具

[5.2.2][5.3.2～5]

性能値等
耐風圧性の等級　○___　（建具符号：○建具表による　○_____）
気密性の等級　○___　（建具符号：○建具表による　○_____）
水密性の等級　○___　（建具符号：○建具表による　○_____）
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
○A種	S-4	A-4	W-4	⊠図示
○B種	S-5		W-5	⊠図示
○C種	S-6			⊠図示

○防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（OT-1 OT-2）
（建具符号：○建具表による　○___）
○断熱ドア、断熱サッシ G　断熱性の等級（OH-4 OH-5 OH-6 OH-7 OH-8）
（建具符号：○建具表による　○___）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級　○_____
枠の見込み寸法　○建具表による　○_____
材料
樹脂形材　改修標準仕様書5.3.3(1)による
ガラス　⊠複層ガラス　○_____
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL　○_____
形状及び仕上げ
表面色　○標準色　○特注色
工法
水切り板、ぜん板　⊠図示　○_____

● 8 鋼製建具

[5.2.2][5.4.2～5][表5.4.2]

性能値等
簡易気密型ドアセット　○適用する
（建具符号：○建具表による　○_____）
○適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　○S-4　（建具符号：○建具表による　○_____）
●S-5　（建具符号：○建具表による　○_____）
○S-6　（建具符号：○建具表による　○_____）
○防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○___）
○断熱ドア、断熱サッシ G　耐熱性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○___）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア　面内変形追随性の等級（OD-1：1/300　OD-2：1/120　OD-3：1/100　）
（建具符号：○建具表による　○___）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（K_H）　⊠1.0　○_____
設計用鉛直震度（K_V）　⊠0.5　○_____
（建具符号：○建具表による　○___）
材料
鋼板　改修標準仕様書5.4.3(1)による
ステンレス鋼板　⊠SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　○_____
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL　○_____
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　⊠改修標準仕様書表5.4.2による　○___mm（使用箇所：_____）
標準型鋼製建具の形式及び寸法　⊠建具表による　○_____

○ 9 鋼製軽量建具

[5.2.2][5.5.2～5]

性能値等
簡易気密型ドアセット　○ 適用する（建具符号：建具表による）
○ 適用しない
○防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○___）
○断熱ドア、断熱サッシ G　耐熱性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○___）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア　面内変形追随性の等級（OD-1：1/300　OD-2：1/120　OD-3：1/100　）
（建具符号：○建具表による　○___）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（K_H）　⊠1.0　○_____
設計用鉛直震度（K_V）　⊠0.5　○_____
（建具符号：○建具表による　○___）
材料
鋼板　○亜鉛めっき鋼板　○ビニル被覆鋼板　○カラー鋼板　○ステンレス鋼板
ステンレス鋼板　⊠SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　○_____
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL
召合せ、縦小口包み板の材質　⊠鋼板　○ステンレス鋼板　○アルミニウム合金
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　⊠改修標準仕様書表5.5.1による　○___mm（使用箇所：_____）
○防音性能を求める戸（建具表による）
防音充填材（グラスウール又はロックウール）
標準型鋼製建具の形式及び寸法　⊠建具表による　○_____

○10 ステンレス製建具

[5.2.2][5.4.2][5.6.2～5]

性能値等
簡易気密型ドアセット　○ 適用する
（建具符号：○建具表による　○_____）
○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　○S-4　（建具符号：○建具表による　○_____）
○S-5　（建具符号：○建具表による　○_____）
○S-6　（建具符号：○建具表による　○_____）
○防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○_____）
○断熱ドア、断熱サッシ G　耐熱性の等級（ ___ ）
（建具符号：○建具表による　○_____）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア　面内変形追随性の等級（OD-1：1/300　OD-2：1/120　OD-3：1/100　）
（建具符号：○建具表による　○___）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（K_H）　⊠1.0　○_____
設計用鉛直震度（K_V）　⊠0.5　○_____
（建具符号：○建具表による　○___）
材料
ステンレス鋼板　⊠SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　○_____
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL　○_____
形状及び仕上げ
表面仕上げ　⊠HL　○鏡面仕上げ　○_____
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度　○No.2B程度
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工　⊠普通曲げ　○角出し曲げ

○11 木製建具

[5.7.2～4][表5.7.5]

建具材の加工、組立時の含水率　⊠A種　○_____
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠F☆☆☆☆　○_____
○フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
⊠改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による　○_____

●12 建具用金物

[5.8.2、3]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
⊠改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による　○_____
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
⊠改修標準仕様書表5.8.2による
○建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
⊠改修標準仕様書表5.8.3による
○建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
⊠改修標準仕様書表5.8.4による
○建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
⊠改修標準仕様書表5.8.5による
○建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
●建具表による
○_____

錠前類（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による）
シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠（品質　性能、試験方法は別表による）
クローザ類（品質　性能、試験方法は別表による）

●13 鍵

[5.8.4]

マスターキー　○製作する　○製作しない　●既存のマスターキーに合わせる
その他の鍵の製作本数　⊠各室３本１組（室名札付き）　○_____
鍵箱　○なし　●あり

○14 自動ドア開閉装置

[5.9.2、3] [表5.9.4]

戸の開閉方式　○建具表による　○_____
○引き戸用駆動装置
性能値　⊠改修標準仕様書表5.9.1による（防錆　○適用する　○適用しない）
○以下による
種類　開閉方式　（_____）
耐電圧　（_____）
温度上昇　（_____）
耐久性（サイクル）　（_____）
防錆　（_____）
電源　（_____）
○車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能値　⊠改修標準仕様書表5.9.2による（防錆　○適用する　○適用しない）
○以下による
耐電圧　（_____）
温度上昇　（_____）
耐久性（サイクル）　（_____）
防錆　（_____）
電源　（_____）
○引き戸用検出装置
性能値　⊠改修標準仕様書表5.9.3による（防錆　○適用する　○適用しない）
○以下による
耐電圧　（_____）
防錆　（_____）
防滴　（_____）
電源　（_____）
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目
○建具表による
○_____
タッチスイッチの種類
○無線式タッチスイッチ
○光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類
○大形押しボタンスイッチ
○非接触スイッチ
凍結防止措置　○行う　○行わない

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
○普通合板 G	表面の樹種 ○_____ 板面の品質（⊠広葉樹１等　○_____） 接着の程度（○１類　○２類　）	
○天然木化粧合板 G	樹種名（_____） 接着の程度（○１類　○２類　）	
○特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法 ⊠プリント ○ポリエステル化粧合板 ○メラミン化粧合板 ○_____ 接着の程度（○１類　○２類　）	
○MDF G	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 耐水性による区分（　　） 難熱性による区分（　　）	

表面板の厚さ　⊠改修標準仕様書表5.7.6による　○_____
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用　○適用しない　○適用する
○かまち戸
かまち樹種（_____）　鏡板樹種（_____）
見込み寸法　⊠36mm　○建具表による　○_____
○ふすま
張りの種別（○Ⅰ型　○Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）　○鳥の子　○新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　○塗り縁　○生地縁（素地）　○生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　⊠19.5mm　○建具表による　○_____
○戸ぶすま
表面板の仕上　○建具表による　○_____
見込み寸法　⊠30mm　○建具表による　○_____
○紙張り障子
見込み寸法　⊠30mm　○建具表による　○_____
枠、くつずりの材料　○建具表による　○_____

○15 自閉式上吊り引戸装置

[5.10.2、3]

性能値等
⊠改修標準仕様書表5.10.1による
○以下による
手動開き力　（_____）
手動閉じ力　（_____）
閉じ速度の調整　（_____）
制動区間　（_____）
開閉繰返し　（_____）
耐衝撃性　（_____）

○16 重量シャッター

[5.11.2、3]

シャッターの種類　○管理用シャッター
○外壁用防火シャッター
○屋内用防火シャッター
○防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（_____）Pa
開閉方式の種類　⊠電動式（手動併用）　○手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所　○建具表による　○_____）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所　○建具表による　○_____）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所　○建具表による　○_____）
管理用シャッターのシャッターケース　○設ける　○設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　○JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量　⊠Z12又はF12　○_____
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板　⊠SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　○_____

○17 軽量シャッター

[5.12.2～4]

開閉方式の種類　⊠手動式　○電動式（手動併用）
耐風圧強度　（_____）Pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置
（設置箇所　○建具表による　○_____）
スラットの材質の種類
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（⊠Z06又はF06　○_____）
○JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（⊠AZ90　○_____）
スラットの形状　○インターロッキング形　○オーバーラッピング形

○18 オーバーヘッドドア

[5.13.2、3]

セクション材による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
⊠スチールタイプ ○アルミニウムタイプ ○ファイバーグラスタイプ	○50 ○75 ○100 ○125	⊠バランス式 ○チェーン式 ○電動式	○スタンダード形 ○ローヘッド形 ○ハイリフト形 ○バーチカル形	⊠溶融亜鉛めっき鋼板 ○ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所　○建具表による　○_____）

●19 ガラス

[5.14.2～4]

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。
○フロート板ガラス

フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	⊠建具表による　○_____

●型板ガラス

型板ガラスの厚さによる種類	⊠建具表による　○_____

○網入板ガラス及び線入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	⊠建具表による　○_____

○合わせガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類	⊠建具表による　○_____
形状による種類	○平面合わせガラス　○曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類　○Ⅱ－１類　○Ⅱ－２類　○Ⅲ類

○強化ガラス

形状による種類、材料板ガラスの種類厚さの呼びによる種類及び特性による種類	⊠建具表による　○_____
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類　○Ⅲ類

○熱線吸収板ガラス

板ガラスの種類及び厚さによる種類	⊠建具表による　○_____
性能による種類	○１種　○２種

○複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ、並びに複層ガラスの厚さ	⊠建具表による　○_____
断熱性による区分	○Ｔ１　○Ｔ２　○Ｔ３　○Ｔ４ ○Ｔ５　○Ｔ６
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	○Ｇ　○Ｓ
封入気体の種類	○空気　○アルゴン

○熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
⊠建具表による　○_____
日射熱遮蔽性による区分　○１種　○２種　○３種
耐久性による区分　○A種　○B種
（日射熱遮蔽性が２種の場合）
○倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの呼びによる種類　⊠建具表による　○_____

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築改修工事特記仕様書（４）		
図面枚数	101業中33	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-33	施工業者	
所長	次長	課長	設計 / 製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	●シーリング材 ○グレイジングガスケット ○_____	☒建具製造所の仕様による ○図示 ○_____
鋼製及び鋼製軽量	○シーリング材 ○_____	☒建具製造所の仕様による ○図示　○_____
ステンレス製	○シーリング材 ○_____	☒建具製造所の仕様による ○図示　○_____
樹脂製	○グレイジングガスケット ○_____	☒建具製造所の仕様による ○図示　○_____

○ガラス端部の小口加工（対象箇所：○建具表による　○図示　）
仕上げの程度（ ○_____ ）

○20　ガラスブロック　[5.14.5]

呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調	目地幅（mm）	伸縮調整目地位置（mm）	防火性能
○160×160	○95 ○_____				
○200×200	○95 ○_____				

壁用金属枠及び補強材　☒図示　○_____
力骨　材質　☒ステンレス鋼(SUS304)　○_____
　寸法　☒径5.5mm　○_____
　形状　☒はしご形状複筋及び単筋　○_____
化粧目地モルタルの色（○白　○グレー）
シーリングの種類　（○SR-1　○PS-1）
金属製化粧カバー　材質　○ステンレス製　○アルミニウム製
　寸法　○図示　○_____　形状　○図示　○_____
目地部の横力骨の納まり　☒ガラスブロック製造所の仕様による　○図示　○_____
工法　1-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.5 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法

○21　ガラス用フィルム

種　類	記　号		その他性能等
	内貼り用	外貼り用	
○日射調整フィルム　G	○ＳＣ－１	○ＳＣ－２	
○低放射フィルム	○ＬＥ		
○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○ＧＩ－１	○ＧＩ－２	
○層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○ＧＤ－１	○ＧＤ－１	
○ガラス貫通防止フィルム	○ＳＦ		

品質　JIS A 5759による

6 内装改修工事

● 1　改修範囲　[6.1.3]
既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
☒壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
☒壁面より両側600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修　☒既存のまま　○図示
改修後の床の清掃範囲　☒室内の改修箇所　○_____

● 2　既存床の撤去及び下地補修　[6.2.2]
ビニル床シート等の除去　☒仕上げ材のみ（接着剤とも）
　○下地モルタルとも（○図示の範囲　○除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　○機械的除去工法　○目荒し工法

○ 3　既存壁の撤去及び下地補修　[6.3.2]
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
☒改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り（全塗厚が25mmを超える場合の処置　☒図示）
○_____

○ 4　木下地等の表面仕上げ　[6.5.1]
見え掛り面の表面仕上げの程度
☒ブレーナー加工仕上　適用部材（部位）（　　）
○超自動機械かんな掛け仕上　適用部材（部位）（　　）
○サンダー掛け仕上　適用部材（部位）（　　）

○ 5　木材の施工一般　[6.5.2]
材料のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　○_____

○ 6　製材　G　[6.5.2]

○ JAS 1083-5 に基づく下地用製材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	等級(材面の品質)	含水率	保存処理
			☒2級 ○_____	☒A種　○B種　○___	
			☒2級 ○_____	☒A種　○B種　○___	
			☒2級 ○_____	☒A種　○B種　○___	

○JAS 1083-2 に基づく造作用製材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	等級(材面の品質)	含水率	保存処理
見え係り面			☒上小節 ○_____	☒A種　○B種　○___	
見え係り面以外			☒小節以上 ○_____	☒A種　○B種　○___	
				☒A種　○B種　○___	

○JAS 1083-6 に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	等級(材面の品質)	含水率	保存処理
			☒1級 ○_____	☒10%以下 ○A種　○B種　○___	
			☒1級 ○_____	☒10%以下 ○A種　○B種　○___	
			☒1級 ○_____	☒10%以下 ○A種　○B種　○___	

○ 7　造作用集成材　G

○JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理の適用	含水率
		（_____） 造作材の場合 （☒A種　○B種）	○適用する ○適用しない	☒A種 ○B種 ○_____
		（_____） 造作材の場合 （☒A種　○B種）	○適用する ○適用しない	☒A種 ○B種 ○_____
		（_____） 造作材の場合 （☒A種　○B種）	○適用する ○適用しない	☒A種 ○B種 ○_____

[6.5.2]

○JAS 1152 に基づく造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面（面数）	間伐材等の適用
				☒1等　○2等	○_____
				☒1等　○2等	○_____
				☒1等　○2等	○_____

○JAS 1152 に基づく化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面（面数）	見付け材面の品質
		化粧薄板：_ 芯材：___				☒1等　○2等
		化粧薄板：_ 芯材：___				☒1等　○2等
		化粧薄板：_ 芯材：___				☒1等　○2等

○JAS 1152 以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	見付け材面の品質	含有率
				☒15%以下 ○_____

○JAS 1152 以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板：_ 芯材：_____				☒15%以下 ○___
	化粧薄板：_ 芯材：_____				☒15%以下 ○___

○ 8　造作用単板積層材　G　[6.5.2]

○JAS 0701 に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理の適用
			○無（○１等　○２等　○３等） ○有（○天然木化粧加工　○塗装加工）	○適用する （　　） ○適用しない
				○適用する （　　） ○適用しない
				○適用する （　　） ○適用しない

○JAS 0701 以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理の適用
		○無（○１等　○２等　○３等） ○有（○天然木化粧加工　○塗装加工）	☒14%以下 ○_____	○適用する （　　） ○適用しない
			☒14%以下 ○_____	○適用する （　　） ○適用しない
			☒14%以下 ○_____	○適用する （　　） ○適用しない

○JAS 3079 に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級(曲げ性能)	種別	接着性能(使用環境)	樹種名	寸法(mm)
	○異等級構成直交集成材 ○同一等級構成直交集成材		○A種構成 ○B種構成	○A ○B ○C		

○ 9　合板等　G　[6.5.2]

○JAS 0233 に基づく普通合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用
	☒5.5 ○___		☒1類 ○2類	広葉樹　☒2等以上　○1等 針葉樹　☒C-D以上　○	○適用する（_____） ○適用しない

○JAS 0233 に基づく 構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	保存処理	強度等級	防虫処理の適用
	☒2級以上 ○1級		☒1類 ○特類	☒C-D以上 ○___	☒12 ○_		○適用する （_____） ○適用しない	○適用する （_____） ○適用しない

☒屋外又は常時湿潤状態となる場所に使用する場合は、接着の程度を特類とする。

○JAS 0233 に基づく化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用
			○特類 ○1類	○適用する（_____） ○適用しない

☒屋外又は常時湿潤状態となる場所に使用する場合は、接着の程度を特類とする。

○JAS 0233 に基づく天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			○1類 ○2類	○適用する（_____） ○適用しない

○JAS 0233 に基づく特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		○1類 ○2類	○ F ○ FW ○ W ○ SW		○オーバーレイ ○プリント ○塗装 ○_____	○適用する （　　） ○適用しない

○JIS A 5908 に基づくパーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	種類	厚さ(mm)
		☒13ﾀｲﾌﾟ ○_____	☒Pﾀｲﾌﾟ 又は M ﾀｲﾌﾟ ○_____		☒15 ○_

○JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法（mm）	曲げ性能（等級）（○常態曲げ試験　○湿潤曲げ試験）
		○1級　○2級　○3級　○4級

○JIS A 5905 に基づくMDF

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分

○10　接合具等　[6.5.3]
造作材の化粧面の釘打ち
☒隠し釘打ち　○釘頭埋の木　○つぶし頭釘打ち　○釘頭現し
諸金物の形状、寸法及び材質
☒かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品　表8.20.1のF種程度）
○_____　（形状：_____　寸法：_____　材質：_____　）

○11　接着剤（造作材等）　[6.5.3、4]
接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○_____

○12　防腐・防蟻処理　[6.5.5]
○工場における薬剤の加圧注入等
○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)①による加圧注入

適用部材	保存処理性能区分
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)②による加圧式保存処理
保存処理の性能（　　）
インサイジング　○適用する　○適用しない

○薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	☒改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②による	☒改修標準仕様書6.5.5(1)(b)①による ○付属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による ○_____

○薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（_____）
○合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等によるK3防腐・防蟻処理
適用部位（_____）

○13　不燃処理木材等　[12.3.3]
不燃等の処理は部材単位で行うこと
○不燃材料
適用部材（部位）　○図示
○準不燃材料
適用部材（部位）　○図示
○難燃材料
適用部材（部位）　○図示

○14　内部間仕切軸組及び床組み　[6.5.6]
○間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒杉又は松　○_____
○床組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒杉又は松　○_____
○土間スラブの類の場合の土台、転ばし大引き及び転ばし根太
☒ひのき又は保存処理木材　○_____

○15　窓、出入口その他　[6.5.7]
○窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒吊元枠、水排りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉　○_____

○16　床板張り　[6.5.8]
○縁甲板及び上がりかまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ひのき　○_____

○17　壁及び天井下地　[6.5.9]
○壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒杉又は松　○_____

○18　軽量鉄骨天井下地　[6.6.2～4] [表6.6.2]
野縁等の種類
屋外（☒ 25 形　○ 19 形）　屋内（☒ 19 形　○ 25 形）
屋外の形式及びす法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔　○図示　○_____
周辺部の端からの間隔　○図示　○_____
野縁の間隔　○図示　○_____
既存の埋込みインサート　○使用する　○使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
○行う
試験箇所数　☒屋内の場合、該当階において３箇所
○（_____）箇所
引張試験にて確認する強度
☒つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
○（_____）N
○行わない
○つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　☒図示　○_____
○天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　☒図示　○_____
○天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　☒図示　○_____　補強方法　☒図示　○_____
○屋外の天井における耐風圧性を考慮した補強
補強箇所　☒図示　○　　補強方法　☒図示　○

○19　軽量鉄骨壁下地　[6.7.3、4]
スタッド、ランナの種類
☒改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
○図示　○_____
スタッドの高さが5.0mを超える場合　☒図示　○_____
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　☒標準仕様書 6.7.4(5) による　○_____

○20　ビニル床シート　G　[6.8.2、3]

種類の記号	色　柄	厚さ(mm)	備考
☒ＦＳ（複層ビニル床シート） ○_____ ○_____	○無地 ○ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ○柄物	☒ 2.0 ○_____	

接合部の処理　☒熱溶接工法　○_____

○21　接着剤（ビニル床シート等）　[6.8.2]
ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
○図示　○

○22　ビニル床タイル　G　[6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法（mm）	厚さ(mm)	備考
☒ＫＴ(ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○_____	☒2.0 ○3.0	
○ＴＴ(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○_____	○2.0 ○___	
○ＦＴ(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○_____	○2.0 ○2.5 ○3.0	
○ＦＯＡ(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○500×500 ○_____	○4.0 ○___	
○ＦＯＢ(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○_____	○___	

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築改修工事特記仕様書（５）				
図面枚数	101葉中34	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-34	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

○23　特殊機能床材　[6.8.2]

シート種別	厚さ、寸法	性　能	種　類
○帯電防止床シート	＿＿＿＿（mm）		
○帯電防止床タイル	＿＿×＿＿（mm）		
○視覚障害者用床タイル	＿＿＿＿（mm）		
○耐動荷重性床シート	＿＿＿＿（mm）		
○防滑性床シート	＿＿＿＿（mm）		
○防滑性床タイル	＿＿×＿＿（mm）		

⊠視覚障害者用床タイル　突起の形状、寸法及びその配列は JIS T 9521 による

○24　ビニル幅木　[6.8.2]

材質の種類　○軟質　○硬質
高さ(mm)　⊠60　○75　○100　厚さ(mm)　⊠1.5以上　○＿＿＿＿

○25　ゴム床タイル　[6.8.2]

種類　○単送品　○積層品　色柄（＿＿＿）
厚さ（ ＿＿＿mm）　寸法(mm)（＿＿＿）×（＿＿＿）

○26　下地の工法　[6.8.3]

改修標準仕様書6.8.3(1)(ｱ)～(ｳ)以外の下地の工法
○図示　○＿＿＿

○27　カーペット敷き　G　[6.9.2、3] [表6.9.1、2]

○ 織じゅうたん

織り方	パイル形状
○ウェストンカーペット	○カットパイル
○フェイストゥフェイスカーペット	○ループパイル
○アキスミンスターカーペット	○カット／ループパイル

色柄　⊠模様のない無地　○＿＿＿＿
パイル糸の繊維種等
⊠無地の織じゅうたんの種別（種別：○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　）　○＿＿＿＿
帯電性　○適用する　○適用しない
織じゅうたんの接合方式　⊠ヒートボンド工法　○つづり縫い
下敷き材　⊠反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm
○＿＿＿＿

○ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ（mm）	工法	帯電性	備　考
○ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	○5～7　○＿＿	○全面接着工法	○適用する	
○ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	○4～6　○＿＿	○ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ 工法	○適用しない	
○ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	○＿＿＿			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
⊠反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm
○＿＿＿

○タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備　考
⊠ループパイル	⊠ 第一種 ○ 第二種		⊠500×500 ○＿＿＿	⊠6.5 ○＿＿＿	
○カットパイル	○ 第一種 ○ 第二種		⊠500×500 ○＿＿＿	⊠6.5 ○＿＿＿	
○カット、ループ併用	○ 第一種 ○ 第二種		⊠500×500 ○＿＿＿	⊠6.5 ○＿＿＿	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
タイルカーペットの敷き方　平場　⊠市松敷き　○模様流し　○＿＿＿
階段部分　⊠模様流し　○市松敷き　○＿＿＿
見切り、押え金物　材質（＿＿＿＿）　種類（＿＿＿＿）
形状等　⊠図示　○＿＿＿

○28　合成樹脂塗床　[6.10.2、3] [表6.10.5～7]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
○厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床材			⊠平滑仕上げ ○防滑仕上げ ○つや消し仕上げ
○厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床材		○薄膜流しのべ工法 ○厚膜流しのべ工法 ○樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	○平滑仕上げ ○防滑仕上げ
○薄膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)			⊠平滑仕上げ
○ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 （硬塵塗料塗り）		⊠製造所の指定による	工程 塗布量　⊠0.25kg/㎡以上 表面仕上げ ⊠平滑　○防滑 溶剤　⊠水性　○溶剤系 ○無溶剤系 仕上げ色 ⊠標準色　○＿＿＿

塗床材のホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

○29　フローリング張り　G　[6.11.2～6] [表6.11.1～4]

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
⊠改修標準仕様書6.11.2(2)による　○＿＿＿＿＿
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

○単層フローリング（フローリングボード1等）
工法　○釘止め工法（○根太張り　○直張り）
○接着工法
樹種　⊠なら　○＿＿＿＿＿
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
○単層フローリング（フローリングブロック1等）
樹種　○＿＿＿＿＿　厚さ(mm)　○＿＿＿＿＿　大きさ　○＿＿＿＿＿
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
○複合フローリング
工法　○釘留め工法（○根太張り　○直張り）
○接着工法
樹種　⊠なら　○＿＿＿＿＿
種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
接着工法の場合の不陸緩和材　⊠合成樹脂発泡シート　○＿＿＿＿＿
○現場塗装仕上げ
⊠ウレタン樹脂ワニス塗り
○オイルステインの上、ﾜｯｸｽ塗り
○生地のままﾜｯｸｽ塗り

○30　畳敷き　[6.12.2] [表6.12.1]

種別　○Ａ種　（畳表：○JIS（特等麻糸）　○JI（１等麻糸））
○Ｂ種
○Ｃ種　（畳床：○PS-C20　○PS-C25　○PS-C30　）
○Ｄ種　（畳床：○KT-Ⅰ　○KT-Ⅱ　○KT-Ⅲ　○KT-K　○KT-N　）
下地の種類　○標準仕様書　表12.6.1による床組
○ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン　G　）
○＿＿＿＿＿
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：○C1　○C2）

●31　せっこうボード、その他ボード及び合板張り　[6.13.2、3] [表6.13.1]

ＭＤＦ及びパーティクルボートのホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
合板のホルムアルデヒド放散量
⊠改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか
○＿＿＿＿＿
合板の防虫処理の適用　○行う　○行わない
接着剤のホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

木毛セメント板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿＿＿
○中質（ＭＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿＿＿
○普通（ＮＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿＿＿

木片セメント板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＦ）	○12　○15　○18　○21
○普通（ＮＦ）	○30　○＿＿＿＿＿

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）　○6　○8
○化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）　○6　○8 表面への化粧張り等の加工 ○アクリル樹脂系焼付け　○＿＿＿＿＿

火山性ガラス質複層板（VSボード）

種　類	厚さ(mm)、規格等
火山性ガラス質複層板 ○普通　○化粧	○図示

繊維板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
ハードボード ○スタンダードボード（無処理）	○素地ハードボード （○未研磨板（RN）　○研磨板（RS）） ○内装用化粧ハードボード（DI） ○2.5　○3.5　○5　○7
ハードボード ○テンパードボード（処理）	○素地ハードボード （○未研磨板（RN）　○研磨板（RS）） ○外装用化粧ハードボード（DE） ○2.5　○3.5　○5　○7
○ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	○3　○7　○9　○12
○インシュレーションボード	A級（ ○天井仕上げ　○内装仕上げ　○＿＿＿） ○9　○12　○15　○18

パーティクルボード　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○単板張りパーティクルボード	○無研磨板(VN)　○研磨板(VS) ○10　○12　○15　○18
○化粧パーティクルボード	○単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV)　○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ○塗装(DC) ○10（難燃）　○12（難燃）　○＿＿＿

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ロックウール化粧吸音板(DR)	○フラットタイプ （○9（不燃）　○12（不燃）　○＿＿＿） ○凹凸タイプ （○12（不燃）　○15（不燃）　○＿＿＿）
○ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	○ 25　○＿＿＿＿＿
●グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	○ 25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　●50(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
○せっこうボード(GB-R)	⊠12.5（不燃）　○15（不燃）
○不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5　（不燃）　○化粧無（下地張り用） ○化粧有（トラバーチン模様）
○シージングせっこうボード(GB-S)	12.5（⊠不燃　○準不燃）
○強化せっこうボード(GB-F)	○12.5（不燃）　○15（不燃）
○せっこうラスボード(GB-L)	9.5
○化粧せっこうボード(GB-D)	○トラバーチン模様　9.5（準不燃）

合板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （⊠ﾗﾜﾝ合板程度　○＿＿＿） 不透明塗料塗り （⊠しな合板程度　○＿＿＿） 板面の品質　○＿＿＿ 厚さ(mm)　⊠図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○天然木化粧合板	化粧板の樹種名　○＿＿＿ 厚さ(mm)　⊠図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（○ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　○ﾌﾟﾘﾝﾄ　○塗装） 表面性能（＿＿＿）タイプ 厚さ(mm)　⊠図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない

化粧板

○メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による（⊠1.2　○＿＿）
○ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
⊠図示　○＿＿＿＿＿
合板類の張付け　○A種　⊠B種　○＿＿＿＿＿
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
⊠図示　○＿＿＿＿＿

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類	
突付け工法のエッジの種類	○ベベルエッジ　○スクエアエッジ
目透し工法のエッジの種類	○ベベルエッジ　○スクエアエッジ

化粧加工の方法（○オーバーレイ　○プリント　○塗装　○＿＿＿＿＿）

○32　壁紙張り　[6.14.2、3]

ホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備　考
	紙	繊維	塩化ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	

接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　⊠B種　○A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　⊠B種　○A種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえの種別　⊠B種　○A種

●33　モルタル塗り　[6.15.3～6] [表6.15.2]

モルタル　●現場調合材料　○既調合材料（＿＿＿＿＿）
既製目地材　○設ける
施工箇所（＿＿＿＿＿）　形状（⊠図示　○＿＿＿＿＿）
●設けない
床目地　○設ける
目地割り　⊠２㎡程度（最大目地間隔３ｍ程度）　○＿＿＿
目地の種類　⊠押し目地　○＿＿＿
●設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
○図示　○＿＿＿＿＿

○34　タイル張り　[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル　⊠縦、横とも4m以内ごと　○図示　○＿＿＿＿＿
床タイル以外　○図示　○＿＿＿＿＿
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修標準仕様書3章7節による
見本焼き　○行う（施工箇所：＿＿＿＿）　○行わない
試験張り　○行う（範囲、仕様等は図示による）　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
①			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
③			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

①施工範囲：＿＿＿＿＿　備考：＿＿＿＿＿
②施工範囲：＿＿＿＿＿　備考：＿＿＿＿＿
③施工範囲：＿＿＿＿＿　備考：＿＿＿＿＿
標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
既調合モルタルの品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既製調合目地材の品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による

壁タイル張りの工法
内装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　○＿＿＿＿＿

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
①			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
③			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

①施工範囲：＿＿＿＿＿　備考：＿＿＿＿＿
②施工範囲：＿＿＿＿＿　備考：＿＿＿＿＿
③施工範囲：＿＿＿＿＿　備考：＿＿＿＿＿
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内壁タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　○＿＿＿＿＿

○35　セルフレベリング材塗り　[6.17.2、3]

塗厚（mm）
○＿＿＿＿＿

6-2　ユニット及びその他の工事

○ 1　フリーアクセスフロア　(20.2.2)

施工箇所	構　法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	○置敷式 ○支柱調整式	○500×500 ○		○1.0G ○0.6G	○3000 ○5000	○帯電防止床ﾀｲﾙ ○ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ○＿＿＿＿	

寸法精度
⊠標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による
○以下による
パネルの長さの寸法精度（＿＿＿）
パネルの平面形状（精度）の寸法精度（＿＿＿）
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度（＿＿＿）
帯電防止性能
○評価値（U）≧0.6以上　○評価値（U）≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗（R）≧1×10⁶Ω
品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による

○ 2　可動間仕切　(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類 ｽﾀｯﾄﾞ	ﾊﾟﾈﾙ	パネル表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
○スタッド式(内蔵) ○スタッド式(露出) ○スタッドパネル式 ○パネル式			○ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ○壁紙張り ○＿＿＿＿＿	○0 ○12 ○20 ○28 ○36	○ 不燃

パネル内に取付ける建具　○あり（⊠図示　○＿＿＿）○なし
パネル内に取り付ける建具のドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは
標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章8節による。
パネル材料のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

○ 3　移動間仕切　(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	パネル圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材 材質	仕上げ	遮音性(db/500Hz)
○平行方向 移動式 ○二方向 移動式	○手動式 ○電動式 ○部分電動式	○プッシュ式 ○ハンドル式 ○＿＿＿		⊠鋼板 ○＿＿	○焼付塗装 ○壁紙張り ○＿＿＿	○36未満 ○36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書19章による
ハンガーレールの取付け下地の補強
⊠取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
○図示
パネルをランナーに取り付ける部品
⊠ランナーに加わる重量の５倍以上の荷重に耐えられるもの
○＿＿＿＿＿
ハンガーレール及びランナー
⊠パネル重量の５倍の荷重を、パネル１枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの
品質、性能は建築材料等品質性能法（改修）による
○＿＿＿＿＿

○ 4　トイレブース　(20.2.5)

表面材の種類	脚部 種類	ドアエッジ 材質	形状
○メラミン樹脂系化粧板 ○ポリエステル樹脂系化粧板 ○＿＿＿＿＿	⊠幅木タイプ ○＿＿＿	⊠製造所の仕様による ○アルミニウム製 ○ステンレス製 ○表面材と同材	○標準 ○Ｒﾀｲﾌﾟ

品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による

○ 5　視覚障害者用床タイル

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		○塩化ビニル製　○＿＿＿＿＿	○300×300 ○＿＿＿	○7.0 ○＿＿
屋内		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿
屋内		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿
屋外		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿
屋外		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿

ブロックパターンは JIS T 9251 による

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築改修工事特記仕様書（６）				
図面枚数	101葉中35	縮　尺	―		
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-35	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

○ 6　手すり　(20.2.6)

材料の種類及び仕上げ
○SUS304　表面処理　⊠HL程度　○_____
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき（⊠標準仕様書表14.2.2による種別（___種））
○アルミニウム　表面処理（⊠標準仕様書表14.2.1による種別（___種））
色合等　○標準色（_____）　○特注色（_____）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
○集成材（材種：___）	○クリアラッカー ○_____	○30程度 ○35程度 ○45程度		
○ビニル製ハンドレール		○30程度 ○35程度 ○45程度		

○ 7　階段滑り止め　(20.2.7)

材種
○ステンレス製　○黄銅製押出型材　○アルミニウム製押出型材　○_____
形状
⊠タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂等）　○タイヤレス型
端部の形状
○フラットエンドあり　○フラットエンドなし
寸法(幅)
○35mm程度　○40mm程度　○50mm程度
取付け工法
⊠接着工法　○埋込み工法

○ 8　黒板及び ホワイトボード　G　(20.2.9)

○黒板
区分　⊠焼き付け　○_____
種類　○鋼製黒板　○ほうろう黒板　○_____
色　⊠緑　○_____
○ホワイトボード

○ 9　鏡　(20.2.10)

取付箇所　（_____）
寸法（mm）　○図示　○_____
厚さ（mm）　⊠5　○_____

○10　表示　(20.2.11)

衝突防止表示
○設置場所　⊠図示
形状、寸法（○30φ　○_____）
材質　（○ステンレス製　○塩ビシート　）
○設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示
⊠消防法に適合する市販品　○_____
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等（案内用図記号はJIS Z 8210による）
⊠図示

○11　タラップ　(20.2.12)

材質及び仕上げ
○SUS304（スリップ止め加工　⊠あり　○なし　）
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（標準仕様書表14.2.2による種別（⊠種　○___種）　）

●12　ブラインド　(20.2.14)

●取外し再取付（横形）

形　式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ　ﾚｰﾙの材種	幅、高さ取付箇所
○横形	○手動	⊠ギヤ式 ○コード式 ○操作棒式	⊠アルミニウム合金製　G ○_____	⊠ 25 ○___	⊠鋼製 ○___	○図示 ○___
	○電動					
○縦形	○手動	⊠２本操作ｺｰﾄﾞ式 ○１本操作ｺｰﾄﾞ式	○ アルミスラット ○ クロススラット	○ 80 ○ 100	⊠ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ○___	○図示 ○___
	○電動					

縦型ブラインドのスラットの材質
○アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
○クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

○13　ロールスクリーン　(20.2.15)

操作方法	スクリーンの材種	その他の材料	幅、高さ取付箇所	品質等
○スプリング式 ○コード式 ○電動式	○ガラス繊維製 ○合成、天然繊維製	⊠製造所の仕様	○図示 ○_____	○_____ （暗幕）

スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する
場合は G とする

○14　カーテン　(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
○ｼﾝｸﾞﾙ ○ﾀﾞﾌﾞﾙ	○片引き ○引分け	○手引き ○ひも引き ○電動	○つまみひだ ○箱ひだ、片ひだ ○プレーンひだ		○図示 ○___	

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　⊠300mm以上　○_____

○15　カーテンレール　(20.2.16)

材料による区分　⊠ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
○ ステンレス製
強さによる区分　⊠10-90　○_____
仕上げ　⊠アルマイト　○_____
形状　⊠角形　○_____

○16　ブラインド ボックス及び カーテンボックス

溝幅×深さ（mm）　○90×150　○120×80　○120×150　○150×80　○図示
材質　○集成材（仕上げ：_____）
○アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書　表 14.2.1）　○BC-1種　○BC-2種
色合い　○標準色（_____）　○特注色（_____）
○鋼製（仕上げ：_____）

○17　天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
⊠ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○_____	○450×450 ○600×600 ○_____	○一般形 ○気密形	○屋内外用 ○屋内用	○額縁タイプ ○目地タイプ	○額縁ﾀｲﾌﾟ ○目地ﾀｲﾌﾟ

品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による

○18　床点検口

材種	寸法	形式		備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製 ○鋼製	○450×450 ○600×600 ○_____	○一般形 ○密閉形	○屋内外用 ○屋内用	○鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による

○19　止水板

形　状　○ 差込式　○ 据置式　○ 壁張り式
施工箇所　○ 図示　○_____

○20　エキスパンション ジョイント金物

材質	階区分	建築物間のｸﾘｱﾗﾝｽ(mm)	変位追従量(mm)	耐火性能	断熱性能	備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	__階～__階 __階～__階	○50 ○100 ○150 ○_____	（避難経路の床等） _____以上 （その他） ___以上	○あり （___） ○なし	○あり （___） ○なし	
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	__階～__階 __階～__階	○50 ○100 ○150 ○_____	（避難経路の床等） _____以上 （その他） ___以上	○あり （___） ○なし	○あり （___） ○なし	

外部に設置するものは、防水型とする。
エキスパンションジョイントカバーには、脱落防止措置を講ずる。

6-2 ユニット及びその他の工事

○21　くつふきマット

材種	受け枠	備考
○塩化ビニル又はゴム製 ○硬質アルミニウム合金製 ○ステンレス鋼（SUS304）製 ○_____	○ステンレス鋼（SUS304） ○硬質アルミニウム合金 ○_____	

○22　流し台ユニット

材　種	寸法(mm) W	D	H	備考
○流し台	○1200 ○1500 ○1800	○550 ○600 ○650	○800 ○850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○コンロ台	○600	○550 ○600 ○650	○620 ○670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○つり戸棚	○1200 ○900	○450	○500 ○700	市販品
○水切り	○1200 ○900 ○600			市販品 ステンレス製 ○1段式　○_____

品質・性能
外観は、JIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1による。
構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の既定による。
形状　⊠図示　○_____

○23　鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	JISによる種類
○鋼製書架 ○鋼製物品棚	JIS S 1039 の規格による	○１種　○２種　○３種 ○４種　○５種　○６種

○24　屋内掲示板

枠の材質　⊠アルミニウム製　○_____
表面の材質　⊠塩ビ発泡シート張り　○_____

○25　洗面カウンター

材　種　○メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　○人工大理石
奥行き(mm)　○約 450　○約 600

○26　防煙垂れ壁

○固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
⊠網入り磨き板ガラス ○線入り磨き板ガラス	⊠6.8 ○_____	⊠500 ○_____	アルミ製枠付き

○可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
○垂直降下式（巻取り型）	⊠ 不燃布（不燃認定品）	⊠500 ○800 ○_____	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠500 ○800 ○_____	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○_____

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○28　収納家具

合板類、MDF及びパーティクルボードののホルムムアルデヒドの放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○_____
材質、形状、寸法　⊠図示　○_____

7 塗装改修工事

● 1　材料　[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○_____
防火材料　⊠屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
○次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：_____）

● 2　下地調整　[7.2.1～7] [表7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
⊠劣化部分は除去し、活膜部分は残す　○図示　○_____
既存錆止め塗料の鉛含有量調査　○行う（_____箇所）　○行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	⊠不透明塗料塗りの場合はＲＢ種 ○_____	
鉄鋼面	⊠ＲＢ種　○_____	
亜鉛めっき面	⊠ＲＢ種　○_____	
亜鉛めっき面（鋼製建具等）	⊠ＲＢ種　○_____	
モルタル、せっこうプラスター面	⊠ＲＢ種　○_____	○行う ●行わない
コンクリート面(DP以外)、ＡＬＣパネル面	⊠ＲＢ種　○_____	○行う ●行わない
押出成形セメント板面	○ＲＡ種　○ＲＢ種 ○ＲＣ種	○行う ○行わない
コンクリート面(DP)	○ＲＢ種　○ＲＣ種	○行う ○行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	⊠ＲＢ種　○_____	

● 3　素地ごしらえ　[7.3.2～7] [表7.3.1～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠Ａ種　○Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	⊠Ｂ種　○Ａ種
鉄鋼面(DP以外)		⊠Ｃ種　○Ａ種　○Ｂ種
鉄鋼面(DP)		⊠Ｂ種　○Ａ種　○Ｃ種
亜鉛めっき鋼面	（鋼製建具等以外）	○Ａ種　○Ｂ種
	（鋼製建具等）	⊠Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		⊠Ｂ種　○Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		⊠Ｂ種　○Ａ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		○Ａ種　○Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		⊠Ｂ種　○Ａ種
せっこうボード面及びその他ボード面		⊠Ｂ種　○Ａ種

● 4　錆止め塗料塗り　[7.4.2、3] [表7.4.1～6]

錆止め塗料塗りの種別

素地面		塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP錆止め塗装のまま（工程の種別は表7.4.3）	塗替え		As種	⊠Ｃ種　○___
		新規見え掛り		As種	⊠Ａ種　○___
		新規見え隠れ		As種	⊠Ｂ種　○___
	EP-G（工程の種別は表7.4.3）	塗替え		⊠Bs種　○As種	⊠Ｃ種　○___
		新規見え掛り		⊠Bs種　○As種	⊠Ａ種　○___
		新規見え隠れ		⊠Bs種　○As種	⊠Ｂ種　○___
	DP（工程の種別は表7.4.4）	塗替え		7.4.2(1)(ｲ)(b)による。	○Ａ種（下地調整ＲＡ種） ○Ｂ種（下地調整ＲＢ種） ○Ｃ種（下地調整ＲＣ種）
		新規		7.4.2(1)(ｲ)(a)による。	○Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.5）	塗替え		⊠Az種　○Bz種	⊠Ｃ種　○___
		新規	鋼製建具等	⊠Az種　○Bz種	⊠Ａ種　○___
			その他	⊠Bz種　○___	⊠Ｂ種　○___
	EP-G（工程の種別は表7.4.5）	塗替え		⊠Cz種　○___	⊠Ｃ種　○___
		新規	鋼製建具等	⊠Cz種　○___	⊠Ａ種　○___
			その他	⊠Cz種　○___	⊠Ｂ種　○___
	DP（工程の種別は表7.4.6）	塗替え		⊠Bz種　○___	
		新規		⊠Bz種　○___	

● 5　塗装　[7.5.2～7.13.2] [表7.5.1～7.13.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
○合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種類 ⊠1種　○2種	木部屋外	⊠B種　○___	⊠A種　○___
	木部屋内	⊠B種　○___	⊠B種　○___
	鉄鋼面	⊠B種　○___	⊠B種　○A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	⊠A種　○___	⊠B種　○___
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	⊠B種　○___	⊠B種　○___
○クリヤラッカー塗り(CL)		⊠B種 ○A種　（着色塗料の種類：　）	⊠B種 ○A種　（着色塗料の種類：　）
○アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
●耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（___）級		
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（_1_）級		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○A-1種　○A-2種 ○B-1種　○B-2種 ○C-1種　○C-2種	○A-1種　○__ ○B-1種　○__ ○C-1種　○__
○つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	⊠B種　○___	⊠B種　○A種
	屋内の木部	⊠B種　○___	⊠A種　○___
	屋内の鉄鋼面	⊠B種　○___	⊠B種　○A種
	屋内の亜鉛めっき面	⊠A種　○___	⊠A種　○B種
●合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠B種　○___	⊠B種　○A種
○ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠B種　○___	⊠B種　○A種
○ピグメントステイン塗り			
○木材保護塗料塗り(WP)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
○_____
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
○_____
○高日射反射率塗料塗り　G
○下地調整（改修標準仕様書　○表7.2.2　○表7.2.3）
⊠ＲＢ種　○ＲＡ種　○ＲＣ種
○　　○　　○

○ 6　有害物質の処理

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	○１級 ○２級 ○３級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程２の適用
○適用しない
○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤　○油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色の適用
○適用する
○適用しない
ピグメントステイン塗りの工程等
○製造所の仕様による

除去処理対象物質　○ＰＣＢ　○六価クロム　○_____
除去対象物　○_____
除去対象範囲　○図示　○_____
除去方法　○_____
処分　○_____
有害物質の取扱については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 環境配慮改修工事

○ 1　石綿含有建材の除去工事　[9.1.1、3～6]

○石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	○計_____点
○	測定 2		○調査対象室外部の付近 ○敷地境界	○計_____点
○	測定 3	処理作業中	処理作業室内	○計_____点
○	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｹﾞｰﾄ入口	○計_____点
○	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し 風速 1m/s以下の位置 ○計_____点
○	測定 6		処理作業室内 ○施工区画周辺 ○敷地境界	○計_____点
○ ○	測定 7	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	○計_____点
○	測定 8	処理作業後	処理作業室内	○計_____点
○	測定 9	（ｼｰﾄ撤去後）	○調査対象室外部の付近 ○敷地境界	○計_____点

測定方法
○自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○測定 4 ○測定 5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

○JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
○測定 4 ○測定 5 ○___	25	5	30
○測定 ○___	47	10	120
○測定 ○___	47	10	240
○測定 ○___			

石綿含有建材の処理
○石綿含有吹付け材（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合を含む）の除去
除去対象範囲　○図示　○_____
除去工法
⊠改修標準仕様書9.1.3 (2) (ｱ)による　○_____
除去した石綿含有吹付け材材等の飛散防止措置
⊠湿潤化　○固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
○埋立処分（管理型最終処分場）
○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
除去対象範囲　○図示　○_____
除去工法　⊠手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止　⊠湿潤化　○固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
○埋立処分（管理型最終処分場）
○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○石綿含有けい酸カルシウム板第一種の切断、破砕等による除去
除去対象範囲　○図示　○_____
隔離養生（負圧不要）　方法　○図示　○_____
足場　○図示　○_____
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
○埋立処分（安定型最終処分場）
○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○石綿含有成形板の除去
除去対象範囲　○図示　○
除去した石綿含有成形板の処分
○石綿含有せっこうボード
⊠埋立処分（管理型最終処分場）
○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
○埋立処分（安定型最終処分場）
○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○_____

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築改修工事特記仕様書（７）				
図面枚数	101業中36	縮　尺	―		
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-36	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

8 環境配慮改修工事

○石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿＿
着工前の試験施工　⊠行う　○行わない
除去工法　○集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
○集じん装置併用手工具ケレン工法
○集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
○集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
○剥離剤併用超音波ケレン工法
○剥離剤併用手工具ケレン工法
○剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
○剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
○超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
養生方法　○＿＿＿＿＿
石綿含有仕上塗材又は石綿含有形成（下地調整材）の除去
（１）剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しない。
剥離剤使用量　０．６～１．０kg/㎡
（２）水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収しなければならない。回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。
除去した石綿含有仕上塗材の処分　○埋立処分（安定型最終処分場）
○埋立処分（管理型最終処分場）
○中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　○図示　○＿＿＿＿＿

○３　ＰＣＢ含有シーリング材の処理

種　類	採取する部位、箇所数	備考
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位　○図示　○___ 箇所数　___箇所	
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位　○図示　○___ 箇所数　___箇所	

※１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
※２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する。
２）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ　Ｋ０１１４）

シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
○除去処理工事　除去範囲　⊠図示　○（＿＿＿＿＿＿＿＿）
１）除去方法　「標準施工要領書」（日本シーリング工業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、ＰＣＢが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

○４　外断熱改修工事 G　[9.2.2～4]

断熱材
断熱材の種類　○＿＿＿＿＿
断熱材の厚さ（mm）○＿＿＿＿＿
施工箇所　○図示　○＿＿＿＿＿
ホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
外装材

種類	防火性能	備考
○＿＿＿＿＿		

鋼材　⊠改修標準仕様書表8.2.7による。
笠木　⊠改修標準仕様書3章9節による。
既存外壁の処置
既存外壁仕上材の撤去　○行う　○行わない
下地面の清掃　○行う　○行わない
欠損部の改修工法　○改修標準仕様書4章による　○＿＿＿＿＿
工法
I-4　適用区分による風圧力（○1 ○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　○＿＿＿＿＿
断熱材の施工　○断熱材製造所の仕様による　○＿＿＿＿＿
外壁材の施工　○外壁材製造所の仕様による　○＿＿＿＿＿
通気層の有無　○あり（＿＿＿mm）　○なし
外装材の外壁への取付け　○図示　○＿＿＿＿＿
笠木の施工　○改修標準仕様書3章9節による　○＿＿＿＿＿

○５　断熱・防露改修工事 G　[9.3.2～4]

フェノールフォーム断熱材又は保温剤、接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
工法
○断熱材打込み工法　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　○＿＿＿＿＿
厚さ(mm)　○＿＿＿＿＿
施工箇所　○＿＿＿＿＿
○断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　○Ａ種１　○Ａ種１Ｈ　○＿＿＿＿＿
吹付け厚さ(mm)　○25　○30　○＿＿＿＿＿
施工箇所　○図示　○＿＿＿＿＿
○断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　（＿＿＿＿＿）　厚さ（mm）　（＿＿＿＿＿）
○断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル
材質　○＿＿＿＿＿　厚さ　○＿＿＿＿＿(mm)
○張り付け工法
断熱材の張り付け工法　○＿＿＿＿＿
断熱材へのボードの張付け工法　○＿＿＿＿＿

○６　屋上緑化改修工事 G　[9.4.2～4]

植栽基盤及び材料
○屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の種類等　⊠図示　○＿＿＿＿＿
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠図示　○＿＿＿＿＿
品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による
工法　I-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　○設置する（種類　○＿＿＿＿＿）
既存保護層の撤去　○行う　○行わない
新植した芝及び地被類の枯保証の期間　⊠引き渡しの日から１年　○＿＿＿＿＿

○７　透水性アスファルト舗装改修工事　[9.5.2～5、9]［表9.5.7］

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　⊠図示　○＿＿＿＿＿
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
○盛土	○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 ○建設汚泥から再生した処理土 G	○図示 ○___
○凍上抑制層	○再生クラッシャラン G　○クラッシャラン ○切込み砂利 ○砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ○＿＿＿＿＿	○図示 ○___
○フィルター層	○改修標準仕様書表9.5.3(2)(ｳ)による	○図示 ○___

（凍結抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
○行う　○行わない
○路床安定処理　○適用する　○適用しない
安定処理の方法　○置き換え工法（○＿＿＿）　○安定処理工法
路床安定処理添加材料
種類　○普通ポルトランドセメント　○高炉セメントＢ種 G
○フライアッシュセメントＢ種
○生石灰（○特号　○1号）　○消石灰（○特号　○1号）
添加量　○＿＿＿　kg/m³　（目標CBR　⊠３以上　○＿＿＿）
安定処理工法に関する試験
安定処理のＣＢＲ試験（配合試験含む）　○行う　○行わない
安定処理ＣＢＲ試験、配合試験は「舗装調査・試験法便覧」（安定処理土のＣＢＲ試験方法（JGS 0811準拠））、「舗装施工便覧」（５－１－４（１））による
六価クロム溶出試験　○行う　○行わない
六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認すること。
○
試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　（資料採取方法　○変状土　○現状土）
○行う（___箇所）　○行わない
現場ＣＢＲ試験　○行う（___箇所）　○行わない
路床締固め度の試験　○行う（___箇所）　○行わない

○不織布（ジオテキスタイル）
単位面積質量　○60g/㎡以上　○＿＿＿
厚さ（mm）　○0.5～1.0　○＿＿＿
引張強さ　○98N/5cm（10kgf/5cm）以上　○＿＿＿
透水係数　○1.5×10⁻¹cm/sec以上　○＿＿＿

路盤
路盤の厚さ　○図示　○＿＿＿＿＿
路盤材料（改修標準仕様書表9.5.3による種別）
○クラッシャラン　○粒度調整砕石　○再生クラッシャラン G
○再生粒度調整砕石 G　○クラッシャラン鉄鋼スラグ G
○粒度調整鉄鋼スラグ G　○水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G
舗装の構成　○図示　○＿＿＿＿＿
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○行う　○行わない
舗装の平たん性　⊠著しい不陸がないもの　○＿＿＿＿＿

9 その他

○１　土工事

1.　埋め戻し及び盛り土　(3.2.3)（表3.2.1）
種別　○Ａ種　⊠Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種
○建設汚泥から再生した処理土 G
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」（別記ー1）に基づき適正に処理すること。
2.　建設発生土の処理　(3.2.5)
○構外搬出適切処理（別記－１による）
○構内指示の場所に敷き均し、　○構内指示の場所に堆積、○（＿＿＿＿＿）

○２　コンクリートブロック工事

1.　補強コンクリートブロック塀　(8.2.2～5)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○＿＿＿＿＿				○無、○有		
○＿＿＿＿＿				○無、○有		

モルタル調合（容積比）　：○（セメント（　＿＿＿）：砂（　＿＿＿））
各部の配筋　：　⊠図示、○（　＿＿＿＿＿）
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　：⊠図示、○（　＿＿＿）

2.　コンクリートブロック帳壁及び塀　(8.3.2～4)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
○空洞ブロックC(16)				○無、○有		
○型枠状ブロック20				○無、○有		
○＿＿＿＿＿				○無、○有		

塀の厚さ（mm）　：＿＿＿＿＿
塀の高さが2m以下　⊠120 、○（＿＿＿＿＿）
塀の高さが2m超え　⊠150 、○（＿＿＿＿＿）
壁鉄筋の接手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊠図示、○（＿＿＿＿＿）
各部の配筋　：⊠図示、○（＿＿＿＿＿）

○３　ガラスクリーニング

施　工
⊠外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

○４　既存建具金物調整

○破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所　○金属製建具　（　○内外共　○外部　○＿＿＿＿＿）
○木製建具

○５　コンクリート二次製品

○千葉県型コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

○６　上ガス対策

○なし　○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　○強制換気装置　○ガス検知器
○その他（＿＿＿＿＿））
○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

別記１「建設副産物の処理」

●１　共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の Ｄ 票及び Ｅ 票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

○２　建設発生土

土砂等に係る条例を遵守し、また、「建設発生土管理基準」及び「建設副産物に係る処理基準及び再生資材の利用基準」に従い適正に処理を行うこと。
なお、この基準は次のものに適用する。
○埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
○公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
ア　搬出先（相手先工事名、工事場所等）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事
市＿＿＿＿＿町地先
イ　土質及び処分量　：　第＿＿＿種建設発生土＿＿＿＿m3
ウ　搬出時期　：　令和＿＿年＿＿月～令和＿＿年＿＿月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
建設発生土（＿＿＿m3）は、＿＿＿ 市 ＿＿＿ 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
建設発生土（＿＿＿m3）は、片道運搬距離 ＿＿＿ kmに搬出するものとする。

○３　路盤廃材

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○路盤廃材	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	

●４　建設廃棄物等

※建築工事特記仕様書（８）による

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○コンクリート塊（無筋）	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○コンクリート塊（有筋）	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○アスファルト塊	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○その他がれき類	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○廃プラスチック	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○金属くず	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○その他くず類	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○廃石膏ボード	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○混合廃棄物	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○建設汚泥	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○カッター汚泥	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○スクラップ控除	___ t		___km	⊠有価物処理	

別記２

上記　２建設発生土　３路盤廃材　４建設廃棄物等の数量については積算のための参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員に報告するものとする。
その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
②特別管理産業廃棄物
○無　○有　品目名（＿＿＿＿）一処理方法（＿＿＿＿＿＿）
③現場において再利用を図るもの（　＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの　柱、梁、壁、床に設ける開口	解体、穴明け	○	○	○
		鉄筋補強	○	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋無し）	○	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋有り）	○	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	○	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	○	○	○
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口	開口補強	○	○	○
		切込み　（開口補強有り）	○	○	○
		切込み　（開口補強無し）	○	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	躯体と一体のもの	○	○	○
	屋内　受水槽、タンク類等	上記以外のもの	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針、高架水槽、クーリングタワー消火水槽等	躯体と一体のもの	○	○	○
		上記以外のもの	○	○	○
	屋外　キュービクル、受水槽、タンク類等	鉄筋コンクリート製	○	○	○
		無筋コンクリート製、その他	○	○	○
点検口	架台、アンカーボルト		○	○	○
	床、壁、天井		○	○	○
	配管ピット、トレンチピット		○	○	○
			○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	○	○
		二次側	○	○	○
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	○	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配管		○	○	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配線		○	○	○
	換気扇取付パネル		●	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

仮設足場（参考）

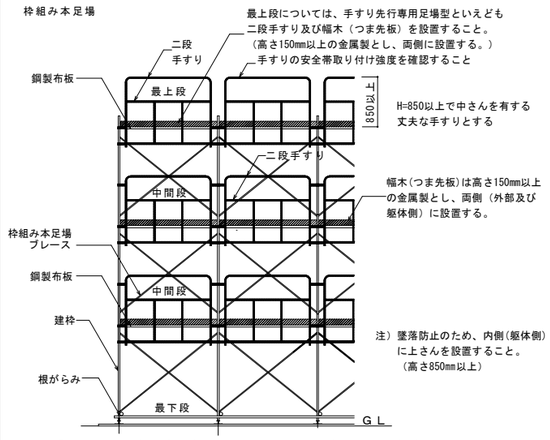

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築改修工事特記仕様書（８）		
図面枚数	101業中37	縮　尺	―
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-37	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

章	項目	品質　性能　試験方法
3 防水改修工事	アスファルト防水	

〈乾式保護材〉
（品質・性能）

分類・規格		・窯業系 パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系 パネルⅡ類（一般的な仕様）	・金属複合板
寸法の許容差		厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
外観		割れ、貫通、き裂がない。欠け、ねじれ、そり、異物の混入、汚れ、はく離など使用上支障がない。		
含水率		出荷時において10%以下		
曲げ強さ・曲げﾓｰﾒﾝﾄ（ｽﾊﾟﾝ40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ）	標準時	550N・cm以上	450N・cm以上	300N・cm以上
	凍結融解完了時（サイクル数）	400N・cm以上（300）	320N・cm以上（200）	250N・cm以上（300）
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	200ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないとのは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量1,000gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落として、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落として、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落として、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下
剛性（E×I）（スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性）				80000N・cm²以上

（試験方法）
（１）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの１級ｺﾝﾍﾞｯｸｽﾙｰﾙ又は、JIS B 7516「金属製直尺」に規定する目量が1mmの１級直尺を用い測定する。
（２）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。
幅及び厚さは、製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前と同試験10，200，300サイクル完了後の合計4項目にわたって測定する。
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
（３）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
（４）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
（５）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40 mm×長さ160 mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、
その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140 mmになるように標線を刻む。 その後、1/150 mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（Ｌ1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。 24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（Ｌ2）を測る。
吸水による長さ変化率（ΔＬ)は、次式によって求める。
（ΔＬ)＝（Ｌ2 － Ｌ1）／ Ｌ1 ×100　ΔＬ ：吸水による長さ変化率（%）
Ｌ1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　　Ｌ2 ：吸水時の標線間の長さ（mm）
（６）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。
100，200，300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、－20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。
（７）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。
試験体の支持装置は、記号S２対辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号(長さ400mm，幅300mm）とする。 おもりは、鋼製のなす形おもりとし、
記号（W-1000）、質量1000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ裏面に達する穴の有無を確認する。
金属複合板の残留変形量は最大くぼみ深さを測定する。

4 外壁改修工事（共通事項）	ポリマーセメントモルタル	

（ポリマーセメントモルタル）
（品質・性能）

項目			品質・性能
だれ	下がり量（mm）		5以内
	表面の状態		ひびわれの発生が無いこと。
曲げ強さ（N/mm²）			6.0以上
圧縮強さ（N/mm²）			20.0以上
接着強さ（N/mm²）	標準条件		1.0以上
	特殊条件	湿潤時	0.8以上
		低温時	0.5以上
透水性			裏面のぬれ、水滴の付着が無いこと。
その他			１）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 ２）高分子ｴﾏﾙｼｮﾝは、常温常湿において製造後６か月保存しても、変質しないこと。

（試験方法）
（１）だれの試験方法は、JIS A 5371「ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品」に規定する普通平板N300の表面をワイヤブラシ等で清浄し、その上に厚さ10mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にポリマーセメントモルタルを塗り付け、塗り付け開始から5分後に、平らにおかれていた平板を直角に立て起し、そのままの状態で静置する。24時間後のポリマーセメントモルタルの変形状態を観測し、その形状の異常の有無とだれ長さを測定する。
（２）曲げ強さ、圧縮強さの試験方法は、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の7.3による。
（３）接着強さの試験方法は、JIS A 5371に規定する普通平板N300の表面をワイヤブラシ等で清浄し、その上に厚さ10mmになるようポリマーセメントモルタルを塗り、14日経過した後に、その上面に縦40mm、厚さ10mmの鉄片を張り付けて単軸引っ張りを加える。最大荷重(P)を断面積(A)で除し、接着強さを求める。
接着強さの養生は、下表による。

項目	舗装用平板の養生	
	塗り付け前	塗り付け後
標準条件	温度20±2℃、湿度65±10%	温度20±2℃、湿度65±10%で14日間
湿潤状態	温度20±1℃の清水中に24時間浸漬	温度20±2℃、湿度65±10%で14日間
保温状態※	温度5±1℃で24時間	温度5±1℃で14日間

※低温時では、平板同様に試料も低温状態で養生を行う。

（４）透水性試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」の8.6に定める方法による。
試験体の形状は、その上に厚さ10mm、幅300mm、長さ300mm(内寸法)の型枠に、製造者の定める方法によりポリマーセメントモルタルを充填し、24時間静置した後脱型する。その後、標準状態で８日間養生する。
（５）接着耐久性試験(温冷繰返し後)は、JIS A 1171の7.5による。
（６）透水量試験は、JIS A 6916「建築用下地調整塗材」の7.15による。
（７）吸水量試験は、JIS A 1171の7.6による。
（８）長さ変化率試験は、JIS A 1171の7.8による。
（９）試験室は、温度20±2℃、湿度60%以上とする。

既調合モルタル（内装改修工事共通）	

〈既調合モルタル〉
（品質・性能）

項目		品質・性能
保水率		70.0 %以上
単位容積質量		1.80 kg/L以上
接着強さ	標準時	0.60 N/mm²以上
	温冷繰り返し後	0.40 N/mm²以上
長さ変化率		0.20 %以下
曲げ強さ		4.0 N/mm²以上

（試験方法）
（１）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、３分間練り混ぜて試料とする。
（２）保水率の試験方法
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定するみがき板ガラス（ 縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ３mm）を設置し、（１）で調製した試料を金べらで平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、１mmの単位まで測定する。試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100　　(注)　50：リング型わくの内径　mm
（３）単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の規定に準ずる。
（４）接着強さ（標準時）の試験方法
イ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」 に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
JIS A6909「建築用仕上塗材」に規定する7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
Ｔ　：タイルの母材破断
ＴＭ：既調合モルタルとタイルの界面破断
Ｍ　：既調合モルタルの母材破断
ＭＧ：既調合モルタルと下地板の界面破断
Ｇ　：下地板の母材破断
（なお、標準時の接着強さは、抜き取った試験片５箇所ともすべて、0.60N/mm²以上確保していること。）
ロ）適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ7mmになるように塗付ける。
直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
（５）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.11温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の 恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間 を１サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れ の有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」 とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時 の接着強さ試験方法と同様に行う。
なお、温冷繰り返し後の接着強さは、抜き取った試験片５箇所ともすべて0.40 N/mm²以上を確保していること。
（６）長さ変化率の試験方法
JIS A 6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」に規定する9.9長さ変化率に準ずる。
（７）曲げ強さの試験方法
JIS A 6916「建築用下地調整塗材」に規定する 7.11曲げ強さ試験に準ずる。
試験室の状態 ： 試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

5 建具改修工事	建具用金物	

〈錠前類〉【シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠】
（品質・性能）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

使用頻度による性能	ﾗｯﾁﾎﾞﾙﾄ開閉繰返し強度	ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回以上）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、かつ、ハンドルでの開扉操作及びラッチング動作に支障がないこと。
	キーによるﾗｯﾁﾎﾞﾙﾄの施解錠繰返し強度	キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回以上）を行った後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施開錠操作に支障がなく、かつ、確実に施錠状態が維持されていること。
	キーの抜差し繰返し強度	キーの抜差し繰返し試験（10万回以上）を行なった後、キーの抜差しに要する荷重は10N以下であること。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N･cmとすること。）
外力に対する性能	ﾃﾞｯﾄﾞﾎﾞﾙﾄの押込強度	デッドボルトの押込強度試験（10 kN以上）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8 mm 以上であること。
	ﾃﾞｯﾄﾞﾎﾞﾙﾄの側圧強度	デッドボルトの側圧試験（10 kN以上）で荷重を加えた時、加圧板がデッドボルトを通過しないこと。
	ﾃﾞｯﾄﾞﾎﾞﾙﾄの押込強度（衝撃荷重）	デッドボルトの押込試験（58.8 J以上）の衝撃荷重を加えた時、状態(デッドボルトの突出量が8 mm未満）にならないこと。
	ﾃﾞｯﾄﾞﾎﾞﾙﾄの側圧強度（衝撃荷重）	デッドボルトの側圧試験(58.8 J以上)の衝撃荷重を加えた時、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
	ストライクの仕様	厚さ1.5 mm 以上のｽﾃﾝﾚｽﾚｽ鋼製または同等以上の強度を持つもの。枠類の厚さが1.5mm以上の場合は、適用しない。
	トロヨケの仕様	厚さ1.6 mm 以上の鋼製の一体絞りとすること。または、それと同等以上の強度を持つもの。枠類の厚さが1.5mm以上の場合は、適用しない。
使用扉の質量に対する性能	ラッチボルトの側圧強度	ラッチボルトの側圧試験（ 4 kN以上 ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がないこと。
ハンドルの強度（シリンダー箱錠のみ）	ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙのねじり強度	レバーハンドルのねじり試験（ 3.5 kN･cm ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
	握り玉のねじり強度	握り玉のねじり試験（ 3 kN･cm ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉操作に支障がないこと。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
	ハンドルの引張強度	ハンドルの引張試験（ 2 kN以上 ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
	ハンドルの垂直荷重強度	ハンドルの垂直荷重試験（ 2 kN以上 ）を行った後、荷重を除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
鍵違い	鍵違い数	1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効鍵違い数とみなさないものとすること。
	同一ｶﾝﾌﾞﾗｰの使用回数等	同一タンブラーの使用数は、60 % 以下とすること。また、6 本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとすること。

（試験方法）
1．ラッチボルトの開閉繰返し試験は、JIS A 1541-1の「7.1.3扉の開閉繰返し試験」による。
2．キーによるデッドボルトの施解錠繰返し試験は、JIS A 1541-1の「7.1.1.1キーによる施解錠繰返し試験」による。
3．キーの抜差し繰返し試験は、JIS A 1541-1の「7.1.2シリンダーのキー抜差し繰返し試験」による。
4．デッドボルトの押込試験は、JIS A 1541-1の「7.2.1.1デッドボルトの押込試験」による。
5．デッドボルトの側圧試験は、JIS A 1541-1の「7.2.1.2デッドボルトの側圧試験」による。
6．デッドボルトの押込試験(衝撃荷重)JIS A 1541-1の「7.2.1.6デッドボルトの押込試験(衝撃荷重)」による。
7．デッドボルトの側圧試験(衝撃荷重)JIS A 1541-1の「7.2.1.7デッドボルトの側圧試験(衝撃荷重)」による。
8．ラッチボルトの側圧試験は、JIS A 1541-1の「7.2.2ラッチボルトの側圧試験」による。
9．レバーハンドルのねじり試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.1ハンドルのねじり試験」による。
10．握り玉のねじり試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.1のハンドルのねじり試験」による。
11．ハンドルの引張試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.2ハンドルの引張試験」による。
12．ハンドルの垂直荷重試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.3ハンドルの垂直荷重試験」による。
13．耐食性試験は、JIS A 1541-1の「7.3耐食性試験」による。なお、試験時間は、120時間とする。
14．耐じん性試験は、JIS A 1541-1の「7.6シリンダの耐じん性試験」による。なお、試験は、1サイクル行う。

〈クローザ類〉
（品質・性能）

性能試験項目＼区分			①ドアクローザ		②ヒンジクローザ		③フロアヒンジ	
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2 番手	閉じﾓｰﾒﾝﾄ（N・m）	効率（%）	閉じﾓｰﾒﾝﾄ（N・m）	効率（%）	閉じﾓｰﾒﾝﾄ（N・m）	効率（%）
		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できること。					
	温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
ストップ力	ストップ入力		60N･m以下　但し、ｺﾝｼｰﾙﾄﾞ型は200 N･m以下		100 N･m以下		100 N･m以下	
	ストップ解除力		8 N･m以上		3 N･m以上		10 N･m以上	
	バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60 N／㎡を開扉50°から負荷する。 バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開く間の時間は0.8秒以上としていること。					
	ディレードアクション性能（秒）ディレードアクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。					
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）						±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じﾓｰﾒﾝﾄ（N･m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能(秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）						耐久試験後 ±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1　ﾊﾞﾗﾝｽ取付けは、表中の閉じﾓｰﾒﾝﾄの70%程度までとする。
注2　ｺﾝｼｰﾙﾄﾞ型は表中の閉じﾓｰﾒﾝﾄの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。

（試験方法）
1）試験の条件等は、JIS A 1510-3の「 5. 試験の一般条件」、「 6.1 試験の概要」及び「 6.2 試験装置」による。
2）閉じ速度試験、ストップ力試験、バックチェック機能試験及びディレードアクション機能試験は、JIS A 1510-3の 「 6.3.2 ドアクローザの開閉試験」による。
3）温度依存性(流動点試験)は、JIS K 2269による。
4）試験ドアの質量は、1番手は25kg、2番手は40kg、3番手は60kg、4番手は80kg、5番手は100kg、6番手は120kgとする。

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	建築材料等品質性能表（改修）（１）				
図面枚数	101葉中38	縮尺	―		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	A-38	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

トップライト

〈トップライト〉
（品質・性能等）

項　目			品　質　・　性　能		
付帯品			水切、結露受、額縁等が必要に応じて取り付けられること。		
アルミニウム合金の押出形材		材質	JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するものとする。		
		表面処理	JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜」に規定する種類Bとする。		
ステンレス鋼板			JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304及びSUS430J1Lとする。		
副資材	アルミニウム板	材質	JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するものとする。		
		厚さ	枠・かまち等に用いる場合は、1.5mm以上とする。		
		表面処理	JIS H 8602に規定する種類のBとする。		
	鋼板等	材質	補強材、力骨、アンカー等は、亜鉛めっきなどの接触腐食の防止処置を行ったもの、又はアルミニウム合金製とする。		
	ステンレス鋼板	材質	JIS G 4305に規定するSUS304及びSUS430J1Lとする。		
		表面仕上	No.2B又はHLとする。		
	合成樹脂系成形材		耐久性を有し使用箇所に適したものとする。		
	気密材		耐久性を有し使用箇所に適したものとする。		
	小ねじ類		ステンレス製とする。		
製品の寸法許容差及び相対する辺寸法の差	寸法部位		寸法	許容差	相対する辺寸法の差
	枠の内法寸法		2.0m未満	±1.5mm	
	高さ及び幅		2.0m以上3.5m未満	±2.0mm	
	枠の相対する辺寸法の差		2.0m未満		2mm以下
			2.0m以上3.5m未満		3mm以下
	枠の見込み寸法		120mm未満	±1.0mm	
耐風圧性	耐風圧等級		S-5	S-6	S-7
	耐風圧区分		2,400Pa	2,800Pa	3,600Pa
	1)　加圧中破損のないこと。 2)　無目・方立がある場合は、そのたわみ率が1/150以下であること。 3)　除圧後、枠及び戸の部材、金具、その他に機能上支障がないこと。				
気密性	気密性による等級		A-4		
	気密等級線		A-4等級線		
	通気量がJIS A 4706「サッシ」の図-1に規定する気密等級線以下とすること。				
水密性	水密性による等級		W-5		
	サッシ前後の圧力差		500Pa		
	加圧中にJIS A 1517「建具の水密性試験方法」に規定する枠外への流れ出し、しぶき、吹き出し、あふれ出しの状況が発生しないこと。				
耐火性能	建築基準法施行令第107条による屋根の30分耐火構造とする。				

(1) 枠部材の接合は、強固で、見え掛り箇所（ねじを含む）は平滑であること。
(2) 枠には、必要に応じて付属部品を取り付けるための補強が施されていること。
(3) 補強に用いる場合には接触腐食を起こさないように処置してあること。
(4) 組立ては、形状寸法、取合い等を正確に行い、特に両仕舞い及び開閉具合（開閉機構のある製品に限る）に注意してあること。
(5) 枠、水切り板等のアンカー間隔は、製品に適したものとし、両端から逃げた位置から間隔500mm以下に取り付けること。
(6) 雨水の侵入の恐れがある接合部には、その箇所に相応したシーリング材又は止水板を用いて止水処理を行うこと。
(7) ガラス清の寸法・形状等は製造所の仕様による。

（試験方法）
(1) 耐風圧性については　JIS A 1515「建具の耐風圧性試験方法」
(2) 気密性　については　JIS A 1516「建具の気密性試験方法」
(3) 水密性　については　JIS A 1517「建具の水密性試験方法」
(4) 断熱性　については　JIS A 1492「出窓及び天窓の断熱性試験方法」
　※2006（平成18）年以降の評価については、JIS A 4710「建具の断熱性試験方法」も可とする。

6　内装改修工事

断熱・防露改修工事

〈現場発泡断熱材〉
（品質・性能）

項　目	品　質　・　性　能
難燃性	下記のいずれかによっていること （１）JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 （２）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の（１）～（３）に適合していること。 （１）総発熱量が8ＭＪ／㎡以下であること。 （２）防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 （３）最高発熱速度が、10秒以上継続して200kW／㎡を超えないこと。

（試験方法）
（１）吹付け硬質ウレタンフォーム原液の粘度試験
　JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」に規定する6.1による。
（２）発泡品試験
　イ）試料の作成は、JIS A 9526に規定する6.2.1による。
　ロ）試料の状態調節は、JIS A 9526 の6.2.2による。
　ハ）試験片の作製は、JIS A 9526 の6.2.3による。
　ニ）試験場所は、JIS A 9526 の6.2.4による。
　ホ）圧縮強さ試験は、JIS A 9526 の6.2.5による。
　ヘ）熱伝導率試験は、JIS A 9526 の6.2.6による。
　ト）接着強さ試験は、JIS A 9526 の6.2.7による。
　チ）透湿率試験は、JIS A 9526 の6.2.8による。
（３）難燃性試験は、下記のJIS A 1321に規定する表面試験及び発熱性試験による。
　イ）難燃性の試験については、JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
　ロ）発熱性試験
　　建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価に使用している試験方法に準ずる。

モルタル塗り

〈防水剤〉
（品質・性能）

項　目	品　質　・　性　能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	凝結時間　　始発：１時間以上　　終結：10時間以内
	安定性　　収縮性、膨張性のひび割れ及びそりがないこと。
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの比：曲げ強度比及び圧縮強度比　70%以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの比：吸水比　95%以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの比：透水比　80%以下

（試験方法）
JIS A 1404 「建築用セメント防水剤の試験方法」による。ただし、透水試験における水圧は3.0×10^{5}Paとし1時間行う。

タイル張り

〈既調合モルタル〉
（品質・性能）・（試験方法）
４．外壁改修工事（共通事項）　既調合モルタル　による。

〈既調合目地材〉
（品質・性能）

項　目	品　質　・　性　能
保水率	30.0 %以上
長さ変化率	0.2 %以下（収縮）
吸水量	50 g以下
単位容積質量	1.80 kg/L以上

（試験方法）
（１）試験の条件
　試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、あらかじめ24時間以上標準状態に置いた後使用する。
（２）試料の調整
　正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2 L の試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。
　練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。
（３）保水性（ろ紙法）
　JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径 18.5 cm ）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、２）で練り混ぜた試料を金べらで平滑に詰め込む。
　その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて１mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
　保水率（%）＝50／平均値×100 注）50：リング型わくの内径（mm）
（４）単位容積質量
　（２）で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。
（５）長さ変化率
　（２）で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.8長さ変化率試験に従って行う。
（６）吸水量
　（２）で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値で示す。

6-2　ユニット及びその他工事

フリーアクセスフロア

〈フリーアクセスフロア〉
（性能）
標準仕様書表20. 2. 2によるほか以下による。
（１）耐震性能
　イ）固定台試験による耐震性能　（設計高さ H=300mmを超え、600mm以下の場合）

項　目	性　能
①　ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき若しくはコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の＜適用地震時水平力＞以上
②　上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の＜適用地震時水平力＞以上
③　適用地震時水平力(0.6G又は1.0G)を加力した時の支柱頂部の変位	構造床面からの高さの1/50以下

＜適用地震時水平力＞
3,000N 0.6Gタイプ 支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数]×0.6
3,000N 1.0Gタイプ 支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数]×1.0
5,000N 0.6Gタイプ 支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数]×0.6
5,000N 1.0Gタイプ 支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数]×1.0

ロ）振動試験による耐震性能（設計床高さ≦300mmの場合のみ）
　パネルの脱落や使用上又は避難上支障をきたす損傷、せり上がり、陥没及び水平移動しない。
（２）歩行感
　通常の歩行において空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない
（３）メンテナンス性
　交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。
　構造、形状は配線の変更及び増設に対して支障がないこと。
（試験方法）
（１）耐震性能
　１）設計床高さ≦300mmの場合
　　試験体ユニット1000mm×2500mm程度
　　所定の重りの質量　3000N：200kg　5000N：350kg
　　加振　0.6G：所定加速度600cm／S²　1.0G：所定加速度1000cm／S²
　２）300mm＜設計床高さ≦600mmの場合
　　① 固定台による耐震性能試験
　　イ、支柱調整式－支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法－１　又は、試験方法－２による。
　　ロ、原則として、試験方法－１はパネル単体設置（Ａタイプ）に適用し、試験方法－２はパネル連結設置（Ｂタイプ）に適用するものとする。
　　②試験方法－１
　　イ、試験は、ｺﾝｸﾘｰﾄ(JIS A 5371ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品　種類：N300)に接着した支柱の頂部に水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。
　　ロ、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は,3個とする。
　　③試験方法－２
　　イ、試験は、ｺﾝｸﾘｰﾄ(JIS A 5371ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品　種類：N300)に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し,各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。
　　ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱１本当たりの水平力とする。
　　また、800mm×800mmの荷重板に1,920 N (3,000 N/1㎡相当) 、3,200 N (5,000 N／1㎡相当)を１箇所設ける。試験体数は、１セットとする。
　　④零点補正及び測定記録
　　試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1／2程度の 水平力を加力した後、速やかに除荷して “０” にした状態を零点とする。また、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。
　３）共通事項
　　試験に使用する表面仕上材
　　種類：タイルカーペット　　繊維素材：ナイロン100 %
　　パイル携帯：ループパイル　　パイル長：3.0 mm～4.0 mm
　　パッキング素材：塩化ビニル樹脂　　全厚：6.0 mm～7.0 mm
　　単位質量：4.0 kg/㎡～6.0 kg/㎡　　人体耐電圧：２kV以下

移動間仕切

〈移動間仕切〉
標準仕様書表20. 2. 4によるほか以下による。
（品質）
（１）パネル（表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び補強材）及びハンガーレールは、JIS A 6512「可動間仕切」の表９材料又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接触腐食をおこさないもの又は防食処理を施したもの。
（２）パネルの外観
　JIS A 6512に規定する5.a) ～ c)による。
（性能）
（１）パネルの操作性
　パネル操作の初動力は98 N以下とする。
（２）パネル圧着装置の耐久性
　パネル圧着装置の固定・解除は、7,500回の繰返し耐久試験において異常がないものとする。
（３）耐衝撃性
　パネル圧着装置の耐久性試験後、質量50kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれがないものとする。また、接点・接床部が外れないこと及び多少のずれがあっても圧接装置の調整で元に戻せるものとする。
（４）レールの耐久性
　レールは普通パネルで、吊り車の通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。
（５）吊り車の耐久性
　吊り車は、走行距離60kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。
（６）ランナーの引張強度
　引張試験を実施し、普通パネル重量の５倍の荷重をパネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。
（７）吊りボルトの引張強度
　一本にかかる荷重の15倍以上の引張強度があるものとする。
（８）遮音性能
　JIS A 6512に規定する透過損失単位に基づく区分ごとに、500Hzの音について透過損失の規定値に適合すること。遮音性能試験は、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に規定する試験方法又はJIS A 1441-1「音響―音響インテンシティ法による建築物及び建築部材の空気音遮断性能の測定方法―第１部：実験室における測定」による。
（９）ホルムアルデヒド等
　JIS等の材料規格において放散量が規定されているものについては、Ｆ☆☆☆☆とする。

トイレブース

〈トイレブース〉
標準仕様書表20. 2. 5によるほか以下による。
（品質・性能）
（１）付属金物

項　目	品　質　・　性　能
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。

（２）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5. b) による。
（３）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品　質　・　性　能		
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系 単一材	JIS K 6903「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表６ 品質の耐汚染性（Ｃ法）を満足していること。又はこれと同等の性能を有するものであること。		JIS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰り返し試験によるスイングドア（開閉回数10万回）を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みがないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	下記項目のポリエステル樹脂系加工化粧合板、化粧ＭＤＦ及び化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）に規定する耐汚染性B試験を満足していること。	JAS「合板の農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）に規定する引っかき硬度B試験を満足していること。	
ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ	JIS A 5905「繊維板」に規定する表18の化粧ＭＤＦの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	JIS A 5908「パーティクルボード」に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。		

（試験方法）
（１）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」の規定による。
（２）戸当たりの衝撃試験は、JIS A 1510-2の規定による。

天井点検口

〈天井点検口〉
（品質・性能）
（１）内外枠の材質は、アルミニウム製とする。
　イ）JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するA6063S-5又は同等の性能を有するものとする。
　ロ）表面処理は、JIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜」に規定するAA6又は同等の性能を有するものとする。
（２）外枠及び内枠のコーナーピース
　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
（３）外枠の取付け金具
　イ）吊り金具
　　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
　ロ）吊り金具取付けボルト
　　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
（４）内枠の仕上材留付金物
　アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類及びこれらと同等以上の品質並びに仕上材を固定する性能を有するものとする。
（５）寸法許容差（枠の許容差）
　枠の寸法許容差　±0.5mm
　外枠と内枠のクリアランス（片側）2.0mm以内
（６）耐久性能（繰り返し開閉試験）
　イ）300回の繰返し開閉試験後の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内とする。
　ロ）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。
（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（１）試験体は、一般事務室用とし、枠見込み40mm程度のものとする。
（２）吊り金物は、外枠を天井下地取付け用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。
（３）野縁の種類は19形とし、仕上材はせっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」に規定するGB－Rの難燃2級又は発熱性2級以上）二重張りとする。
（４）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（５）測定は、上記繰返し試験を300回行い、試験後の内蓋の垂れ下がり寸法を測定する。

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	建築材料等品質性能表（改修）（２）		
図面枚数	101葉中39	縮　尺	—
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	A-39	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

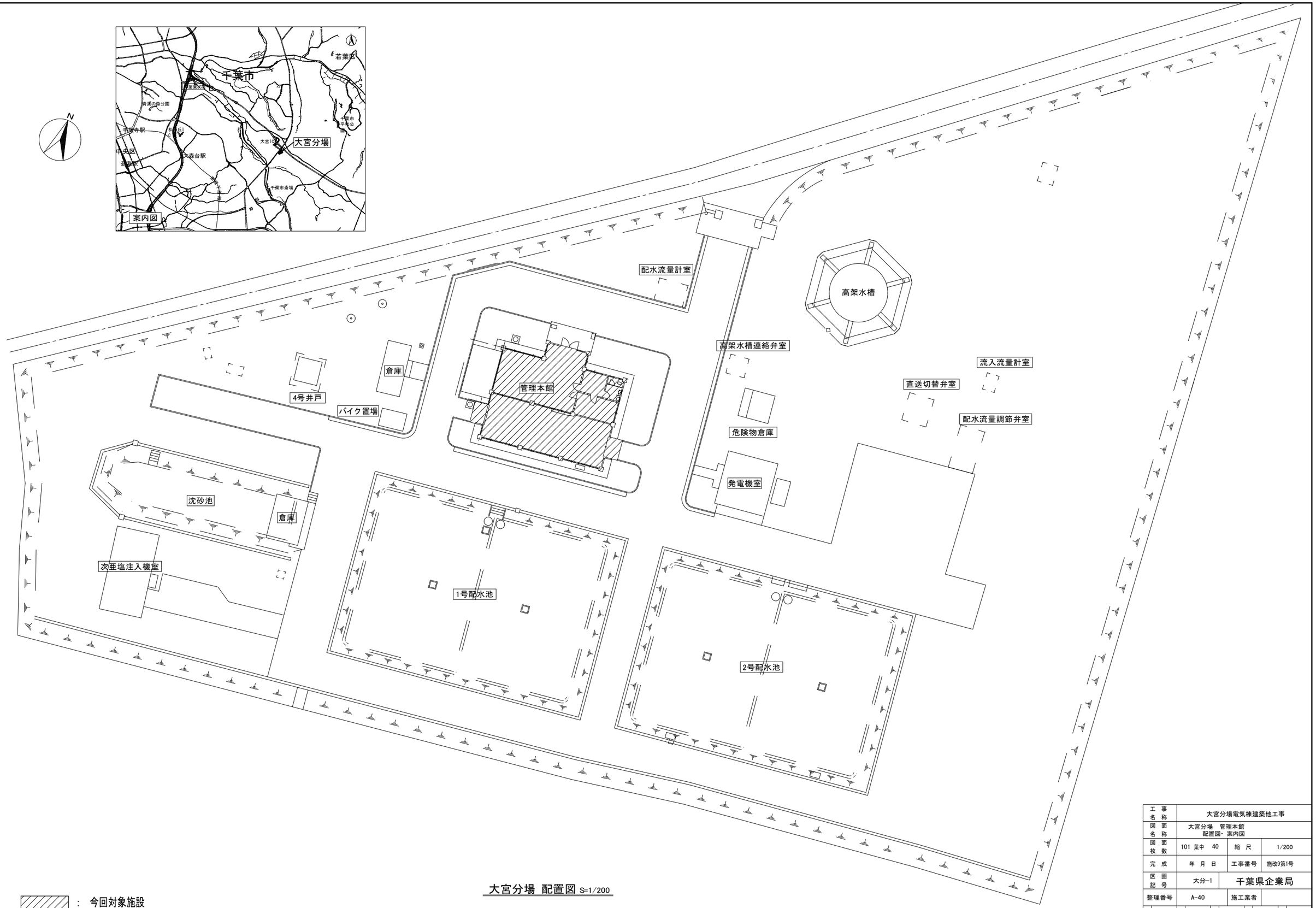

大宮分場 配置図 S=1/200

：　今回対象施設

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 配置図・案内図		
図面枚数	101 葉中　40	縮尺	1/200
完成	年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-40	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

仕上表

共通事項

1. 外部仕上表及び内、外部付属物の適用分類、詳細番号は、・ Ⓖのついたものを適用する。
2. 仕上表に記載の詳細番号のうち、（例）１－０２－３は建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を示す。
3. 特記以外の木、鉄部の塗装はＳＯＰとする。但し、和室回りは除く。
4. 付属物のうち、室名札、床点検口、掲示板、案内板、ピクトグラフ、階段表示板等は、平面図による。
5. 付属物のうち、カーテンボックス、ブラインドボックス、ブラインド、天井点検口等は天井伏図による。
6. ＰＦ板、木毛板等打込み箇所は、別図による。
7. 内壁の見え掛りとなるＰＦ板打込み部分は、ＧＢ厚１２．５直張り（継目処理工法）とし、塗装は、その部屋の壁面と同様とする。
8. 壁のボード張りは水平方向には原則として継手は設けない。
9. 天井仕上ボード張りのうち、ＧＢ－ＮＣ（ＮＴ）及びＤＲ（下地ＧＢ共）は突付け張りとし、天井回り縁は、アルミ製、天井付き目地とする。
10. 直接地業工事に接する内部床のコンクリート下地には、防湿層としてポリエチレンフィルム厚０．１５の敷込みを行う。
11. 打放し仕上げの出隅部分は、面取りを行う。

略号

C	コンクリート下地
CB	コンクリートブロック下地
W	木造下地
S	軽量鉄骨下地
GB-R	せっこうボード
GB－NC（N）	不燃積層せっこうボード（化粧無し：下地張り用）
GB－NC（NT）	不燃積層せっこうボード（化粧有り：トラバーチン模様）
GB-D（W）	木目化粧せっこうボード
GB-S	シージングせっこうボード
GB-F	強化せっこうボード
ケイカル板	けい酸カルシウム板（タイプ２）
DR	ロックウール化粧吸音板　トラバーチン模様
DR（凹凸）	**ロックウール化粧吸音板　凹凸模様**
DR（軒天）	ロックウール化粧吸音板　軒天井用：トラバーチン模様
DR（軒天凹凸）	ロックウール化粧吸音板　軒天井用：凹凸模様
PF板	押出法ポリスチレンフォーム保温材
木毛板	木質系セメント板
TB	テラゾーブロック
外装薄塗材（E）	外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材
内装薄塗材（Si）	内装けい酸質系薄付け仕上塗材
内装薄塗材（E）	内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材
C（B）	コンクリート下地（打放シB）
C（C）	コンクリート下地（打放シC）
M	モルタル
軽量吹付	軽量骨材仕上塗材
複層塗材（E）	合成樹脂エマルション系複層仕上塗材
複層塗材（CE）	ポリマーセメント系複層仕上塗材
複層塗材（RE）	反応硬化形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材
複層塗材（Si）	けい酸質系複層仕上塗材
CL	クリアラッカー塗り
FE	フタル酸樹脂エナメル塗り
AE	アクリル樹脂エナメル塗り
DP（UE）	2液形ポリウレタンエナメル塗り
DP（ASE）	アクリルシリコン樹脂エナメル塗り
DP（FUE）	常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り
EP－G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
EP	合成樹脂エマルションペイント塗り
EP－M	多彩模様塗料塗り
EP－T	合成樹脂エマルション模様塗料塗り
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り
OS	オイルステイン塗り
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り
GP	グラファイトペイント塗り
AC	アクリル樹脂ワニス塗り（アクリル樹脂クリヤ塗り）
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
LE	ラッカーエナメル塗り
WP	木材保護塗料塗り
複合板	GB-R厚12.5+PF板厚25

外部付属物及び詳細番号

・屋上点検口		
・屋上管類貫通部	・５－２２－１	
・クーリングタワー基礎	・５－２２－２	・５－２２－３
テレビアンテナ基礎		
・屋上換気塔	・５－２１－２	・図　示
・煙　突	・図　示	・７－２１－１
・足掛け金物	・図　示	
・タラップ	・８－３１－２	
	・背もたれ付　８－３１－３	
	・８－３１－３	
・と　い	・５－３１．３２．３３	
・ルーフドレン	・５－３２－１	
	・５－３３－１	
・トップライト	・図　示	
・ＥＸＰ．Ｊ金物	・既製品	
・笠木兼用避雷導体	・図　示	
・手すり	・５－２３－１	・図　示
・旗　竿	・図　示	
・くつふきマット	・８－２１－１・２・３	
・くつ洗い流し	・８－２２－１	・８－２２－２
・グレーチング	・１－２１－５	・１－２１－７
・電気用ハンドホール蓋	・図　示	
・文字板	・図　示	
・庁名板	・図　示	
・郵便受	・図　示	
・目地	・図　示	

内部付属物及び詳細番号

・流し台	・６－１１－１	・図　示
・フード	・６－１１－２	・図　示
・コンロ台	・６－１１－１	・図　示
・流し上部水切り	・６－１１－３	・６－１１－４
	・図示	
・つり戸だな	・６－１１－５	・図　示
・水切りだな	・６－１１－５	・図　示
・脱衣箱	・６－３２－１	
・天井点検口	・３－４２－２	
・床点検口	・既製品	
・一般便房	・既製品	・６－２２
・車いす使用者簡易型便房	・６－２３－１・２・３	
・オストメイト用便房	・６－２４－１・２・３・４	
・車いす使用者便房	・６－２５－１	
・多機能便所	・６－２６－１・２・３・４	
・便所手すり	・６－２８－１・２・３・４・５	
・トラフ	・１－２１－	
・くつふきマット	・８－２１－	
・足掛け金物	・図　示	
・タラップ	・８－３１－２	
	・背もたれ付　８－３１－３	
・フック	・図　示	
・グレーチング受枠	・図　示	
・浴室まわり	・６－３１－	
・カーテンボックス	・鋼　製	・３－３１－１・２
ブラインドボックス		・３－３２－５・６・７
	・アルミ製	・３－３１－３
・屋内掲示板	・既製品	
・手すり	・アルミ	
	・図　示	
・階段手すり	・アルミ	
	・図　示	
	・７－１２－	
・断熱材打込み	・７－０１－１	
・押　入	・６－４６－１	
・ホイストレール	・図　示	
・クレンガーダー	・図　示	
・搬入口	・図　示	
・マンホール蓋	・図　示	
・室名札	・８－４３－１	
・ピクトグラム	・８－４４－１	
・庁舎案内板、各階案内板	・８－４２－１	
・下足箱	・図　示	

外部仕上表

	床 下地	床 仕上	床 詳細番号	床 改修内容	腰 下地	腰 仕上	腰 詳細番号	腰 改修内容	外壁 下地	外壁 仕上	外壁 詳細番号	外壁 改修内容	屋根 下地	屋根 仕上	屋根 詳細番号	屋根 改修内容	パラペット 下地	パラペット 仕上	パラペット 詳細番号	パラペット 改修内容	バルコニー床 下地	バルコニー床 仕上	バルコニー床 詳細番号	バルコニー床 改修内容	庇上端 下地	庇上端 仕上	庇上端 詳細番号	庇上端 改修内容	庇はな 下地	庇はな 仕上	庇はな 詳細番号	庇はな 改修内容	庇軒天 下地	庇軒天 仕上	庇軒天 詳細番号	庇軒天 改修内容	備考
改修前	C	人造石研出し		F					M	複層塗材(RE)	2-02-12	D	C	シート防水		F	C	笠木:シート防水 立上:シート防水		F					C	C直均しの上 複層塗材(RE)	1-01-3	F	C	C打放し(B)の上 複層塗材(RE)	2-02-11	F	C	C打放し(C)の上 複層塗材(RE)	2-02-11	F	
	C	モルタル厚30	1-01-1	B																																	
改修後	C	人造石研出し		f					M	複層塗材(RE) 下地調整塗材(C-2)	2-02-12	d																									
	C	モルタル厚30	1-01-1	b																																	

内部仕上表

階	室名		床 下地	床 仕上	床 詳細番号	床 改修内容	幅木 下地	幅木 仕上	幅木 高さ	幅木 詳細番号	幅木 改修内容	腰壁 下地	腰壁 仕上	腰壁 高さ	腰壁 詳細番号	腰壁 改修内容	壁 下地	壁 仕上	壁 詳細番号	壁 改修内容	壁 柱型仕上	壁 詳細番号	壁 改修内容	天井 下地	天井 仕上	天井 高さ	天井 詳細番号	天井 改修内容	天井 梁型仕上	天井 詳細番号	天井 改修内容	備考	改修内容
1F	ポンプ室	改修前	M	アスファルトタイル	1-01-6	D						M	磁器質タイル75*75	1,000	2-01-2	F	M	吹付塗材	2-02-12	A	吹付塗材	2-02-12	A	M	吹付塗材	直天	3-01-10	A	吹付塗材	2-02-12	A		
		改修後	C	モルタル厚30	1-01-1	b											M	グラスウール吸音材厚50 ガラスクロス押え	2-02-13	a	EP	2-02-12	a	M	グラスウール吸音材厚50 ガラスクロス押え	直天	3-01-12	a	EP	2-02-12	a		
	事務室	改修前	M	フリーアクセスフロアの上ビニル床タイル	1-02-14	A						M	EP	1,000	2-02-12	F	M	EP	2-02-12	F	EP	2-02-12	F	S	吸音用穴あきGB-R厚9.5	3,150	3-01-2	F					
		改修後	M																															
	便所	改修前	M	磁器質タイル25*25	1-01-6	D						M	磁器質タイル75*75	1,000	2-01-2	C	M S	EP GB-S厚12.5の上EP	2-02-12 2-03-4	E B	EP	2-02-12	E	S	GB-S厚9.5の上EP	3,350	3-01-2	E					
		改修後																																
	厨房	改修前	M	ビニル床シート	1-01-2	D	C	モルタルの上EP	100	2-11-7	B	M	磁器質タイル75*75	1,000	2-01-2	B	M S	EP GB-S厚12.5の上EP	2-02-12 2-03-4	F B	EP	2-02-12	F	S	吸音用穴あきGB-R厚9.5	3,350	3-01-2	F					
		改修後																																
		改修前																																
		改修後																																
		改修前																																
		改修後																																

□：アスベスト含有材

特記なき限り

仕上材料の厚さ（改修後の） 材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考	材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考
GB－R	仕上	12.5	12.5	NM－8619	けい酸カルシウム板(タイプ2)		12	10	NM－8578
	下地	12.5			押出法ポリスチレンフォーム保温材		25	25	
GB-NC(N)	下地		9.5	NM－8613 又は同等	壁　紙				
GB-NC(NT)			9.5						
GB(W)			12.5	NM－8614					
DR			12	NM－8599					

工事区分略号

＜　＞	C	：	土木工事
＜　＞	AM	：	建築機械設備工事
＜　＞	AE	：	建築電気設備工事
＜　＞	PM	：	プラント機械設備工事
＜　＞	PE	：	プラント電気設備工事

改修内容凡例

改修前	改修後
A：仕上撤去	a：仕上新設
B：図示の仕上撤去	b：図示の仕上新設
C：下地共撤去	c：下地共新設
D：図示の下地共撤去	d：図示の下地共新設
E：下地の調整	e：塗装の塗り替え
F：既存のまま	f：既存のまま

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所
東京都登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場　管理本館 改修仕上表				
図面枚数	101 葉中 41	縮尺	NONE		
完成	年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-41	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

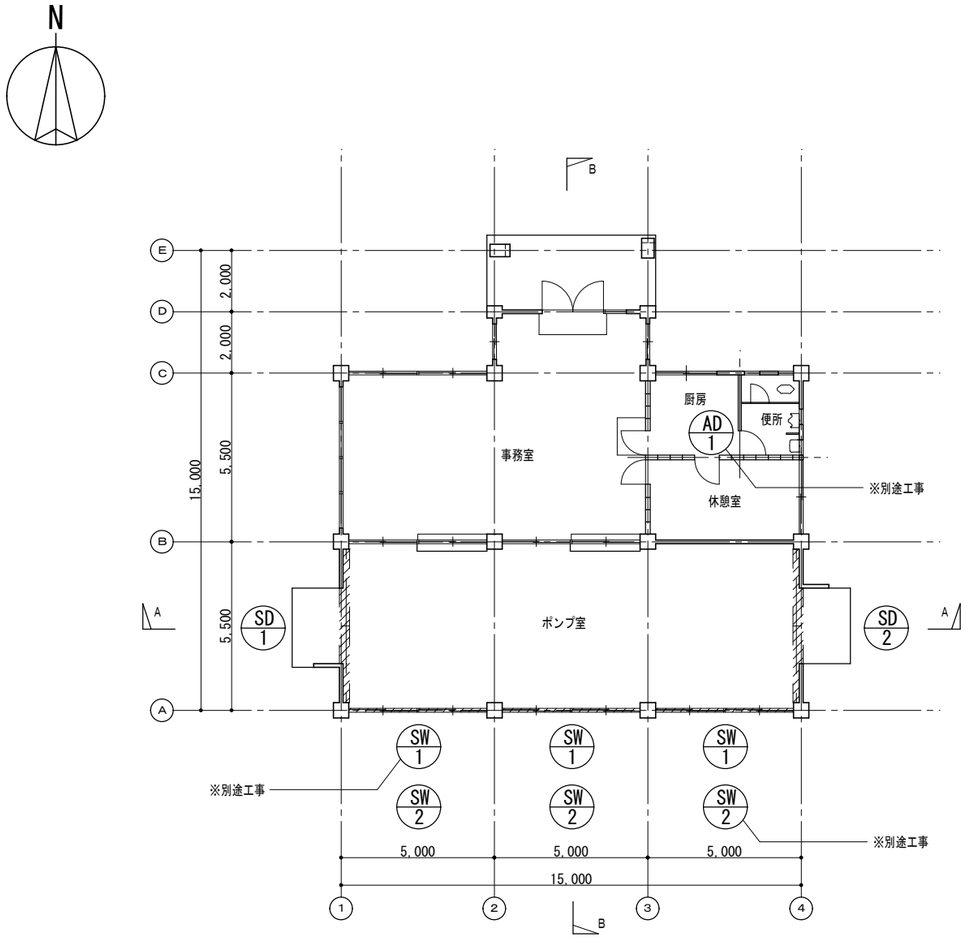

平面図(改修前)　S=1:100

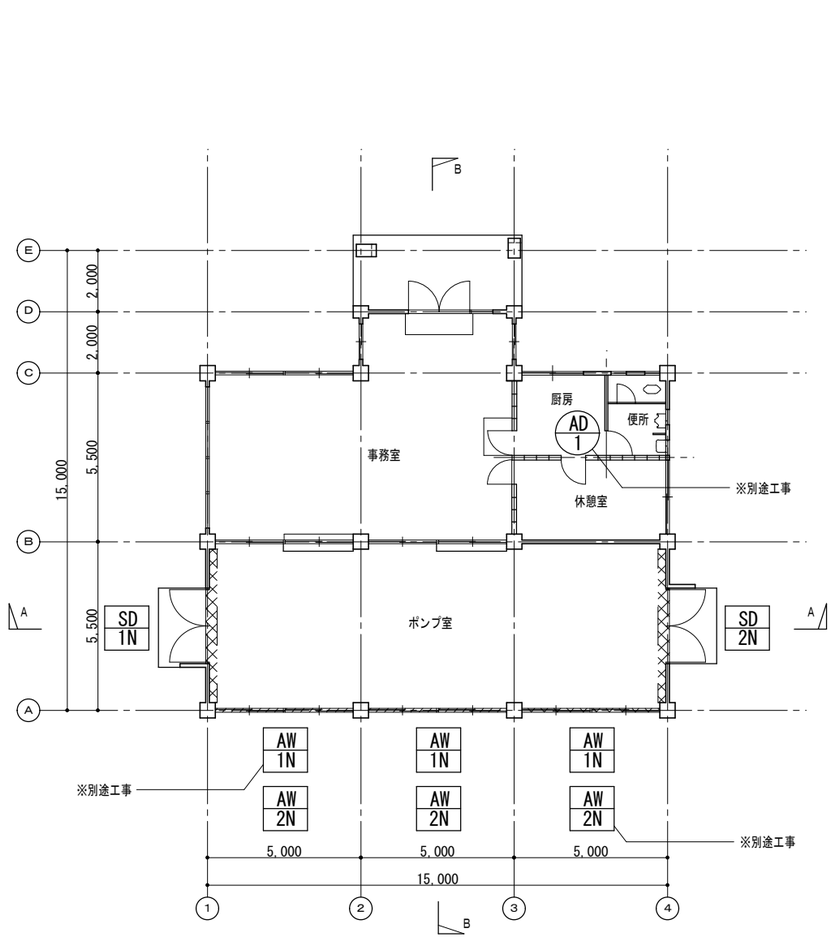

平面図(改修後)　S=1:100

▨ ： 床仕上撤去範囲

▩ ： 床仕上新設範囲

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 平面図(改修前・改修後)		
図面枚数	101 葉中 42	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-42	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

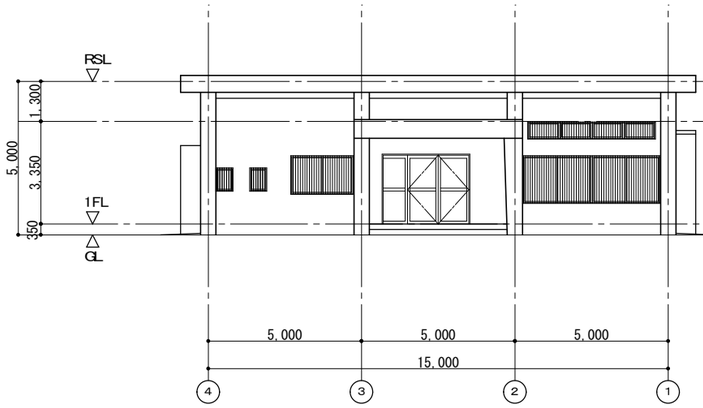

北側立面図　S=1:100

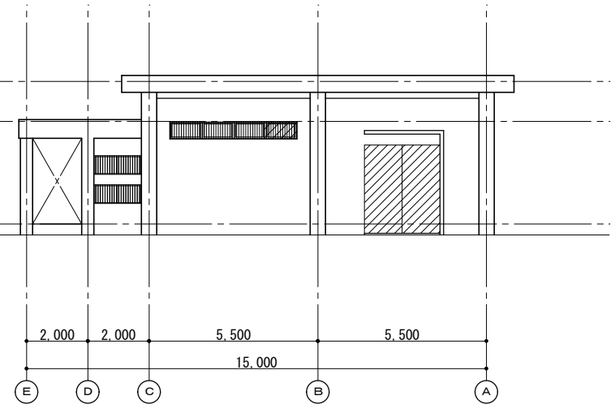

西側立面図　S=1:100

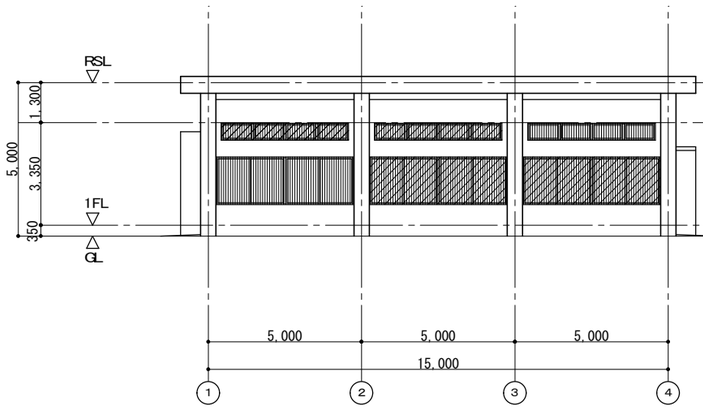

南側立面図　S=1:100

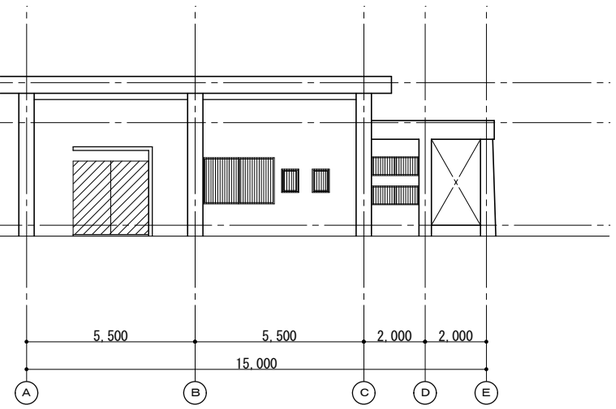

東側立面図　S=1:100

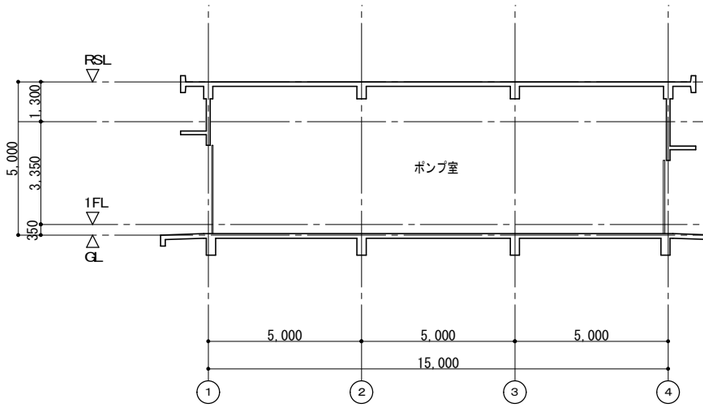

A－A断面図　S=1:100

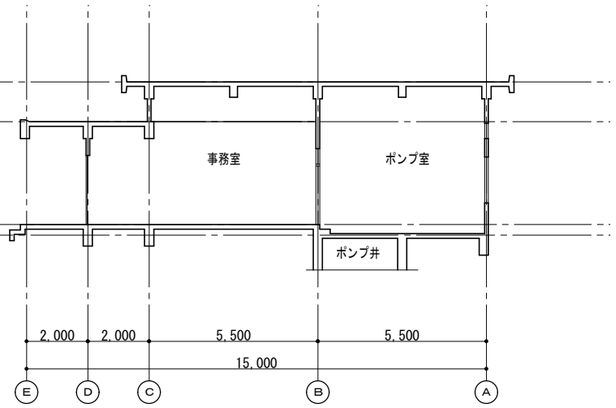

B－B断面図　S=1:100

：撤去範囲

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 立面図・断面図(改修前)		
図面枚数	101 葉中 43	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-43	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

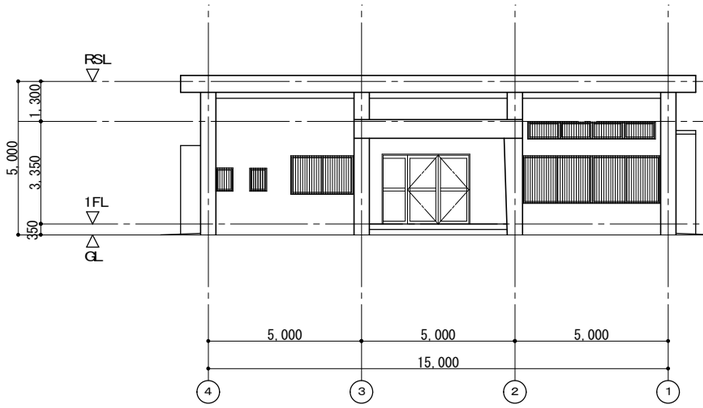

北側立面図　S=1:100

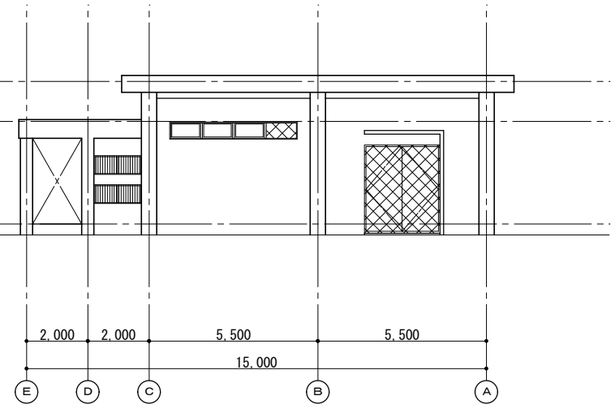

西側立面図　S=1:100

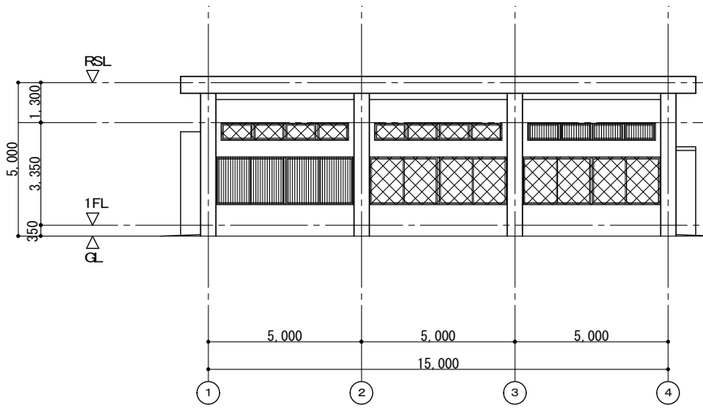

南側立面図　S=1:100

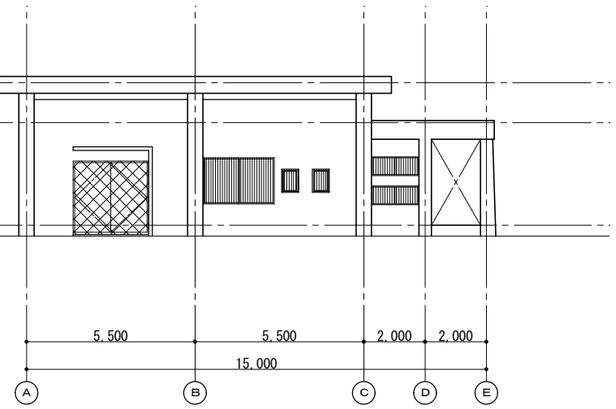

東側立面図　S=1:100

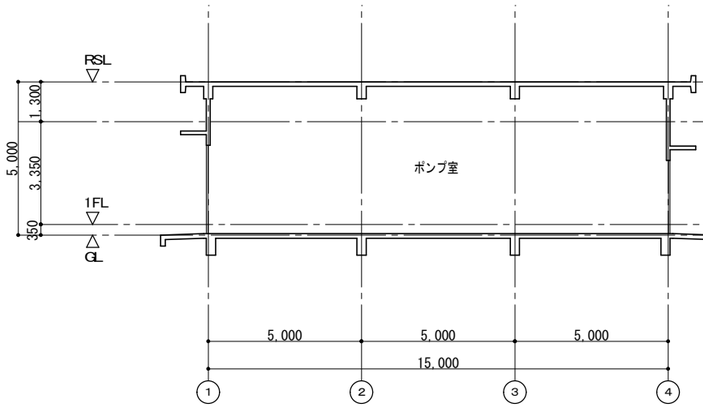

A－A断面図　S=1:100

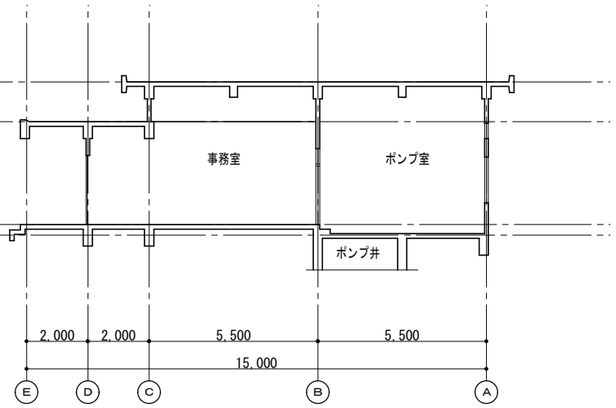

B－B断面図　S=1:100

：　新設範囲

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 立面図・断面図(改修後)		
図面枚数	101 葉中 44	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-44	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

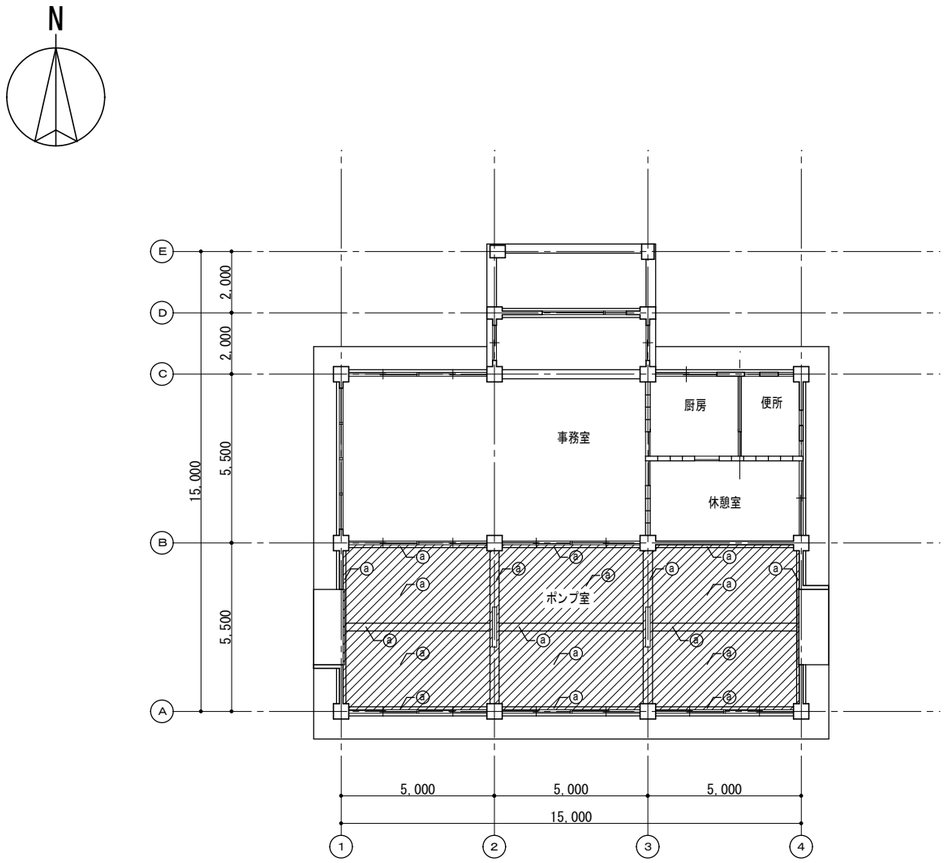

1階天井伏図(改修前)　S=1:100

仕上げ凡例

記号	名称
ⓐ	複層塗材(RE)

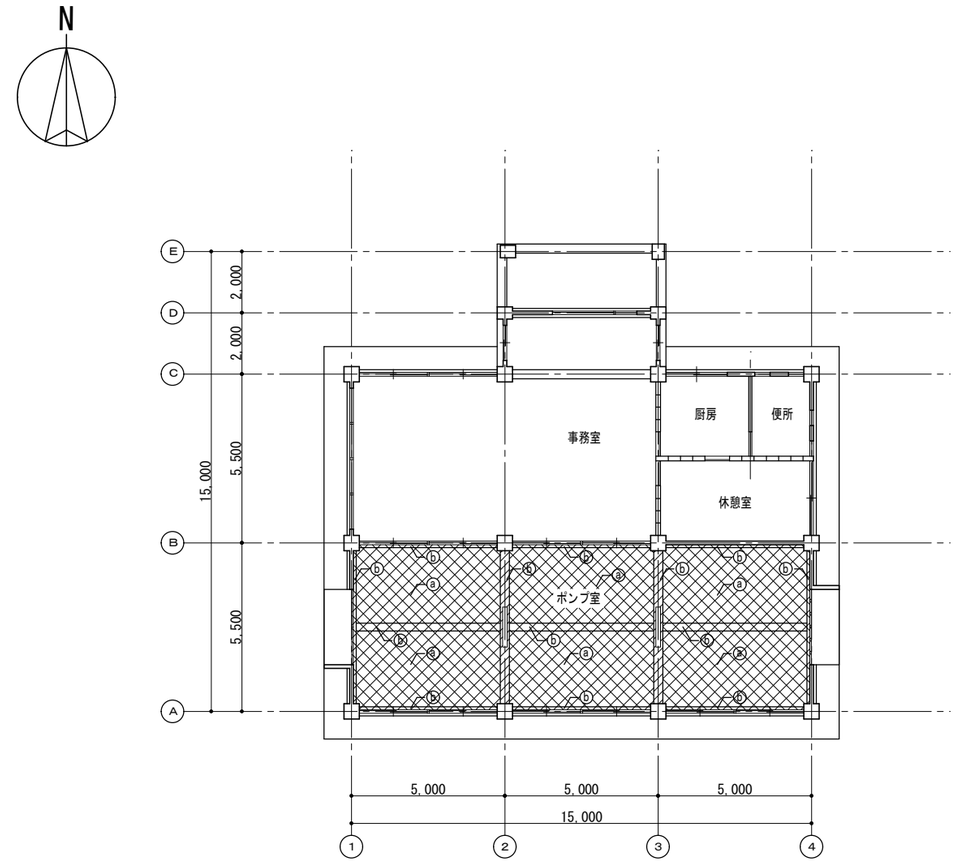

1階天井伏図(改修後)　S=1:100

仕上げ凡例

記号	名称
ⓐ	グラスウール吸音材厚50 ガラスクロス押え
ⓑ	EP

：仕上撤去範囲（劣化しぜい弱な部分のみ（全体の20%程度を想定））

：仕上新設範囲

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場管理本館 天井伏図(改修前・改修後)				
図面枚数	101 葉中 45	縮尺	1/100		
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-45	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

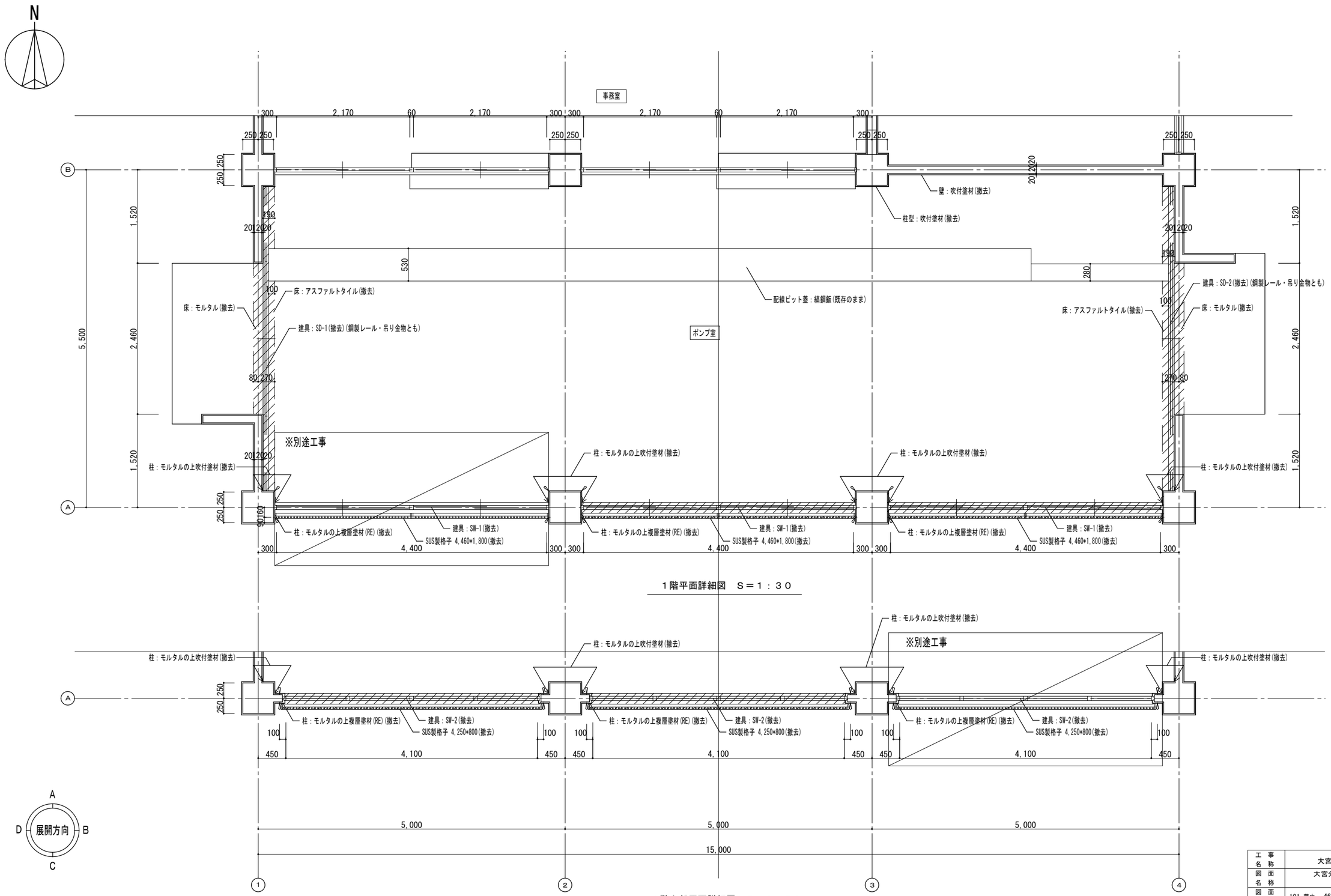

1階平面詳細図　S＝1：30

1階上部平面詳細図　S＝1：30

凡例

：撤去範囲を示す（室内柱・壁の吹付塗材については、劣化しぜい弱な部分のみ撤去すること。（全体の20%程度を想定））

：カッター入れ位置を示す

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場管理本館 ポンプ室詳細図（１）（改修前）		
図面枚数	101 葉中 46	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-46	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

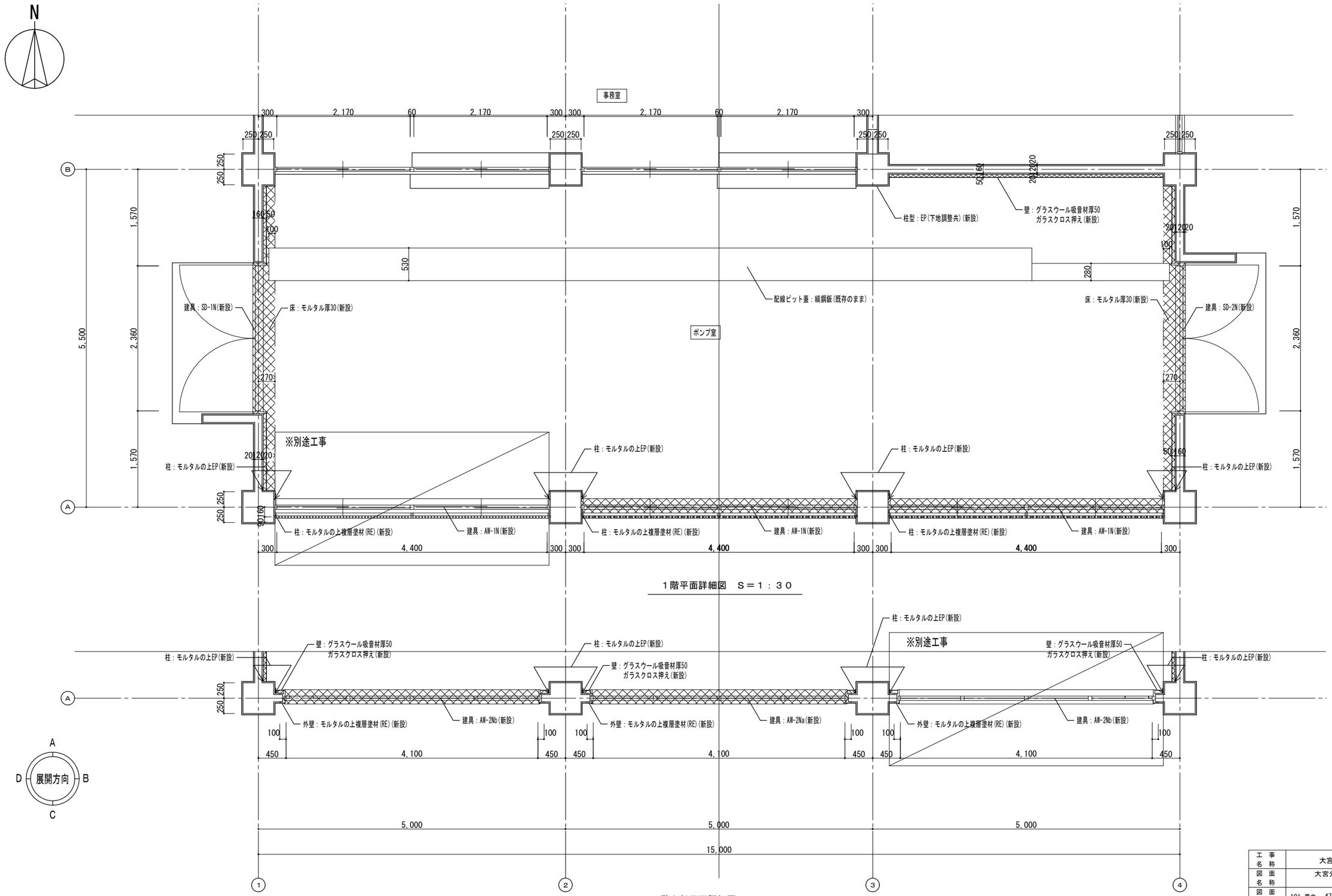

1階平面詳細図　S＝1：30

1階上部平面詳細図　S＝1：30

凡例

▨：新設範囲を示す

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場管理本館 ポンプ室詳細図(1)(改修後)				
図面枚数	101 葉中 47	縮尺	1/30		
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-47	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

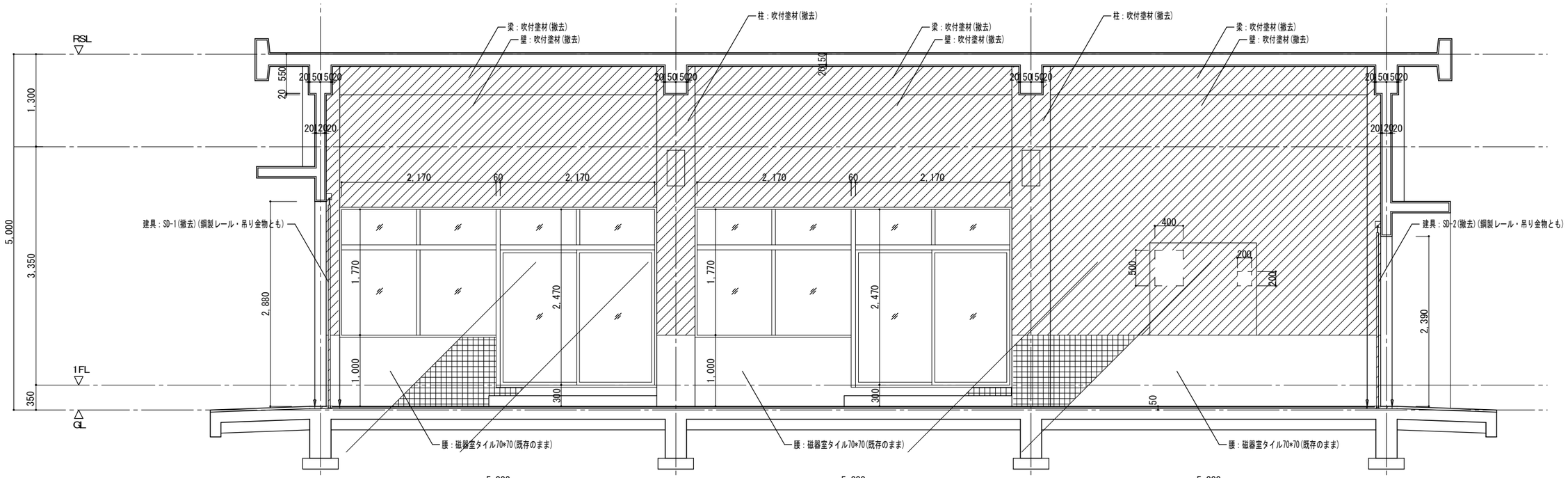

A面展開図　S＝1：30

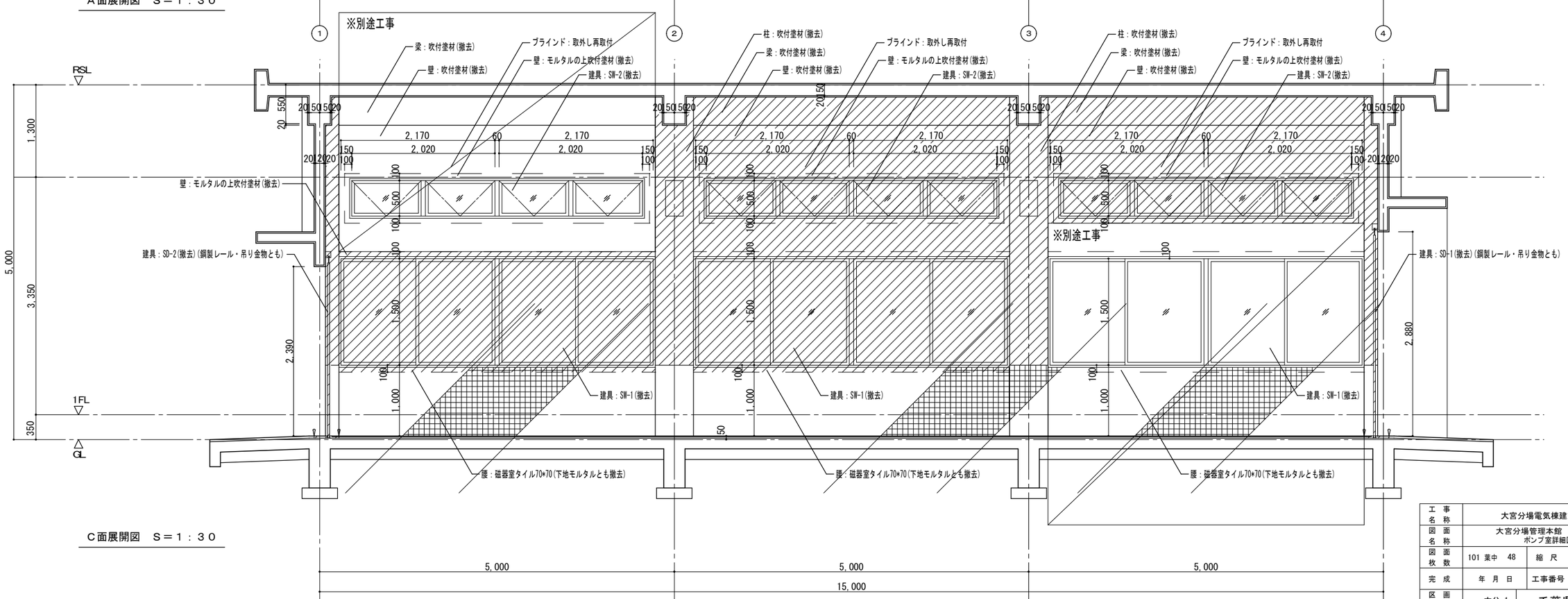

C面展開図　S＝1：30

凡例

▨：撤去範囲を示す（室内柱・梁・壁の吹付塗材については、劣化しぜい弱な部分のみ撤去すること。（全体の20%程度を想定））

⊂⊃：カッター入れ位置を示す

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事			
図面名称	大宮分場管理本館 ポンプ室詳細図(２)(改修前)			
図面枚数	101 葉中 48	縮尺	1/30	
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号	
区画記号	大分-1	千葉県企業局		
整理番号	A-48	施工業者		
所長	次長	課長	設計	製図

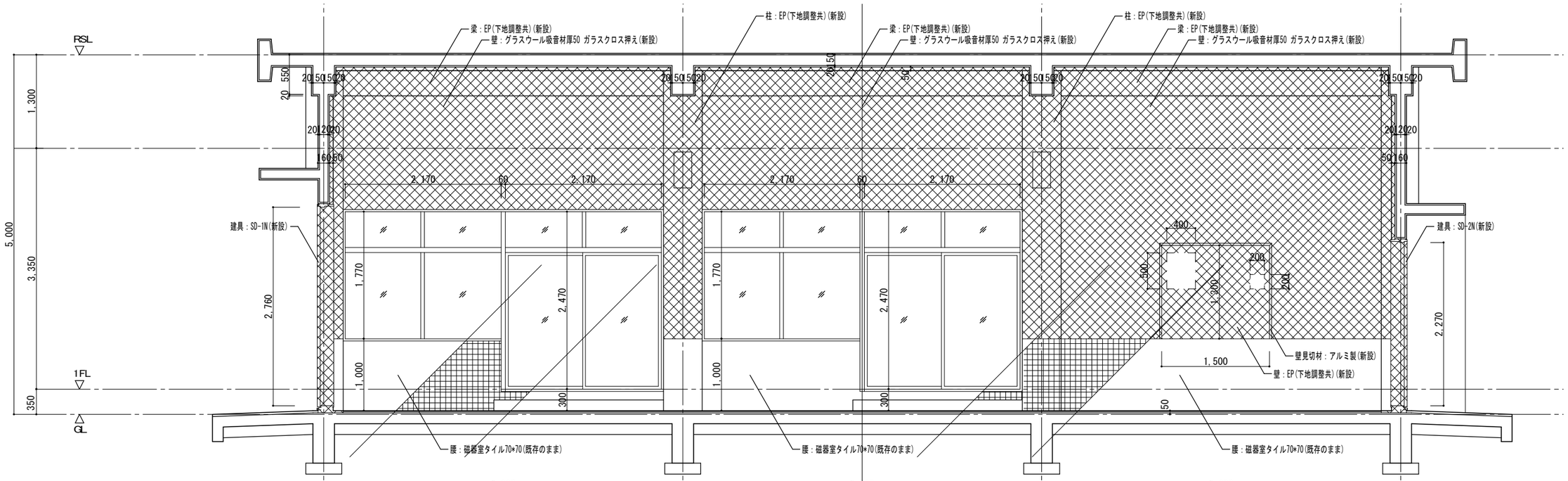

A面展開図　S＝1：30

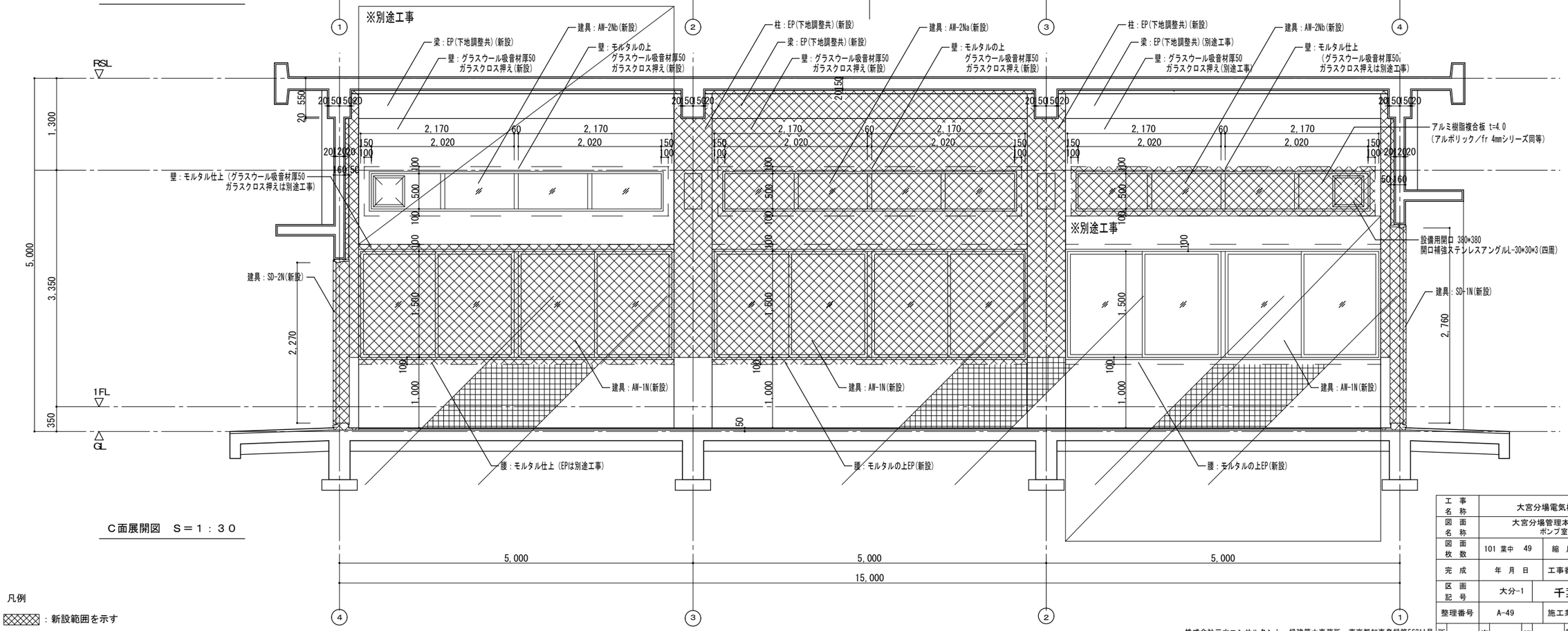

C面展開図　S＝1：30

凡例

▨：新設範囲を示す

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場管理本館 ポンプ室詳細図(２)(改修後)		
図面枚数	101 葉中 49	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-49	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

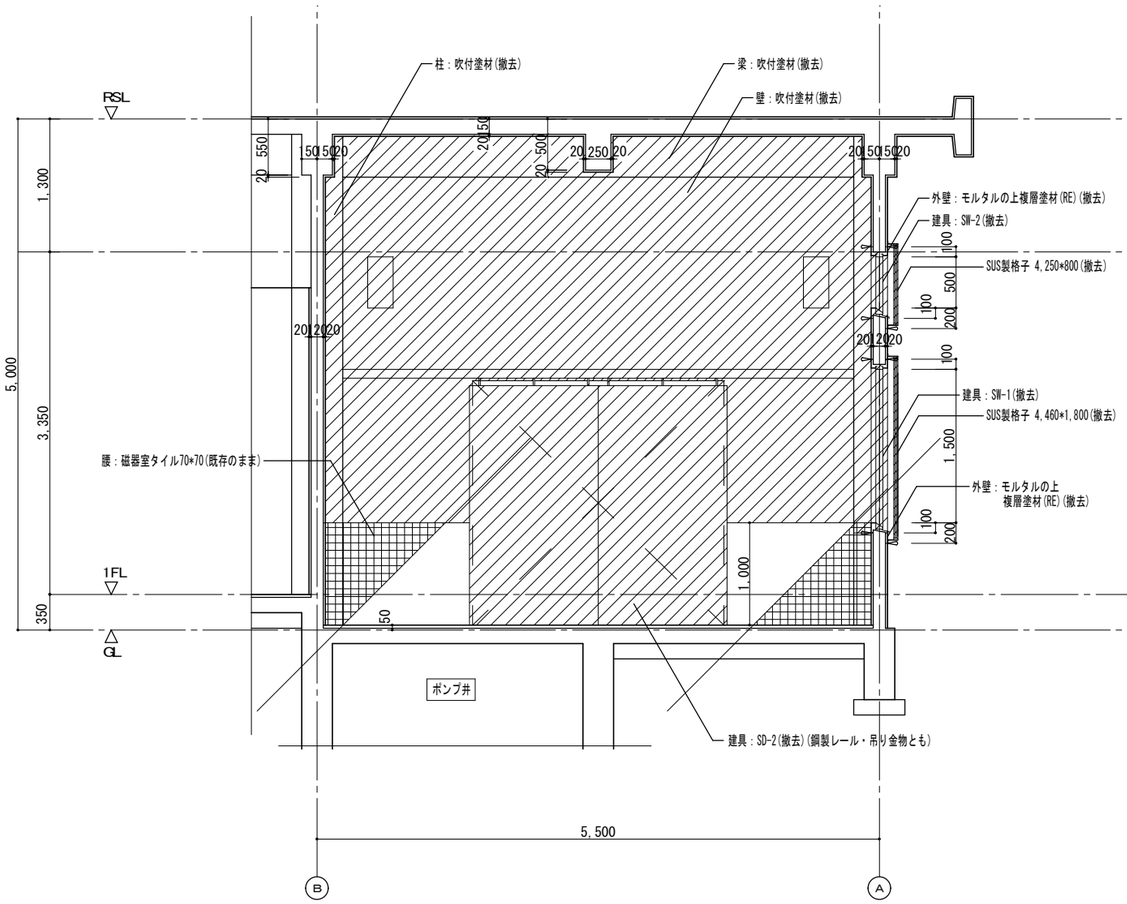

B面展開図　S＝1：30

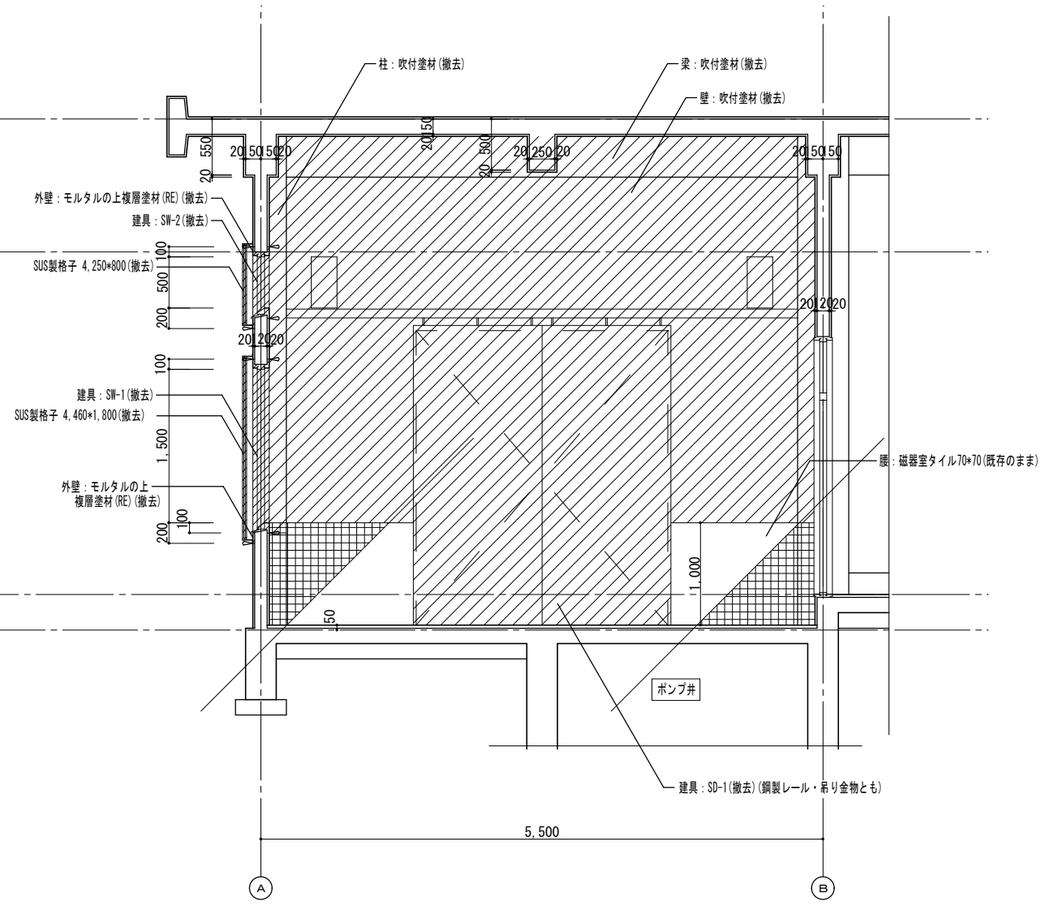

D面展開図　S＝1：30

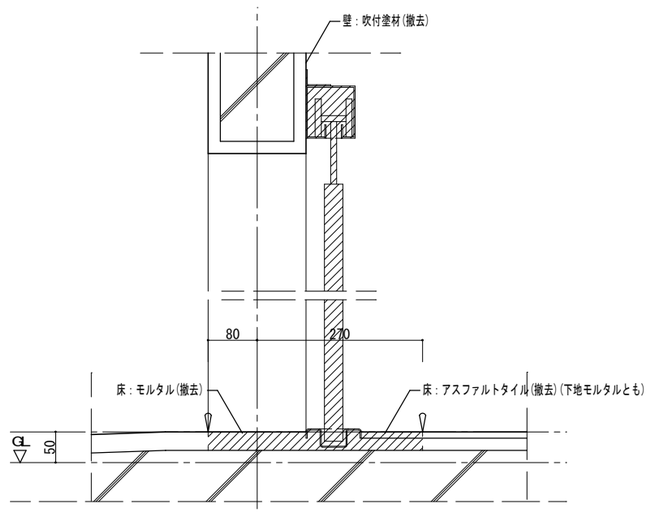

建具(鋼製戸)廻り断面詳細図　S＝1：5

凡例

：撤去範囲を示す（室内柱・梁・壁の吹付塗材については、劣化しぜい弱な部分のみ撤去すること。）

：カッター入れ位置を示す

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場管理本館 ポンプ室詳細図(３)(改修前)		
図面枚数	101 葉中 50	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-50	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

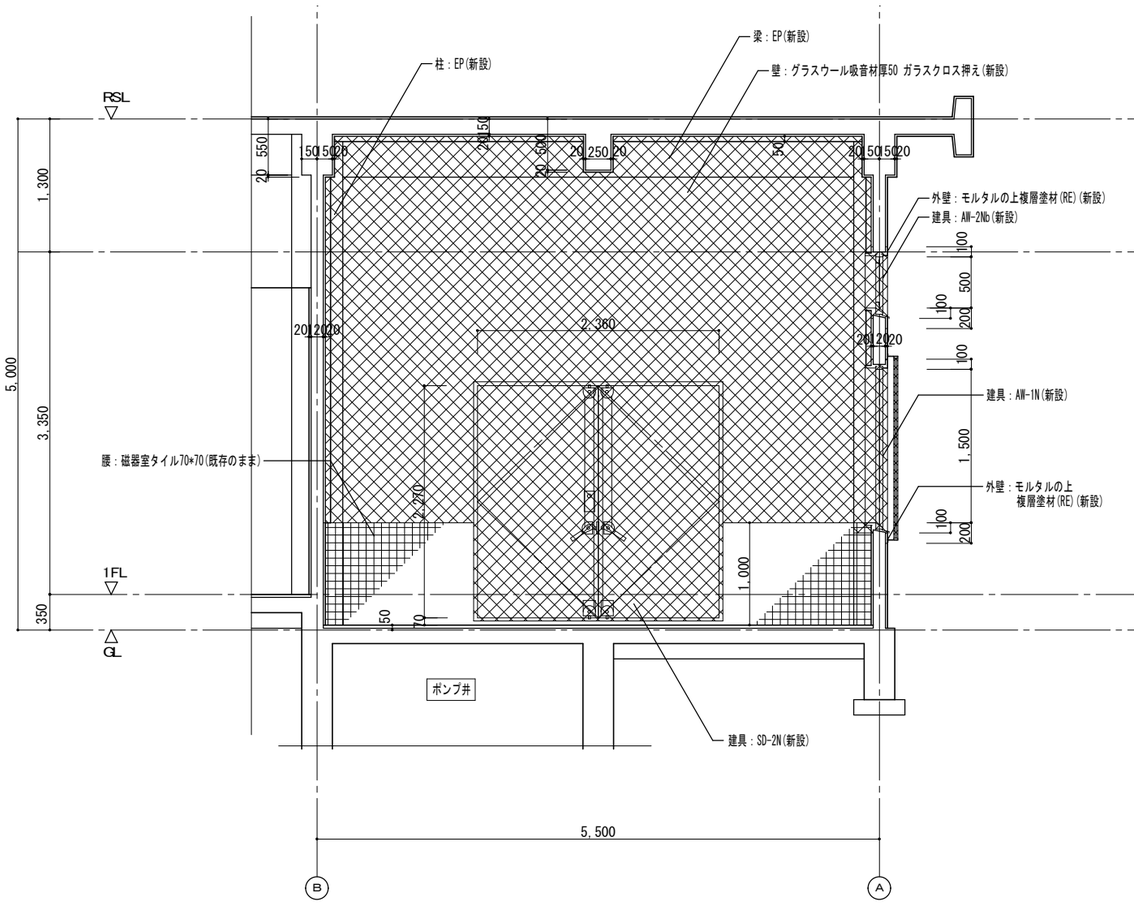

B面展開図　S＝1：30

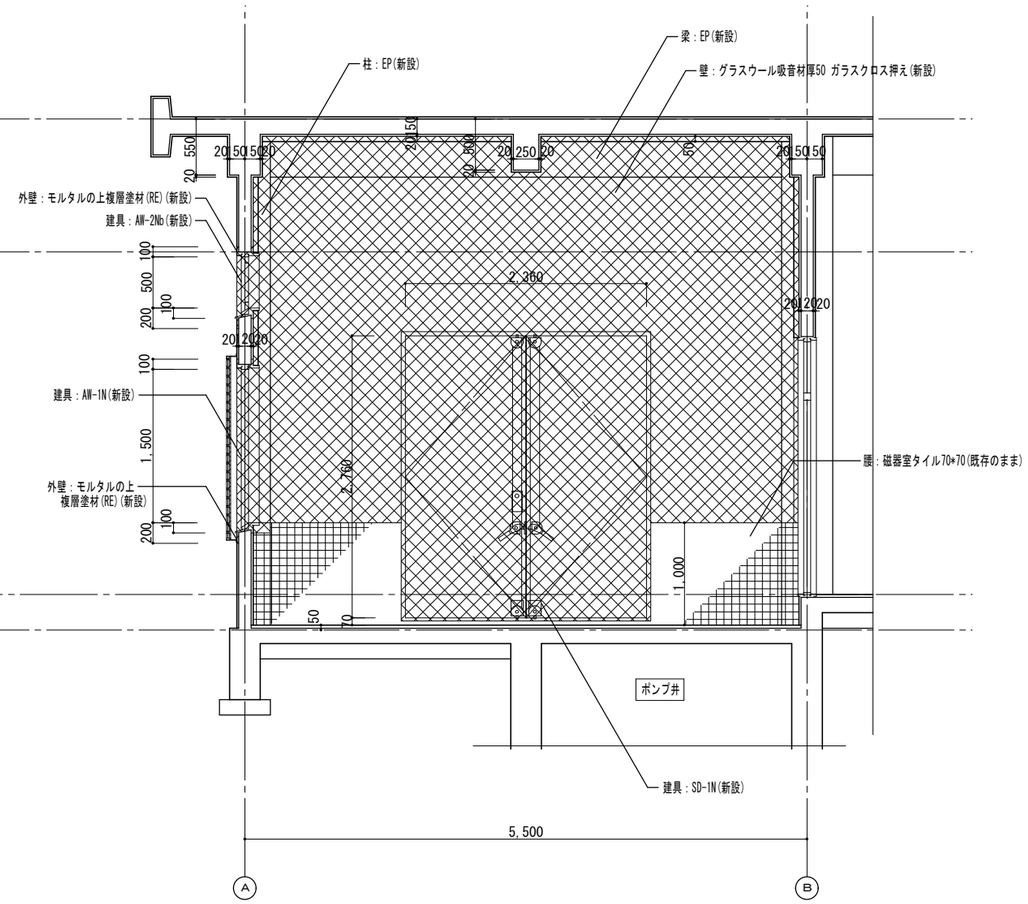

D面展開図　S＝1：30

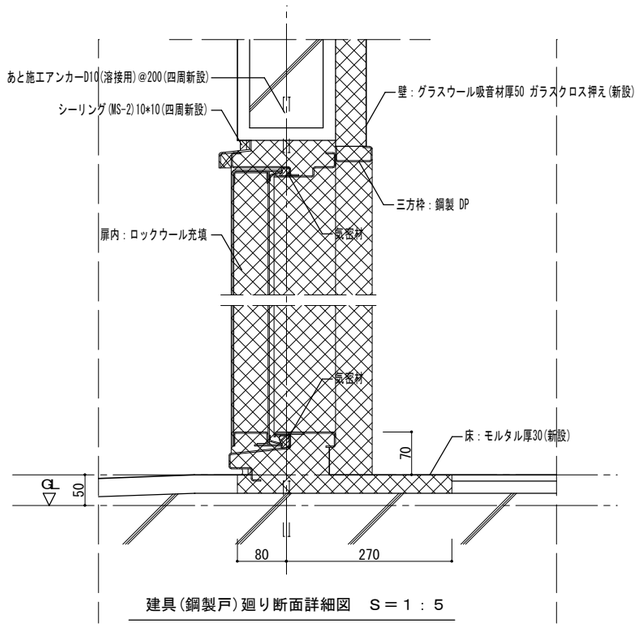

建具(鋼製戸)廻り断面詳細図　S＝1：5

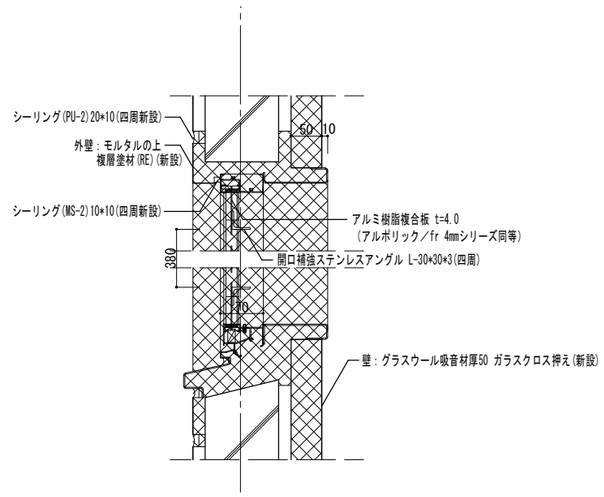

設備用開口廻り断面詳細図　S＝1：5

凡例

▨：新設範囲を示す

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場管理本館 ポンプ室詳細図(３)(改修後)		
図面枚数	101 葉中 51	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-51	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

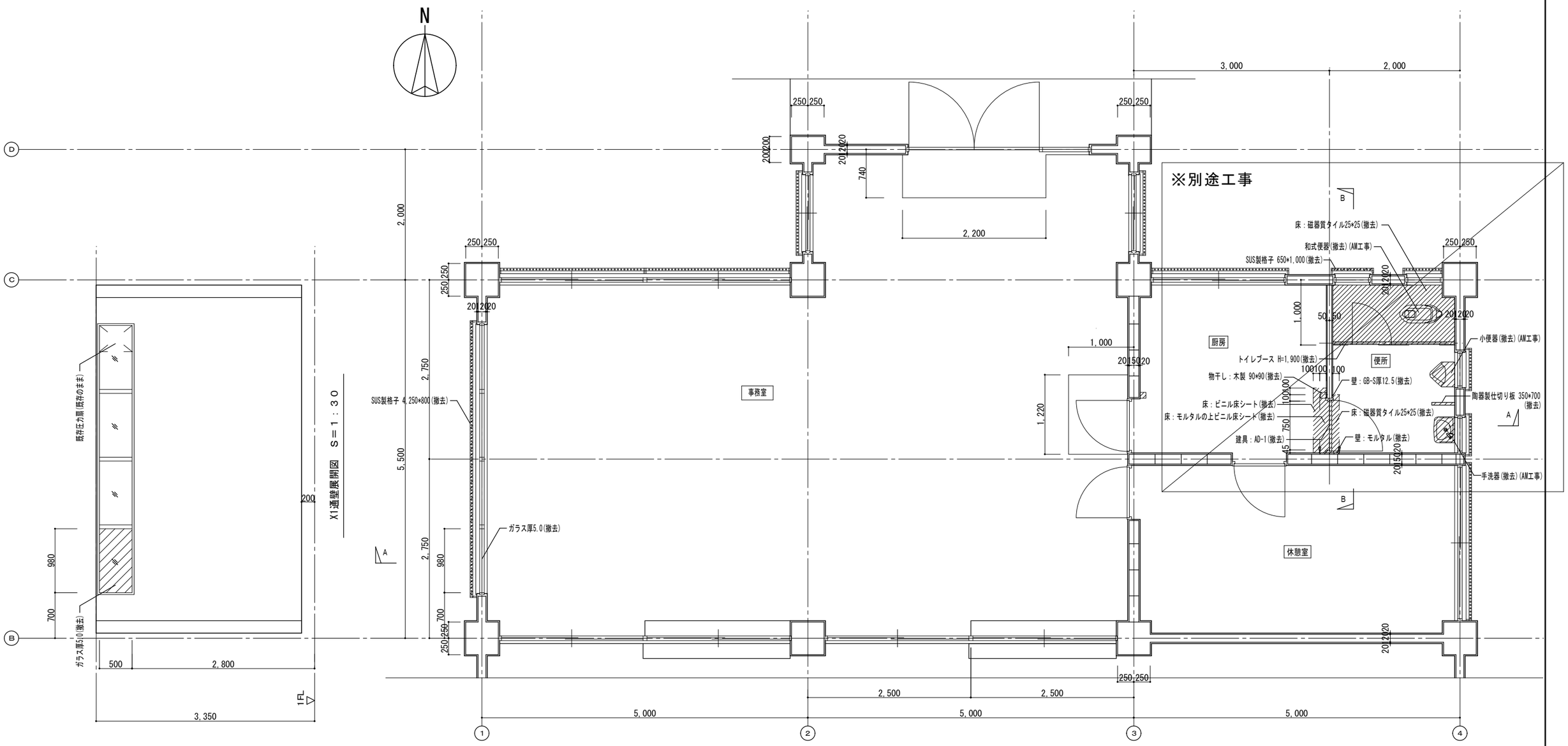

1階平面詳細図　S＝1：30

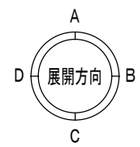

凡例

▨：撤去範囲を示す　◁：カッター入れ位置を示す

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 便所・事務室　平面詳細図(改修前)		
図面枚数	101 葉中 52	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-52	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

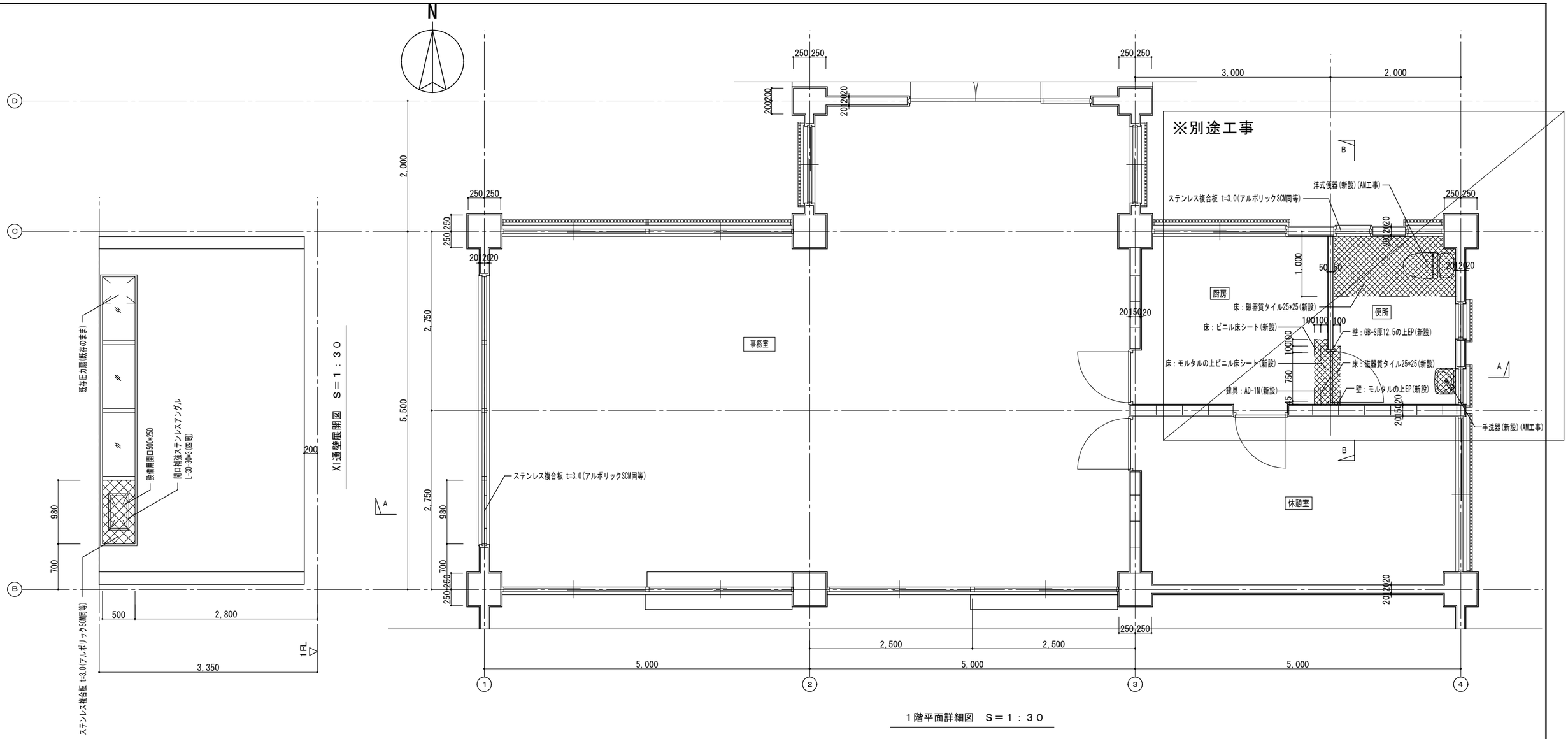

1階平面詳細図　S＝1：30

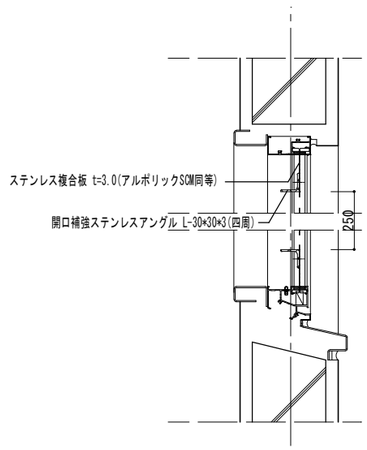

設備用開口廻り 断面詳細図　S＝1：5

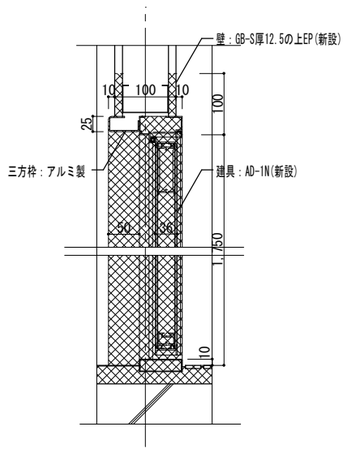

建具(アルミ製戸)廻り 断面詳細図　S＝1：5

凡例

：新設範囲を示す

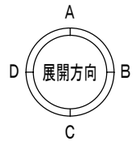

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 便所・事務室　平面詳細図(改修後)		
図面枚数	101 葉中 53	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-53	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

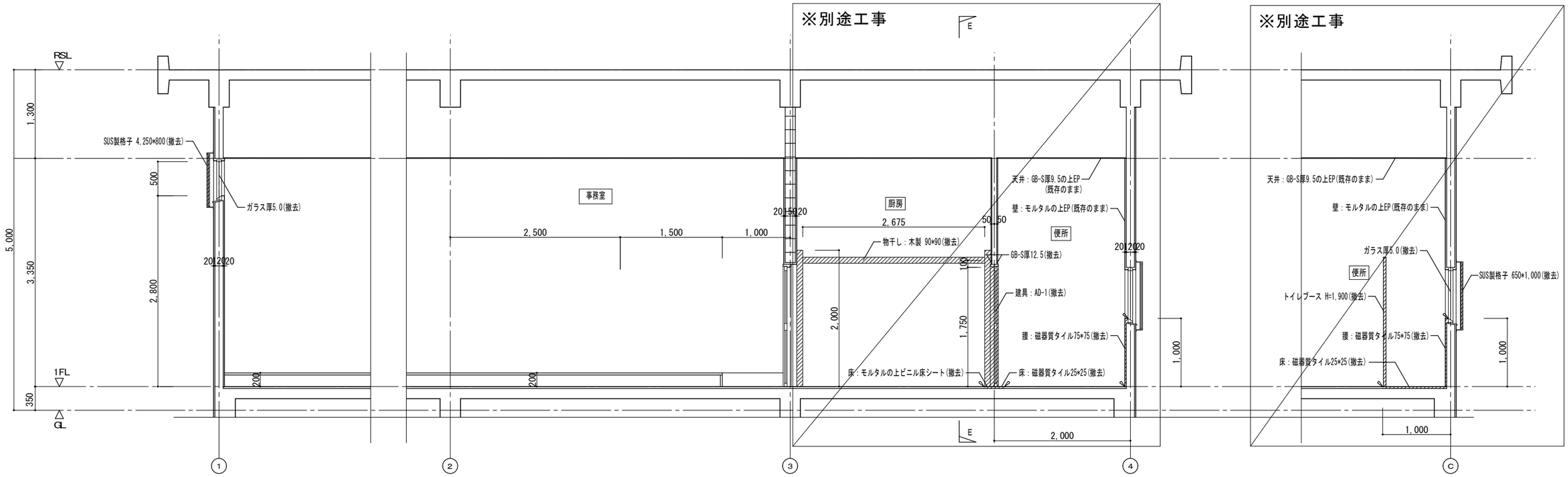

A－A断面図　S＝1：30

B－B断面図　S＝1：30

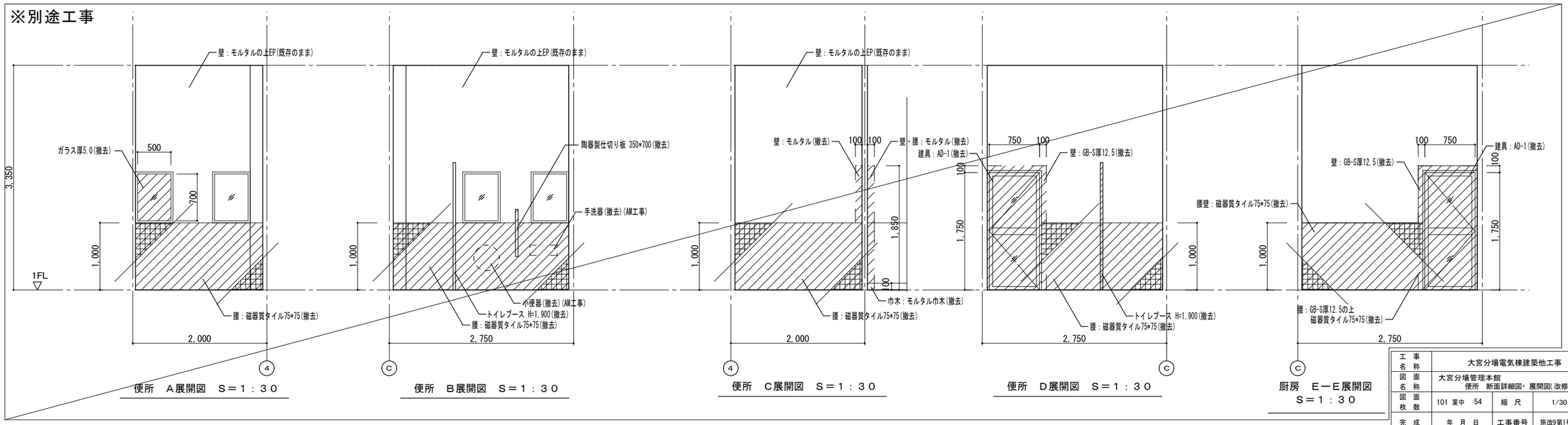

便所　A展開図　S＝1：30

便所　B展開図　S＝1：30

便所　C展開図　S＝1：30

便所　D展開図　S＝1：30

厨房　E－E展開図
S＝1：30

凡例

▨ ：撤去範囲を示す

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場管理本館 便所　断面詳細図・展開図(改修前)		
図面枚数	101 葉中 54	縮尺	1/30
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-54	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

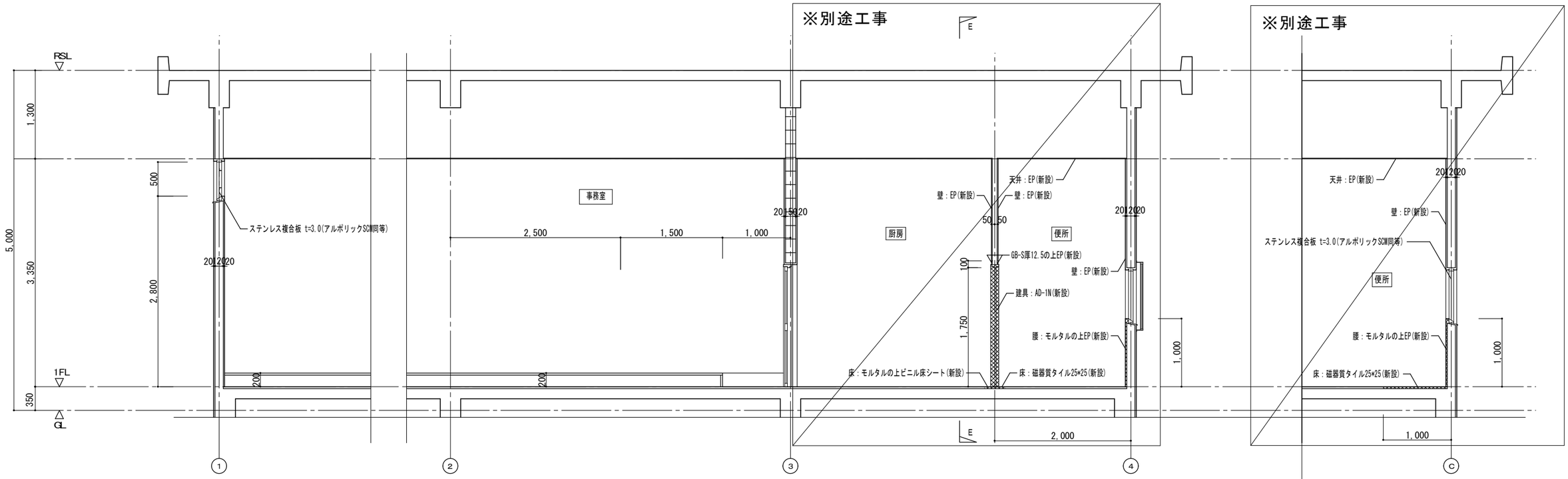

A－A断面図　S＝1：30

B－B断面図　S＝1：30

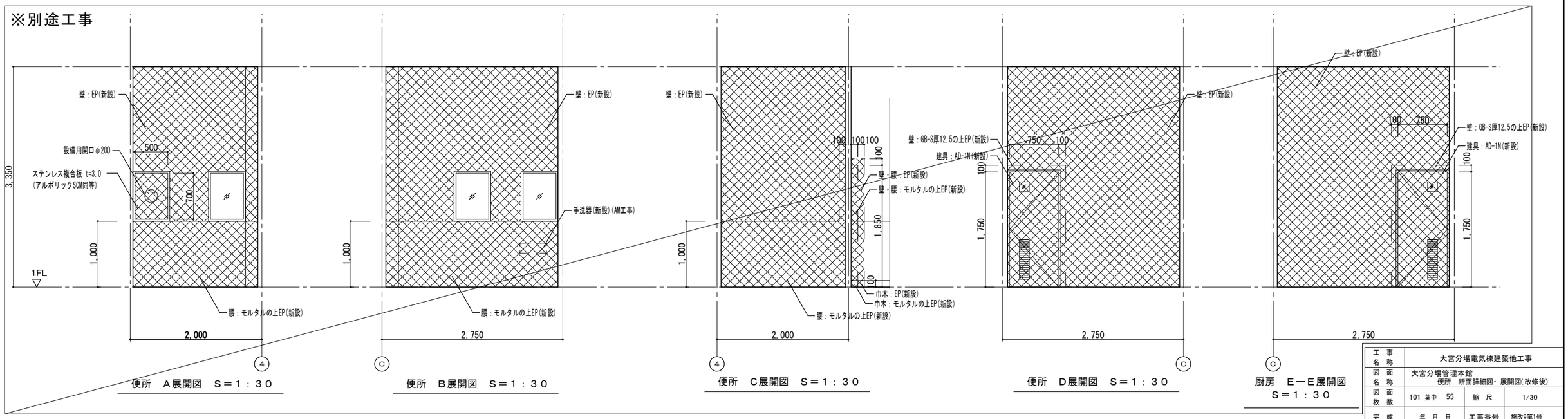

便所　A展開図　S＝1：30

便所　B展開図　S＝1：30

便所　C展開図　S＝1：30

便所　D展開図　S＝1：30

厨房　E－E展開図
S＝1：30

凡例

▨：新設範囲を示す

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場管理本館 便所　断面詳細図・展開図(改修後)		
図面枚数	101 葉中　55	縮尺	1/30
完成	年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-55	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

改修前

記号・名称・個数	SD 1 引き分け戸 (撤去)1	SD 2 引き分け戸 (撤去)1	SW 1 引き違い窓 (撤去)2、(別途工事) 1	SW 2 内倒し窓 (撤去)2、(別途工事) 1	AD 1 片開き戸 (別途工事) (撤去)1		
場　所	ポンプ室	ポンプ室	ポンプ室	ポンプ室	便所		
仕上(枠共)							
建具 枠見込・扉見込	30	30			36		
建具 ガラス(ランマ)	なし	なし	P 6.0	P 6.0	F 5.0		
建具 ガラリ	なし	なし	なし	なし	なし		
建具枠 見込取合　沓摺			70	70	55		
枠記号・沓摺（水切り）記号							
建具金物							
その他					木製枠(三方)		
姿　図	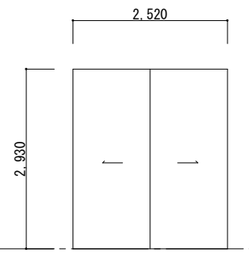	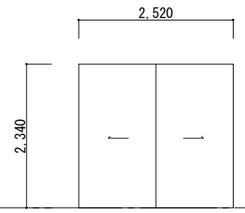	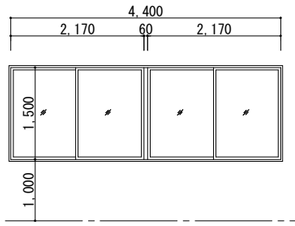	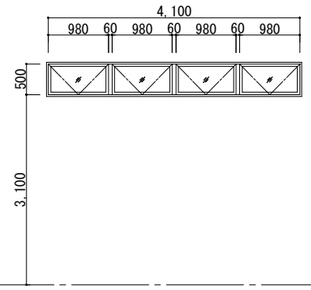	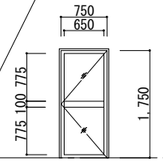		

改修後

記号・名称・個数	SD 1N 両開き戸 (新設)1	SD 2N 両開き戸 (新設)1	AW 1N 引き違い窓 (新設)2、(別途工事) 1	AW 2Na FIX窓 (新設)1	AW 2Nb FIX窓 (新設)1、(別途工事) 1	AD 1N 片開き戸 (別途工事) (新設)1	
場　所	ポンプ室	ポンプ室	ポンプ室	ポンプ室	ポンプ室	便所	
仕上(枠共)	DP	DP	BB-2	BB-2	BB-2	BC-2	
建具 枠見込・扉見込	60	50				36	
建具 ガラス(ランマ)	なし	なし	N6.8	N6.8	N6.8	F 4.0	
建具 ガラリ	なし	なし	なし	なし	なし	4-01-1-Ⅲ型（山形）	
建具枠 見込取合　沓摺	170	160	70	70	70	70	
枠記号・沓摺（水切り）記号	図示	図示	4-51-1 , 4-51-3	4-51-1 , 4-51-3	4-51-1 , 4-51-3	図示	
建具金物	大型丁番、大型上げ落し、面付３点締りハンドル、戸当り、大型DC	大型丁番、大型上げ落し、面付３点締りハンドル、戸当り、大型DC	水切り(60)　額縁(105)	水切り(60)　額縁(105)	水切り(60)　額縁(105)	三方枠(50)、丁番、DC、シリンダ本締り錠	
	三方枠(60)	三方枠(70)	網戸				
その他	気密戸　扉内：ロックウール充填150kg/m3（防音）	気密戸　扉内：ロックウール充填150kg/m3（防音）					
姿　図	耐風圧性：1200Pa 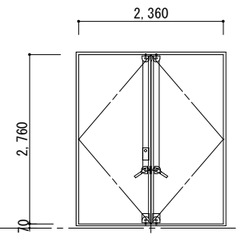	耐風圧性：1200Pa 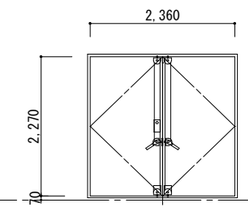	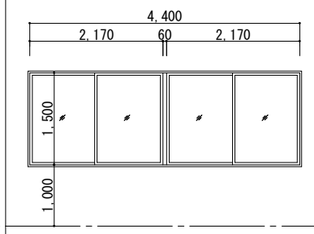	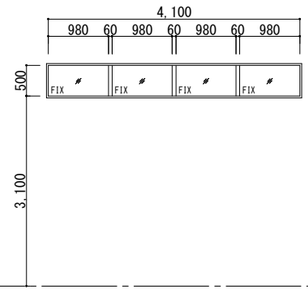	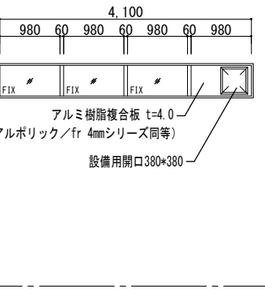	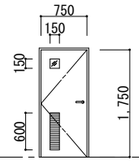	

1. 特記なき限り外部はシリンダ箱錠（内部サムターン）とし内部は本締り付きモノロックとする。
   但し、押板、押棒の場合は、シリンダ本締り錠とする。
2. パイプスペース、ダクトスペースの点検扉の鍵はシリンダ本締り錠（特記なき限り同一キー）とする。
   （内部はサムターン付）
3. 便所等の施錠を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
4. ＡＨ、ＦＨを除きＤＣの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止め（防火戸を除く）をつける。
   壁仕上げボード類等の場合は床付とする。（但し、通行に支障のあるものは除く。）
5. 特記なき限り外部に面するガラリは防鳥網付きとする。
6. アルミニウム製窓の締り金物、排煙口操作レバーの位置は床から１，５００以内とする。
7. 大型、気密鋼製建具はシリンダ本締り錠付きとする。
8. 特記なき限り内部建具ガラリはイ型とする。（枠廻り詳細による。）
9. 特記なき限り鋼製戸の見込みは４０mmとする。
10. 防火戸の位置は建具配置図による。
11. 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行なわないものとする。
12. 階段室の施錠を必要としない箇所は空錠とする。
13. 特記なき限り両開きの防火戸は順位調整器付とする。
14. 特記なき限り扉の取手はレバーハンドルとする。

建具略号

種　別	戸	窓	ガラリ	オーバーヘッドドア	紙障子	ふすま	シャッター	網戸
アルミニウム製	ＡＤ	ＡＷ	ＡＧ	AOD			ＡＳ	ａＷ
鋼　製	ＳＤ	ＳＷ	ＳＧ	SOD			ＳＳ	
鋼製軽量	ＬＤ						ＬＳ	
ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS	
木　製	ＷＤ	ＷＷ	ＷＧ		Ｐ	Ｈ		

ガラス略

Ｆ	型板ガラス
Ｐ	フロート板ガラス
Ｎ	網入型板ガラス
ＮＰ	網入みがき板ガラス

金物略

ＤＣ	ドアクローザー
ＡＨ	オートヒンジ
ＦＨ	フロアヒンジ
ＰＨ	ピボットヒンジ

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場　管理本館 改修建具表				
図面枚数	101 葉中 56	縮尺	1/50		
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-56	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

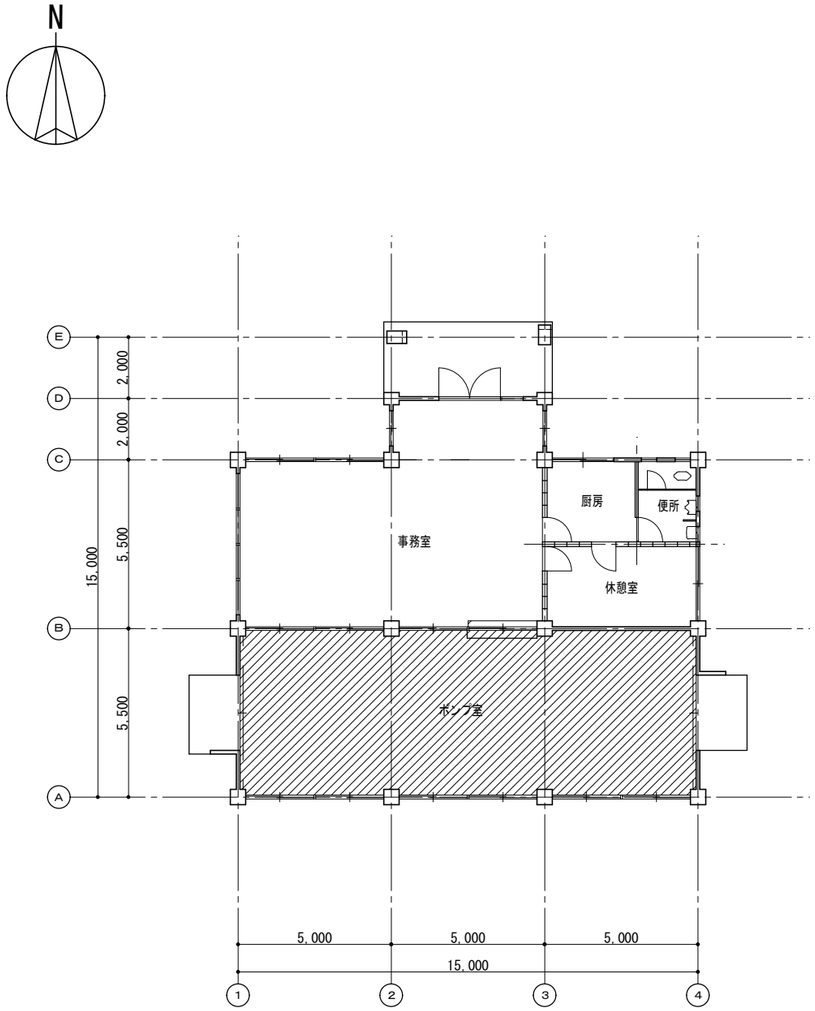

平面図　S=1:100

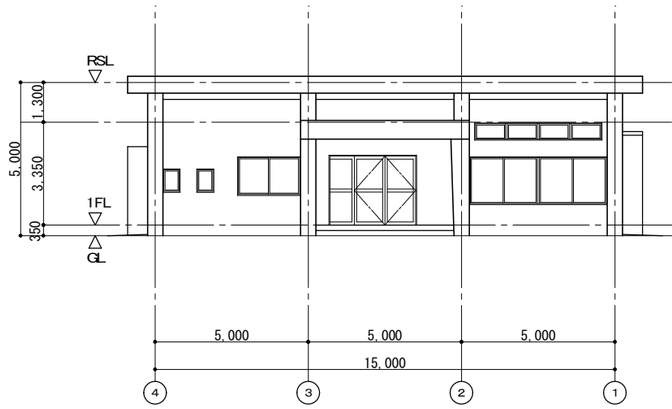

北側立面図　S=1:100

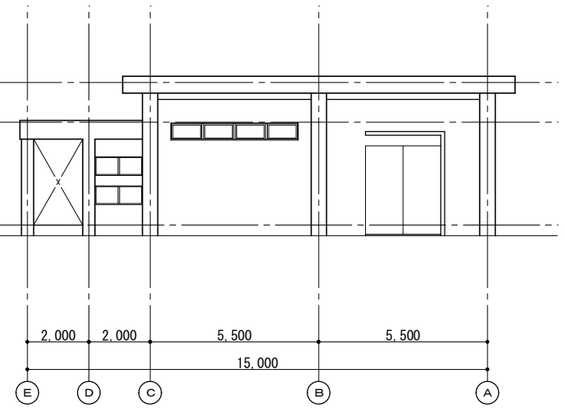

西側立面図　S=1:100

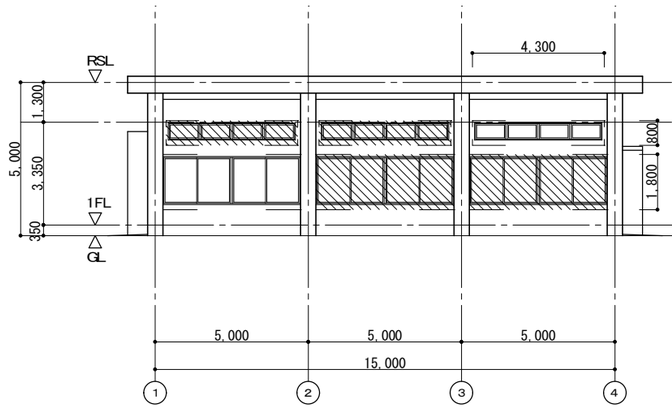

南側立面図　S=1:100

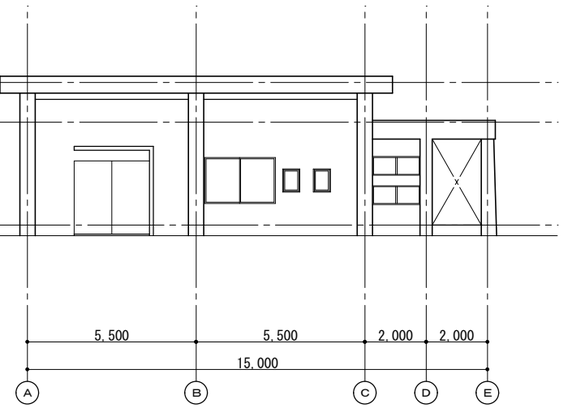

東側立面図　S=1:100

：墨出し（内部改修）範囲　　：墨出し（外壁改修）範囲

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　管理本館 直接仮設図（１）（参考図）		
図面枚数	101 葉中 57	縮尺	1/100
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-57	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

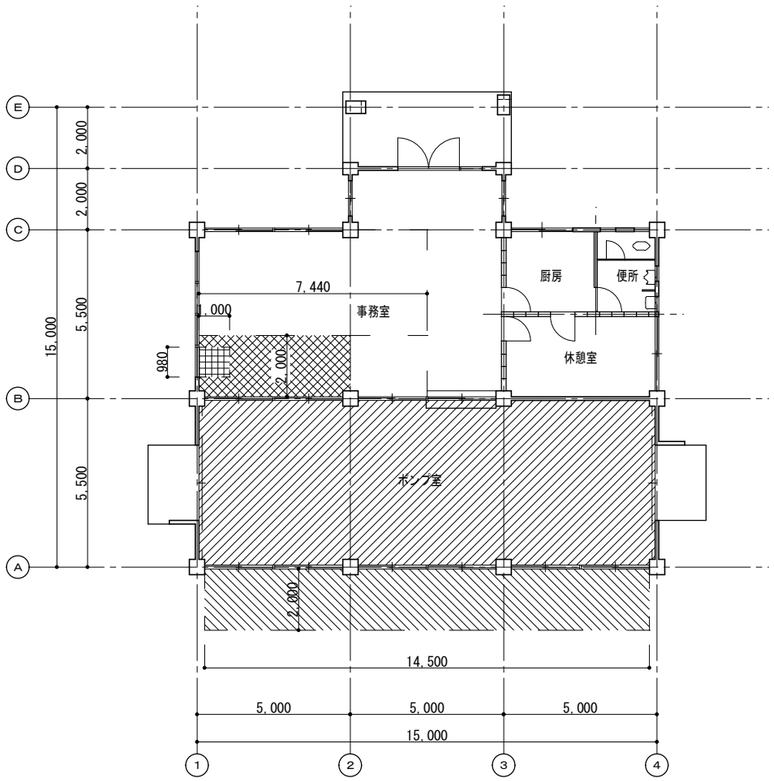

平面図　S=1:100

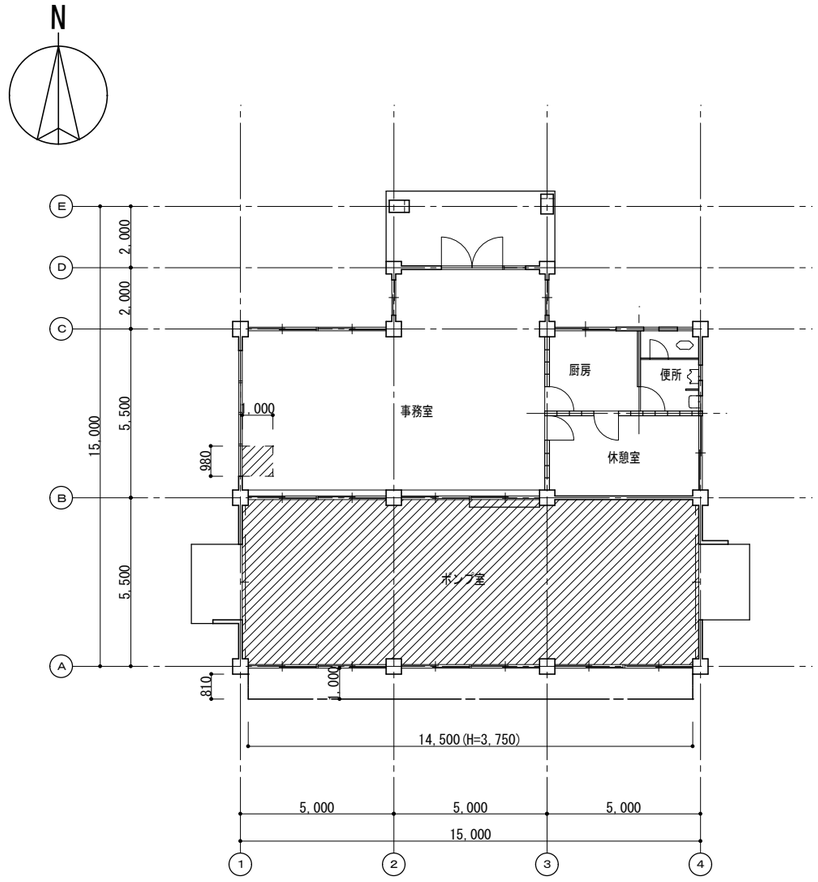

平面図　S=1:100

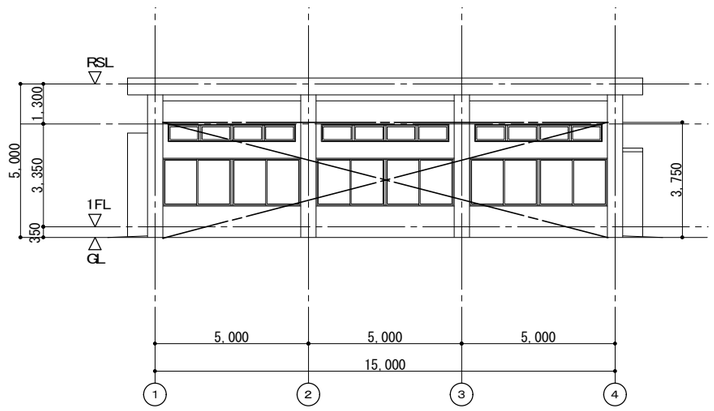

南側立面図　S=1:100

：養生・整理清掃(内部改修)範囲　：養生・整理清掃(外壁改修)範囲　：養生・整理清掃(搬出入路)範囲　：整理清掃(建具改修)範囲

：内部仕上足場
(脚立足場、枠組棚足場)

：枠組本足場(600枠)(養生シート張り)

寸法値(H=0,000)
括弧内数値は枠組本足場の高さを示す

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事			
図面名称	大宮分場　管理本館 直接仮設図(2)(参考図)			
図面枚数	101 葉中 58	縮尺	1/100	
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号	
区画記号	大分-1	千葉県企業局		
整理番号	A-58	施工業者		
所長	次長	課長	設計	製図

工事名称　大宮分場電気棟建築他工事

フレックス工期契約制度

○ 適用する（工事の着手期限日 令和　年　月　日 、工事の終期日 令和　年　月　日）、 ○ 適用しない

留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数

○本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ）作業不能日数：◆日間（工期の始期は令和◆年◆月◆日【着手期限】で算定）
ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ.工事概要

1.工事場所　千葉市若葉区大宮町2114　大宮分場内

2.敷地面積　9,900.43㎡

3.主要用途　水道施設

4.建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(m²)	延べ面積(m²)	備考
倉庫	CB造	1	14.87	14.87	
バイク置場	CB造	1	6.36	6.36	

5.工作物、外構等

Ⅱ.解体工事仕様

1.共通仕様

1)　図面及び本特記仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
・建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版）　（以下、「解体共仕」という）
2)　解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
・公共建築標準仕様書（建築工事編）　（令和7年版）　（以下、「標仕」という）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）　（以下、「改修標仕」という）
・公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年版）　（以下、「木造標仕」という）

2.提出様式

本工事で用いる提出書類の様式は、「県発注・営繕工事関連提出書類等一覧」(下記URL)によるほか、監督職員の指示による。　https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3.特記仕様

1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（ ●印が付かない場合は⊗印の付いたものを適用する。）
3) 特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	○ 1.適用基準等	○ 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ○ デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営建技14号　令和5年3月1日） ○ （　）
	○ 2.工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。　〈1.1.4〉 1)　工事受注時　契約締結後10日以内 2)　登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)　工事完成時　工事完成後10日以内
	○ 3.電気保安技術者	○ 自家用電気工作物、　○ 一般電気工作物　〈1.3.3〉 ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 4.工事電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条第３項により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。　〈1.3.4〉
	○ 5.施工条件	工事用車両の駐車場　⊗ 図示　、○（　）　〈1.3.5〉 資機材の置場所　⊗ 図示　、○（　） ・ ・
	○ 6.発生材の処理	○ 引渡しを要するもの　〈1.3.10〉 名称 ｜ 仕様等 ｜ 備考 ○ 工事現場において再利用及び再資源化を図るもの 名称 ｜ 仕様等 ｜ 備考
	○ 7.ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)　受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)　受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○ 8.安全対策	・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	○ 9.過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	○ 10.環境対策	・受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること。 ・建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること。 ・特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。 ・本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 ・受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	○ 11.工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 12.石綿含有建材の調査	〈1.4.1〉 ・事前調査　： 調査範囲　⊗ 施工範囲内　○ 図示 既存の設計図書　● 有　○ 無 石綿含有建材の調査報告書の貸与　○ 有　● 無 分析による石綿含有建材の調査　● 有　○ 無 分析対象　アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト 分析方法 材料名 ｜ 定性分析方法 JIS A 1481-1 ｜ 定性分析方法 JIS A 1481-2 ｜ 定量分析方法 JIS A 1481-3 ｜ 定量分析方法 JIS A 1481-4 ●吹付セメント ｜ 箇所 ｜ 2 箇所 ｜ 箇所 ｜ 箇所 ○ ｜ 箇所 ｜ 箇所 ｜ 箇所 ｜ 箇所 ○ ｜ 箇所 ｜ 箇所 ｜ 箇所 ｜ 箇所 サンプル数　1 箇所あたり3 サンプル 採取箇所　○　図示、○（　）
	○ 13.技能士	一級技能士又は単一等級の資格を有する者の配置　〈1.6.2〉 ○適用する（ 職種：とび　、作業の種別：仮設工事とび作業　） ○適用しない
	○ 14.施工数量調査	〈1.5.2〉 調査範囲　⊗ 図示、○（　） 調査方法　⊗ 図示、○（　）
	○ 15.中間検査	・回数　：（　）回 ・実施時期：（　完了時）
	○ 16.中間検査の指定対象工事	本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○ 17.創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項につて、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	○ 18.完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書 ｜ 仕様 ｜ 部数 ○ 図面 ｜ 解体後の残存物及び設備引込み位置が分かる図面 ｜ ○ 1 部 ○ 部 ○ 工事関係図書 ｜ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ｜ ○ 1 部 ○ 部 ○ 電子成果品 ｜ CD-RまたはDVD-R ｜ ○ 2 部 ○ 部
	● 19.その他	その他一般共通事項については、建築工事特記仕様書（１）による。
2 仮設工事	※建築工事特記仕様書（１）による。	
	○ 1.騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策：　〈2.2.1〉 ○ 防音パネル　○ 防音シート　○ 養生シート 設置の範囲： ⊗ 図示　○（　）
	○ 2.足場等	〈2.2.2〉 枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和 5年 12月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2(1)手すり据置き方式、又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。 また、別紙2「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。
	○ 3.監督職員事務所	〈2.3.1〉 ・監督職員用のスペース　： 規模(㎡)：　○ 10程度、○ 20程度、 ○ 35程度、○ 65程度、○ 100程度、○（　）程度 ・備品等の種類及び数量 ○　書棚、○ 図面架、　○ 見本棚、○ 机及びいす、○　更衣ロッカー（　）、 ○　ゴム長靴（　）、　○ 雨合羽（　）、○ヘルメット（　）、○　墜落制止用器具（　）
	○ 4.工事用水	構内既存の施設　⊗ 利用できない、○　利用できる（⊗　有償、　○ 無償）
	○ 5.工事用電力	構内既存の施設　⊗ 利用できない、○　利用できる（⊗　有償、　○ 無償）
	○ 6.仮囲い等	仮囲い　⊗ 成型鋼板（H=　m、L=　m） ○（　） 出入口　○ シートゲート　（W=　m、H=　m） ○ キャスターゲート（W=　m、H=　m） ○（　）
	○ 7.仮設通路	○　鋼板敷き（長さ6.0m、幅1.5m、厚さ22mm、　枚） ○（　）
	○ 8.交通誘導員	配置人数　：（　）人 配置期間　：（　） 配置場所　：（　）

章	項目	特記事項
3 解体施工	○ 1.事前措置	浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等　〈3.2.1〉 ・事前回収、洗浄、消毒等の措置 ○　実施済　○　未実施（工事にて実施） ｵｲﾙﾀﾝｸ、ｵｲﾙｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ及び配管内 ・事前回収、洗浄等の措置 ○　実施済　○　未実施（工事にて実施）
	○ 2.杭	〈3.9.2〉 ・杭の解体工法　： ○　引抜き工法（引抜いた杭の処理　⊗ 図示、○　） ○　破砕による解体 ・撤去孔埋戻し工法　： ⊗　図示、　○（　）
	● 3.樹木等	〈3.11.1〉 ・樹木の伐採抜根及び移植の範囲　： ⊗　図示 ○　（　）
	● 4.地下埋設物及び埋設配管	〈3.12.1〉 ・地下埋設物及び埋設配管の解体の範囲　： ⊗　図示 ○　（　）
	○ 5.設備機器等	〈3.2.1〉 ・解体事前処理（油類タンク）　： ○　機械設備図による。 ○　解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油が無いことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ○　燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 ・解体事前処理（冷媒）　： 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器 ○　機械設備図による。 ○　（　） 冷媒を回収した後撤去を行う機器 ○　機械設備図による。 ○　（　）
	○ 6.さく、照明設備等の付属物	〈3.10.1〉 ・さくの撤去範囲　： ⊗　図示 ○　（　） ・電柱の撤去範囲　： ⊗　図示 ○　（　） ・外灯の撤去範囲　： ⊗　図示 ○　（　）
	● 7.解体後の整地	〈3.13.1〉(22.9.2) ・解体後の埋戻し及び盛土　： 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 整地高さ ●　現状GL　、○　図示 埋戻し及び盛土の材料 ○　山砂の類、○　他現場の建設発生土の中の良質土、　○　再生コンクリート砂 ●　場内存置の建設発生土 ・表層の砂利敷き　： ○　B種　、○（　）

章	項目	特記事項
4 建設廃棄物処理	● 1.共通事項	1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含め、各 1部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1 年間保存しておくこと。 ・作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基き、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃業物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃業物処理契約書を締結し、「建設廃業物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、 1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)建設廃業物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D票及び E票を提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 4)以下の項目の数量については、積算のための参考数量を示す。
	○ 2.路盤廃材	数量 ｜ 搬出先 ｜ 片道運搬距離 ｜ 処分方法 ｜ 備考 ○ 路盤廃材 ｜ t ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ｜
	● 3.再資源化等	※建築工事特記仕様書（8）による。　〈4.4.1〉 数量 ｜ 搬出先 ｜ 片道運搬距離 ｜ 処分方法 ｜ 備考 ○ コンクリート塊（無筋） ｜ t ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ｜
		○ コンクリート塊（有筋） ｜ t ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ｜
		○ アスファルト塊 ｜ t ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ｜
		○ 木材 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 金属類 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 小形二次電池(指定再資源化製品) ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ (指定再利用促進製品) ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 蛍光ランプ ＨＩＤランプ ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 硬質ポリ塩化ビニル管・継手 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ ガラス ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 廃石膏ボード ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 混合廃棄物 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ 建設汚泥 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○ カッター汚泥 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜
		○
		○
		○
		○
		○ スクラップ控除 ｜ t ｜ ／ ｜ km ｜ ⊗ 有価物処理 ｜
		○ 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
	○ 4.産業廃棄物広域認定制度	〈4.4.2〉 規格等 ｜ 備考 ○ 鉛蓄電池 ｜ ｜ ○ アルカリ蓄電池 ｜ ｜ ○ ｜ ｜
	○ 5.処理に注意を要する建設廃棄物	〈4.5.1〉 数量 ｜ 搬出先 ｜ 片道運搬距離 ｜ 処分方法 ｜ 備考 ○ 石綿含有石膏ボード ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ○ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ｜
		○ ひ素,カドニウム含有石膏ボード ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ○ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ｜
		○ CCA処理木材 ｜ m³ ｜ 都市 町地先 ｜ km ｜ ⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ｜

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	解体工事特記仕様書（１）		
図面枚数	101葉中59	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ── 1	千葉県企業局	
整理番号	A-59	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

章	項目	特記事項
5 特別管理産業廃棄物処理	● 1. 施工調査	〈5.1.2〉 1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 2)特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 3)調査結果は調書にまとめ、監督職員に提出する。
	○ 2. 分析調査	〈5.1.2、〈5.4.1〉 ・種類　：

分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考
○ PCBを含む機器の微量PCBの分析調査	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○ PCB 含有シーリング分析調査(第一次判定)	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○ PCB 含有シーリング分析調査(第二次判定)	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	

○ 3. 特別管理産業廃棄物の処理　〈5.4.1〉

特別管理産業廃棄物の種類	備考
○ 廃石綿等	
○ 廃油	
○ 廃酸/廃アルカリ	
○ ダイオキシン類	
○	
○	
○	
○	

○ 4. PCB を含む機器類　〈5.4.1〉
・引渡しを要する機器類　：
○（　　）

○ 5. PCB 含有シーリング材　〈5.4.1〉
・除去処理工事　：
除去範囲 ⊠ 図示、○（　　）
撤去方法　「標準施工要領書（日本シーリング工事業共同組合連合会/日本シーリング材工業会」による。
・処理　：
飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、引渡しを行う。

○ 6. ダイオキシン類　〈5.4.1〉
・サンンプリング調査　○ 行う　○ 行わない
・廃棄物の焼却施設の解体　：
解体方法　（　　）
処分方法　（　　）

章	項目	特記事項
6 石綿含有建材の除去等	○ 1. 石綿粉じん濃度測定	〈6.1.3〉 ・石綿粉じん濃度測定　： 測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各処理作業室ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計　点
○	測定 2		調査対象室外部の付近	計　点
○	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計　点
○	測定 4		セキュリティゾーン入口	計　点
○	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 計　点
○	測定 6		処理作業室外 ○ 施工区画周辺 ○ 敷地境界	計　点
○	測定 7	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　点
○	測定 8	処理作業後シート撤去後1 週間以降	処理作業室内	計　点
○	測定 9		調査対象室外部の付近	計　点

測定方法
○ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○ 測定 4 ○ 測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じん濃度を迅速に測定できる機器にて測定

○ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
○ 測定 4 ○ 測定 5	25	5	30
○ 測定	47	10	120
○ 測定	47	10	240
○ 測定			

○ 2. 石綿含有建材の処理(1)　〈6.3.1～3〉〈6.4.1～3〉〈6.5.1～3〉

○ 石綿含有吹付け材等（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合含む）の除去

除去対象範囲	⊠ 図示　　、○
除去工法	⊠ 解体共仕6.3.2による､○
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止	⊠ 湿潤化　　、○ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分	○ 埋立処分（管理型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○ 石綿含有保温材等の除去

除去対象範囲	⊠ 図示　　、○
除去工法	⊠ 手ばらし　、○ 破壊して除去
除去した石綿保温材等の飛散防止	⊠ 湿潤化　　、○ 固形化
除去した石綿含有保温材等の処分	○ 埋立処分（管理型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去

除去対象範囲	⊠ 図示　　、○
除去した石綿含有成形板の処分（石綿含有せっこうボード）	⊠ 埋立処分（管理型最終処分場）
除去した石綿含有成形板の処分（上記を除く石綿含有成形板）	○ 埋立処分（安定型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
飛散防止のための養生方法	○ ビニールシート等による養生を行う ○

○ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去

除去対象範囲	⊠ 図示　　、○
飛散防止のための養生方法	○ ビニールシート等による養生を行う ○ 隔離養生（負圧不要）
除去した石綿含有成形板の処分	○ 埋立処分（安定型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・隔離養生（負圧不要）を行う場合の範囲　⊠ 図示　　○（　　）

○ 3. 石綿含有建材の処理(2)　〈6.6.1～4〉
・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去　：

除去対象範囲	⊠ 図示、○
着工前の試験施工	⊠ 行う、○ 行わない
除去工法	○ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ○ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ○ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度） ○ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上） ○ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ○ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ○ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度） ○ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上） ○ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
備考	1)作業区画や立入禁止範囲を明確に定め、石綿くずや石綿を含有する飛沫の飛散等を防止するために、作業区画の床面、壁面及び必要に応じて天井面にプラスチックシート（ビニルシート）等による養生を行うこと。 作業区画の隔離は、湿潤状態に保ちながら行うこと。 2)剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しないこと。 3)水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないよう全て回収すること。 回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

・除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分　：
○ 埋立処分（安定型最終処分場）
○ 埋立処分（管理型最終処分場）
○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

章	項目	特記事項
7 特殊な建設副産物の処理	○ 1. 施工調査	〈7.1.3〉

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	

○ 2. 回収又は処分　〈7.3.1〉
・回収又は処分を行う特殊な建設副産物の種類　：

建設副産物の種類	回収又は処理等
○ フロン	登録を受けた回収業者に回収委託
○ 建材用断熱材フロン	焼却による破壊処理
○ ハロン	ハロン消火設備設置業者等に処理委託
○ イオン化式感知器	製造業者等に処理委託
○ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス	製造業者等に処理委託
○ PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スロホン酸）/	処理業者に処理委託
○ 特定化学物質	処理業者に処理委託
○ その他の特殊な建設副産物	

章	項目	特記事項

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	解体工事特記仕様書（2）		
図面枚数	101葉中60	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局	
整理番号	A-60	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

仕上表

	床		腰		外壁		屋根		庇上端		庇はな		庇軒天	
外部	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上
	C	モルタル	C	CIT放し	CB	モルタルの上 セメント吹付	C	防水モルタル	C	防水モルタル	C	防水モルタル	C	モルタルの上 セメント吹付
内部	床		巾木		壁		天井							
	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上
	C	モルタル			CB	モルタル	C	モルタル						

略号 C: コンクリート
CB: コンクリートブロック

※倉庫内残置物について、産業廃棄物処分のこと。

各部配筋

屋根床版	φ9@250 ダブル(タテ・ヨコ共)
壁	タテ : φ9@400 ヨコ : φ9@600
壁(開口廻り) (各2本ずつ)	タテ : φ13 ヨコ : φ13 ナナメ : φ13
土間床版	φ9@250 ダブル(タテ・ヨコ共)

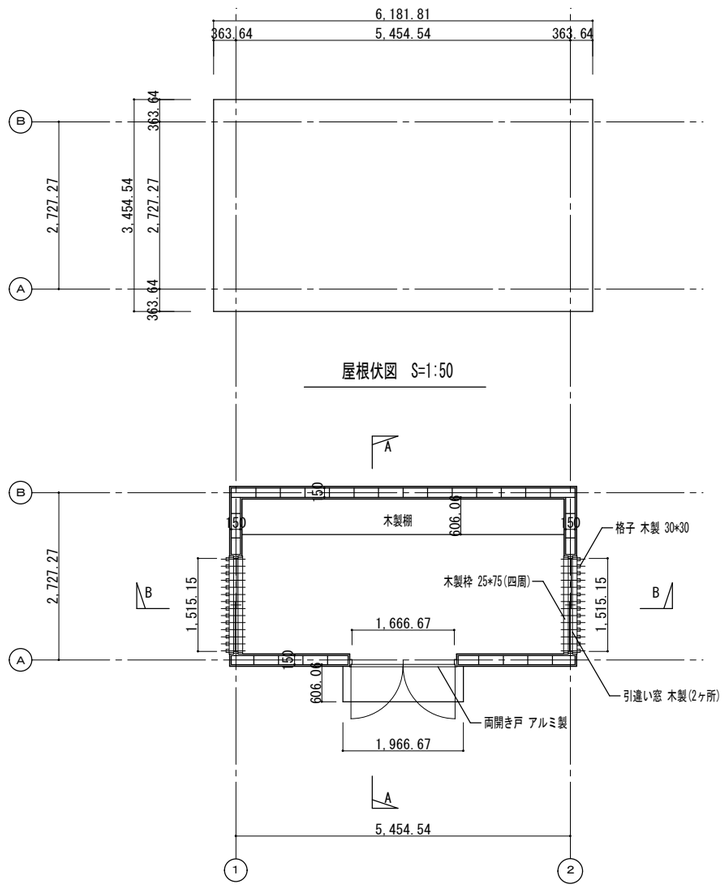

屋根伏図 S=1:50

平面図 S=1:50

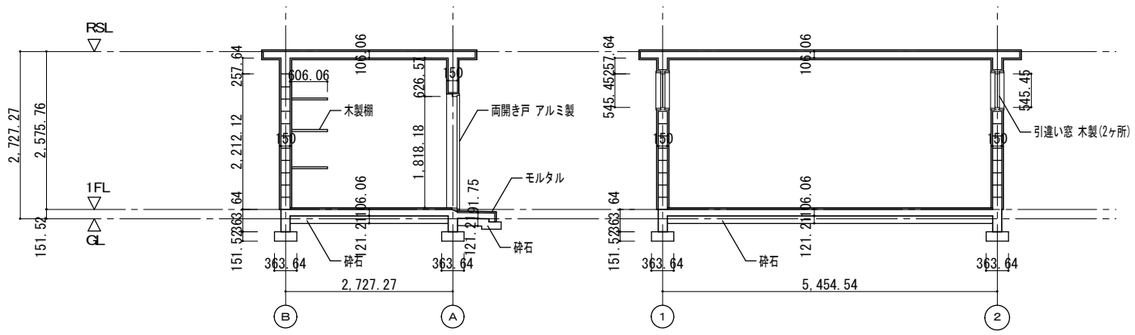

A－A断面図 S=1:50

B－B断面図 S=1:50

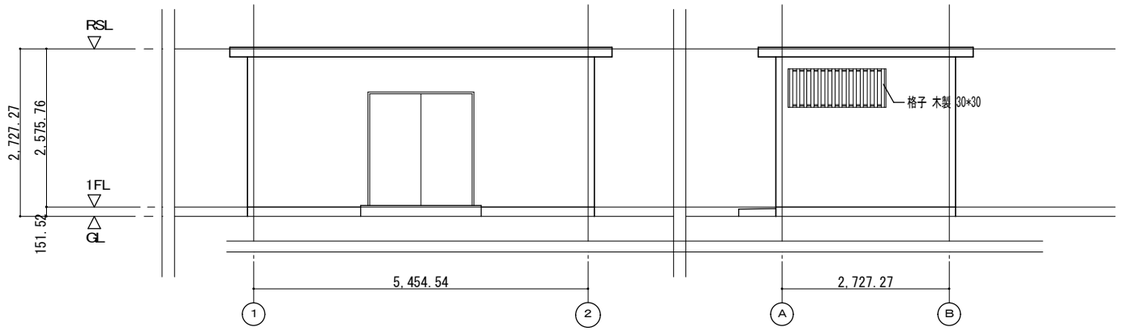

東側立面図 S=1:50

北側立面図 S=1:50

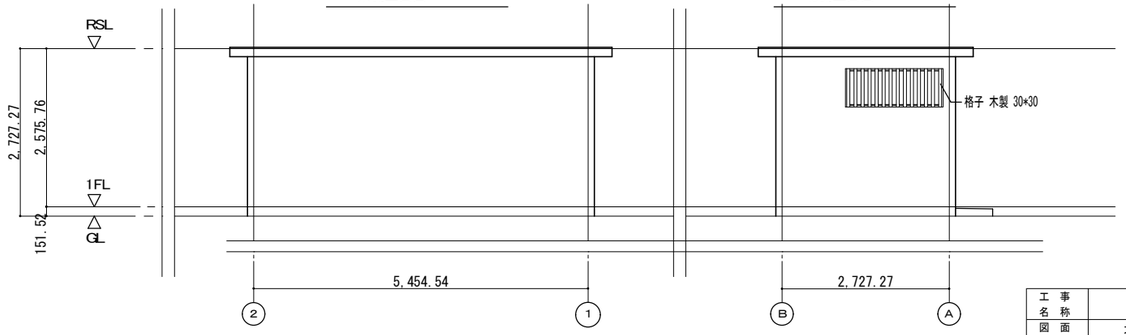

西側立面図 S=1:50

南側立面図 S=1:50

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場 倉庫 仕上表,平・立・断面図		
図面枚数	101 葉中 61	縮尺	1/50
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-61	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

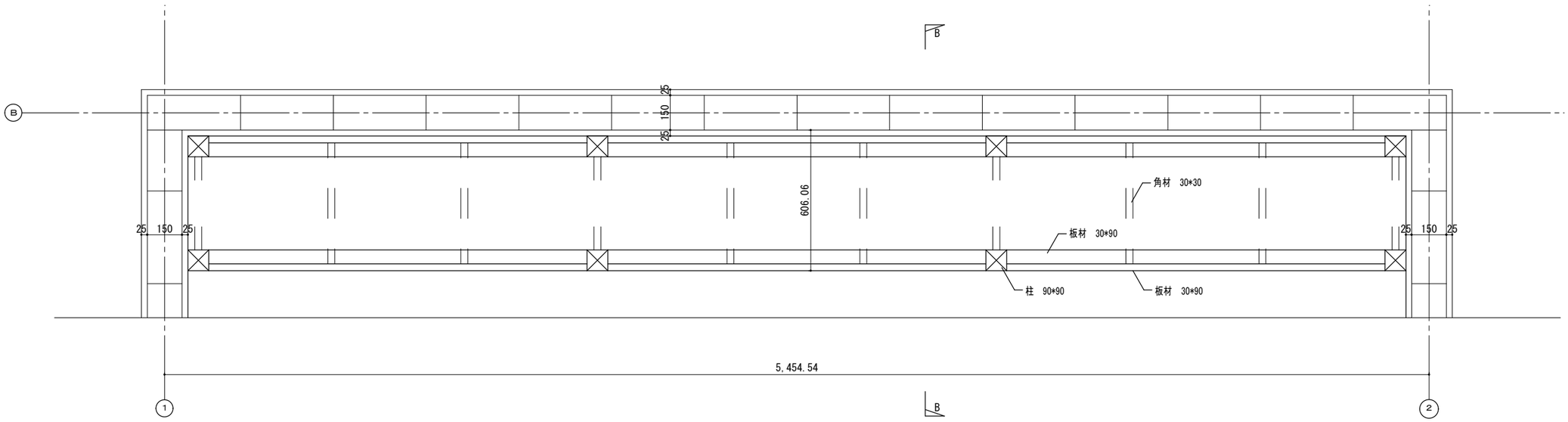

A－A平面図 S=1:10

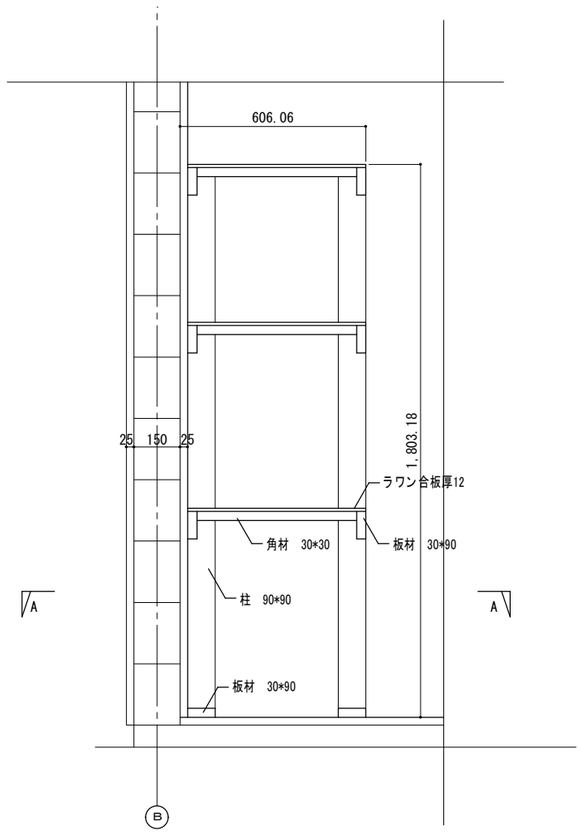

B－B断面図 S=1:10

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場 倉庫 木製棚詳細図		
図面枚数	101 葉中 62	縮尺	1/10
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-62	施工業者	

所長		次長		課長		設計		製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

仕上表

	床		腰		外壁		屋根		庇上端		庇はな		庇軒天	
外部	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上
	C	C直均し	C	C打放し	CB	セメント吹付	-	折板屋根(カラー鉄板)						

	床		巾木		壁		天井							
内部	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上
	C	C直均し			CB	CB表し	-	折板屋根表し						

略号 C: コンクリート
CB: コンクリートブロック

※バイク置場内残置物について、産業廃棄物処分のこと。

各部配筋

壁　タテ：φ13@400
　　ヨコ：φ10@600

壁(開口廻り)　タテ：φ13
(各2本ずつ)　ヨコ：φ13

土間床版　φ10@300(タテ・ヨコ共)

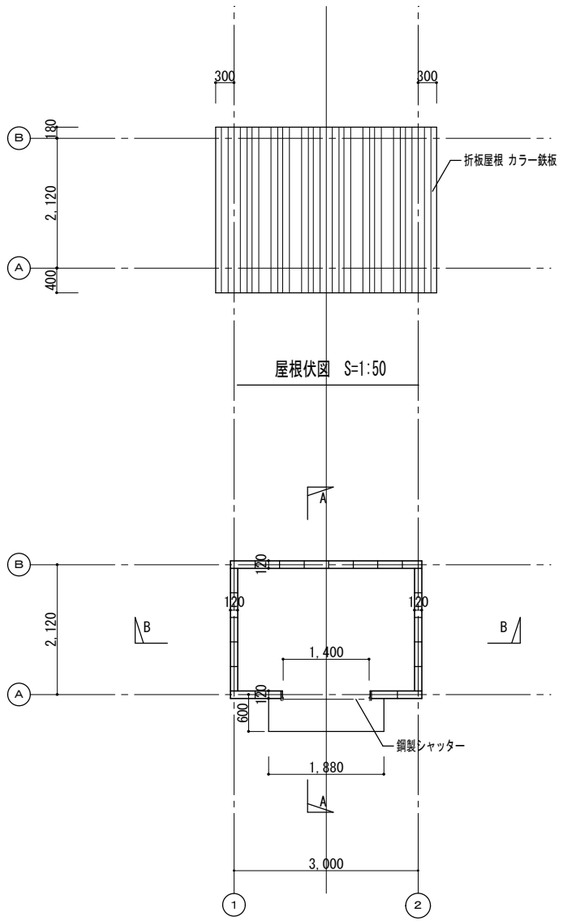

屋根伏図 S=1:50

平面図 S=1:50

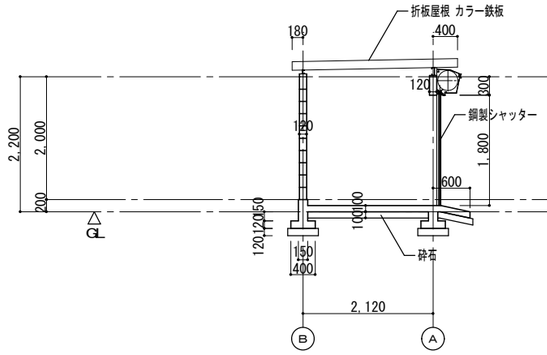

A－A断面図 S=1:50

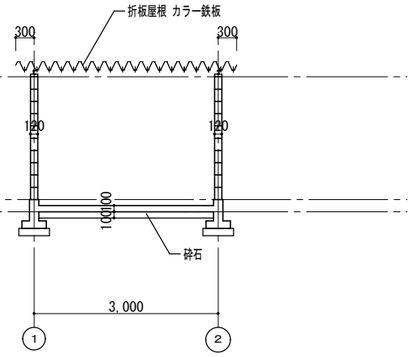

B－B断面図 S=1:50

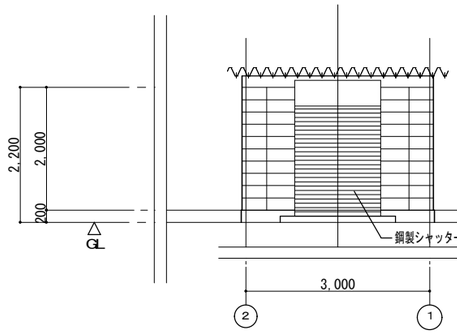

南側立面図 S=1:50

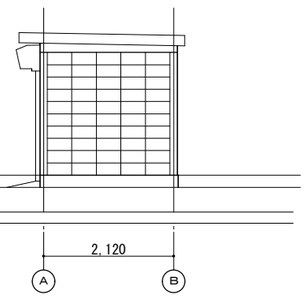

東側立面図 S=1:50

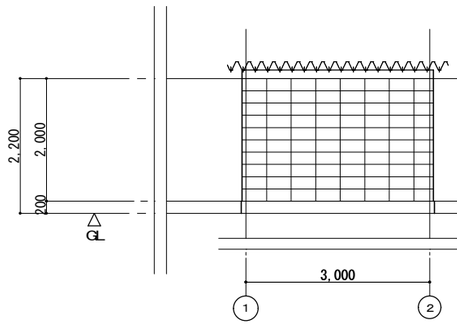

北側立面図 S=1:50

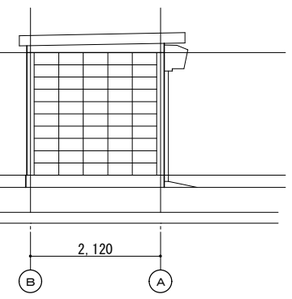

西側立面図 S=1:50

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	大宮分場　バイク置場 仕上表,平・立・断面図		
図面枚数	101 葉中 63	縮尺	1/50
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分-1	千葉県企業局	
整理番号	A-63	施工業者	

所長		次長		課長		設計		製図	

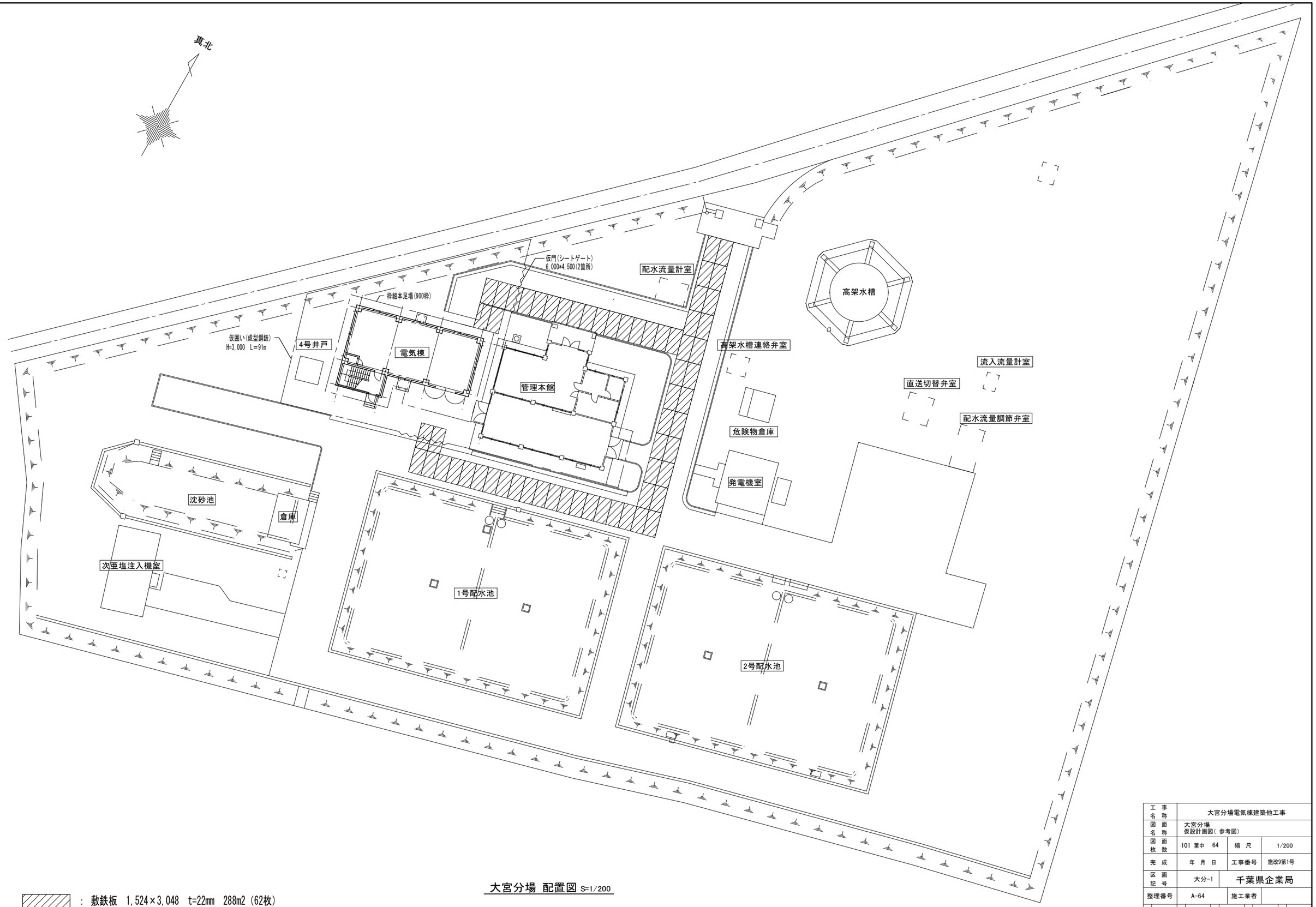

大宮分場 配置図 S=1/200

: 敷鉄板 1,524×3,048 t=22mm 288m2 (62枚)

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	大宮分場 仮設計画図(参考図)				
図面枚数	101 葉中 64	縮尺	1/200		
完成	年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分-1	千葉県企業局			
整理番号	A-64	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

工事名称： 大宮分場電気棟建築他工事

Ⅰ.建物構造概要等

1.建物概要

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事
工事場所	千葉市若葉区大宮町2114
主要用途	水道施設
延べ面積	248.15 ㎡
階数	地上 2 階、 地下 階、 搭屋 階
建物高さ	9.4 m
軒高	8.7 m
工事種別	● 新築、○ 増築、○ 改築、○ 移転
増築計画	○ 有り、● 無し
構造種別	地上 鉄筋コンクリート 造、地下 鉄筋コンクリート 造
架構形式	X方向 耐震壁付ラーメン構造　　Y方向 耐震壁付ラーメン構造
耐震構造方式	● 耐震構造、○ 免震構造、○ 制震構造、○（　　）
耐震安全性の分類	○ Ⅰ類（Ⅰ=1.50）、● Ⅱ類（Ⅰ=1.25）、○ Ⅲ類（Ⅰ=1.00）

2.構造計算条件

a.耐震設計条件

地震荷重	建物一次固有周期		0.174 秒
	地盤種別		第 二 種地盤
	地域係数		Z= 1.0
計算ルート	X方向		☒ 許容応力度計算 （ルート 1 ）
			○
	Y方向		☒ 許容応力度計算 （ルート 1 ）
			○
設計層間変形角	X方向	一次設計	1/12468
		二次設計	
	Y方向	一次設計	1/9020
		二次設計	

b.耐風設計条件

基準風速 (V₀)	36 m/秒
地表面粗度区分	○ Ⅰ、 ○ Ⅱ、☒ Ⅲ、 ○ Ⅳ

c.耐積雪設計条件

建設地の標高	YP+39.08 m
多雪区域の指定	○ 有り、● 無し
設計垂直積雪量	30 cm

Ⅱ.建築工事仕様（構造関係）

1.共通仕様書

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という）による。

2.特記仕様

1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（●印が付かない場合は ☒印のついたものを適用する。）
3) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12 年法律第100 号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たすものとする。

章	項目	特記事項
4 地業工事	● 1.支持地盤	・杭基礎 : (4.2.1)(4.3.4～5)(4.4.4)(4.5.5～6) 支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む） ● 図示、○（　　） ・直接基礎 : (3.2.1)(4.2.1) 支持地盤の位置及び土質（基礎底部の位置含む） ○ 図示、○（　　） 試験掘り(根切り底の状態の確認等) ○ 行わない ○ 行う（位置等 ○ 図示、○（　　）） ・地盤の載荷試験 : (4.2.4) 載荷試験の方法 ○ 地盤工学会基準 JGS 1521による、○（　　） 試験の位置、載荷荷重 ○ 図示、○（　　）
	● 2.液状化対策	○ 行う（工法、施工範囲、仕様及び計測、試験等は図示による。） ● 行わない
	● 3.杭工事の施工管理	☒ 施工計画において、杭工事に係る受注者及び下請業者の施工プロセスごとの役割や責任分担を明確にすること。 施工管理に際して、事前に管理項目及び管理内容について監督職員の承諾を得た上で、杭一本ごとに施工管理チェックシートを作成し、施工時に全数分を記録して監督職員に提出すること。 受注者は、杭一本ごとの支持層への到達状況について責任を負うものとする。 ○ （　　）

章	項目	特記事項
4 地業工事	○ 4.既製コンクリート杭 地業	・種類 : (4.3.3) ○ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ○ プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ○ 外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料 ○ SKK400、 ○ SKK490 ○（　　） ・杭の種類、寸法、継手、性能等 （種別：種類、性能及び曲げ強度区分） : (4.2.2)(4.3.3)

		種類	コンクリート強度 (N/mm²)	鋼管厚 (mm)	杭径 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
○ 試験杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
○ 本杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
○										

・杭先端部形状 : (4.3.3)
○ 開放形、○ 半開放形、○ 閉そく形、○（　　）
・施工方法 : (4.3.1)
○ セメントミルク工法 (4.2.2)(4.3.4)
試験杭の位置 ○ 図示による、 ○（　　）
掘削深さ ○ 図示による、 ○（　　）
杭の支持地盤への根入れ深さ ○ 図示による、 ○（　　）
杭の精度 水平方向の位置ずれ ○ 杭径の1/4かつ100mm以下、○（　　）
杭の傾斜 ○ 1/100以内、 ○（　　）
○ 特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5)
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式で α=250を採用できる工法
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式の内、α、β、γが下記の値を採用できる工法
α=（　　）、β=（　　）、γ=（　　）
工法
○ プレボーリング拡大根固め工法
○ 中堀り拡大根固め工法
○（　　）
杭周固定液 ○ 使用する、 ○ 使用しない
試験杭の位置 ○ 図示による、 ○（　　）
杭の支持地盤への根入れ深さ ○ 図示による、 ○（　　）
杭の精度 水平方向の位置ずれ ☒ 許定等の評価内容による、 ○（　　）
杭の傾斜 ☒ 許定等の評価内容による、 ○（　　）
・杭の継手の工法 : (4.3.3)(4.3.6)(7.2.5)
○ 溶接継手（アーク溶接）
溶接材料 ○ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)による、○（　　）
○ 機械式継手（継ぎ手部に接続金具を用いた方式）
工法 ☒ 許定等を受けた工法
検査 ☒ 許定等により定められた項目
施工 ☒ 許定等をされた施工管理基準による
・杭頭の処理等 : (4.3.8)
○ 処理しない
○ 処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
○ 図示による、○（　　）
・杭頭の中詰め材料 : (4.3.8)
○ 基礎のコンクリートと同調合のもの、 ○（　　）

● 5.鋼杭地業

・杭の種類、寸法、継手等 : (4.2.2)(4.4.3)(4.4.5)

		種類	厚さ (mm)	杭径 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
● 試験杭	上杭	羽根付鋼管杭	12.7	267.4	5000	3	1	900	
	中1杭				5000				
	中2杭				5000				
	下杭				4200				
● 本杭	上杭	羽根付鋼管杭	12.7	267.4	5000	3	17	900	
	中1杭				5000				
	中2杭				5000				
	下杭				3200				
○									

・施工方法 : (4.4.1)
● 特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5)
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式で α=250を採用できる工法
●H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式の内、α、β、γが下記の値を採用できる工法
α=（ 300 ）、β=（ 15 ）、γ=（ 15 ）
工法
○ 中堀り拡大根固め工法
●（ 回転貫入鋼管杭工法 ）
試験杭の位置 ● 図示による、 ○（　　）
杭の支持層への根入れ長さ ☒ 許定等の評価内容による、○（　　）
杭の精度 水平方向の位置ずれ ☒ 許定等の評価内容による、 ○（　　）
杭の傾斜 ☒ 許定等の評価内容による、 ○（　　）
・杭の継手の工法 : (4.3.3)(4.4.5)(7.2.5)
● 溶接継手
形状 ● JIS A 5525による、 ○（　　）
溶接材料 ● 標準仕様書 7.2.5(1)(2)による、○（　　）
○ 機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
工法 ☒ 許定等を受けた工法
検査 ☒ 許定等により定められた項目
施工 ☒ 許定等をされた施工管理基準による
・杭頭の処理等 : (4.3.8)(4.4.6)
○ 処理しない
● 処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
● 図示による、○（　　）
・杭頭の中詰め材料 : (4.3.8)
● 基礎のコンクリートと同調合のもの、 ○（　　）

章	項目	特記事項
4 地業工事	○ 6.場所打ちコンクリート杭地業	・工法 : (4.5.1)(4.5.5) ○ アースドリル工法（安定液 ○使用する、○ 使用しない） ○ リバース工法 ○ オールケーシング工法（孔内の水張り ○ 行う、 ○ 行わない） ・併用する工法 : (4.5.1)(4.5.6) ○ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法（鋼管の種類 ○ SKK400、○ SKK490、○　　） ○ 拡底杭工法（安定液 ○ 使用する、 ○ 使用しない） ○ （　　）

・寸法等 : (4.2.2)

	鋼管厚 (mm)	鋼管径 (mm)	軸径 (mm)	拡底径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
○ 試験杭								
○ 本杭								

・試験杭の位置 : ○ 図示による、 ○（　　）
・孔壁の保持状況の測定箇所 : ○ 試験杭（ ）箇所及び本杭（ ）箇所
○（　　）
・杭の支持層への根入れ深さ : ○ 図示による、 ○（　　）
・杭の精度 : 水平方向の位置ずれ ○ 杭径の1/4かつ100mm以下、○（　　）
○ 許定等の内容による
杭の傾斜 ○ 1/100以内、○（　　）
○ 許定等の内容による
・鉄筋の種類 : (4.5.4)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
○ SD295		
○ SD345		
○		

・帯筋 : (4.5.4)
○ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）6.2帯筋(2)(ｳ)⑥(ﾛ)）
○ （　　）
・鉄筋の最小かぶり厚さ : (4.5.4)
○ 100mm、○（　　）
・鉄筋かごの補強 : (4.5.4)
○ 図示による
○ 杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50～75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋の接触部を溶接する。溶接長さは、補強材の幅とする。
・組み立てた鉄筋の節ごとの継手 : (4.5.4)(5.3.4)
☒ 重ね継手（重ね継手の長さ ○図示による、○　　）
・主筋の基礎定着への定着長さ : (4.5.4)(5.3.4)
○ 図示による、○（　　）
・セメントの種類 : (4.5.4)
☒ 高炉セメントB種 ⓖ、 ○（　　）
・コンクリートの設計基準強度 : (4.5.4)
○ 図示による、○（　　）
・コンクリートの種別 : (4.5.4)
○ A種、○ B種、 ○ 許定等の内容による
・スランプ : (4.5.4)
☒ 21cm、 ○（　　）
・構造体強度補正値 : (4.5.4)
☒ 3N/mm²、 ○ 図示による、○ 許定等の内容による

● 7.砂利地業

・材料 : (4.6.2)
● 再生クラッシャラン ⓖ、 ○ 切込砂利又は切込砕石
・砂利厚さ : (4.6.3)
☒ 60mm、 ○（　　）
・施工範囲 : (4.6.3)
● 基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
○ 図示による

● 8.捨コンクリート地業

・捨コンクリートの厚さ : (4.6.4)
☒ 50mm、 ○（　　）
・施工範囲 : (4.6.4)(6.14.1)
● 基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下
○ 図示による
・設計基準強度 : (4.6.4)(6.14.1)
☒ 18N/mm²、○（　　）
・スランプ : (4.6.4)(6.14.1)
☒ 15cm又は18cm、○（　　）

● 9.床下防湿層

・材料 : (4.6.2)
☒ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、 ○（　　）
・施工範囲 : (4.6.5)
● 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
○ （　　）

○ 10.地盤改良工法（深層混合処理工法）

・材料（固化材の種類） : (4.7.2)
○ セメント固化材、 ○（　　）
・工法 : (4.7.3)
方式 ☒ 機械攪拌方式、○（　　）
改良体の設計基準強度（Fc） ○ 図示による（　　）、○（　　）
改良体長さ、改良率、改良体幅 ○ 図示による（　　）、○（　　）
固化材の配合量を決定する対象地層 ○ 図示による（　　）、○（　　）
・室内配合試験 : (4.7.3)
一軸圧縮試験の供試体数 ○ 図示による（　　）、 ○（　　）
六価クロム溶出試験 ○ 行う、 ○ 行わない
・試験施工（特殊な地盤等） ○ 行う、 ○ 行わない (4.7.3)
○ 行う、 ○ 行わない
・改良工事完了後の試験 (4.7.3)
検査対象 ○ 図示による（　　）、○（　　）
コア採取方法 ○ 図示による（　　）、○（　　）
供試体数 ○ 図示による（　　）、○（　　）
検査方法 ○ 図示による（　　）、○（　　）
六価クロム溶出試験 ○ 行う、 ○ 行わない

○ 11.地盤改良工法（浅層混合処理工法）

・材料（固化材の種類） : (4.8.2)
○ セメント固化材、 ○（　　）
・工法 : (4.8.3)
方式 ☒ 原位置混合方式、○（　　）
改良体の設計基準強度（Fc） ○ 図示による（　　）、○（　　）
改良対象土、改良範囲、改良厚さ ○ 図示による（　　）、○（　　）
固化材の配合量を決定する対象地層 ○ 図示による（　　）、○（　　）
・室内配合試験 : (4.8.3)
一軸圧縮試験の供試体数 ○ 図示による（　　）、 ○（　　）
六価クロム溶出試験 ○ 行う、 ○ 行わない
・試験施工（特殊な地盤等） ○ 行う、 ○ 行わない (4.8.3)
○ 行う、 ○ 行わない
・改良工事完了後の試験 (4.8.3)
検査対象 ○ 図示による（　　）、○（　　）
コア採取方法 ○ 図示による（　　）、○（　　）
供試体数 ○ 図示による（　　）、○（　　）
検査方法 ○ 図示による（　　）、○（　　）
六価クロム溶出試験 ○ 行う、 ○ 行わない

章	項目	特記事項
5 鉄筋工事	● 1.鉄筋	・鉄筋の種類等 : (5.2.1)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
● SD295	☒ D16以下、○	
● SD345	☒ D19以上、○	
○		
○		

● 2.溶接金網

・鉄線の形状等 : (5.2.2)

種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の経 (mm)	使用部位
● 溶接金網		6φ×100×100	防水保護コンクリート
○ 鉄筋格子			

● 3.鉄筋の継手及び定着

・継手方法等 : (5.3.4)(5.5.3)(5.6.3)

部位	継手方法		呼び径(mm)
● 柱、梁の主筋	● ガス圧接、 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手 ● 重ね継手		☒ D19以上 ○
● 耐力壁の鉄筋	● 重ね継手、 ○		
○ 基礎、耐圧スラブ、土圧壁	○ 重ね継手、 ○ ガス圧接		
● 上記以外（　　）	● 重ね継手、 ○		

・継手位置 : (5.3.4)
● 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）
基礎梁主筋の継手位置図 ○ 図5.2、 ● 図5.3、 ○ 図5.4
○ 図示による（　　）
・柱及び梁主筋の重ね継手の長さ : (5.3.4)
● 図示による（　　）
・耐力壁の重ね継手の長さ : (5.3.4)
○ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ｲ)表3.1）
● 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ｳ)）
○ 図示による（　　）
・鉄筋の定着長さ : (5.3.4)
☒ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(2)(ｱ)表3.3及び図3.2）
○ 図示による（　　）
・機械式定着工法 : (5.3.4)
○ 適用箇所、種類：図示
○ 第三者機関の評定棟を取得している工法とする
必要定着長さ、補強筋形状、かぶり厚さ、品質確認、検査
○ 許定等の評価内容による

● 4.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）

・最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） : (5.3.5)
● 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）4(1)表4.1）
○ 図示による（　　）
・柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 :
○ あり（主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する）
使用箇所（　　）
・耐久性上不利な箇所（塩害等を受けるおそれのある部分等） :
○ あり
適用箇所（　　）
最小かぶり厚さに加える厚さ （　　）mm

● 5.各部配筋

・各部配筋 :
☒ 図示による

● 6.圧接完了後の圧接部の試験

・外観試験 :
☒ 行う（全ての圧接部）
・抜取試験 :
☒ 超音波探傷試験
試験ロット 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする
試験の箇所数 1ロットに対して30箇所とし、ロットから無作為に抜き取る
○ 引張試験
試験ロット 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする
なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする
試験の箇所数 1ロットに対して（○ 3本、 ○ 5本）とする

○ 7.機械式継手

・適用箇所 : (5.5.3) (5.5.5) (5.5.6)
○ 図示による（　　）、○（　　）
・H12建告第1463号に適合する性能 :
○ A級、 ○（　　）
・機械式継手の種類 :
○ 図示による（　　）、○（　　）
・工法
☒ 第三者機関の評定等を取得している工法
・鉄筋相互のあき、品質の確認、検査 :
☒ 許定等の評価内容による
・外観試験（施工完了後の試験）
試験対象：☒ 全数
試験項目、合否判定 :
☒ 標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による、 ○ 許定等の評価内容による
不合格となった場合の措置 :
☒ 標準仕様書5.5.6(1)(ｱ)～(ｳ)による、 ○ 許定等の評価内容による
・超音波測定試験（施工完了後の試験）
試験対象：
○ 抜き取り
ロット ○ 1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする
○（　　）
試験の箇所数 1ロットに対して（　）箇所
○ 全数
試験項目：☒ 挿入長さ
試験方法：☒ JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による
不合格となった場合の措置 :
○ 図示による（　　）、 ○（　　）

○ 8.溶接継手

・適用箇所 : (5.6.3)(5.6.5)(5.6.6)
○ 図示による（　　）、○（　　）
・H12建告第1463号に適合する性能 :
○ A級、 ○（　　）
・溶接継手の工法 :
○ 図示による（　　）、○（　　）
・鉄筋相互のあき :
○ 標準仕様書5.3.5(4)による
○ 許定等の評価内容による
○ 図示による（　　）
・外観試験（施工完了後の試験）:
試験対象：☒ 全数
試験項目、合否判定 :
○ 標準仕様書 表5.6.1による、○ 許定等の評価内容による
・超音波探傷試験（施工完了後の試験）:
試験対象：
○ 抜き取り
ロット ○ 1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。
○（　　）
試験の箇所数 1ロットに対して30箇所とし、ロットから無作為に抜き取る
○ 全数
試験項目：☒ 内部欠陥の検出
試験方法：☒ JIS Z 3063（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）による
・不合格となった場合の措置 :
☒ 標準仕様書5.6.6による、 ○（　　）

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	構造関係特記仕様書（1）				
図面枚数	101葉中65	縮尺	—		
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	S-01	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所 東京都知事登録第35725号
一級建築士 大臣登録第88501号 上岡 正天

章	項目	特記事項

6 コンクリート工事

● 1.コンクリートの種類等

・コンクリートの類別 : (6.2.1)
⊠ Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
○ Ⅱ類（Ⅰ類以外でJIS A 5308に適合したコンクリート）

・普通コンクリート : (6.2.1～6.2.4)

設計基準強度 (N/mm²)	スランプ質量 (cm)	気乾単位容積 (t/m³)	適用箇所
● 24	● 15又は18 ○ 18	○ 2.3程度	
○			
○			
○			

・構造体強度補正値 : (6.3.2)
⊠ 別表「コンクリートの構造体強度補正値(S) 一覧」による
○ （ ）

● 2.セメント

・種類 : (6.3.1)
⊠ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は
フライアッシュセメントA種
適用個所（ ⊠ 下記以外全て、○ ）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、
水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で 402J/g以下のものとする
○ 高炉セメントB種 [G]
適用個所（ ○ 1FL より下部（立上り部含む）、○ ）
○ フライアッシュセメントB種 [G]
適用個所（ ）
○ （ ）
適用個所（ ）

● 3.骨材

・アルカリシリカ反応性による区分 : (6.3.1)
⊠ A、○ B（コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m³ 以下）

● 4.混和材料

・混和剤の種類 : (6.3.1)
⊠ 標準仕様書 6.3.1(4)(a)による
○ （ ）

・混和材の種類 : (6.3.1)
⊠ 標準仕様書 6.3.1(4)(b)による
○ （ ）

● 5.打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

・打継の位置 : (6.6.4)
梁及びスラブ
⊠ スパンの中央又は端から1/4の付近、○ 図示による
○ （ ）
柱及び壁
⊠ スラブ、壁梁又は基礎の上端、○ 図示による
○ （ ）

・目地寸法 : (6.6.4)(6.8.1)(9.7.3)
⊠ 標準仕様書 9.7.3(1)(ｱ)による
（ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打ち増し厚さ部で処理する）
○ 図示による（ ）
○ （ ）

・ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 : (6.8.1)
○ 図示による（ ）
○ （ ）

● 6.コンクリートの仕上り

・合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ : (6.2.5)(6.8.2)

種別	
○ A種	⊠ 図示による（ ）、○
● B種	⊠ 図示による（ ）、○
● C種	⊠ 図示による（ ）、○

・コンクリートの仕上がりの平坦さ : (6.2.5)(6.8.2)

種別	
○ a種	⊠ 図示による（ ）、○
● b種	⊠ 図示による（ ）、○
● c種	⊠ 図示による（ ）、○

● 7.打増し厚さ（打放し仕上げ部）

・打増し厚さ : (6.8.1)
打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
● 20mm、○（ ）
打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
○ 10mm、○ 20mm、○（ ）
外装タイル後張り面の打増し処理
○ 20mm、○（ ）

・打増し範囲 :
● 図示による（ ）、○（ ）

● 8.型枠

・せき板の材料及び厚さ (6.8.2)
● 合板 [G]（ ⊠ 12mm、○ ）、○（ ）

・断熱材を兼用した型枠 :
使用箇所 ○ 図示による（ ）、○（ ）

・MCR工法用シート :
使用箇所 ○ 図示による（ ）、○（ ）
打増し厚さ ○ 20mm、○（ ）
打増し範囲 ○ 図示による（ ）、○（ ）

・スリーブの材種、規格等 :
● 図示による（ ）、○（ ）

● 9.無筋コンクリート

・コンクリートの種類 : (6.2.1)(6.14.1)
⊠ 普通コンクリート、○（ ）

・セメントの種類 : (6.3.1)
⊠ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は
フライアッシュセメントA種
○ 高炉セメントB種 [G]
○ フライアッシュセメントB種 [G]

・設計基準強度 : (6.14.1)
⊠ 18N/mm²、○（ ）

・スランプ : (6.14.1)
⊠ 15cm又は18cm、○（ ）

・適用箇所 : (6.14.1)
● 標準仕様書 6.14.1(4)(ｱ)～(ｶ)による箇所
○ 図示による（ ）

○ 10.流動化コンクリート

・適用箇所 : (6.15.1)
⊠ 図示による（ ）、（ ）

・空気量 : (6.15.2)
⊠ 4.5%、（ ）

○ 11.高流動コンクリート

・適用箇所（部位、部材） : (6.16.1)
⊠ 図示による（ ）、（ ）

・スランプフロー : (6.16.2)
⊠ 図示による（ ）、（ ）

・空気量 : (6.16.2)
⊠ 4.5%、（ ）

・単位粗骨材かさ容積 : (6.16.2)
⊠ 0.500m³/m³、（ ）

● 12.コンクリートの単位水量測定

・実施要領 :
(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。
(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工する。
2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
3)設計値±20kg/m³を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³以内であることを確認する。更に、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
4)「3)」の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を書面（計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等）と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

7 鉄骨工事

○ 1.鉄骨製作工場

・鉄骨製作工場の加工能力 : (7.1.3)
建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している
鉄骨製作工場、または、同等以上の能力のある工場
評価の区分 ⊠（ ）グレード以上、○ グレードの指定はしない

○ 2.鉄骨製作工場における施工管理技術者

(7.1.3)(7.1.4)

・施工管理技術者 :
⊠ 配置する

○ 3.鋼材

・種類等 : (7.2.1)

種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規格
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○

・溶融亜鉛めっき工法の適用個所 :
○（ ）

・板厚方向に引っ張り力を受ける鋼板の試験 :
○ 行う（適用箇所 ）、○行わない

○ 4.高力ボルト

・高力ボルトの種類 : (7.2.2)
○ トルシア形高力ボルト
○ JIS形高力ボルト
○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト
○ （ ）

・ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 : (7.3.2)
⊠ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）

・JIS形高力ボルトの締付け（本締め） : (7.4.7)
ナットの回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える回転量
○ 図示による、○（ ）

・摩擦面の処理方法等 :
溶融亜鉛めっき面以外 (7.4.2)
⊠ 標準仕様書7.4.2(1)による、○（ ）
溶融亜鉛めっき面 (7.12.5)
○ ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
○ りん酸塩処理、 ○（ ）

・すべり試験の実施 : (7.4.2)
⊠ すべり係数試験、 ○ すべり耐力試験
試験の方法等 :
○ 図示による、○（ ）

○ 5.普通ボルト

・ボルト及びナットの材料 : (7.2.3)
○ JIS B 1180（六角ボルト）及びJIS B 1181（六角ナット）による
○ JIS B 1180（六角ボルト）附属書JA（規定）及びJIS B 1181（六角ナット）
附属書JA（規定）による
○ （ ）

・ボルトの形状および寸法 : (7.2.3)
ねじの呼び
○ 図示による（ ）、 ○（ ）

・座金 : (7.2.3)
⊠ JIS B 1256による、○（ ）

・**戻り止め** : (7.5.2)
⊠ 二重ナット、○（ ）

・ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 : (7.3.2)
⊠ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○ （ ）

・母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 (7.3.8)
⊠ ねじの呼び径+1.0mm、 ○（ ）

○ 6.アンカーボルト

・構造用アンカーボルトの種類 : (7.2.4)
○ ABR400、 ○ ABR490、 ○（ ）

・建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの種類 :
○ SS400、 ○（ ）
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
○ 標準仕様書 表7.2.3による、○（ ）

・ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 : (7.3.2)
⊠ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○ （ ）

○ 7.溶接材料

・溶接材料 : (7.2.5)
⊠ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)による
○ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)以外による
材料及び使用箇所 ○ 図示による、 ○（ ）

○ 8.ターンバックル

・種類 : (7.2.6)
建築用ターンバックルボルト
⊠ 羽子板ボルト、○（ ）
建築用ターンバックル胴
⊠ 割枠式、 ○（ ）

・ねじの呼び : (7.2.6)
○ 図示による、○（ ）

○ 9.床構造用のデッキプレート

・材質、形状及び寸法 : (7.2.7)

構法	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
○ デッキプレート単独の構法			
○ デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			
○			

・開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む） :
○ 図示による、○（ ）

・鉄骨部材への溶接方法 : (7.7.8)
○ 図示による、○（ ）

・耐火被定 :
○ あり（耐火時間 ○ 図示による、○ ）、 ○ なし

○ 10.スタッド

・種類等 : (7.2.8)

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
○ 16		
○ 19		
○ 22		

○ 11.柱底均しモルタル

・無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 : (7.2.9)
⊠ 標準仕様書 7.2.9(2)(ｱ)～(ｴ)による、○（ ）

○ 12.製作精度

・鉄骨の製作精度 : (7.3.3)
JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」に加えて次による通しダイヤフラムの
突合せ継手の食い違いの寸法
⊠ H12建告第1464号第二号イ(2)による、 ○（ ）

・アンダーカットの寸法 :
⊠ H12建告第1464号第二号イ(3)による、 ○（ ）

・食い違い、仕口のずれの検査方法及び補強方法 :
⊠ 「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
○ （ ）

○ 13.溶接作業を行う技能資格者の技量付加試験

・技量付加試験の実施 : (7.6.3)
○ 行う、 ○ 行わない

・試験の要領 : (7.6.3)
○ 図示による（ ）、○（ ）

○ 14.溶接接合

・開先の形状 : (7.6.4)
○ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2）
○（ ）

・エンドタブの切除する部分 : (7.6.7)
○ 図示による（ ）、○（ ）
切断範囲
○ エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から5mm以下残して直線状に切断する
なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する
○（ ）
切断面の仕上げ
○ 標準仕様書7.6.7(1)(ｶ)(b)②による
○（ ）

・スカラップの形状 : (7.6.7)
○ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4(d)改良型スカラップ）
○（ ）

○ 15.入熱、パス間温度の管理

・適用箇所 :
○ 図示による
○ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部

○ 16.溶接部の試験

・H12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 : (7.6.12)
「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2受入検査による
○ 抜き取り検査①
⊠ 抜き取り検査②

・JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 :
⊠ JASS6 10.4「受入検査」e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験個所と同一とする。
外観試験の不合格個所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

・完全溶込み部の超音波探傷試験 :
工場溶接の場合
○ AOQL(%) ⊠ レベルⅡ (4.0%以下)、 ○ レベルⅠ (2.5%以下)

節	○ 全て、○（ ）
検査水準	⊠ 第6水準、○（ ）

○ 全数
工事現場溶接の場合
⊠ 全数

○ 17.錆止め塗装

・塗料の範囲 : (7.8.2)
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
○ 図示による（ ）、○（ ）
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
○ 標準仕様書7.8.2(1)(ｱ)～(ｴ)による部分以外
○ 図示による（ ）、○（ ）

・塗料の種別 : (7.8.4)(18.3.2)
下記以外の鉄鋼面は、「18章 塗装工事」による。
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
⊠ As種、○（ ）
耐火被覆が接着する面の塗料の種別
○ （ ）

○ 18.耐火被覆

・種類、材料、構法等 : (7.9.2～7.9.8)

種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
○ 耐火材吹付け	○ 乾式吹付けロックウール		
	○ 半乾式吹付けロックウール		
	○ 湿式ロックウール		
	○		
	○		
○ 耐火板張り	○ 繊維混入けい酸カルシウム板		
	○		
○ 耐火材巻付け	○ 高断熱ロックウール		
	○		
○ ラス張りモルタル塗り	―		
○ 耐火塗料	○		

○ 19.建方精度

(7.10.2)
⊠ JASS6 付則6［鉄骨精度検査基準］付表5［工事現場］による

○ 20.アンカーボルトの設置等

・構造用アンカーボルトの形状及び寸法 : (7.10.3)
○ 図示による（ ）、○（ ）

・構造用アンカーボルトの保持及び埋込み : (7.10.3)
⊠ 適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法
○ 図示による（ ）、○（ ）

・建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法 : (7.10.3)
○ 図示による（ ）、○（ ）

・建方（及び付属鉄骨）の保持及び埋込み工法 : (7.10.3)
種別 ○ A種、 ○ B種

・柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 : (7.10.3)
厚さ ○（ ）
種別 ⊠ A種、 ○ B種

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事
図面名称	構造関係特記仕様書（2）
図面枚数	101葉中66
縮尺	―
完成	令和 年 月 日
工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1
	千葉県企業局
整理番号	S-02
施工業者	
所長	
次長	
課長	
設計	
製図	

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所 東京都知事登録第35725号
一級建築士 大臣登録第88501号 上岡 正天

章	項　目	特　記　事　項
その他	● 1.軽微な変更の対応 （あらかじめ検討）	・施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法について、 **あらかじめの検討を行っている部分**　： 本検討は、計画通知の変更を要しない範囲及び対応方法を定めるものであり、 品質管理上の施工誤差を許容するものではない。 ・杭の芯ずれを考慮した検討　： あらかじめ検討の範囲及び対応方法　☒ 図示、●（　杭偏心許容範囲　100mm　　） ・杭の長さの変更を見込んだ検討　： あらかじめ検討の範囲及び対応方法　☒ 図示、○（　　） ・梁貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討　： あらかじめ検討の範囲及び対応方法　☒ 図示、○（　　）

章	項　目	特　記　事　項

・別表「コンクリートの構造体強度補正値(S)　一覧」

令和4年12月現在(表6.3.2)(表6.12.1)

今回対象地区	地　区	市　町　村　名	セメントの種類	普通ポルトランドセメント			早強ポルトランドセメント	
			材齢28日間の平均気温	暑中におけるコンクリート	8以上	0以上 8未満	5以上	0以上 5未満
			補　正　値　（　S　）	6(N/mm²)	3(N/mm²)	6(N/mm²)	3(N/mm²)	6(N/mm²)
●	千葉中央地区	千葉市・市原市・四街道市		7/ 6 ～ 9/ 9	2/10 ～ 7/ 5 9/10 ～ 12/ 8	12/ 9 ～ 2/ 9	9/10 ～ 7/ 5	該当なし
○	千葉北部地区	我孫子市・柏市・鎌ケ谷市・野田市・松戸市・流山市		7/15 ～ 8/28	2/24 ～ 7/14 8/29 ～ 11/19	11/20 ～ 2/23	2/ 3 ～ 7/14 8/29 ～ 12/ 8	12/ 9 ～ 2/ 2
○	千葉西部地区	市川市・印西市・浦安市・習志野市・八千代市・船橋市・白井市		7/10 ～ 9/ 3	2/17 ～ 7/ 9 9/ 4 ～ 11/28	11/29 ～ 2/16	1/ 7 ～ 7/ 9 9/ 4 ～ 12/28	12/29 ～ 1/ 6
○	北　総　地　区	成田市・佐倉市・八街市・神崎町・栄町・酒々井町・芝山町・多古町・富里市		7/10 ～ 8/31	2/21 ～ 7/ 9 9/ 1 ～ 11/22	11/23 ～ 2/20	1/29 ～ 7/ 9 9/ 1 ～ 12/10	12/11 ～ 1/28
○	東　総　地　区	旭市・香取市・銚子市・東庄町		7/24 ～ 9/ 2	2/ 7 ～ 7/23 9/ 3 ～ 12/12	12/13 ～ 2/ 6	9/ 3 ～ 7/23	該当なし
○	九十九里地区	東金市・山武市・茂原市・匝瑳市・いすみ市・大網白里市・一宮町・御宿町 九十九里町・白子町・長南町・長柄町・横芝光町・睦沢町・長生村		7/ 8 ～ 9/ 6	2/13 ～ 7/ 7 9/ 7 ～ 12/ 2	12/ 3 ～ 2/12	9/ 7 ～ 7/ 7	該当なし
○	君津・木更津地区	木更津市・君津市・袖ケ浦市・富津市		7/12 ～ 8/30	2/15 ～ 7/11 8/31 ～ 12/ 3	12/ 4 ～ 2/14	8/31 ～ 7/11	該当なし
○	館　山　地　区	館山市・鋸南町・南房総市		7/10 ～ 9/ 9	2/ 6 ～ 7/ 9 9/10 ～ 12/11	12/12 ～ 2/ 5	9/10 ～ 7/ 9	該当なし
○	勝浦・鴨川地区	勝浦市・鴨川市・大多喜町		7/23 ～ 9/ 5	2/ 5 ～ 7/22 9/ 6 ～ 12/15	12/16 ～ 2/ 4	9/ 6 ～ 7/22	該当なし

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	構造関係特記仕様書（3）				
図面枚数	101葉中67	縮尺	―		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	S-03	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

構造関係共通事項

1．総　則

1.1 適用範囲

（1）構造関係共通事項は、総則、構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）から構成される。

（2）構造関係共通図（配筋標準図）は、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。

（3）構造関係共通図（鉄骨標準図）は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。

（4）構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）以外について、図面及び監督職員の指示による。

1.2 優先順位

（1）設計図書間で配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。

1．特記仕様書
2．設計図
3．構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）
4．標準仕様書及び改修標準仕様書

1.3 用語の定義

（1）設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。

（2）異形鉄筋の径（本文、図、表において「d」で示す）は、呼び名に用いた数値とする。

（3）長さ、厚さ等の単位は、特記なき限り㎜とする。

1.4 記号等

図面で使用する記号等は、表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1　異形鉄筋の断面表示記号

区分＼径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	●	×	∅	●	○	⊙	⊗	◎

表1.2　各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
S㎜	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
DO	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁（CB壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（±　）	FLからの上がり下がり
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種別 片持ちスラブを受け、かつ耐力壁の種別 土圧を受け、かつ耐力壁の種別	W○○ KW○○	一般壁の種別 片持ちスラブ形階段を受け、かつ一般壁の種別

表1.3　梁貫通孔記号

区分＼径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建　築															

表1.4　スリーブ材質の凡例

管　名	鋼　管	溶融亜鉛めっき鋼版	硬質塩化ビニル管（薄肉管）	つば付き鋼管（黒管）
記号（建築用）	SP（白管）	GA	VU	RS

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

表1.5　高力ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト（F10T、S10T）	●	●	●	●	●
溶融亜鉛めっき高力ボルト（F8T相当）					

表1.6　普通ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト	○	⊕	⊕	⊕	⊕

表1.7　溶接継手及び溶接面の分類別記号

分　類			記　号
溶接継手	完全溶込み溶接	突合わせ継手	B
		T型継手	T
		かど継手	L
	隅肉溶接		F
	部分溶込み溶接		P
	重ねアーク溶接（フレア溶接）		FL
溶接面	片面溶接		1
	両面溶接		2

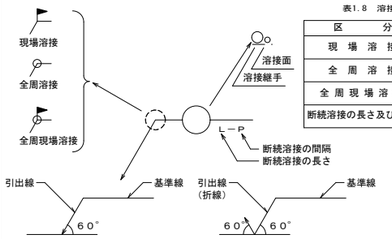

表1.8　溶接の補助記号

区　分	補助記号
現場溶接	⚑
全周溶接	○
全周現場溶接	⚑○
断続溶接の長さ及び間隔	L－P

※特記無き限り、完全溶込溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

図1.1　溶接記号の記載例

2．構造関係共通図（配筋標準図）

1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径は、表1.1を標準とする。

表1.1　鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図（余長）	鉄筋の種類	折曲げ内法直径(D)		
			SD295、SD345		SD390
		呼び名	D16 以下	D19 ～ D38	D19 ～ D38
180°	4d 以上		3d 以上	4d 以上	5d 以上
135°	6d 以上				
90°	8d 以上				
135°及び90°（幅止め筋）	4d 以上 4d 以上				

1．片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は 4d 以上とする。

2．90°未満の折曲げの内法直径は構造図による。

2 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。

（1）柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

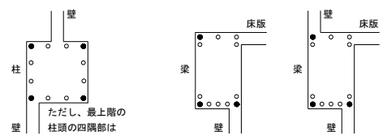

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（ ● 印）

（2）煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）

（3）杭基礎のベース筋

（4）帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3 継手及び定着

（1）鉄筋の重ね継手

(ｱ) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

(ｲ) 柱及び梁主筋並びに耐力壁を除く鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L1（フックなし）	L1h（フックあり）
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24，27	35d	25d
	30，33，36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24，27	40d	30d
	30，33，36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24，27	45d	35d
	30，33，36	40d	30d

（注）1．L 1，L 1 h：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。

2．フックありの場合のL 1 hは、図3.1にフック部分Ω を含まない。

3．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

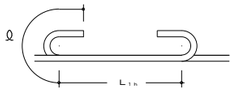

図3.1　フックありの場合の重ね継手の長さ

(ｳ) 耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず40d以上（軽量コンクリートの場合は50d ）又は表3.1の重ね継手の長さのうち、いずれか大きい値とする。

(ｴ) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。
ただし、スラブ筋で D16 以下の場合及び壁筋の場合は除く。

表3.2　隣り合う継手の位置

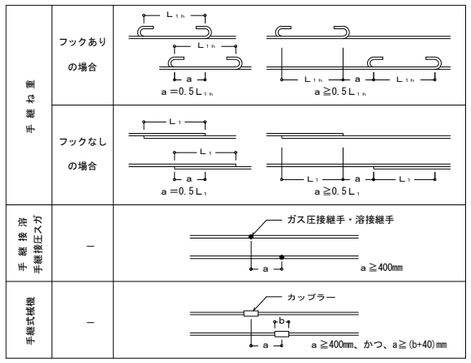

（2）鉄筋の定着

(ｱ) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	直線定着の長さ L1	直線定着の長さ L2	直線定着の長さ L3 小梁	直線定着の長さ L3 スラブ	フックあり定着の長さ L1h	フックあり定着の長さ L2h	フックあり定着の長さ L3h 小梁	フックあり定着の長さ L3h スラブ
SD295	18	45d	40d	20d（片持小梁の場合は25d）	10d かつ 150㎜ 以上（片持スラブの場合は25d）	35d	30d	10d	—
	21	40d	35d			30d	25d		
	24，27	35d	30d			25d	20d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24，27	45d	40d			35d	30d		
	30，33，36	40d	35d			30d	25d		

（注）1．L 1，L 1 h：2から4以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。

2．L 2，L 2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。

3．L 3　　：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。

4．L 3h　　：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。

5．フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Ωを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。

6．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

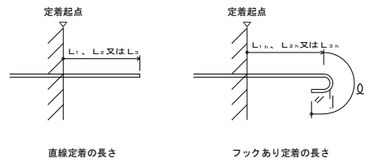

図3.2　直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

(ｲ) 梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(a)、(b)及び(c)をすべて満足するものとする。

(a)　全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上

(b)　余長は 8d 以上

(c)　仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは表3.4に示す長さとする。
ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

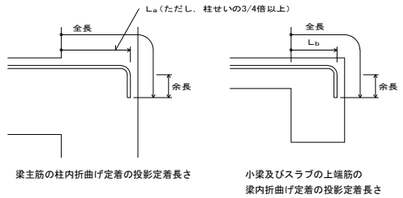

図3.3　折曲げ定着の方法

表3.4　鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	La	Lb
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24，27	15d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24，27	20d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24，27	20d	20d
	30，33，36	20d	15d

（注）1．L a：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）

2．L b：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）

3．軽量コンクリートの場合は、表の値に５ｄを加えたものとする。

(ｳ) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、L1は表3.1に、L 2 及びL 3 は表3.3による。

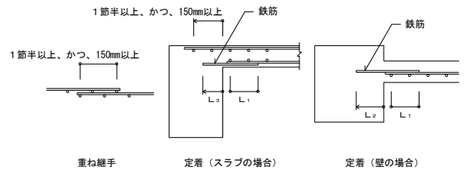

図3.4　溶接金網の継手及び定着

(ｴ) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

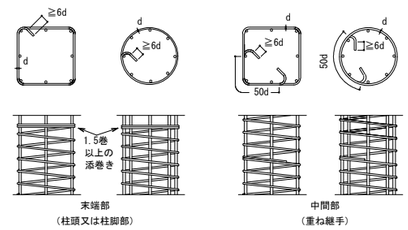

図3.5　スパイラル筋の継手及び定着

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

（1）鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
ただし、柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1　鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ（単位：mm ）

構造部分の種別				最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ，耐力壁以外の壁	仕上げあり		20
		仕上げなし		30
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁，耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			40
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）1．この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。
また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。

2．「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。

3．スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。

4．杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。

（2）柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10㎜を加えた数値を標準とする。

（3）鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

（4）鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。

(ｱ) 粗骨材の最大寸法の1.25倍

(ｲ) 25㎜

(ｳ) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値）の平均の1.5倍

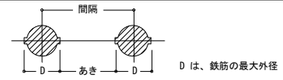

図4.1　鉄筋相互のあき及び間隔

（5）鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(4)による。

（6）貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

5.1 基礎梁

（1）一般事項

(ｱ) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

(ｲ) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(2)(ｴ)による。

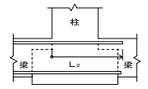

図5.1　梁筋の基礎梁内への定着

（2）独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

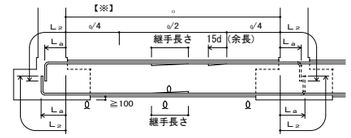

（注）1．図示のない事項は、7.1による。

2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。

3．破線は、柱内定着の場合を示す。

4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

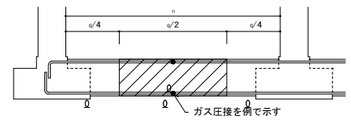

図5.2　主筋の継手、定着及び余長（その１）

（3）独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、（4）による。

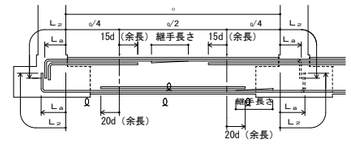

（注）1．図示のない事項は、7.1による。

2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。

3．破線は、柱内定着の場合を示す。

4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

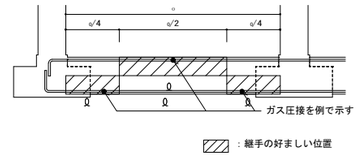

図5.3　主筋の継手、定着及び余長（その２）

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	構造関係共通事項（その１）		
図面枚数	101葉中68	縮　尺	—
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-04	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号

一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

(4) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。
（耐圧スラブがつく場合を含む）

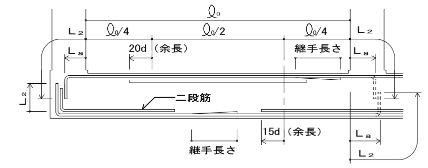

（注） 1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

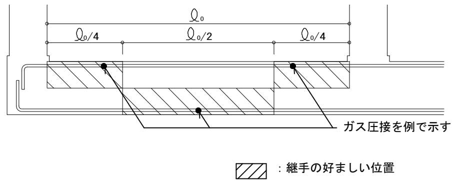

図5.4 主筋の継手、定着及び余長（その３）

5.2 基礎梁のあばら筋等

(1) 一般事項
(ｱ) あばら筋の径および間隔は、設計図による。
(ｲ) あばら筋組立の形及びフックは7.2(2)、副あばら筋組立の形及びフックの位置は7.2(3)による。
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

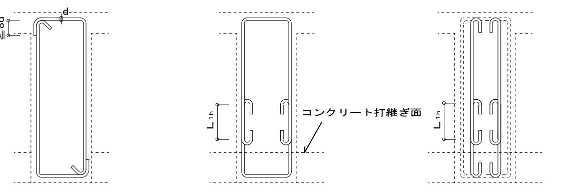

図5.5 あばら筋組立の形及びフックの位置

(2) 腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は設計図による。

(3) あばら筋の割付けは、7.2(4)による。

6.1 柱

(1) 一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、梁上端から500mm以上、かつ、ho/4（hoは柱の内法高さ）以上離した位置とする。
(ｲ) 継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着長さL_2が確保できない場合は、設計図による。

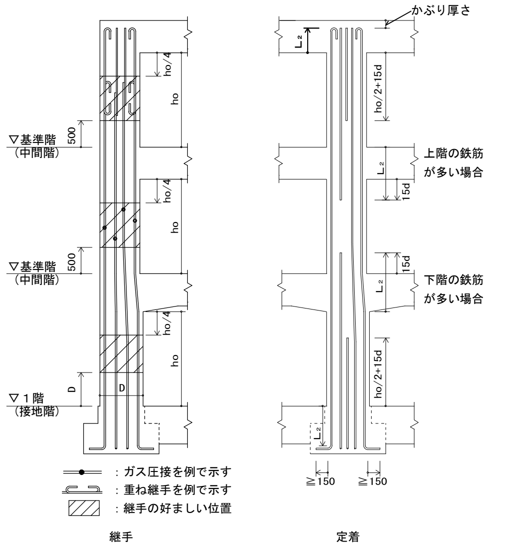

（注） 1．柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2．隣り合う継手の位置は、表3.2［隣り合う継手の位置］による。
3．継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1 柱主筋の継手、定着及び余長

(2) 柱打増し部
(ｱ) 打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。
(ｲ) 土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。

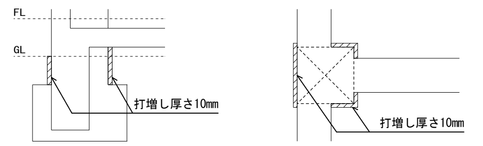

図6.2 柱打増し部

6.2 帯筋

(1) 帯筋の種類及び間隔は、設計図による。

(2) 帯筋組立の形は図6.3により、適用は設計図による。
(ｱ) Ｈ形の135°曲げのフックが困難な場合は、Ｗ－Ｉ形とする。
(ｲ) 溶接する場合の溶接長さＬは、両面重ねアーク溶接の場合は 5d 以上、片面重ねアーク溶接の場合は10d 以上とする。
(ｳ) ＳＰ形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻き行う。

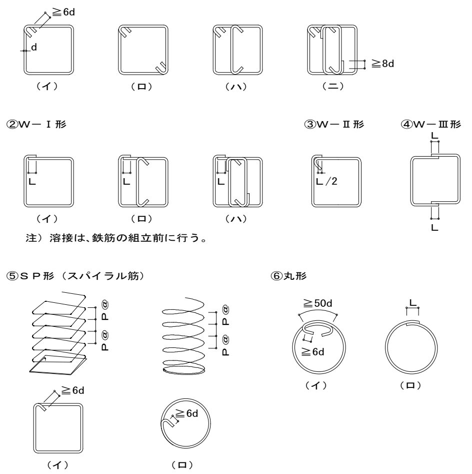

図6.3 帯筋組立の形

(3) フック及び継手の位置は交互とする。

(4) 帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は設計図による。

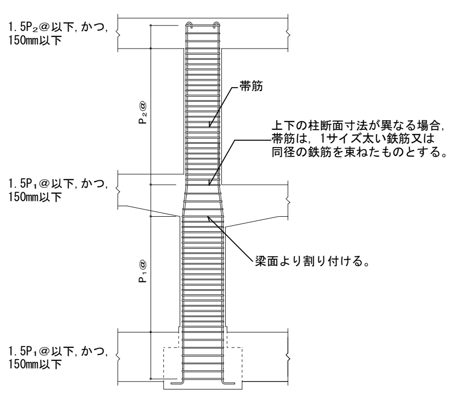

（注） 1．柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を$1.5P_1$@または$1.5P_2$@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。
2．図中のP_1@ 、P_2@は、特記された帯筋の間隔を示す。

図6.4 帯筋の割付け

7.1 大梁

(1) 一般事項
(ｱ) 梁の上がり下がりは FLを基準とした寸法値とする。
(ｲ) 地中梁下の砂利地業厚及び捨てコンクリート地業厚は設計図による。
(ｳ) 打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。

(2) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、次による。
上端筋：中央ℓo/2以内
下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、ℓo/4を加えた範囲以内
(ｲ) 継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。
(ｳ) 梁筋は、連続端で柱に接する梁の主筋が、同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

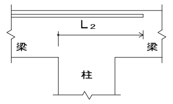

図7.1 梁主筋の梁内定着

(ｴ) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は3(2)(ｲ)による。
上端筋：曲げ降ろす
下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。
下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。
(ｵ) 梁にハンチをつける場合、その傾斜は設計図による。
(ｶ) 段違い梁は、図7.2による。

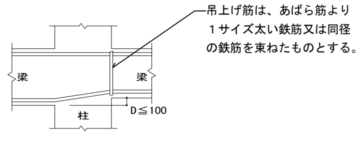

図7.2 段違い梁

(3) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

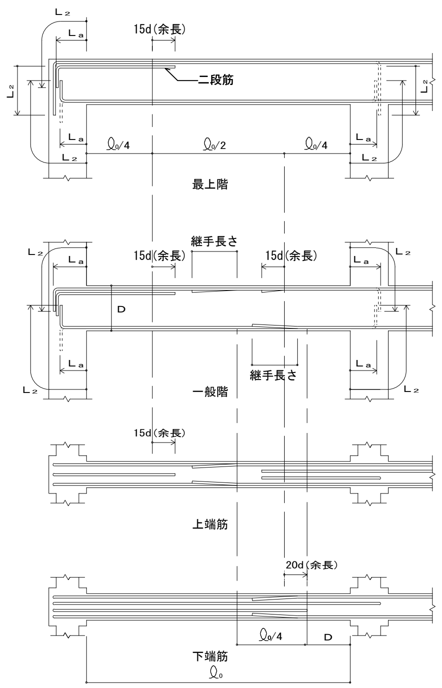

（注） 1．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2．═══ 印は、継手及び余長を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長

(4) ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。

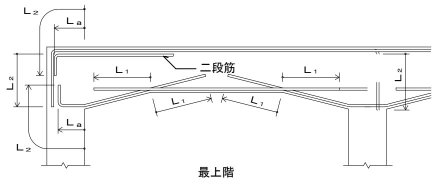

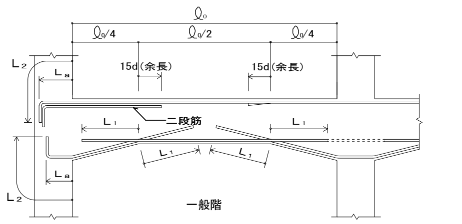

（注） 1．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2．═══ 印は、継手及び余長を示す。
3．梁内定着の端部下端筋が接近するときは、 :::::::::: のように引き通すことができる。
4．破線は、柱内定着を示す。
5．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2 あばら筋等

(1) あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項
(ｱ) あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図による。
(ｲ) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。
ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは設計図による。
(ｳ) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

(2) あばら筋組立の形及びフックの位置
(ｱ) 形は、図7.5.1①とする。
ただし、L形梁の場合は②または③、T形梁の場合は②～④とすることができる。

(ｲ) フックの位置
(a).①の場合は交互とする。
(b).②の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
(c).③の場合は床版の付く側を 90°折曲げとする。

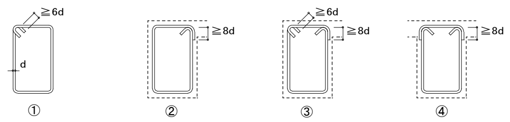

図7.5.1 あばら筋組立の形

(3) 副あばら筋組立の形及びフックの位置
形は、図7.5.2⑤または⑥とする。
ただし、L形梁またはT形梁の場合は⑦とすることができる。

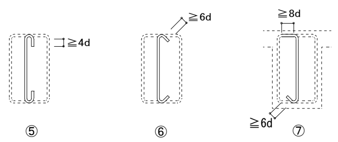

図7.5.2 副あばら筋組立の形

(4) あばら筋の割付け
(ｱ) 間隔が一様でハンチのない場合は、図7.6による。

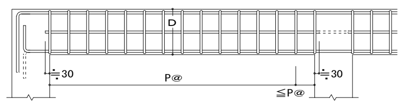

（注） 1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.6 あばら筋の割付け（その１）

(ｲ) 間隔が一様でハンチのある場合は、図7.7による。

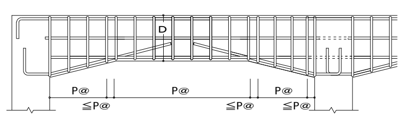

（注） 1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.7 あばら筋の割付け（その２）

(ｳ) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。

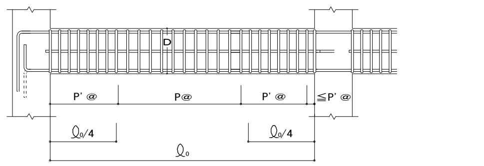

（注） 1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@、P' @は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.8 あばら筋の割付け（その３）

(ｴ) 腹筋及び幅止め筋
一般の梁は、図7.9による。

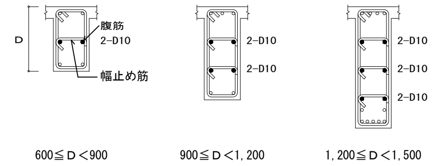

600≦Ｄ＜900　　900≦Ｄ＜1,200　　1,200≦Ｄ＜1,500

1．腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
2．幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

図7.9 腹筋および幅止め筋

7.3 小梁

(1) 小梁主筋の継手、定着及び余長
連続小梁の場合は、図7.10による。

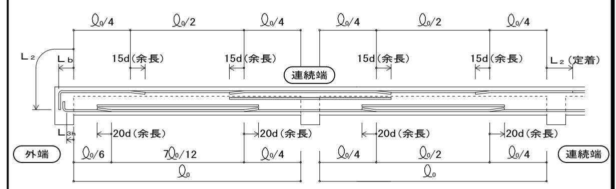

（注） 1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．═══ 印は、余長位置を示す。

図7.10 小梁主筋の継手、定着及び余長（その１）

(2) 単独小梁の場合は、図7.11による。

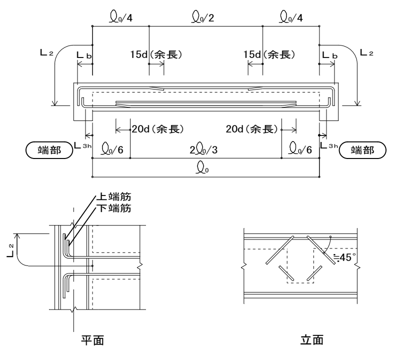

直交する梁へ斜めに定着する場合

（注） 1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．═══ 印は、余長位置を示す。

図7.11 小梁主筋の継手、定着及び余長（その２）

(3) あばら筋は、7.2による。

7.4 片持梁

(1) 片持梁主筋の定着及び余長
(ｱ) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。

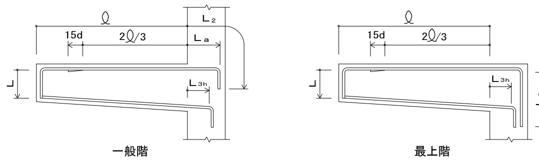

（注） 1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、余長位置を示す。
3．先端の折曲げの長さＬは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12 片持梁主筋の定着及び余長

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	構造関係共通事項（その２）		
図面枚数	101葉中69	縮尺	—
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局	
整理番号	S-05	施工業者	
所長	次長	課長	設計 / 製図

(ｲ) 先端に小梁がある場合は、図7.13による。

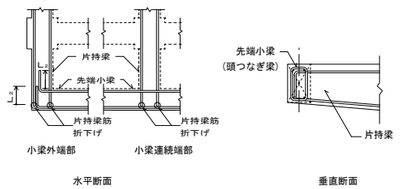

(注) 1．図示のない場合は、(ｱ) による。
2．先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3．先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13 片持梁主筋の定着

(2) あばら筋は、7.2による。

8.1 壁

(1) 一般事項

(ｱ) 一般壁配筋の重ね継手の長さをL₁とし、耐力壁筋の重ね継手の長さは特記による。
また、定着長さはL₂とし、鉄筋の継手位置は、柱・壁部以外とする。

(ｲ) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@@程度とする。

(ｳ) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。

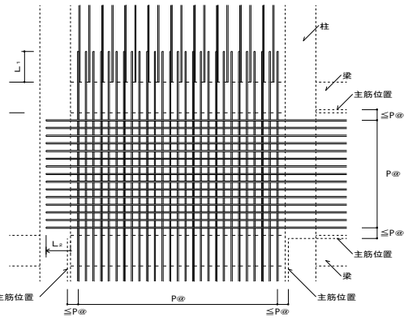

図8.1 壁の配筋

(2) 壁の配筋は表8.1により、種別は設計図による。

表8.1 壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(3) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は設計図による。

表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋		断面図 (mm)	階段の配筋種別(表10.1)
KW1	縦筋	D13-200@ダブル	180	KA1 KA3
	横筋	D10-200@ダブル		
KW2	縦筋	D13-150@ダブル	200	KA2 KA4
	横筋	D10-200@ダブル		

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

(4) 土圧を受ける壁の配筋は、構造図による。

(5) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

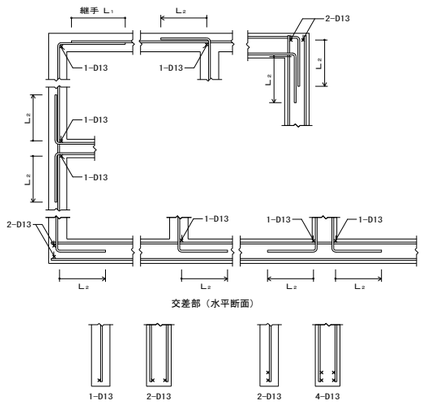

図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 壁の補強

(1) 壁開口部の補強

(ｱ) 耐力壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐力壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋（A形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋（B形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(ｲ) 壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

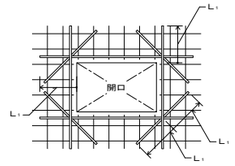

図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(2) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、設計図による。

9.1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がりは、FLを基準とした寸法値とする。
(2) 土間スラブ下の砂利地業厚及び捨てコンクリート厚は設計図による。
(3) 土間コンクリート補強筋(D0) の配筋及びコンクリート厚さは設計図による。
(4) スラブの配筋（S形配筋）は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
S 1	D13-100@	D13-100@
S 2	同 上	D13-150@
S 3	同 上	D10,D13-150@
S 4	D13-150@	D13-150@
S 5	同 上	D10,D13-150@
S 6	同 上	D10-150@
S 7	D10,D13-150@	D10,D13-150@

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
S 8	D10,D13-150@	D10-150@
S 9	同 上	D10-200@
S10	D10,D13-200@	D10,D13-200@
S11	同 上	D10-200@
S12	同 上	D10-250@
S13	D10-200@	D10-200@
S14	同 上	D10-250@

(注) 上端筋, 下端筋とも同一配筋とする。

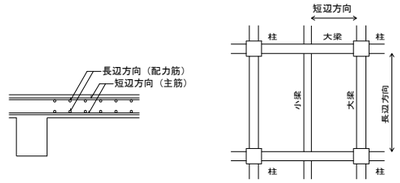

図9.1 スラブの配筋

(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
(6) 原則として引き通し、鉄筋の重ね継手長さはL_1とする。
(7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

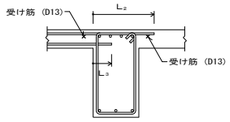

図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その１）

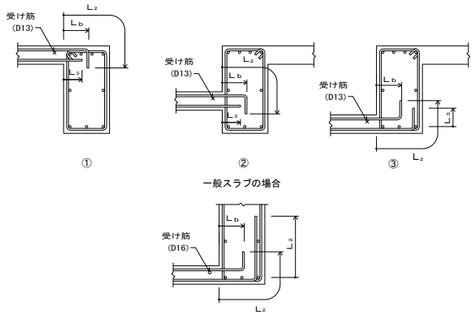

図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その２）

9.2 片持スラブ

片持スラブは、プレキャストコンクリート部材または現場打コンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は、構造図による。

（１）片持スラブの配筋（CS形配筋）は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.2 CS形配筋

配筋種別		主筋
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10,D13-150@
	下	D10,D13-300@
CS4	上	D10,D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別		主筋
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10,D13-200@
	下	——
CS7	上	D10-200@
	下	——

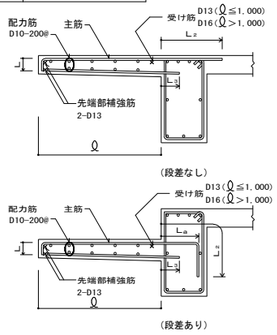

(注) 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4 片持スラブの配筋（ CS1 からCS5 ）

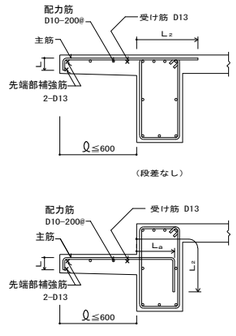

(注) 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5 片持スラブの配筋（CS6及びCS7）

（２）先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

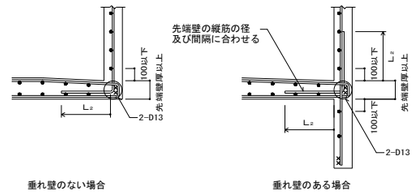

図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

（３）出隅部

(ｱ) 補強の配筋は設計図により、配筋方法は、図9.7による。

(ｲ) 出隅受け部分（図9.7の斜線部分）の補強筋は設計図による。

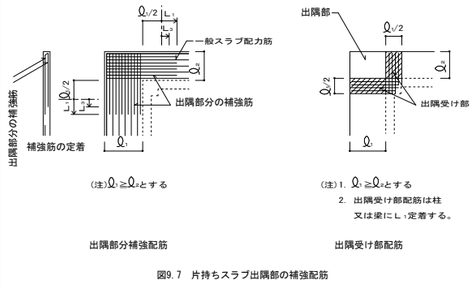

図9.7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

9.3 スラブ等の補強

(1) スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強方法は、構造図による。構造図になければ、(ｱ)(ｲ)による。

(ｱ) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13（ℓ＝2L_1）シングルを上下筋の内側に配筋する。

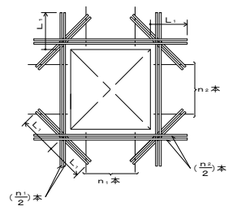

図9.8 スラブ開口部の補強配筋

(ｲ) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより､開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(2) 屋根スラブの補強

屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

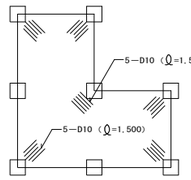

図9.9 出隅及び入隅部の補強配筋

(3) 土間スラブの打継ぎ補強

基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。
ただし、土間スラブとは、土に接するスラブで S形の配筋によるものをいう。

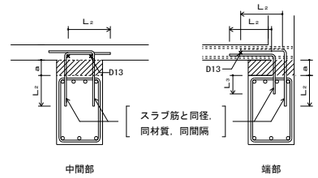

(注) a≦300の場合

図9.10 打継ぎ補強配筋

(4) 土間コンクリートの補強

土間コンクリートの補強筋は、設計図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

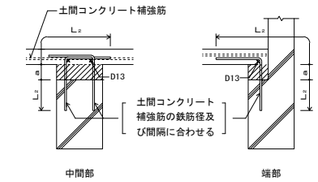

(注) a≦300の場合

図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

t：スラブ厚さ

配筋種別	KA1	KA2
配筋図	D13 D13 D10-300@ D10-300@ t	2-D13 D13 D10-300@ D10-300@ t
配筋種別	KA3	KA4
配筋図	D10-300@ t t D13 D13	D10-300@ t t D13 2-D13

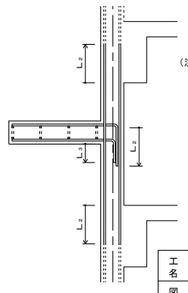

図10.1 片持スラブ形階段配筋の定着

(注) 1．壁配筋は、8.1 (3) による。
2．階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3．スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3［鉄筋の定着の長さ］のL_aとする。

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号

一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事			
図面名称	構造関係共通事項（その３）			
図面枚数	101葉中70	縮尺	—	
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号	
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局		
整理番号	S-06	施工業者		
所長	次長	課長	設計	製図

10.2　二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材または現場打ちコンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は構造図による。
二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.2　二辺固定スラブ形配筋

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
KB1	D13-200@
KB2	D13-150@
KB3	D13-100@
KB4	D13,D16-150@
KB5	D16-150@
KB6	D16-125@
KB7	D16-100@

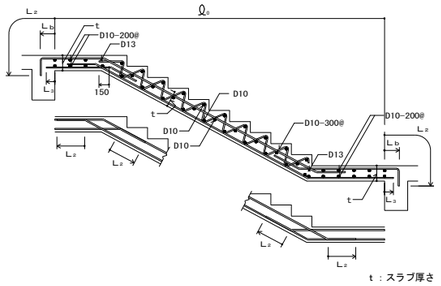

図10.2　二辺固定スラブ形階段配筋（その１）

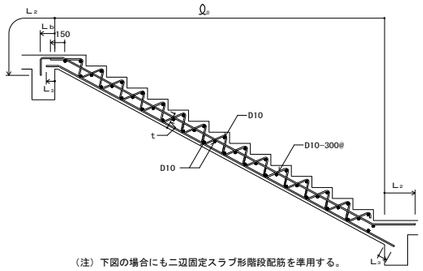

（注）下図の場合にも二辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

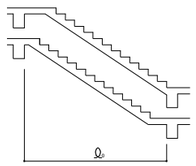

t：スラブ厚さ

図10.3　二辺固定スラブ形階段配筋（その２）

11.1　梁貫通孔

(1) 梁貫通孔は、次による。
　(ｱ)　梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。
　(ｲ)　孔の径は、梁せいの1/3以下とする。
　(ｳ)　孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3（Dは梁せい）の範囲には設けてはならない。
　(ｴ)　孔は、柱面から原則として、1.5D 以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
　(ｵ)　孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の 3倍以上とする。
　(ｶ)　縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
　(ｷ)　補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。
　(ｸ)　孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋でき、補強を省略することができる。

　(ｹ)　溶接金網の余長は、1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
(2)　溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋 1-13φのリング筋を取り付ける。
　　なお、リング節は、溶接金網に 4箇所以上溶接する。
　(ｻ)　溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。
　(ｼ)　他の開孔を設けない範囲は、図11.3による。

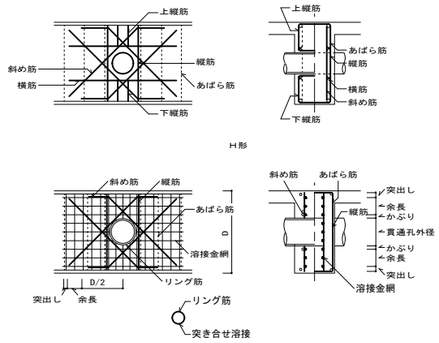

図11.1　梁貫通孔補強筋の名称等

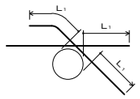

図11.2　補強筋の定着長さ

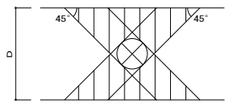

図11.3 他の開孔を設けない範囲

(2) 梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は設計図による。

表11.1　H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2		2-2-D13			
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16				
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19				
H7	4-2-D22				

（注）---------- は、一般部分のあばら筋を示す。

表11.2　MH形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
MH1	2-2-D13	なし	なし	
MH2		2-2-D13		
MH3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100@	
MH4	4-2-D13			
MH5	4-2-D16			
MH6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100@	
MH7	4-2-D19			

（注）---------- は、一般部分のあばら筋を示す。

11.2　コンクリートブロック帳壁との取合い

(1) 控壁は、次による。
　(ｱ) 控壁の配置は、設計図による。
　(ｲ) 配筋は、図11.4による。

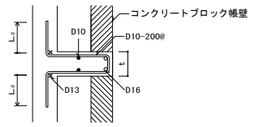

図11.4　控壁の配筋（水平、垂直とも）

(2) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

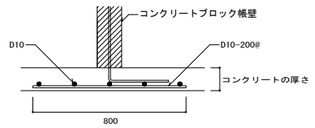

図11.5　壁付き土間コンクリートの補強配筋

11.3　パラペット

パラペットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。

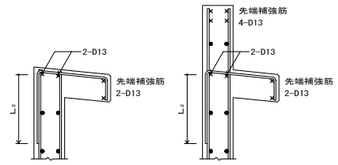

図11.6　パラペットの先端補強筋

12.1　擁壁

宅地造成等規制区域外での高さ2m以下の擁壁の鉄筋の定着長さは図12.1により、コンクリートの厚さ及び配筋は構造図による。

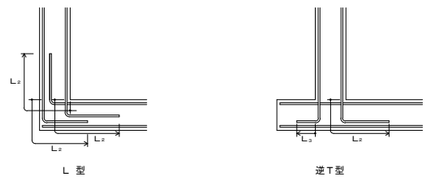

図12.1　擁壁の鉄筋の定着長さ

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	構造関係共通事項（その４）				
図面枚数	101葉中71	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	S-07	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

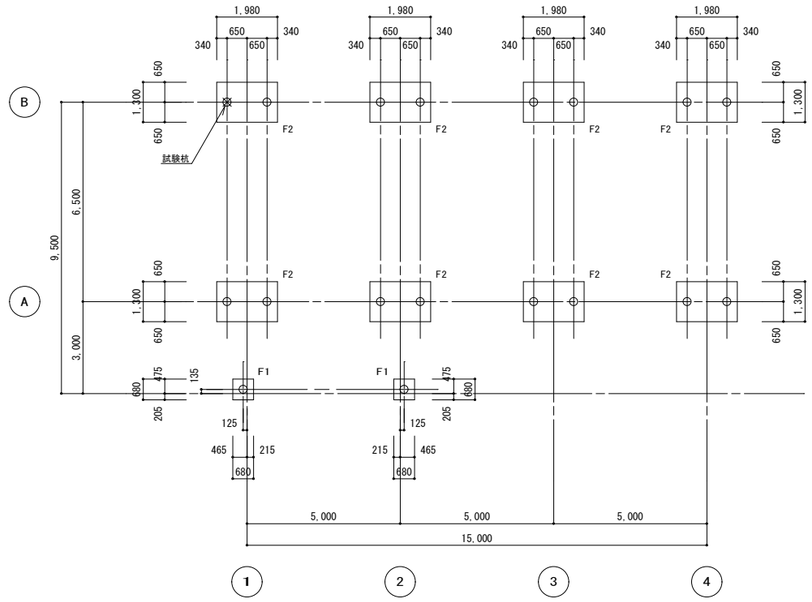

杭伏図　1/100

施工方法：回転貫入鋼管杭工法（大臣認定工法）　※本図はEAZET工法を参考として記載

杭種：羽根付鋼管杭（STK490　t=12.7mm）

杭径：φ267.4mm（羽根径Dw=φ650mm：参考値）

長期許容支持力：Ra=900　kN/本

		杭天端高（m）	杭先端高（m）	杭長（m）	上杭	中杭	中杭	下杭	本数
	◯	+37.58	+19.38	18.2	5.0	5.0	5.0	3.2	17
試験杭	⊗	+37.58	+18.38	19.2	5.0	5.0	5.0	4.2	1

杭頭補強要領

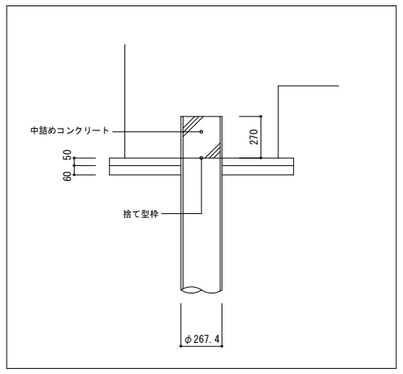

地質柱状図

孔口標高　YP +39.257

Bor No. 4-2

▽YP+39.257

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	土質区分	孔内水位 (m)
	38.46	0.80	0.80	埋土（粘性土）	
	37.66	0.80	1.60	旧表土（粘性土）	
	34.46	3.20	4.80	ローム	
	32.46	2.00	6.80	凝灰質粘土	8/23 5.90
	30.46	2.00	8.80	粘土混り細砂	
	29.46	1.00	9.80	細砂	
	28.46	1.00	10.80	粘土	
	17.66	10.80	21.60	細砂	8/28 18.40
	15.46	2.20	23.80	貝殻混り細砂	
	14.83	0.63	24.43	細砂	

標準貫入試験

深度 (m)	10cm毎の打撃回数 10 (cm)	20 (cm)	30 (cm)	打撃回数/貫入量 (cm)	N値
1.15	1/20	1		2/30	2
1.45 2.15	1	2	1	4/30	4
2.45 3.15	1	1	1	3/30	3
3.45 4.15	1	2	1	4/30	4
4.45 5.15	1/20	1		2/30	2
5.45 6.15	1	2	2	5/30	5
6.45 7.15	2	2	2	6/30	6
7.45 8.15	2	2	1	5/30	5
8.45 9.15	3	4	4	11/30	11
9.45 10.15	1	1	1	3/30	3
10.45 11.15	5	9	13	27/30	27
11.45 12.15	9	9	13	31/30	31
12.45 13.15	7	10	10	27/30	27
13.45 14.15	8	7	9	24/30	24
14.45 15.15	6	6	10	22/30	22
15.45 16.15	5	11	17	33/30	33
16.45 17.15	8	6	5	19/30	19
17.45 18.15	10	11	17	38/30	38
18.45 19.15	18	32/9		50/19	79
19.34 20.15	19	25	6/1	50/21	71
20.36 21.15	26	24/8		50/18	83
21.33 22.15	50/8			50/8	188
22.23 23.15	21	29		50/20	75
23.35 24.15	14	18	18/8	50/28	54
24.43					

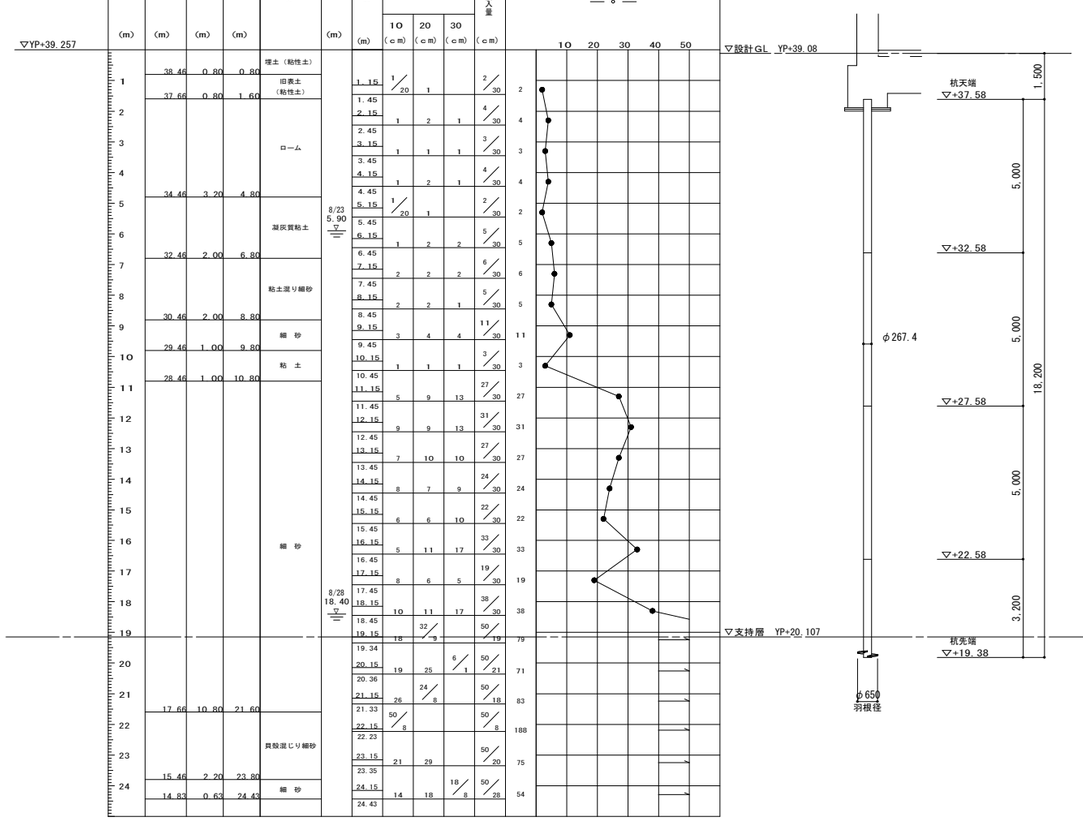

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号

一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　杭伏図、杭頭補強要領、柱状図		
図面枚数	101葉中72	縮尺	1/100
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-08	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

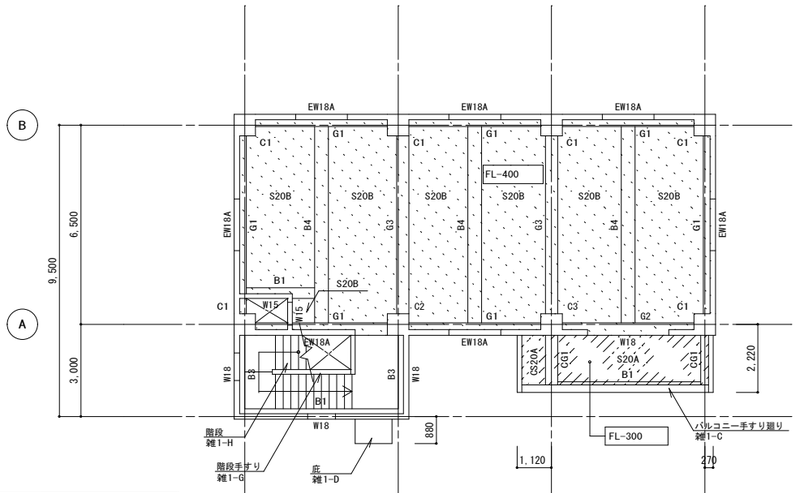

2階床梁伏図　1/100

FL=YP+43.98

特記なき限り　梁・スラブ天端　FL-30

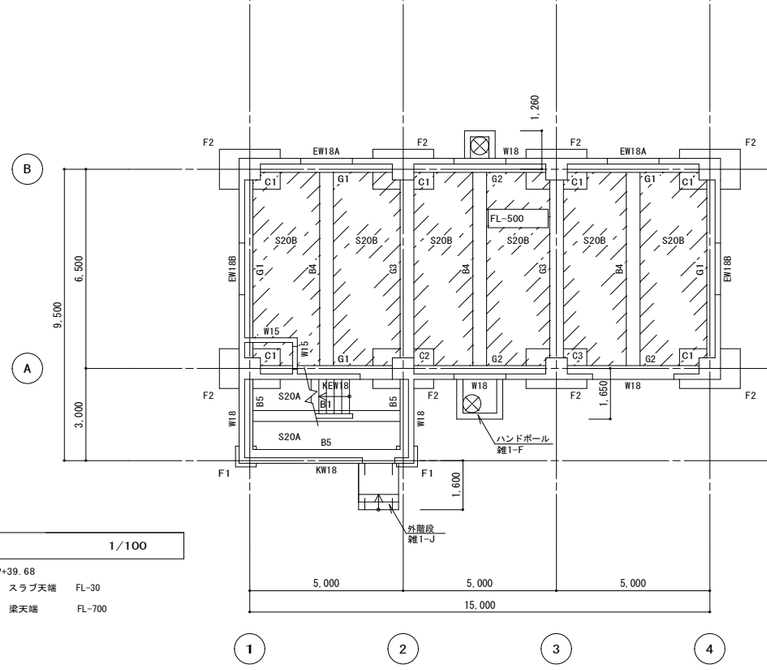

1階床梁伏図　1/100

FL=YP+39.68

特記なき限り　スラブ天端　FL-30

梁天端　FL-700

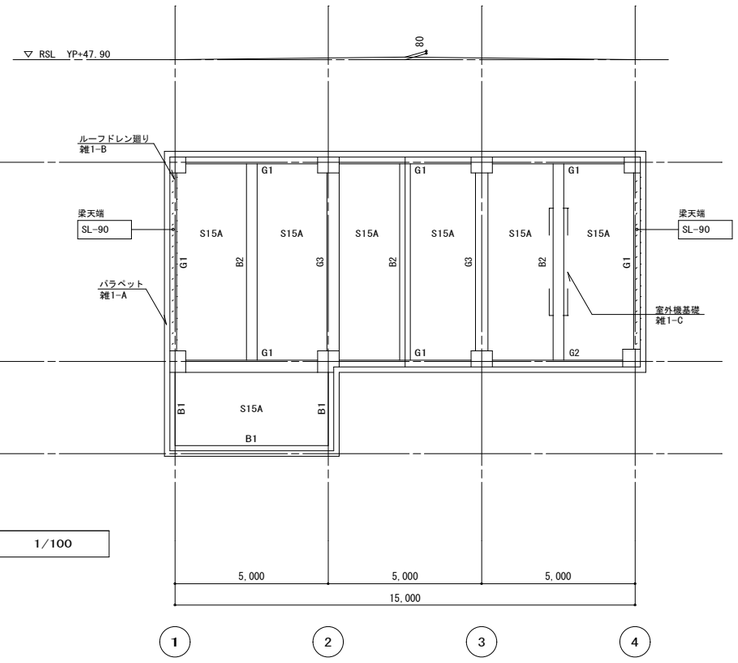

R階床梁伏図　1/100

SL=YP+47.78

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号

一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　1階、2階、R階床梁伏図		
図面枚数	101葉中73	縮尺	1/100
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-09	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

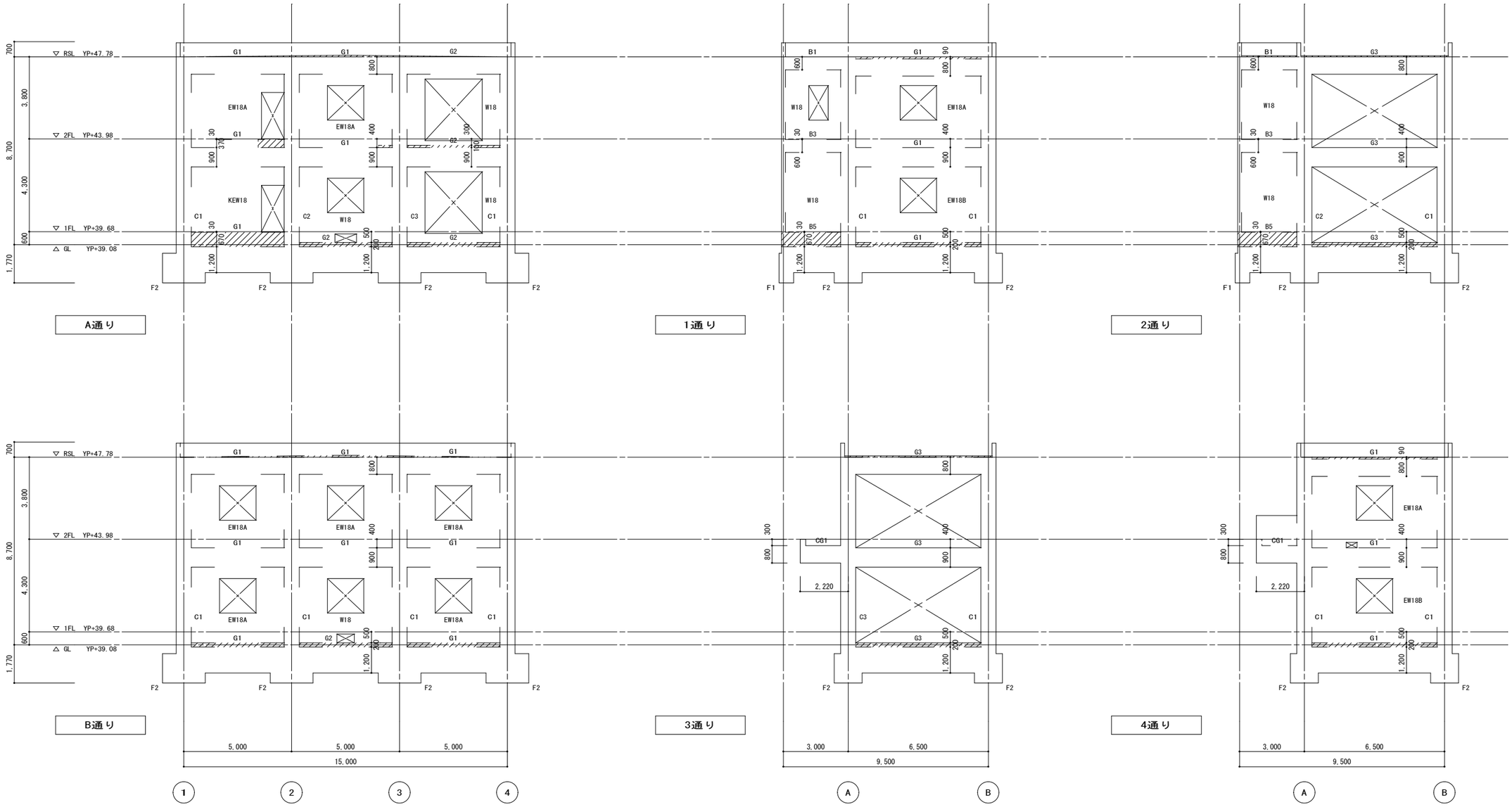

軸組図　1/100

特記なき限り　増打部分を示す

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　軸組図		
図面枚数	101葉中74	縮尺	1/100
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-10	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

基礎リスト　1/40

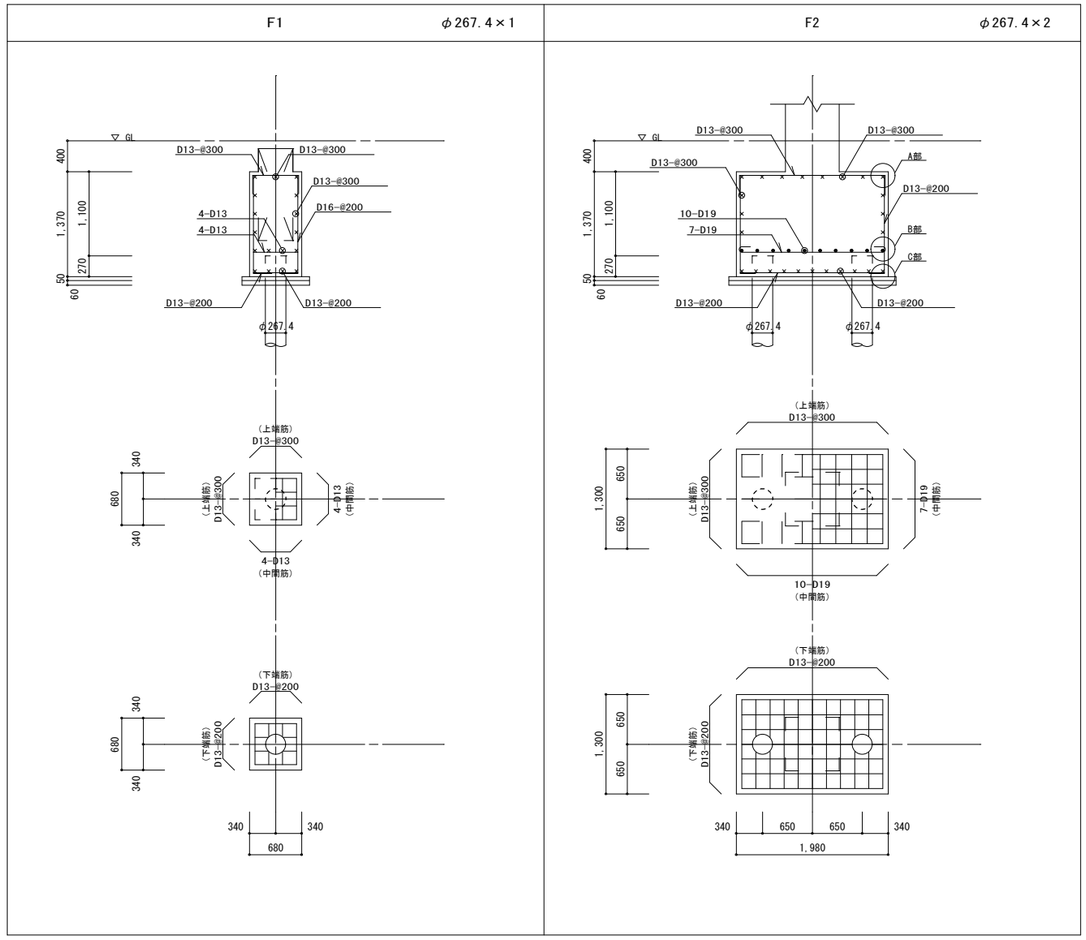

基礎要領図

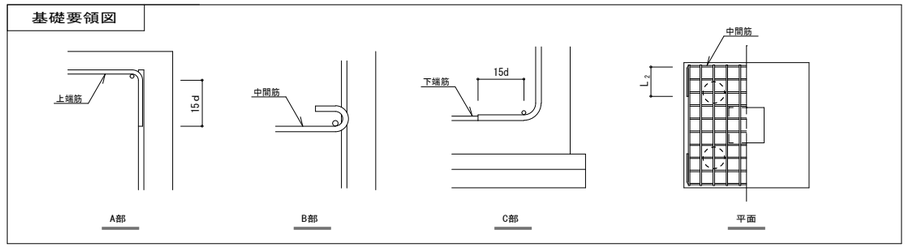

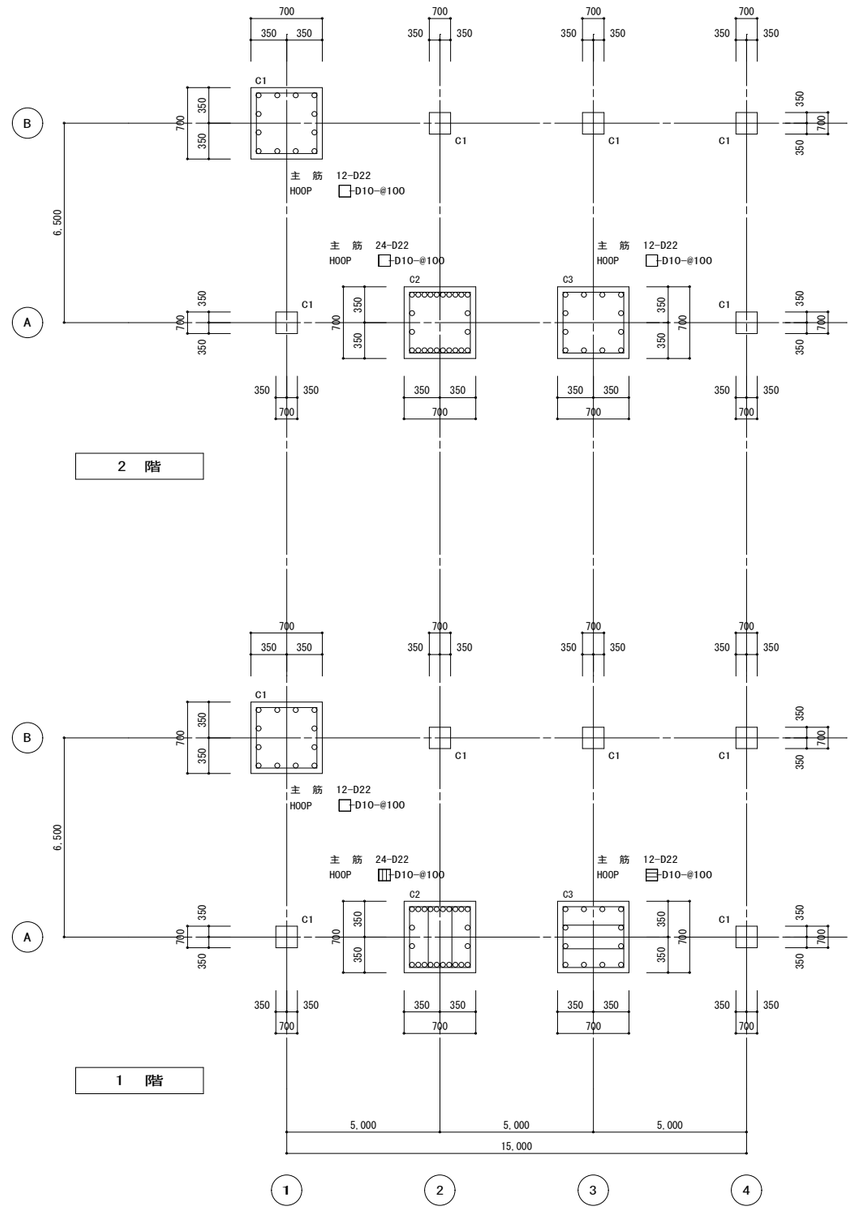

柱リスト　1/30

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　基礎、柱リスト		
図面枚数	101葉中75	縮尺	1/40、1/30
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-11	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

大梁リスト　1/30

特記なき限り　STP □-D13-@200　腹筋 2-D10　巾止 D10-⌐¬@1,000

符　号	G1	G2		G3						
位　置	全断面	両　端	中　央	両　端	中　央					
B×D	400 × 800	400 × 800		400 × 800						
R　階	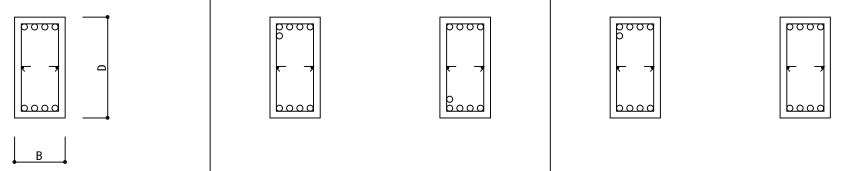									
上端筋	4-D22	5-D22	4-D22	5-D22	4-D22					
下端筋	4-D22	4-D22	5-D22	4-D22	4-D22					
STP										
腹　筋										
符　号	G1	G2		G3				CG1		
位　置	全断面	両　端	中　央	両　端	中　央			全断面		
B×D	400 × 900	400 × 900		400 × 900				400 × 800		
2　階	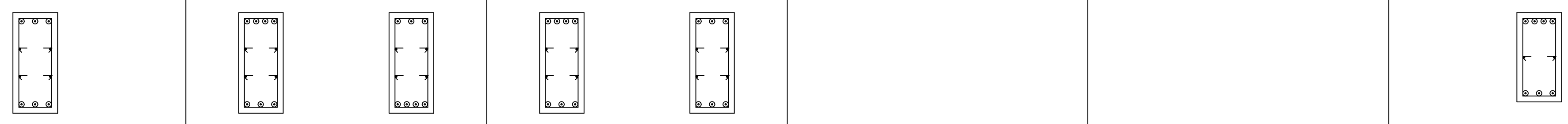									
上端筋	3-D25	4-D25	3-D25	4-D25	3-D25			4-D25		
下端筋	3-D25	3-D25	4-D25	3-D25	3-D25			3-D25		
STP										
腹　筋	4-D10	4-D10		4-D10						
符　号	G1	G2		G3						
位　置	全断面	両　端	中　央	両　端	中　央					
B×D	450 × 1200	450 × 1200		450 × 1200						
1　階	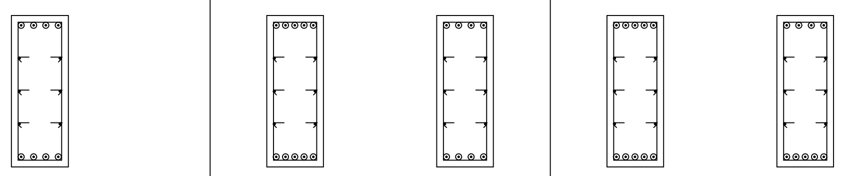									
上端筋	4-D25	5-D25	4-D25	5-D25	4-D25					
下端筋	4-D25	5-D25	4-D25	5-D25	5-D25					
STP										
腹　筋	6-D10	6-D10		6-D10						

梁増打要領

（1）増し打ちコンクリートの補強は、１．１図による。
ａ＜７０㎜の場合、補強は行わない。

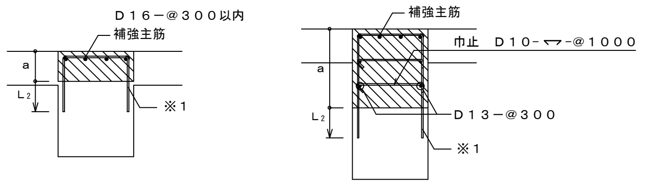

※１．あばら筋と同径・同材質・同ピッチとする。

１．１図　梁の増し打ち補強配筋

（２）増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
（３）増し打ち部分のあばら筋の定着長さは、Ｌ２以上とする。
（４）増し打ち部分の主筋の定着、重ね長さは、梁の主筋による。
（５）梁の上下の増し打ちが途中で終わる場合

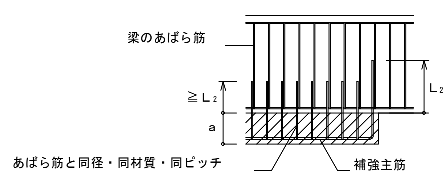

１．２図　梁の上下の増し打ち配筋補強（途中で終わる場合）

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　大梁リスト		
図面枚数	101葉中76	縮尺	1/30
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-12	施工業者	
所長	次長	課長	設計 / 製図

小梁リスト　1/30

特記なき限り　STP □-D13-@200　腹筋 2-D10　巾止 D10- ⟷@1,000

符号	B1	B2	B3	B4		B5			
位置	全断面	全断面	全断面	両端	中央	全断面			
B×D	350 × 600	350 × 700	350 × 600	450 × 850		450 × 1200			
断面	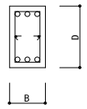					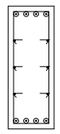			
上端筋	3-D22	3-D22	3-D25	4-D22	3-D22	4-D25			
下端筋	3-D22	3-D22	3-D25	3-D22	5-D22	4-D25			
STP	□-D10-@200	□-D10-@200	□-D10-@200						
腹筋						6-D10			

壁リスト　1/30

特記なき限り　・幅止め　D10- ⟷@1000（t=180）
なし　（t=150）

符号	EW18A・W18	EW18B	KEW18・KW18		W15			
立断面	180	180	180		150			
縦配筋	D10-@200　ダブル	D10-@200　ダブル	D13-@200　ダブル		D10-@200　シングル			
横配筋	D10-@200　ダブル	D10-@200　ダブル	D10-@200　ダブル		D10-@200　シングル			
開口部周囲補強筋	4-D13	4-D16	4-D13		2-D13			
開口部斜補強筋	2-D13	2-D13	2-D13		1-D13			

スラブリスト

特記なき限り　幅止め　なし

符号	t スラブ厚（mm）	位置	配筋 短辺方向（主力筋方向）	配筋 長辺方向（配力筋方向）	周囲補強筋	斜補強筋	備考
S15A	150	上端筋	D10, D13 － @200	D10, D13 － @250	4-D13	2-D13	
		下端筋	D10, D13 － @200	D10, D13 － @250			
S20A	200	上端筋	D10, D13 － @200	D10, D13 － @250	4-D13	2-D13	
		下端筋	D10, D13 － @200	D10, D13 － @250			
S20B	200	上端筋	D13 － @200	D13 － @250	4-D13	2-D13	
		下端筋	D13 － @200	D13 － @250			
CS20A	200	上端筋	D13 － @200	D13 － @200	4-D13	2-D13	
		下端筋	D13 － @200	D13 － @200			

開口補強要領

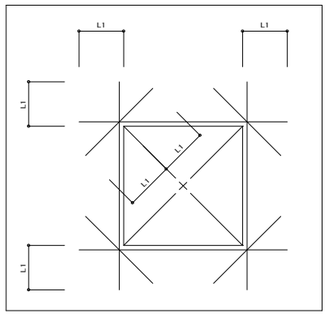

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気棟　小梁、壁、スラブリスト				
図面枚数	101葉中77	縮尺	1/30		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	S-13	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

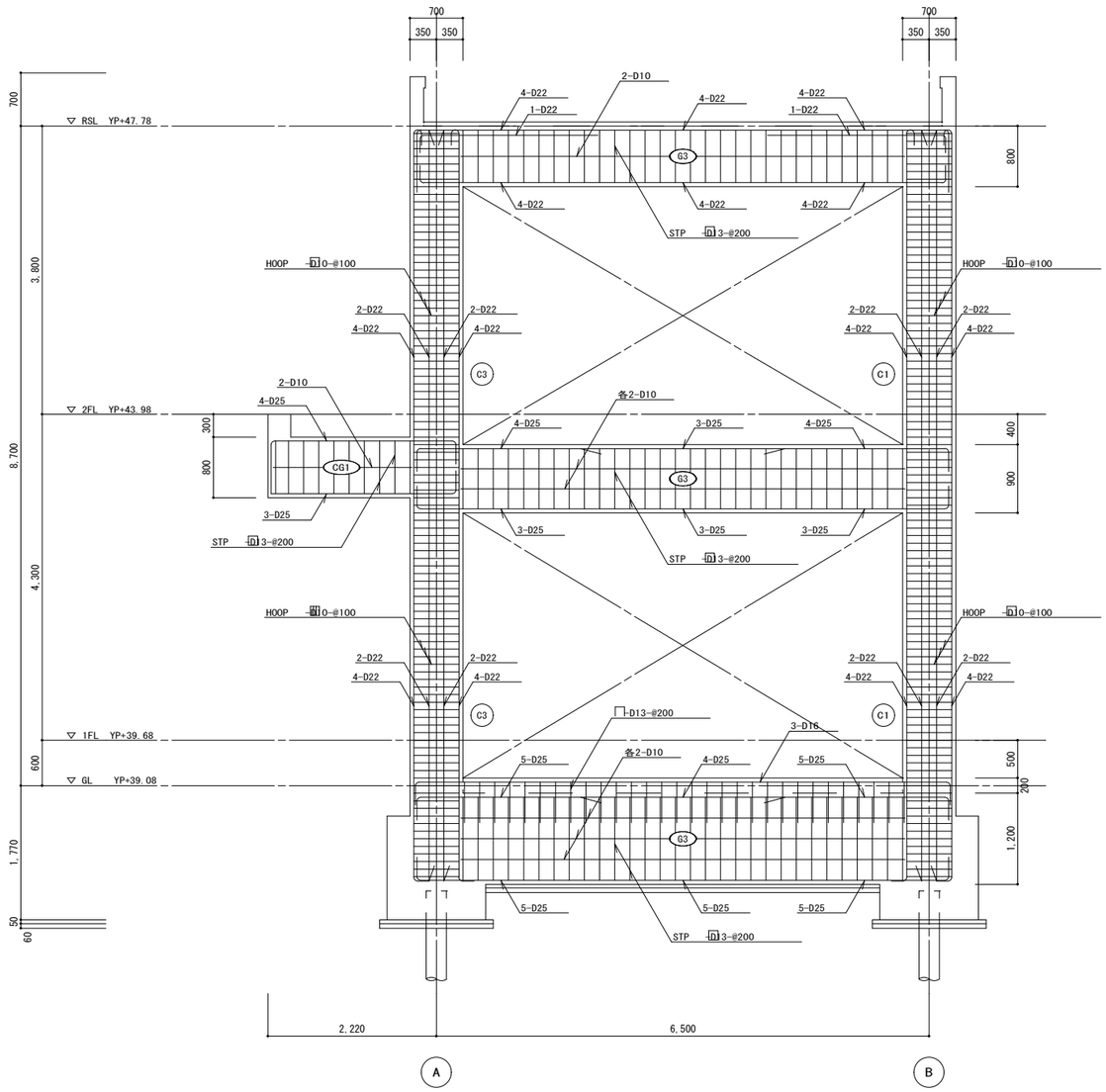

3通り配筋詳細図　1/40

特記なき限り　柱コア部分　HOOP　10-@100とする。

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　3通り配筋詳細図		
図面枚数	101葉中78	縮尺	1/40
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-14	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

雑配筋詳細図　1/30

1-A　パラペット

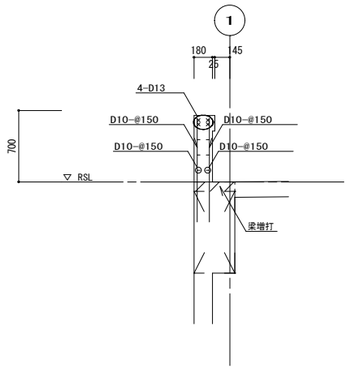

1-B　ルーフドレン廻り

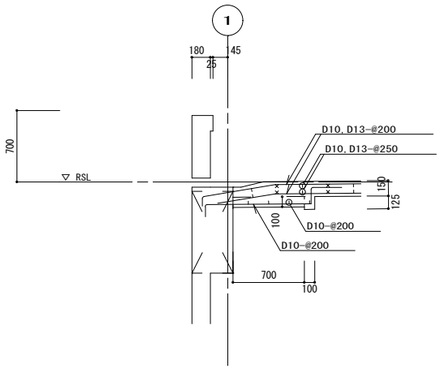

1-C　機械基礎

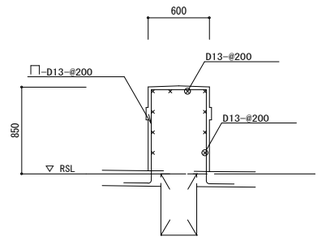

1-D　庇

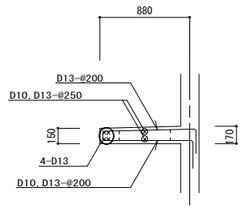

1-E　バルコニー手すり廻り

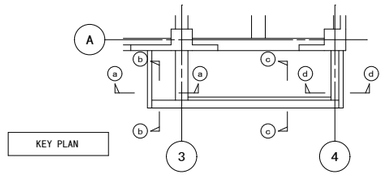

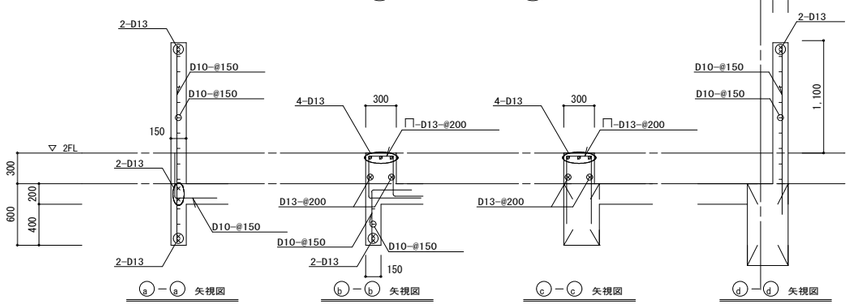

1-F　ハンドホール

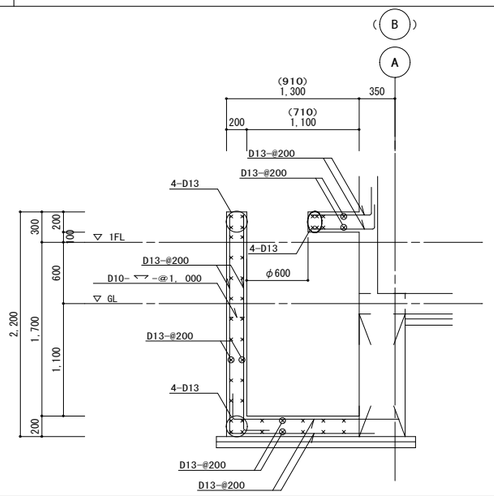

1-H　階段

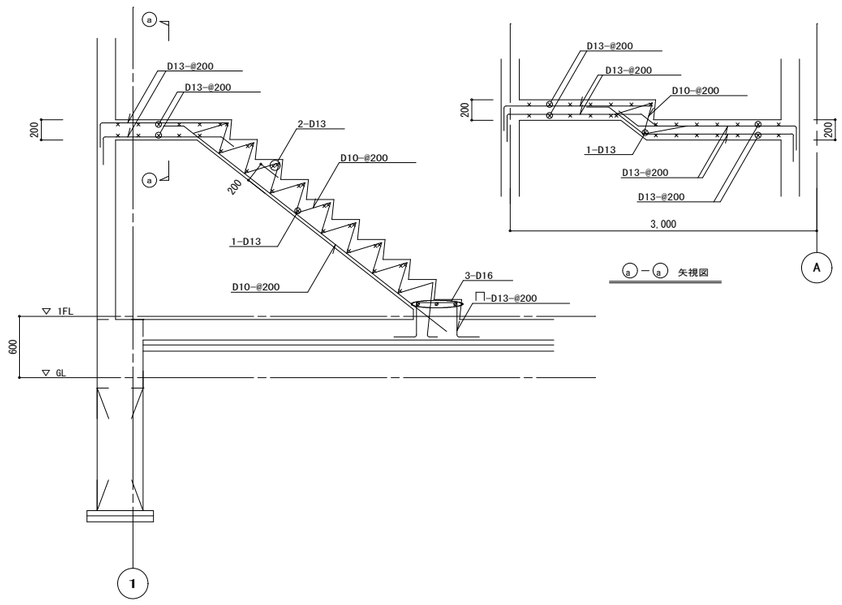

1-G　階段手すり

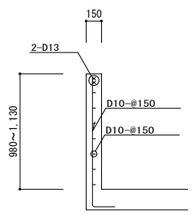

1-J　外階段

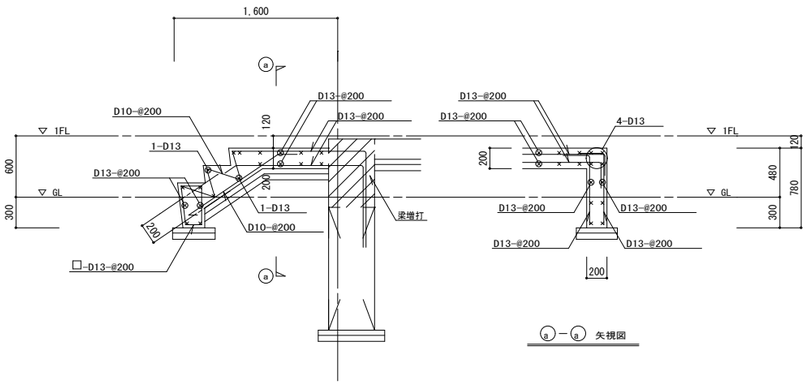

株式会社上岡構造設計事務所一級建築士事務所　東京都知事登録第35725号
一級建築士　大臣登録第88501号　上岡 正天

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　雑配筋詳細図		
図面枚数	101葉中79	縮尺	1/30
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	S-15	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

工事名称　大宮分場電気棟建築他工事

フレックス工期契約制度　※建築工事特記仕様書（１）による
○　適用する　工事着手期限日（　年　月　日）　工期の終期日（　年　月　日）　○　適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書(第1号様式)を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む)を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数　※建築工事特記仕様書（１）による
○本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
ⅰ）作業不能日数：◆日間（工期の始期は令和◆年◆月◆日【着手期限】で算定）
ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　※建築工事特記仕様書（１）による

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
電気棟	RC造	2階	248.15	15項		新築
管理本館	RC造	1階	175.00	15項		改修

3.工事種目（●　印の付いたものを適用し、○　印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別				
	電気棟	管理本館			屋外
○　受変電設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式
●　電灯設備	●　一式	●　一式	○　一式	○　一式	○
●　動力設備	●　一式	●　一式	○　一式	○　一式	○
○　雷保護設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　電力貯蔵設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　発電設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　構内情報通信網設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
●　構内交換設備	●　一式	●　一式	○　一式	○　一式	○
○　情報表示設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　映像・音響設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　拡声設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
●　誘導支援装置	●　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　テレビ共同受信設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　監視カメラ設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
●　防犯・入退室管理設備	●　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
●　火災報知設備	●　一式	●　一式	○　一式	○　一式	○
○　中央制御監視設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式
○	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式
●　構内配電線路	○	○	○	○	●　一式
○　構内通信線路	○	○	○	○	○　一式
○	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式

4.指定部分　●　無　　○　有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書(質疑に対する回答書を含む)、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)（令和7年版）」(以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)」（以下、「標準図」という。）による。

2.提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧(下記URL)によるほか、監督職員の指示による。
https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、●　印の付いたものを適用し、○　印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
●一般事項	●　電気工作物の種類	●　事業用電気工作物(自家用電気工作物)　　○　一般用電気工作物
	●　電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程に定める工事管理者(　水道部長　)の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	●　施工従事者	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
	○　化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

章	項目	特記事項
●一般事項		2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	●　ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう努めることである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ○　風圧力 風速　(Vo=　　m/s) 地表面粗度区分　(○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ) ○　積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	●　材料・機材の品質等	1.本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （表）

	機材等
●　LED照明(一般屋内用に限る。)	
○　照明制御装置	
○　可変速運転用インバータ装置	
●　分電盤	
●　制御盤	
○　キュービクル式配電盤	
○　高圧スイッチギア(CW形)	
○　高圧スイッチギア(PW形)	
○　高圧交流遮断器	
○　高圧進相コンデンサ	
○　高圧限流ヒューズ	
○　高圧負荷開閉器	
○　高圧変圧器(特定機器)	
○　交流無停電電源装置	
○　太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)	
○　監視カメラ装置	
○　中央監視制御(監視制御装置)	

（表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）

章	項目	特記事項
●一般事項	●　工事用水	構内の既存施設　○　利用できない　●　利用できる（ ○　有償　●　無償　子メーター設置）
	●　工事用電力	構内の既存施設　●　利用できない　○　利用できる（ ○　有償　○　無償）
	●　監督職員事務所	●　設ける　○　設けない
	●　工事用仮設物	構内につくることが　●　できる　○　できない
	●　官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	●　足場その他	○　別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○　機械設備工事　○　建築工事　で設置する。） ●　本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○　内部足場等（○　　種 ○　　種） ○　外部足場等（○　　種 ○　　種）
	○　総合試運転調整	○　本工事　○　別途 調整項目（確認方法等は監督職員の指示による。） ○　受変電設備設備及び発電設備の停復電による連動動作等の確認 ○　火災報知設備と連動する防火戸、ダンパー等の連動動作等の確認
	●　工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。
	●　設計図CADデータ	設計図CADデータ　：　●　貸与する　　○　貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

章	項目	特記事項
●一般事項	●　電子納品	1.本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 ~~2.工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を携行すること。~~ ~~3.工事完成検査後は、速やかに電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、~~電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	●　完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ●　完成図面 ／ ○　図面(A1版)折りたたみ製本　●　図面(A3版)見開き製本 ／ サイズ　●　A4版　○　　版 ／ ●　1　部　○　部 ●　工事関係図書 ／ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ／ ●　1　部　○　部 ○　完成写真 ／ ○　キャビネ版　○ ／ 撮影箇所　○　　箇所　○　　箇所 ／ ○　1　部　○　部 ●　保全に関する資料 ／ ●　建築物等の利用に関する説明書 ●　機器取扱い説明書 ●　機器性能試験成績書 ●　官公署届出書類 ○　総合試運転調整報告書 建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。 ／ ●　2　部　○　部 ●　電子成果品 ／ 電子納品による ／ ●　2　部　○　部
	○　引渡しを要するもの	○　なし　○　あり（　　） 特別管理産業廃棄物　○　なし　○　あり(PCB使用機器:　　) PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	●　建設副産物の処理等	1.共通事項 1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)　「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部 許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。 3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m^3 ウ　搬出時期　　年　月 ～　　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　　m^3)は、　　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　　m^3)は、片道運搬距離　　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの　　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 5) 廃プラスチック（ 0.56m3 ）は　千葉市稲毛区轟町　地先、片道運搬距離10.2kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 6) ナゲット処理（ 0.01t ）は　〃　市　〃　町地先、片道運搬距離　〃kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 7) ｽｸﾗｯﾌﾟ控除（ 0.01t ）は　〃　市　〃　町地先、片道運搬距離　〃kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

章	項目	特記事項
●一般事項		5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m^3 ウ　搬出時期　　年　月 ～　　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システム(コブリス・プラス)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。 2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	●　建設発生土の処理	●　埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	●　環境への配慮	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日変更閣議決定)による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。
	●　環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○　化学物質の濃度測定	○　施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○　パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○　行わない　○　行う 測定対象室　○　図示　○　（　　） 測定個所数　○　図示　○　（　　） 測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	●　保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　請負代金全額 3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	●　工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　　工事完成後10日以内
	●　工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	●　過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	●　創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	●　安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	●　他工事との取合い	別表1による。

条件明示

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気設備工事特記仕様書（１）		
図面枚数	101葉中80	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ── 1	千葉県企業局	
整理番号	AE-01	施工業者	
所長 / 次長 / 課長 / 設計 / 製図			

章	項目	特記事項
●一般事項	○中間検査	○中間検査を実施する。 (回数　回、　実施時期　　工事完了時) 中間検査の範囲 (　　)
	○中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○条件明示項目	○　施工可能期間 月　日～　月　日(期間中も行事等により、短期の施工不能日あり) ○　改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所(　　)
	●施設点検	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、1年目及び2年目に関係者(営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、依頼により施設点検に立会い協力するものとする。
	●その他	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書(令和7年版)に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器(アクセスポイント、サーバラック等)がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	●デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領2．(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領2．(3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領4．で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
●共通事項	●金属製露出管路(亜鉛メッキ面)の塗装	●すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ○配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ○
	●厚鋼電線管及び同附属品	電線管外面の仕上げは、　●　溶融亜鉛メッキ　○　製造者標準　とする。 電線管内面の仕上げは、　●　溶融亜鉛メッキ　○　製造者標準　とする。 電線管付属品は、　●　上記と同等の防食性能を有する防水形　○　標準品　とする。
	○フロアープレート フロアーカバー	特記あるもの及び特殊なものを除き　○　砲金製　○　アルミ合金製　○　ステンレス製 〃　○　水平高低調整式(空転防止リング付)
	●フラッシュプレート	OA用インナーコンセント　○　樹脂製　○　アルミ合金製 特記あるもの及び特殊なものを除き　○　樹脂製　●　アルミ合金製　○　ステンレス製
	●呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	●保温・結露防止	建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	●合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。
	●屋外プルボックス	○　溶融亜鉛メッキ製　●　ステンレス製　　防水形とする。
	○はつり	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	●既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	●再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	●耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

章	項目	特記事項
●共通事項		設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階縦の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は次のものを示す。
○　配電盤　　○　発電装置(防災用)　　○　直流電源装置
○　交流無停電電源装置　○　交換機　　●　自動火災報知受信機
○　中央監視装置　　○

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

章	項目	特記事項
●共通事項	●工事前の絶縁抵抗測定	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。
	●施工調査	事前調査　●　本工事　　○　別途 調査項目　○　既存資料調査　○ 調査範囲　○　図示　　○ 調査方法　○　図示　　○ ○　はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
	○受変電設備	○電気方式　高圧　○　三相3線式　6kV 低圧　○　三相3線式　200V　　○　三相　線式　V ○　単相3線式　200V/100V　○　単相　線式　V ○　CB形(5サイクル以内)　　○　PF-S形 変圧器総容量　kVA　(うち本工事に係るもの　kVA) ○主遮断機　○　高圧　kVar　　○　低圧　自動力率制御(　○　あり　○　なし) ○設備容量　○　屋内形　　○　屋外形 ○進相コンデンサ ○配電盤　W1000×10t×L ○絶縁ゴムマット　1)変圧器は　○　油入形　　○　モールド形　変圧器とする。 ○その他　2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
	●電灯設備	●電気方式　幹線　●　単相3線式　200V/100V　　○　直流2線式　100V 分岐　●　単相2線式　100V　　○　直流2線式　100V ●　単相2線式　200V ○ハイテンションアウトレット　○　外部固定式　○　内部固定式　○　回転形又は上下動形　○　アップ形 ●非常照明器具　●　電池内蔵形　　○　電池別置形 ●配線器具　●　タンブラスイッチは　○　ワイド形　●　大角形 ●　壁付コンセントは(2口は複式で可)　○　ワイド形　●　大角形 ●非常用の照明装置の照度測定箇所数　測定数　：　監督職員の指示による。
	●動力設備	●電気方式　幹線　●　三相3線式　200V　　○　相　線式　V 分岐　●　三相3線式　200V　　○　相　線式　V ●機器への接続　本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は　●　本工事　　○　別途工事
	○構内配電線路	○電気方式　○　高圧　三相3線式　6kV ○　低圧　○　三相3線式　200V　　○　三相　線式　V ○　単相3線式　200V/100V　○　単相　線式　V ○　単相　線式　V ○電線方式　○　地中線式　　○　架空線式 ○地中線路の余長　マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○地中管の材質　○　厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○　波付硬質ポリエチレン管 ○　防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○装柱機材　○　耐塩形(ケーブル端末処理材とも)　○　重耐塩形 ○外灯接地　○　1基毎単独　　○　共用(ケーブル1芯使用) ○区分開閉器等　1)架空引込　高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込　高圧引込用気中負荷開閉器(地中引込用)(UAS)(SOG+DGR)付 ○その他　地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標　○　鉄製　　○　コンクリート製 標識シート　○　(GL-300　　○　2倍折り)
	●構内通信線路	●配線方式　○　地中線式　　●　架空線式 ○地中線路の余長　マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○地中管の材質　○　厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○　波付硬質ポリエチレン管 ○　防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○その他　地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標　○　鉄製　　○　コンクリート製 標識シート　○　(GL-300　　○　2倍折り)
	○その他	○上ガス対策　○　なし ○　あり(下記による) ○　自然換気口　○　ガス抜き管　○　強制換気装置　○　ガス検知器 ○　その他(　　) ○　施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項
●別表1	○接地極	接地極の材料は原則として下記による。 なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは1,500mm 以上とする。 接地棒ＥＢ(10φ)はW=30mm、L=900mm (測定用は、L=1,000mm) 、接地棒ＥＢ(14φ)は、W=40mm、L=1,200mm としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○　共同接地	$E_{A,D}$	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　Ａ種接地	E_A	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　Ｂ種接地	E_B	150/1Ω以下※	ＥＢ（14φ）×３連－１組
○　Ｃ種接地	E_C	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　Ｄ種接地	E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
○　Ｄ種接地	$E_{D(E1,B)}$	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
○　高圧避雷器用	E_{LA}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　交換装置用	E_t	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○　通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
○　電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
○　測定用	E_0		ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
			又は（Ｌ＝900mm、W=30mm）

※　接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

章	項目	特記事項
●別表1	●機器取付高	図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

名称	測点	取付高(mm)
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（バリアフリートイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800～1,300
コンセント（車椅子用）	床上～中心	900
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器箱（低圧）	地上～中心	1,800～2,200
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500
開閉器箱	〃	1,500（上端1,900以下）
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護用接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス（壁掛形）	地上～給油口	1,000
端子盤（EPS・電気室）	床上～中心	1,500
壁付電話機	床上～中心	1,300
親時計	〃	1,500
子時計、スピーカ	〃	(天井高)×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	(天井高)×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
呼出ボタン(バリアフリートイレ)	〃	900、（400）
復帰ボタン(バリアフリートイレ)	〃	1,300
廊下表示灯(バリアフリートイレ)	〃	2,000
テレビ機器収容箱（ＥＰＳ）	〃	1,800
入退室管理装置（カードリーダ、暗証番号入力装置、バイオメトリクス照合装置）	〃	1,300
火報受信機（複合盤）、副受信機	床上～操作部	800～1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	(天井高)×0.9
表示灯	〃	(天井高)×0.8
連動制御器	〃	1,500
自動閉鎖装置（防火戸用）	床上～中心	1,500
ガス漏れ検知器（液化石油ガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	**(天井面)－200(壁面取付の場合)**

(備考)（天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注）天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(バリアフリートイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

章	項目	特記事項
●別表1(つづき)	●工事区分表	図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容		施工区分 建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス) 風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口 換気扇、大便器等	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み	補強とも	●	○	○
		補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)		●	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	●		
	屋内　受水槽、サービスタンク	上記以外	○	●	●
	屋外　配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	○	●	●
	屋外　受水槽、消化水槽	無筋基礎	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	●	○	○
	屋上　高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト		○	●	●
点検口	床、天井、壁		●	○	○
	配線ピット、トレンチピット		●	○	○
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)	一次側	○	●	○
		二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線(　)	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線(　)	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		○	●	○
その他	防油提		●	○	○
	インサート、吊りボルト		●	●	●
	換気扇枠		○	○	○
	外部取り付けギャラリー (ダクト、チャンバー接続フランジを含む)		●	○	○

章	項目	特記事項
●別表1(つづき)	●施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

条件明示

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気設備工事特記仕様書（２）				
図面枚数	101葉中81	縮尺	―		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-02	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

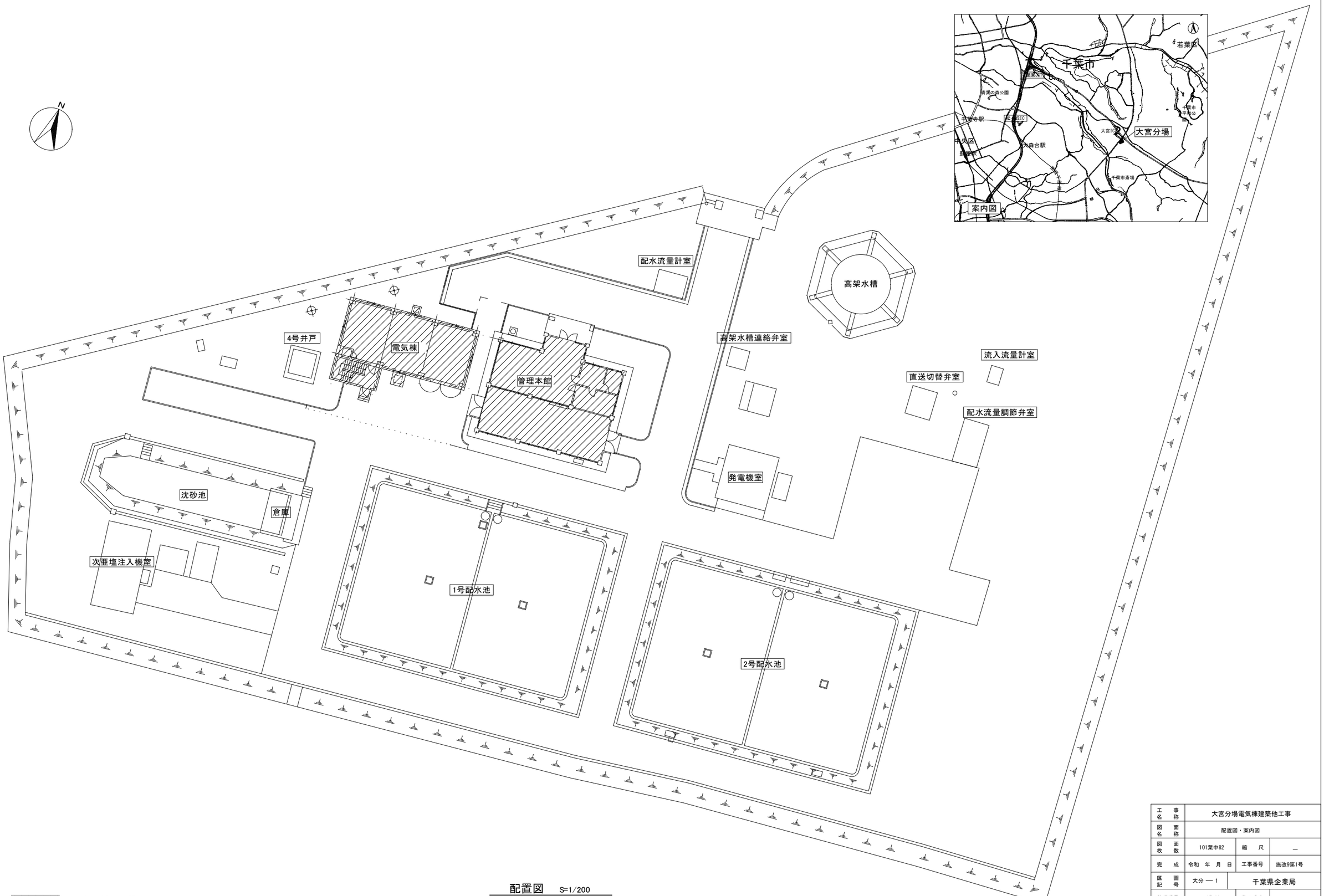

配置図　S=1/200

：　今回対象施設

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	配置図・案内図				
図面枚数	101葉中82	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-03	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

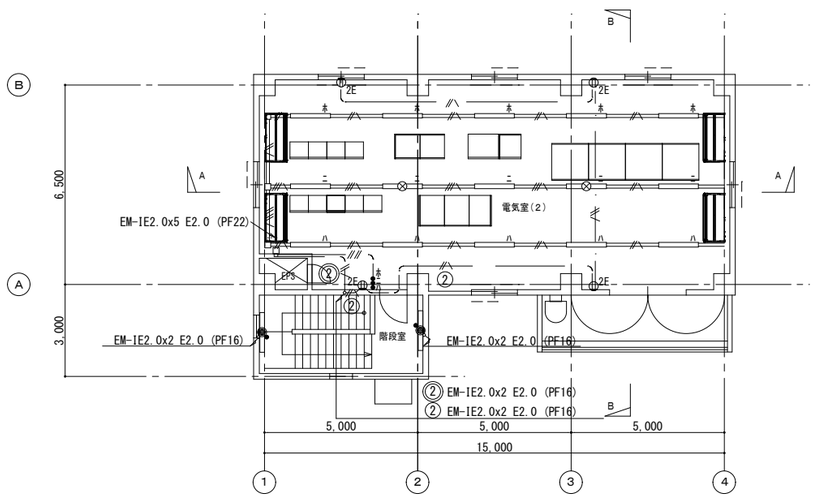

電灯設備 2階平面図　S=1:100

階段室		電気室(2)	
LDS1-K1-LBF11-LN	2	LSS1-4-30-LN　線び	13
		K1-LSS1-4-30-LN 線び	2

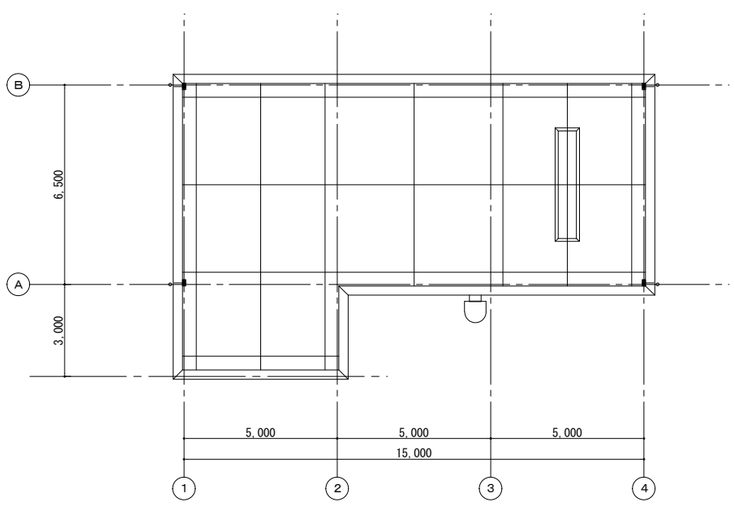

屋根伏図　S=1:100

凡　例

記　号	名　　称	
	電灯分電盤	
	一般照明 直付	位置ボックス有
	一般照明 直付	位置ボックス無
	保安照明 直付	BT内蔵
	非常照明 壁付	BT内蔵、人感センサ付
●	スイッチ	1P15Ax1
2E	コンセント	2P15Ax2 E
	露出ボックス	
	線びボックス	
	配管配線	露出
	〃	隠ぺい
	〃	床隠ぺい
	〃	立上げ・引下げ

1．特記なき配管配線は下記とする。

EM-IE2.0x3 (PF16)
EM-IE2.0x4 (PF16)
EM-IE2.0x2 E2.0 (PF16)

二種金属線び 40x30
EM-IE2.0x2 E2.0 二種金属線び 40x30
EM-IE2.0x3 E2.0 二種金属線び 40x30
EM-IE2.0x4 E2.0 二種金属線び 40x30

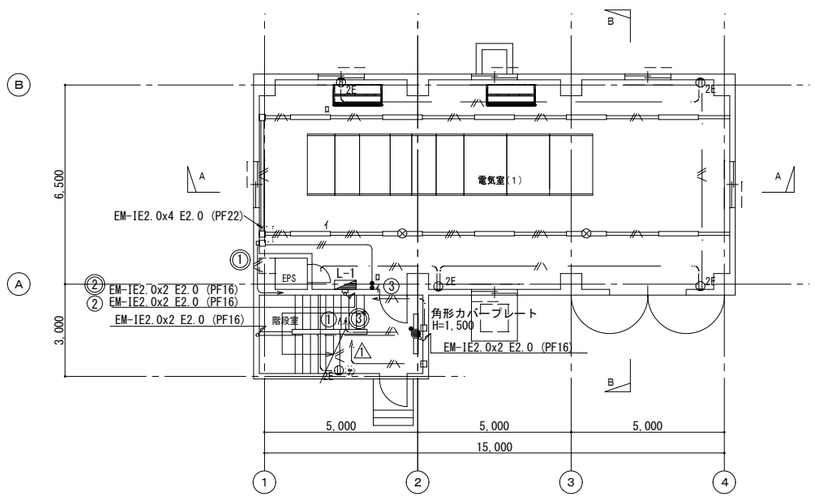

電灯設備 1階平面図　S=1:100

階段室		電気室(1)	
LDS1-K1-LBF11-LN	1	LSS1-4-48-LN　線び	8
		K1-LSS1-4-48-LN 線び	2

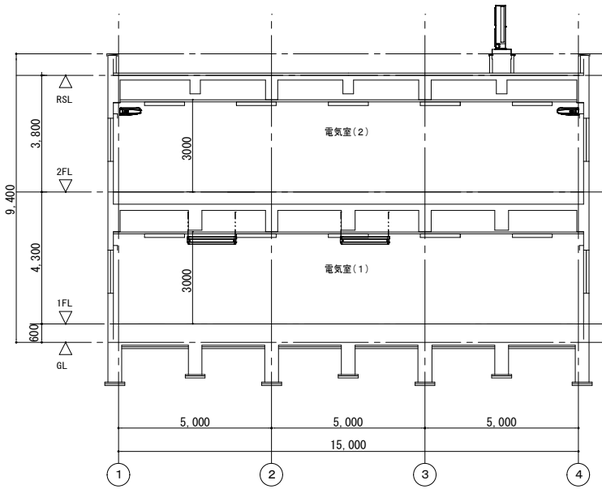

Ａ－Ａ断面図　S=1:100

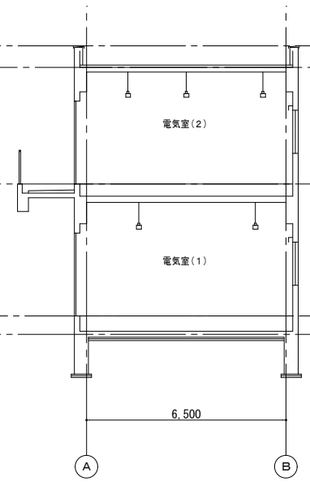

Ｂ－Ｂ断面図　S=1:100

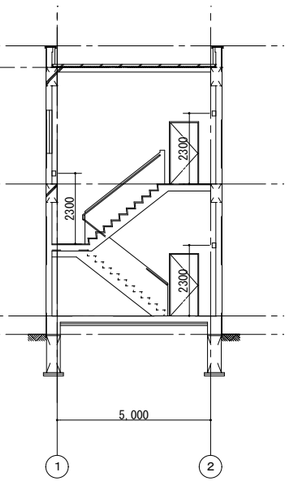

階段室断面図　S=1:100

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気棟　電灯設備　1階、2階平面図・断面図				
図面枚数	101葉中83	縮　尺	1/100		
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-04	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

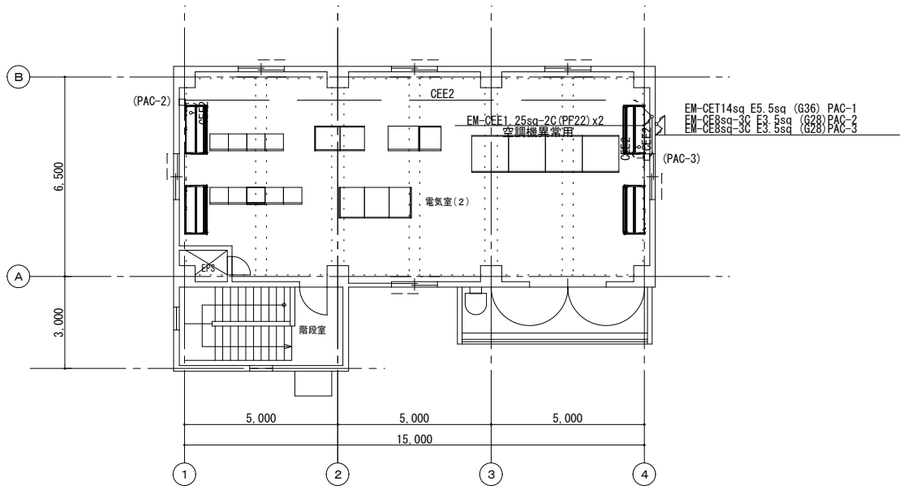

動力設備 2階平面図　S=1:100

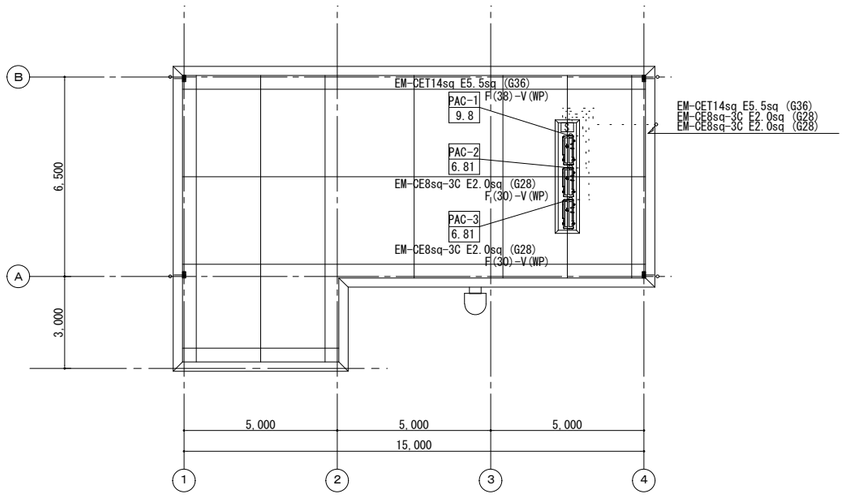

動力設備屋根伏図　S=1:100

凡 例

記 号	名 称
	動力制御盤
	電動機　電源送り
S	手元開閉器箱
	プルボックス
	配管配線　露出
	〃　立上げ・引下げ・素通し
	ケーブル配線
	フリーアクセスフロアー内突出し

1．特記なき配管配線は下記とする。
CEE2 EM-CEE1.25sq-2C (PF22)
CEE2 EM-CEE1.25sq-2C (ころがし)

2．プルボックスサイズは下記とする。
(A) P.BOX SS350x350x200
(B) P.BOX SS-SUS 350x350x200

3．手元開閉器箱仕様
型式：屋外壁掛形（SUS製）
・MCCB3P50AF/NTx3

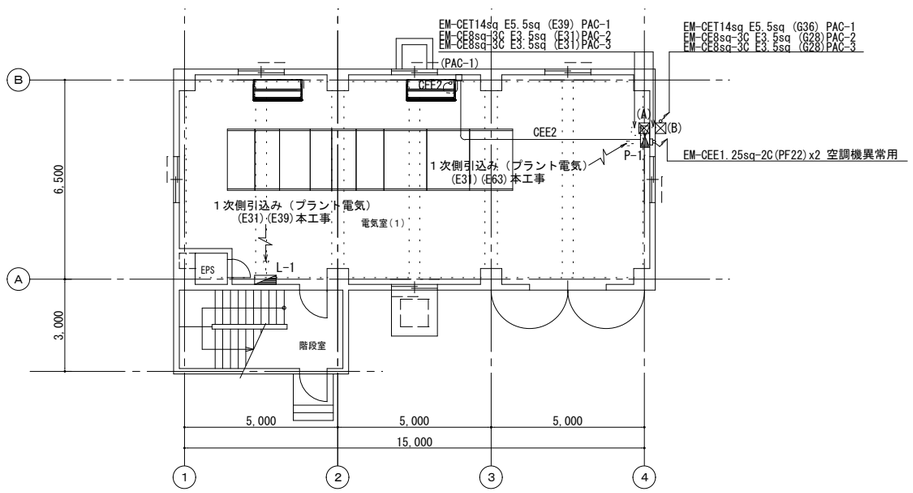

動力設備 1階平面図　S=1:100

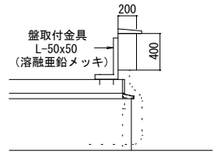

手元開閉器箱取付参考図　S=1:30

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　動力１設備　1階、2階、屋根平面図		
図面枚数	101葉中84	縮尺	1/100
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AE-05	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

電灯分電盤単線接続図

電灯分電盤 名 称		L-1
キャビネット形式		T
電気方式	種別	常用回路
	相線	1φ3W
	電圧	100/200V
負 荷 容 量		9,175VA
主幹器具	端子台定格電流	100A
	定格電流	50A
	定格遮断電流	10kA以上

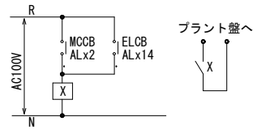

1次側ケーブルはプラント電気配線は、下部側より

TB

備考	負荷容量(VA) コンセント	負荷容量(VA) 電灯	定格電流(A)	供給室名	回路番号
200V	200		20	自火報受信機	△1

AL付　F　R.N

AL付

備考	負荷容量(VA) コンセント	負荷容量(VA) 電灯	定格電流(A)	供給室名	回路番号
200V		370	20	電気室(1)	①
200V		60	20	階段室	③
200V		900	20	外灯（西側）	⑤
200V		(1,000)	20	予 備	⑦
100V	500		20	電気室(1)	①
100V	(500)		20	予 備	③
100V	(500)		20	予 備	⑤
	1,700	2,330			
	4,030				

ELCB AL付

52

回路番号	供給室名	定格電流(A)	負荷容量(VA) 電灯	負荷容量(VA) コンセント	備考
②	電気室(2)	20	395		200V
④	予 備	20	(1,000)		200V
⑥	外灯（東側）	20	1,350		200V
⑧	予 備	20	(1,000)		200V
②	電気室(2)	20		400	100V
④	予 備	20		(500)	100V
⑥	予 備	20		(500)	100V
			3,745	1,400	
			5,145		

自動-切-手動
自動：ソーラータイマによる点灯
2回路用　停電補償付

注記）

1．分岐配線用遮断器、漏電遮断器は、2P（協約形）を使用した場合を示し、100Vは1E、200Vは2Eとする。
2．分岐配線用遮断器、漏電遮断器AL付は補助スイッチ付とし、一括故障を出力する。
3．分岐回路数分の接地端子又は銅バーを設ける。。
4．図中記入なきものは下記による。

3PMCCB
2PMCCB　ELCB　2PELCB

動力制御盤単線接続図

動力制御盤 名 称		P-1
キャビネット形式		屋内壁掛形
電気方式	種別	常用回路
	相線	3φ3W
	電圧	200V
負 荷 容 量		23.42kW
幹 線 記 号		—
主幹器具	端子台定格電流	200A
	定格電流	—
	定格遮断電流	—

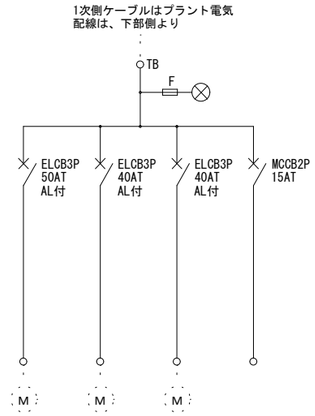

負荷記号	PAC-1	PAC-2	PAC-3	
負荷名称	電気室(1) 空調機	電気室(2) 空調機	電気室(2) 空調機	警報用電源
負荷容量(kW)	9.8	6.81	6.81	
始動方式				
操作・制御方式	Bx2	Bx2	Bx2	
操作・制御スイッチ				
連動				
インターロック				
備考	空調機故障	空調機故障	空調機故障	

（凡例）

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」による。

操作・制御方式　B・・・・・ブザー及び橙表示灯及び警報用接点を設ける。

（注記）

1．警報表示窓（6窓）を設ける。
2．漏電遮断器は補助スイッチ付とし、故障を出力する。
3．制御盤の警報ブザーは、30分間鳴動後、自動停止とすること。
4．空調機故障：室内機より無電圧接点出力

照明器具姿図

	電圧	ランプ	公共施設照明記号	備 考		電圧	ランプ	公共施設照明記号	備 考		電圧	ランプ	公共施設照明記号	備 考
	100V～200V	LED40形	LSS1-4-30-LN			100V～200V	LED40形	K1-LSS1-4-30-LN			100V～200V	LED40形	LDS1-K1-LBF-LN	
	100V～200V	LED40形	LSS1-4-48-LN			100V～200V	LED40形	K1-LSS1-4-48-LN						

非常照明
30分型

階段灯非常照明（人感センサ付）
30分型

納品：自己点検スイッチ付、充電モニタ（緑）付
1個

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気棟 電灯動力盤、動力制御盤結線図、照明器具姿図				
図面枚数	101葉中85	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-06	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

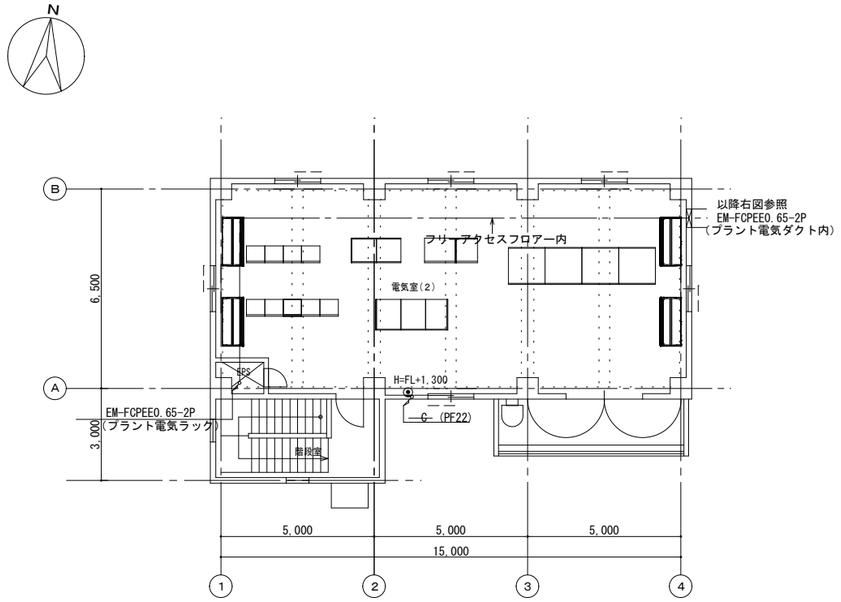

誘導支援設備 2階平面図 S=1:100

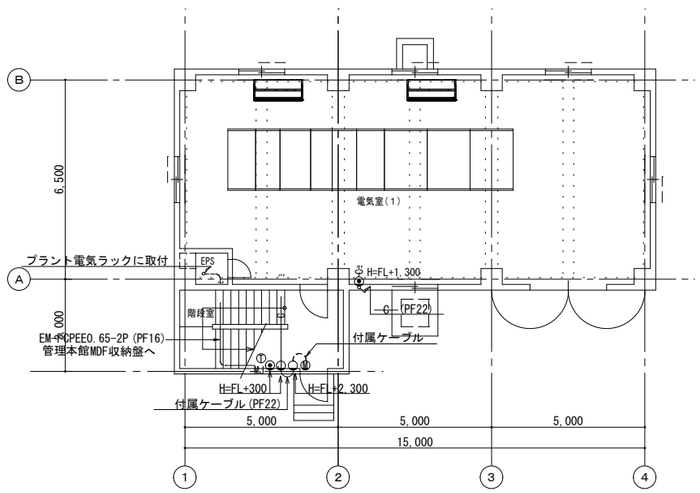

構内交換、誘導支援、防犯設備 1階平面図 S=1:100

防犯設備機器姿図

⑩	センサースイッチ（製造者標準品）		センサー素子　（製造者標準品）
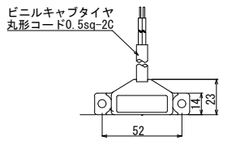		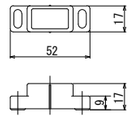	
形　状　露出型 接点数　ノーマルオープン 電　圧　AC200V 付属ケーブル　2.7m 参考型番 AES502L-3T2		形　状　露出型 参考型番 AEQ020-1T	

凡　例

記　号	名　　称
⊙MJ	モジュラージャック (RJ11)金属プレート
①	外線電話機
⊙	角形ハトメ金属プレート
⑩	センサースイッチセンサー素子
○	防雨入線プレート
⑪	ジャンクションボックス
————	配管配線　　隠ぺい
————	〃　　床隠ぺい
	〃　　立上げ・引下げ
	フリーアクセスフロアー内突出し
—·—·—	ケーブル配線

1．特記なき配管配線は下記とする。
　——C—— (PF22)
　——C——·(PF22)

2．外線電話機仕様
　・受話器：コードレス
　・電源：AC100V
　・停電対応
　・卓上型
　・参考型番：VE-GD56DL

3．電話機自動2分配器仕様
　・適合プラグ：6極2芯、4芯
　・電話機1台対応
　・参考型番 MTK-142J

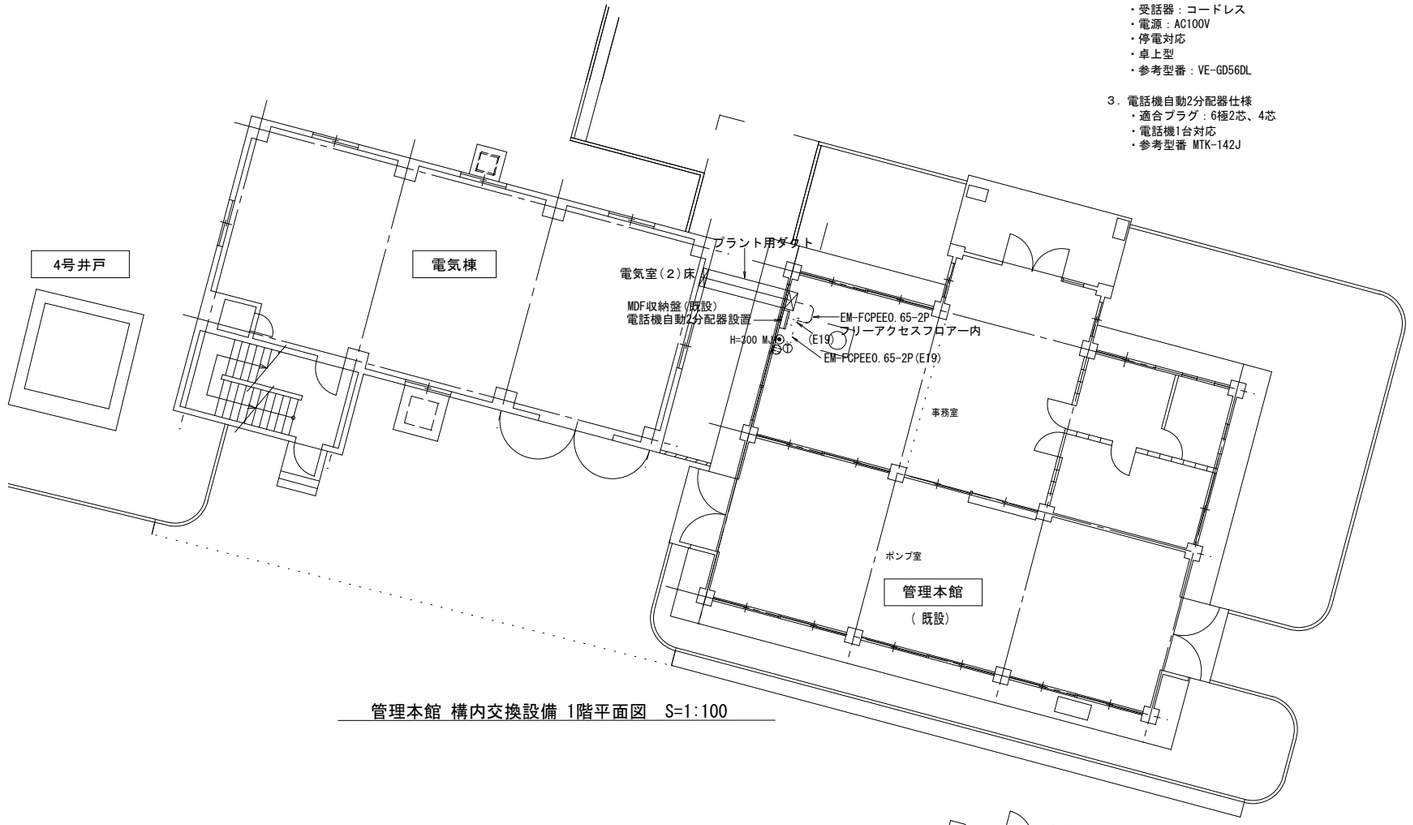

管理本館 構内交換設備 1階平面図 S=1:100

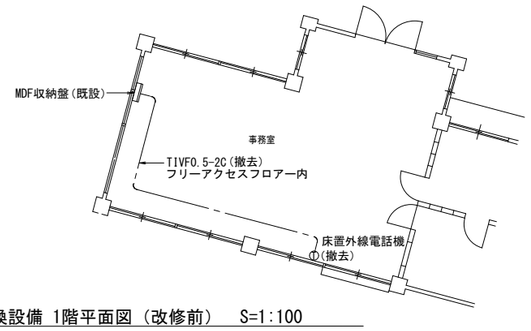

管理本館 構内交換設備 1階平面図（改修前） S=1:100

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気棟・管理本館 構内交換、誘導支援、防犯Ⅰ設備　1階、2階平面図				
図面枚数	101葉中86	縮　尺	1/100		
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-07	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

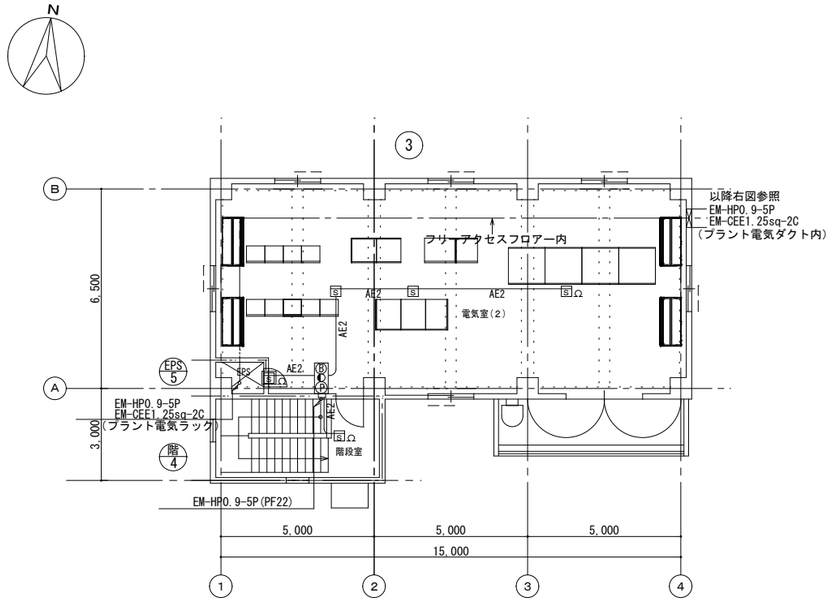

電気棟 自動火災報知設備 2階平面図　S=1:100

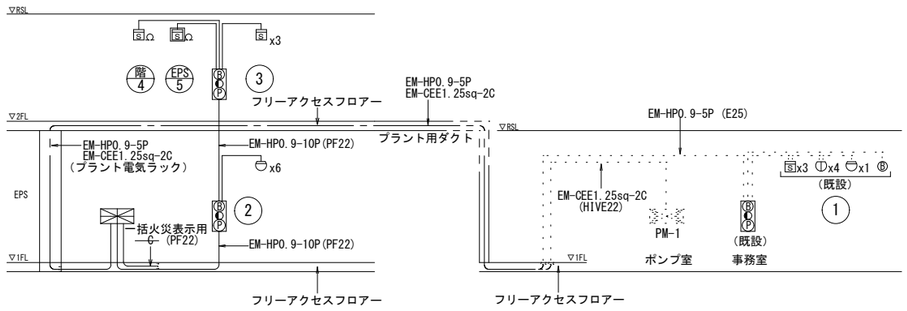

電気棟
(新設)

管理本館
(既設)

自動火災報知設備系統図

凡 例

記 号	名 称
	受信機
	総合盤 露出縦形(Ⓟ◐Ⓑ 内蔵)
Ⓑ	電鈴
◐	表示灯（発信機一体形）
Ⓟ	発信機　P型　1級（埋込）
S	光電式スポット型感知器 2種
S	光電式スポット型感知器 2種 点検ボックス付
	差動式スポット型感知器 2種
Ω	終端抵抗 10KΩ
№	警戒区域番号
	動力制御盤（別途）
————	配管配線　隠ぺい
————	〃　床隠ぺい
	〃　立上げ・引下げ
	フリーアクセスフロアー内突出し
—·—·—	ケーブル配線

1．特記なき配管配線は下記とする。
AE2 EM-AE0.9-2C (PF16)
AE4 EM-AE0.9-4C (PF16)
C (PF22)

2．受信機の仕様は下記とする
・窓式　・壁掛型　・主ブザー及予備電源内蔵　・P型1級10回線
・表示内訳
既設火災表示　1L
電気棟火災表示　4L
予備　5L

注 記
1．感知器はすべて確認灯付とする。
2．総合盤にはは10P配線処理端子付とする。
3．火災一括信号を別途テレメータ盤に移報する。（無電圧ａ接点）
4．火災一括信号を管理本館動力盤に移報する。（無電圧ａ接点）
5．自主設置とする。

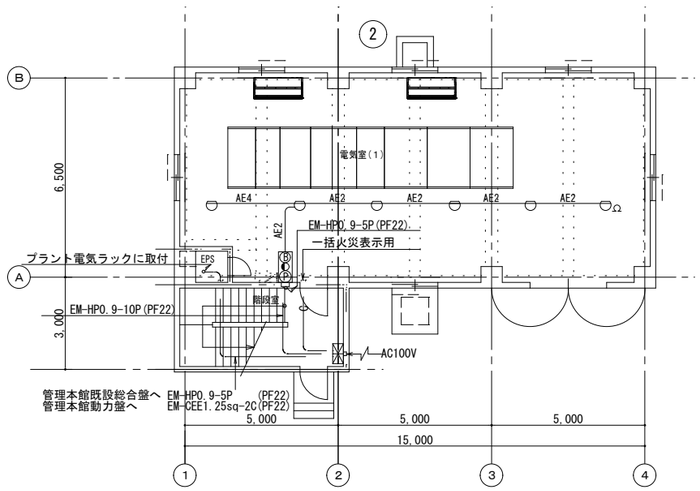

電気棟 自動火災報知設備 1階平面図　S=1:100

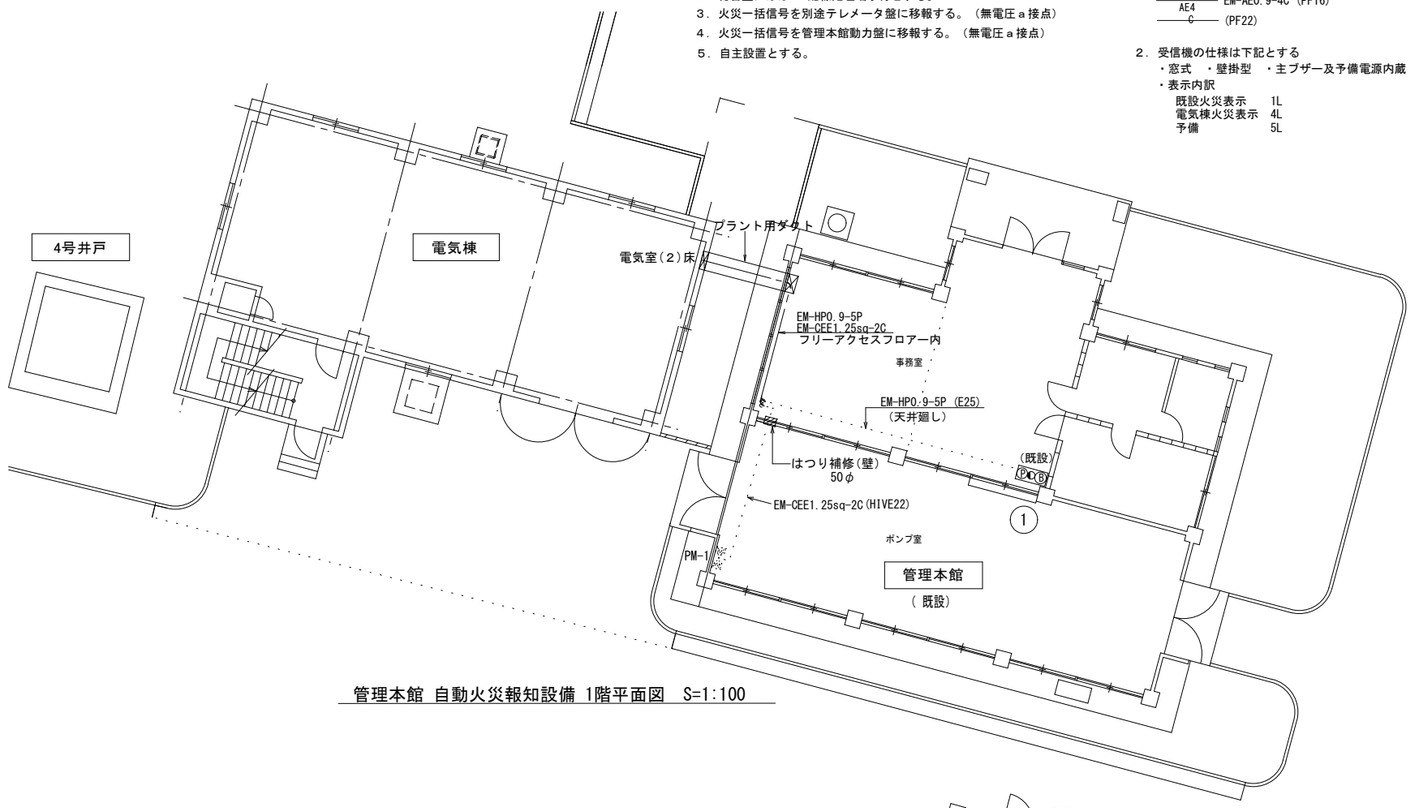

管理本館 自動火災報知設備 1階平面図　S=1:100

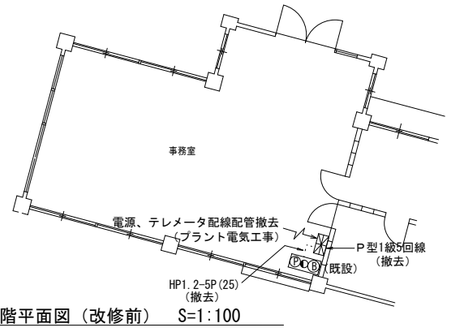

管理本館 自動火災報知設備 1階平面図（改修前）　S=1:100

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気棟・管理本館 自動火災報知Ⅰ設備　1階、2階平面図				
図面枚数	101葉中87	縮尺	1/100		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-08	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

改修後

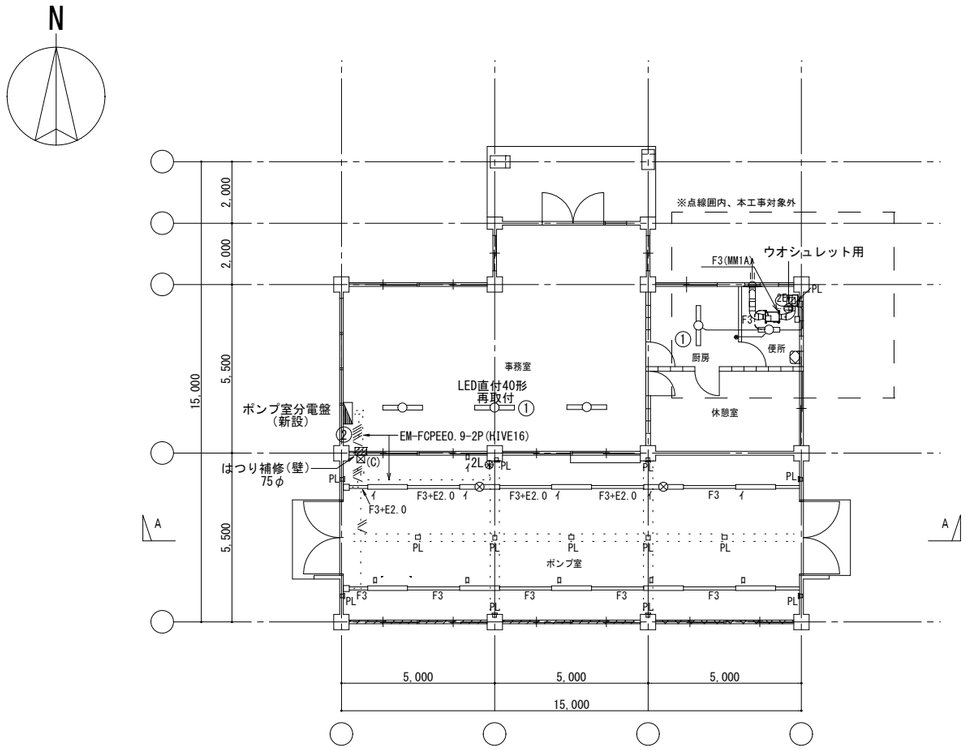

電灯設備　１階平面図(改修後)　S=1:100

ポンプ室		
LSS1MP/RP-4-46-LN	線び	8
SP-1	線び	2

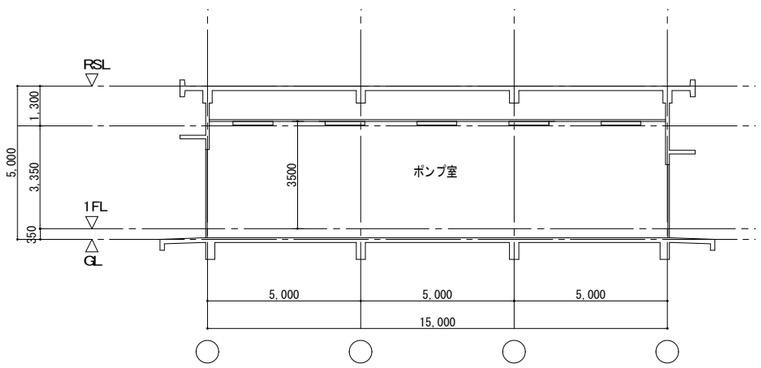

Ａ－Ａ断面図（改修後）　S=1:100

凡　例

記　号	名　　称	
	電灯分電盤	
	一般照明 直付	位置ボックス有
	一般照明 直付	位置ボックス無
	保安照明 直付	BT内蔵
	2線式リモコンスイッチ	
	スイッチ	1P15Ax1
T	換気扇用タイマスイッチ	100V 0～5分可変形
E	コンセント	2P15Ax1 E
2E	コンセント	2P15Ax2 E
PL	角形カバープレート	
	露出ボックス	
	線びボックス	
	配管配線	露出
	〃	隠ぺい
	ケーブル配線	ころがし

1．特記なき配管配線は下記とする。

- EM-IE2.0x2 E2.0 (HIVE16)
- EM-IE2.0x3 E2.0 (HIVE16)
- EM-IE2.0x5 E2.0 (HIVE22)
- F3(MM1A) EM-EEF2.0-3C (MM1A) 一種金属線び
- F3 EM-EEF2.0-3C
- 6 二種金属線び 40x45-SUS
- F3 EM-EEF2.0-3C 二種金属線び 40x45-SUS
- F3+E2.0 EM-EEF2.0-3C EM-IE2.0 二種金属線び 40x45-SUS

2．プルボックスサイズは下記とする。

⊠(C)　P.BOX SS-SUS 200x200x200

注 記

太線部は新設を示し、細線部は既設とする。

照明器具姿図

	電圧	ランプ	公共施設照明記号	備 考	記号	電圧	ランプ	公共施設照明記号	備 考
	100V～200V	LED40形	LSS1MP/RP-4-46-LN	防湿型	SP-1	100V～200V	LED40形		防湿型

非常灯タイプ、5200lm
常時：非常用LED点灯、非常時：非常灯本体組込LED点灯
蓄電池：ニッケル水素電池内蔵
非常用LEDレンズ：ガラス
常用LED：ポリカーボネート
光源寿命40000時間、IP23防湿、点検スイッチ付

電灯分電盤単線接続図

電灯分電盤 名 称		ポンプ室分電盤
キャビネット形式		T
電気方式	種別	常用回路
	相線	1φ3W
	電圧	100/200V
負 荷 容 量		6,500VA
主幹器具	端子台定格電流	100A
	定格電流	50A
	定格遮断電流	10kA以上

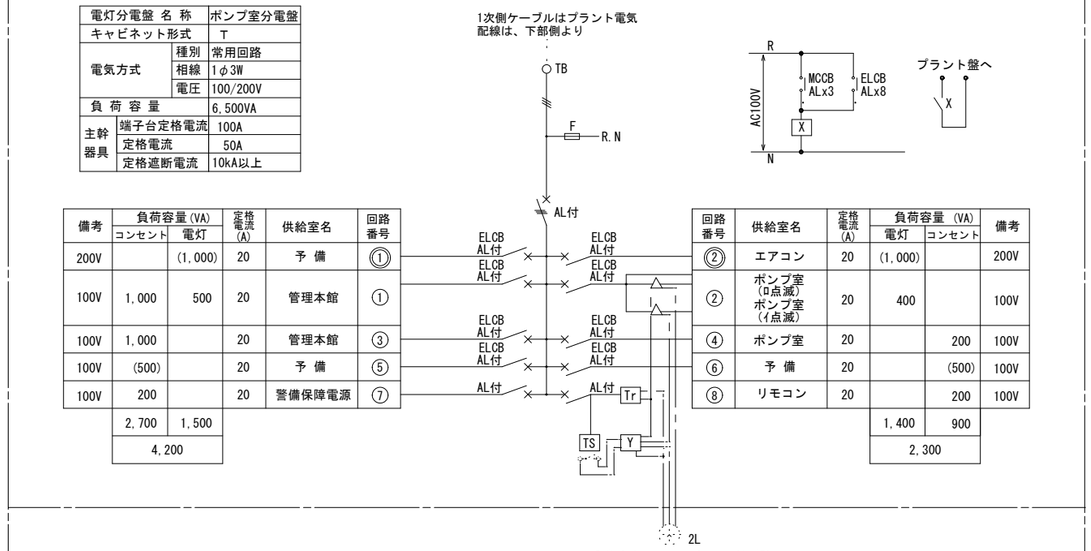

備考	負荷容量(VA) コンセント	負荷容量(VA) 電灯	定格電流(A)	供給室名	回路番号
200V		(1,000)	20	予 備	①
100V	1,000	500	20	管理本館	①
100V	1,000		20	管理本館	③
100V	(500)		20	予 備	⑤
100V	200		20	警備保障電源	⑦
	2,700	1,500			
	4,200				

回路番号	供給室名	定格電流(A)	負荷容量 (VA) 電灯	負荷容量 (VA) コンセント	備考
②	エアコン	20	(1,000)		200V
②	ポンプ室(ロ点滅) ポンプ室(イ点滅)	20	400		100V
④	ポンプ室	20		200	100V
⑥	予 備	20		(500)	100V
⑧	リモコン	20		200	100V
			1,400	900	
			2,300		

注記）

1．分岐配線用遮断器、漏電遮断器は、2P(協約形)を使用した場合を示し、100Vは1E、200Vは2Eとする。
2．分岐配線用遮断器、漏電遮断器AL付は補助スイッチ付とし、一括故障を出力する。
3．分岐回路数分の接地端子又は銅バーを設ける。。
4．センサ連動ユニットでタイムスイッチ制御を行う。(ポンプ室照明イ点滅)
5．図中記入なきものは下記による。

- 3PMCCB　△：20Aリモコンリレー　TS：タイムスイッチ　Y：2線式リモコン
- 2PMCCB　片切　・JIS協約型 24時間式　・停電補償付　センサ連動ユニット
- ELCB 2PELCB　・電子式 1回路　・30動作
- Tr：リモコントランス　・AC100V-240V　・無電圧出力

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	管理本館 電灯設備 1階平面図・断面図（改修後）		
図面枚数	101葉中88	縮　尺	1/100
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AE-09	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

改修前

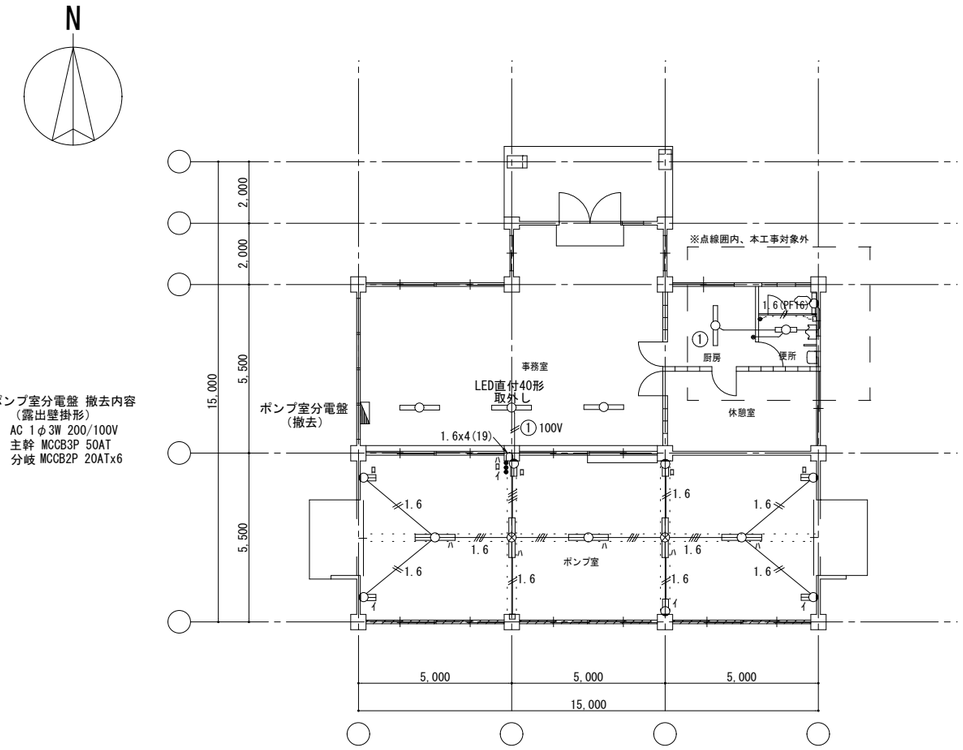

ポンプ室分電盤 撤去内容
(露出壁掛形)
AC 1φ3W 200/100V
主幹 MCCB3P 50AT
分岐 MCCB2P 20ATx6

凡 例

記 号	名 称	
	電灯分電盤	
	一般照明 直付	
	保安照明 直付	BT内蔵
●	スイッチ	1P15Ax1
- - - - -	配管配線	露出
————	〃	隠ぺい

1．特記なき配管配線は下記とする。

1.6 1.6x2 (19) 配線撤去
1.6 1.6x4 (19) 配線撤去
2.0x2 (19) 配線撤去
2.0x4 (25) 配線撤去
1.6(PF16) EM-IE1.6x2 (PF16) 配管配線撤去

注 記

太線部は撤去を示し、細線部は既設とする。

電灯設備 1階平面図(改修前) S=1:100

ポンプ室		便所	
直付 FL20Wx2	7	直付 FL20Wx1	1
パイプ吊り FL40Wx2	3		
パイプ吊り FL40Wx2+BT	2		

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所 東京都知事登録第56311号
一級建築士 大臣登録第380742号 入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	管理本館 電灯設備 1階平面図（改修前）				
図面枚数	101葉中89	縮尺	1/100		
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-10	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

改修後

電灯分電盤単線接続図

電灯分電盤 名 称		屋外施設分電盤
キャビネット形式		T
電気方式	種別	常用回路
	相線	1φ3W
	電圧	100/200V
負 荷 容 量		VA
主幹器具	端子台定格電流	100A
	定格電流	50A
	定格遮断電流	10kA以上

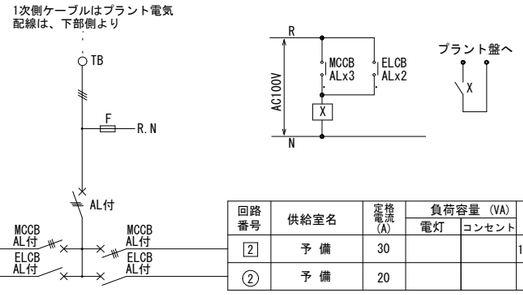

備考	負荷容量(VA) コンセント	負荷容量(VA) 電灯	定格電流(A)	供給室名	回路番号
100/200V			30	発電機室	1
100V			20	沈砂池室	①

回路番号	供給室名	定格電流(A)	負荷容量(VA) 電灯	負荷容量(VA) コンセント	備考
2	予 備	30			100/200V
②	予 備	20			100V

注記）

1．分岐配線用遮断器、漏電遮断器AL付は補助スイッチ付とし、一括故障を出力する。

2．図中記入なきものは下記による。

3PMCCB

ELCB 2PELCB

3．主遮断器、沈砂池室・発電機室遮断器容量は既設撤去分電盤に準じる。

動力制御盤単線接続図

動力制御盤 名 称		PM-1
キャビネット形式		屋内防水壁掛形
電気方式	種別	常用回路
	相線	3φ3W
	電圧	200V
負 荷 容 量		0.3kW
幹 線 記 号		—
主幹器具	端子台定格電流	30A
	定格電流	—
	定格遮断電流	—

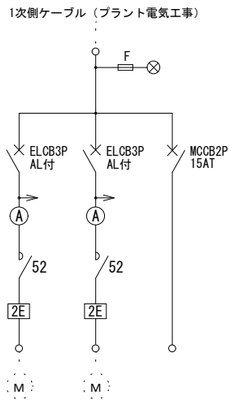

負荷記号	SF-1	EF-1	
負荷名称	電気室送風機	電気室排風機	警報用電源
負荷容量(kW)	0.15	0.15	
始動方式	L	L	
操作・制御方式	3B	4-1B	
操作・制御スイッチ	Ti	I	
連動			
インターロック			火災報知設備
備考			

（凡例）

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」による。

始動方式　L・・・・・・直入

操作・制御方式　B・・・・・・ブザー及び橙表示灯及び警報用接点を設ける。
3・・・・・・手動-自動
4-1・・・・試験-自動

操作・制御スイッチ　I・・・・・・連動スイッチ
Ti・・・・・タイムスイッチ

（注記）

1．制御盤の故障を一括して外部に出力する。

2．制御盤の警報ブザーは、30分間鳴動後、自動停止とすること。

3．タイマースイッチ：24時間用（停電補償付）

4．火災移報接点により給排風機を停止する。

凡例

記号	名称	
	電灯分電盤	
	動力制御盤	
	電動機	電源＋制御
WP	引掛防雨コンセント	200V 3P20A 接地極付、プラグ共
	配管配線	露出

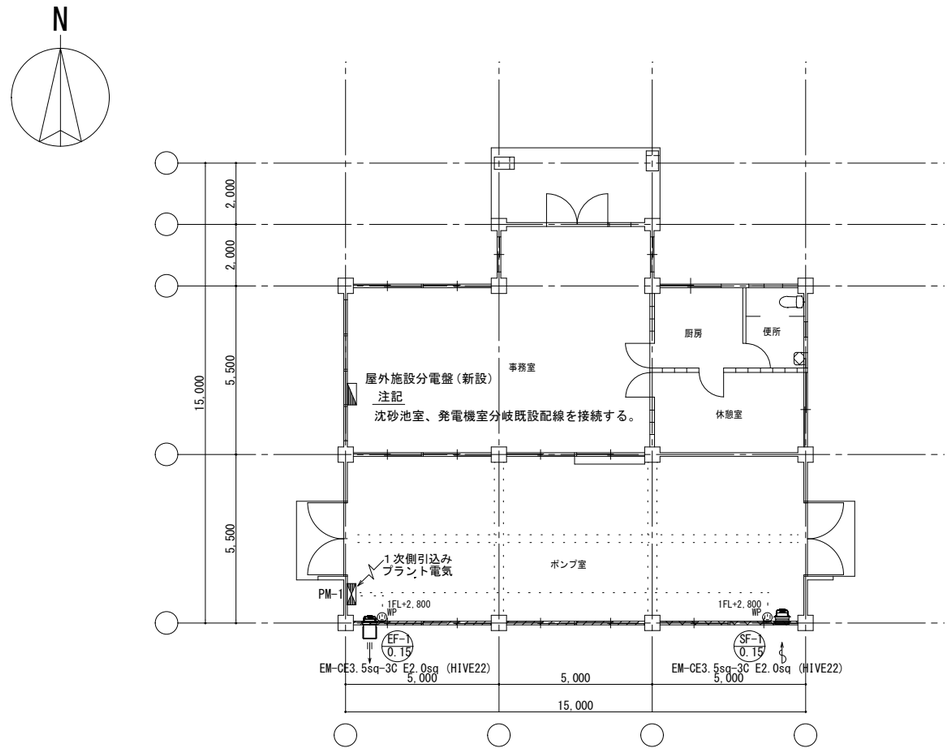

動力設備　1階平面図(改修後)　S=1:100

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	管理本館 動力設備　1階平面図、盤結線図（改修後）				
図面枚数	101葉中90	縮尺	1/100		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局			
整理番号	AE-11	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

改修後

凡 例

記 号	名 称
	電灯分電盤
	外灯
	外灯基礎
	ケーブル埋設標　鉄製
	フリーアクセスフロアー内突出し
	ケーブル配線　特記による
	配管配線　地中

1. プルボックスサイズは下記とする。
   ⊠ (D) P.BOX SS 200x200x200

(注記)
1. 再使用器具は機能及び状態の確認を行う 。
2. 埋設配管上部(GL-300)に埋設シート を敷設する。

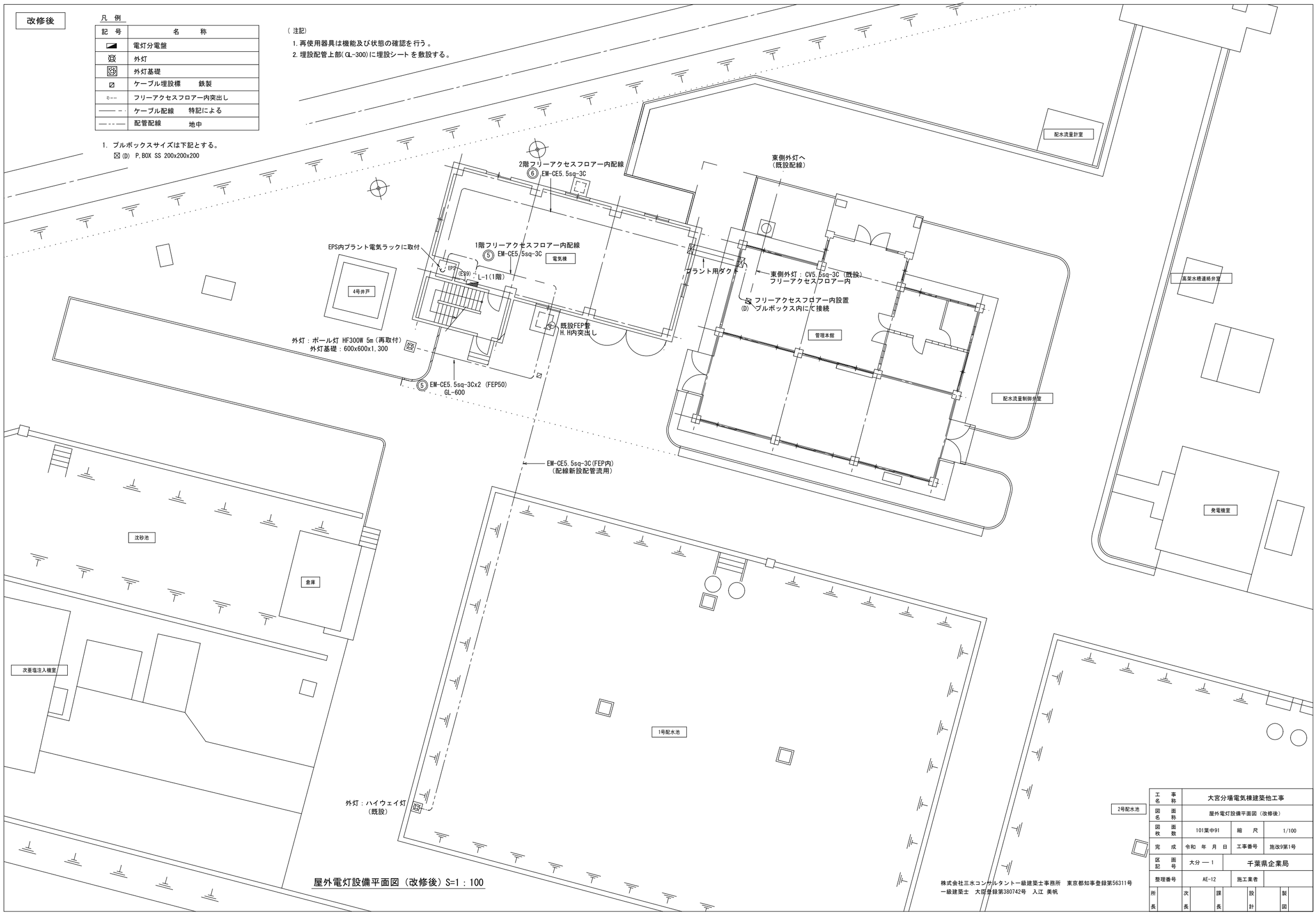

屋外電灯設備平面図 (改修後) S=1 : 100

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	屋外電灯設備平面図 (改修後)		
図面枚数	101葉中91	縮尺	1/100
完成	令和 年 月 日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AE-12	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

改修前

凡　例

記　号	名　　称	
◢	電灯分電盤	
─○─	一般照明 直付	
●	スイッチ	1P15Ax1
●WP	防水スイッチ	1P15Ax1
⊗	外灯	
▣	外灯基礎	
─────	ケーブル配線　特記による	
─・─・─	配管配線　地中	

1. 特記なき配管配線は下記とする。
1.6x2 (19) 配線撤去
1.6x3 (19) 配線撤去

（注記）
・取外し器具、外灯ポールは監督員の指示した場所に保管する。

倉庫		
直付	FL20Wx1	1
直付	FL40Wx1	1

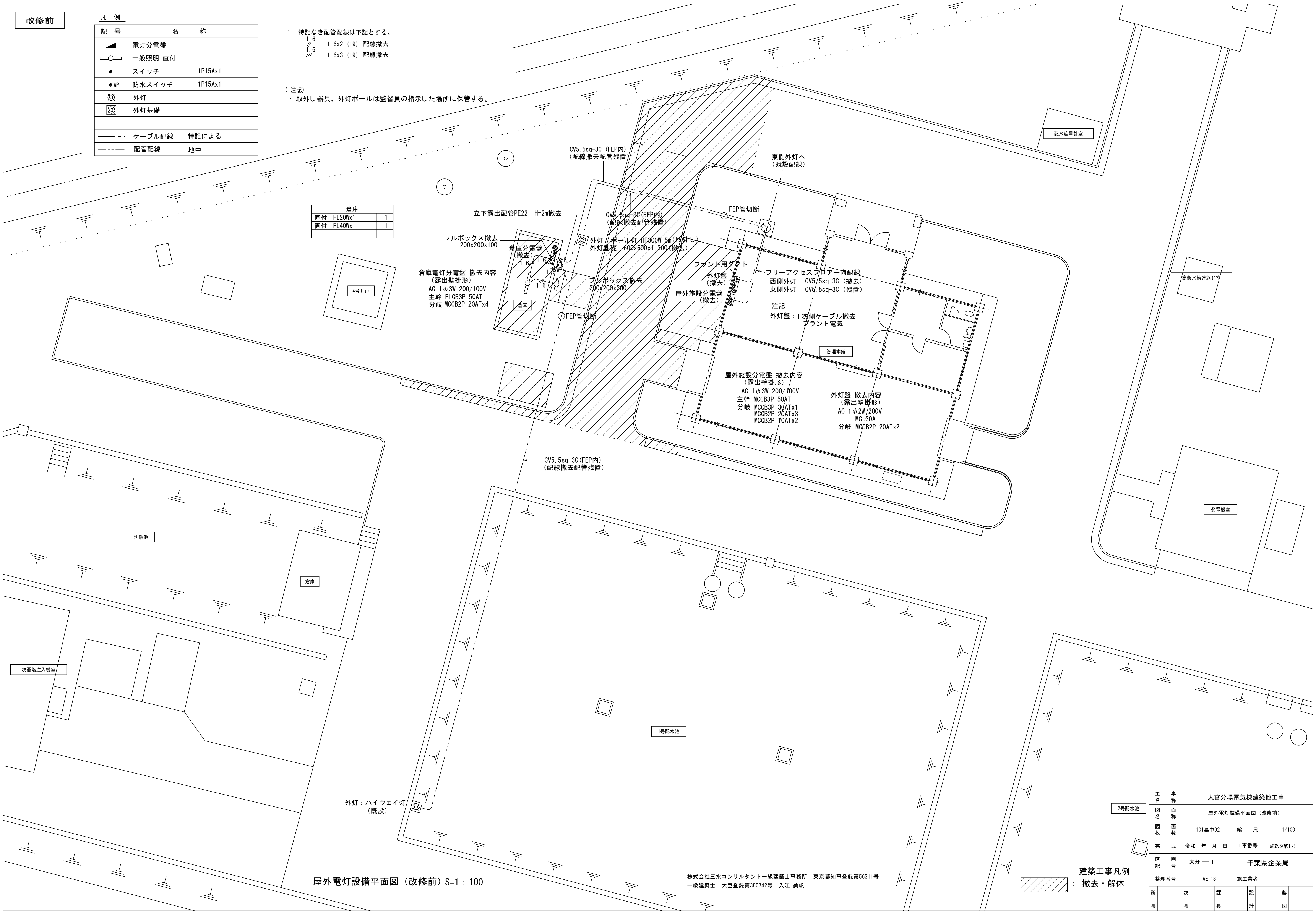

屋外電灯設備平面図（改修前）S=1：100

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

建築工事凡例
▨：撤去・解体

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	屋外電灯設備平面図（改修前）		
図面枚数	101葉中92	縮尺	1/100
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AE-13	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

工事名称　大宮分場電気棟建築他工事

○ フレックス工期契約制度　※建築工事特記仕様書（１）による
○ 適用する　工事の着手期限日　令和○年○月○日　　工事の終期日　令和○年○月○日　　○　適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法施行規則第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

○ 猛暑による作業不能日数　※建築工事特記仕様書（１）による
○ 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
ｉ）作業不能日数：◆日間（工期の始期は令和◆年◆月◆日【着手期限】で算定）
ⅱ）上記ｉ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））
ｉ）の日数から著しく乖離した場合には、発注者は発注者へ工期の猛暑変更を協議することができる。

Ⅰ. 工事概要

1. 工事場所　　※建築工事特記仕様書（１）による

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
電気棟	RC造	2階	248.15	15項		新築
管理本館	RC造	1階	175.00	15項		改修

3. 工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 電気棟	管理本館						屋外
● 空気調和設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 換気設備	○ 一式	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排煙設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 自動制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 衛生器具設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 給水設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 排水設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○ 給湯設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 消火設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 厨房設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ ガス設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排水処理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 撤去工事	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○								○
○								○

4. 指定部分　● 無　○有 対象部分（　　）
指定部分工期　令和　年　月　日

5. 設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種類	設備概要
● 空調方式	● 空気調和
○ 主要熱源機器	○
○ 自動制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
○ 給水方式	○ 高置タンク方式　○ ポンプ直送方式　○ 水道直結方式
● 排水方式	建物内の汚水と雑排水（　○ 合流式　○ 分流式　） ポンプ排水　○ 有（　○ 汚物　○ 雑排水　○ 湧水　）　● 無 建物外放流先　(1) 汚水　○ 直放流下水管　● 雨水側溝 (2) 雑排水　○ 直放流下水管　● 雨水側溝
○ 消火設備の種類	○ 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（　○　）

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準仕様書」という。）
○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準図」という。）
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2. 提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧(下記URL)によるほか、監督職員の指示による。
https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3. 特記仕様
章、項目及び特記事項共に、●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
一般共通事項	● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、適常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定められある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	● 環境への配慮	(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」による。 (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材(材料および機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。 (3) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒドおよびスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (4) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
	● 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを含む)の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集機器により行う。 測定時期　○ 工事着手前　● 施工終了時 測定対象室　○ 図示　○（　　） 測定箇所数　○ 図示　○（　　）
	● 電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程に定める工事管理者（　水道部長　）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	● 技能士の適用	● 配管施工(配管工事)　○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事)　○ 冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)
	● 監督職員事務所	○ 設けない　● 設ける
	● 工事用電力・水・その他	○ 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 工事用水　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（　○ 有償　● 無償　子ﾒｰﾀｰ設置） 工事電力　構内の施設　● 利用できない　○ 利用できる（　○ 有償　○ 無償　）
	● 工事用仮設物	構内につくることが　● できる　○ できない
	● 足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （　○ 建築工事　○ 電気設備工事　　で設置する。） ● 本工事で設置とする。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場　（ ○　種　○　種　○　種 ） ○ 外部足場　（ ○　種　○　種　○　種　○　種 ）
	○ 建設副産物の処理等	1 共通事項 1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」により作成し、施工計画書に含める１部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額額 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。 3)建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 2 建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～ 年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　m3)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　m3)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3 路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4 建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 5)ガラスくず及び陶器くず(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 6)金属くず(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 7)廃プラスチック(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 8)混合廃棄物(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5 再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～ 年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1 利用先の確保 建設発生土情報交換システム(コブリス・プラス)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。 2 中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3 品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4 一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

章	項目	特記事項
	● 建設発生土の処理	● 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	● 埋め戻し土・盛土	● 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類
	○ 引渡しを要するもの	○ 下表による 名称 ／ 仕様等 ／ 備考
	● 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）」による。
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。 対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。 (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．(3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、（２）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を接続した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
	● 設計図CADデータ	・設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	● 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和４年１月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 ~~2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。~~ ~~3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部を「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。~~ なお、電子成果品は工事納品契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	● 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ● 完成図面：○ 図面（A1版）折りたたみ製本　○ 図面（A3版）見開き製本　サイズ　● A4版　○ 版　／　● 1部　○ 部 ● 工事関係図書：本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　● 1部　○ 部 ○ 完成写真：○ キャビネ版　○　／　撮影箇所　○ 箇所　○ 箇所　／　● 1部　○ 部 ● 保全に関する資料：● 建築物等の利用に関する説明書　○ 機器取扱い説明書　● 機器性能試験成績書　● 官公署届出書類　○ 総合試運転調整報告書　建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。　● 2部　○ 部 ● 電子成果品：電子納品による　● 2部　○ 部
	● 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは約 0.1 m2とする。
	○ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集(令和 7 年版)によるほか、監督職員との協議による。
	● 総合試運転調整	● 本工事　○ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ● 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　● 騒音の測定 ○ 室内気流及びしんあいの測定　○ 飲料水の水質の測定　○ 雑用水の水質の測定
	● 電動機	換気扇、圧力扉及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	● 容量等の表示	1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	● 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 設置場所 ／ 機器種別 ／ ○ 特定の施設 重要機器 ／ ○ 特定の施設 一般機器 ／ ● 一般の施設 重要機器 ／ ● 一般の施設 一般機器 上層階、屋上及び塔屋：機器 2.0 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 防振支持の機器 2.0 ／ 2.0 ／ 2.0 ／ 1.5 水槽類 2.0 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 中間階：機器 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 防振支持の機器 1.5 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 水槽類 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 地階・1階：機器 1.0 ／ 0.6 ／ 0.6 ／ 0.4 防振支持の機器 1.0 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 水槽類 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類にはオイルタンクを含む。 ・重要機器は次のものを示す。 ○ 給水機器（　　） ○ 排水機器（　　） ○ 換気機器　○ 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災設備 ○ 監視制御設備　○ 危険物貯蔵装置　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器 (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

章	項目	特記事項
	○ 適用区分	建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力　風速（Vo=　m/s） 地表面粗度区分　（ ○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ ） ○ 積雪荷重　建設省告示第1455号における区域　別表（　）
	○ 配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○ 呼び径６０Ｓｕ以下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手。　） ○ 呼び径７５Ｓｕ以上（　　） (2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ）　○（ｄ）　○（ｅ） (3) 溶接部の非破壊検査　○ 不要　○ 要 （抜取率 ○ 標準仕様書(機械設備工事編)による。　○　％ ）
	○ 絶縁継手	「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。
	● 地中埋設標等	(1) 地中埋設標　○ 要（図示による。）　● 不要 (2) 埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く）　● 不要
	● 保温	● 別表－２　保温工事仕様による。 ○ 屋外露出部（　○ 下記の機器類　○ 給水管　○ 消火管　○ 膨張管　○ ドレン管（配管類には弁類を含む））は ○ 防凍保温　○ 凍結防止ヒーター）を行う。 （対象機器：　　） 防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。 凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。 ○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　　）を適用する。 ○ 多湿箇所下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。） （○　浴室（ユニットは除く）　○ 脱衣室　○　　○　　） ○ 屋内露出　（ ○ 実験室　○　　）の保温外装は（ ○ ｱﾙﾐｶﾞﾗﾝｶﾛｽ　○　　）とする。 ○ 合成樹脂製カバーは下記による。 ○ １シートタイプ　○２ジャケットタイプ　○３保温化粧カバータイプ
	○ 塗装、仕上げ	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○ 屋外　○ ドレン管　（○ 指定色塗装　○　　） ○　　○ 金属電線管　（○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ［付着量300g/㎡以上］ ○ 指定色塗装　） ○ 屋内　○　　○　　（○ 指定色塗装　○　　）
	○ はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
	● 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表 4.1.11 による。
	● 天井仕上区分	（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	● 吊り及び支持金物	（ ○ 槽内　●電気棟・管理本館の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。
	○ 施工調査	○ 下記によるほか、改修標準仕様書第１編1.5.1及び1.5.2による。 調査項目　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○ ○ はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査式埋設物調査を行い報告すること。 ○ 石綿含有分析調査　○
	○ 試験	既設配管を含む部分の試験　○ 要　（方法及び圧力：　　）　○ 不要
	○ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	● 他工事との取り合い	別表－３　工事区分表による。
	● 環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	● 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 安全対策	受注者相互の関密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 また、発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額　請負代金全額 (3) 保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	● 施設点検	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、１年目及び２年目に関係者による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、依頼により、施設点検に立会い協力するものとする。
	● 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター に所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	● 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで に所定の様式により提出することができる。
	● 官公署への他への届出手続等	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。
	● 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 中間検査	1 通常工事時 中間検査を実施する　（ 回数　回 、 実施時期　　） 中間検査の範囲　（　　） 2 低入札価格調査制度調査対象工事時 千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)および中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
	○ 条件明示項目	○ 施工可能期間 月　日～　月　日　（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日まで に下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（　　）
	● ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照表し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事						
図面名称	機械設備工事特記仕様書（１）						
図面枚数	101葉中93	縮尺	―				
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号				
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局					
整理番号	AM-01	施工業者					
所長	次長	課長	設計	製図			

章	項目	特記事項
●空気調和設備	● 設計用温湿度	● 下表による。　○（　　）の温度条件による。

	外気		屋内（調整目標）					
			一般系統					
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

章	項目	特記事項
	○ 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 鋼板厚　（　○ 3.2mm　○ 4.5mm　）
	○ ダクト	○ 低圧ダクト　（　○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト　　）　とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	○ 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	○ チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	○ ダンパー	(1) 防煙ダンパー　復帰方式（ ○ 遠隔　○　　）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー　復帰方式（ ○ 遠隔　○　　）
	● 配管材料	(1) 冷温水管　○ (2) 冷却水管　○ (3) 油管　○ (4) 蒸気管　給気管　○ 還管　○ (5) 高温水管　○ (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　○ (7) ドレン管　●配管用炭素鋼鋼管（白） (8) 冷媒管　●冷媒用被覆銅管
	○ 弁類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K(図示部分) ） ○ 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ○ 鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、　○ 流量調整弁　○ 定流量弁　を設置する。
	○ 温度計	取付け箇所は図示による。
	○ 圧力計	取付け箇所は図示による。
	○ 瞬間流量計	取付け箇所は図示による。 なお、瞬間流量計（ ○ 固定型　○ 着脱型）はビトー管方式とし、止水コック付とする。
	○ 油面制御装置	制御盤には、（ ○ 給油ポンプ制御　○ 満油警報　○ 遠隔警報　○ 漏えい検知警報 ○ 返油ポンプ制御　○ 減油警報　○　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管・配線は製造者の標準仕様とする。
	○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	● 保温及び消音内貼り	○ 還りダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ○ 外気ダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ○ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 の温水管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は、除く) ● 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.5 の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温外装は別表－２による。
●換気設備	○ ダクト	○ 低圧ダクト　（　○ コーナーボルト工法（長辺の長さが 1500 mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト　　）　とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1番手厚いものを使用する。
	○ 風量測定口	取付箇所は図示による。
	○ ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	○ 排気ダクトのシール	○ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　○ 厨房系統　○ 高圧2ダクトのシール　長方形ダクト　○ N＋Aシール　○ Bシール 円形ダクト　○ A．Bシール　○ Cシール
	○ チャンバー	空気調和設備の当該項目による。 （ ○ 保温範囲及び仕様は図示による。　○　　） ○ 全熱交換ユニット用の排気用ダクト （ ○ 保温範囲及び仕様は図示による。　○　　） ○（ ○ 厨房　○ 湯沸室　○　　）の隠ぺいダクト（仕様はh・(イ)・DX）とし、範囲は図示による。
	● VC・ウェザーカバー	● SUS製
○排煙設備	○ ダクト	○ 亜鉛鉄板　○ 普通鋼板（厚1.6mm）
	○ 排煙口の形式	○ 図示による。
	○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	○ ワイヤー式　○ 電気式（ 遠隔操作　○ 要　○ 不要 ）
	○ 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書(2023年版)（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
○自動制御設備	○ 中央監視制御装置	○ 有り（ ○ 新設　○ 既設 ）　○　無し
	○ システム構成・機能	図示による。
	○ 電気計装用配線	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
○衛生器具設備	○ 自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量は２Ｌ/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ○ 個別感知ﾌﾗｯｼｭ方式（一体型）　制御盤（ ○ 要　○ 不要 ）
	○ 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
	○ 標記板	○ 要　材質（ ○　　）　（ ○ 大便器　○ 小便器 ）　○ 不要
	○ 自動水栓の電源供給方式	○ AC電源　○ 自己発電　○
	○ 衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、図示による。
	○ 洋風便器	タンク式は６．５Ｌ/回以下とする。
	○ 浴室ユニット	仕様は別図による。

章	項目	特記事項
○給水設備	○ 配管材料	(1) 一般配管　○ (2) 地中埋設配管　○ (3) 水道直結配管　○ 引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中配管は、（ ○　　）とし、他の部分は(1)による。
	○ 水栓	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ○ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 （ ○ ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）
	○ 量水器	○ 親メーター（ 貸与品 ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ） ○ 子メーター（ 買い取り ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ）
	○ 量水器桝	○ 水道事業者指定品（ ○ 貸与品　○ 買取り ）　○ 標準図 MC 形
	○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	○ 弁類	JIS 又は JV　○ 水道直結部分（ ○ 10K　○　　） ○ その他の部分（ ○ 5K　○　　） ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	○ 管の地中埋設深さ	○ 管の上端より原則として、一般数地は（　　cm ）構内道路は（　　cm ）以上とする。
	○ 水栓柱	○ 合成樹脂製　○ アルミニウム合金製　○ 人造石とぎ出し製　○ ステンレス製
	○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（ ○ (a)　○ (b)　○ (c)　○ (d)　○ (e) ）による。
	○ 引込納付金等	○ 要　（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○　不要
○排水設備	○ 配管材料	(1) 屋内　汚水管　○　　○ 雑排水管　○　　○ 通気管　○ ポンプアップ排水管　○ (2) 屋外　第一桝まで　○ ○ 桝間　○ ○
	○ 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。
	○ 満水試験継手	○ 標準仕様書第２編 2.4.8(5)による。　○ 図示の箇所に取り付ける。
	○ インバート桝・ため桝	○ プラスチック桝　（　○ 標準図による。　○　　） ○ コンクリート桝　（　○ 標準図による。　○ 本図面の施工要領図による。　○　　） ○
	○ 放流納付金等	○ 要　（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
○給湯設備	○ 配管材料	○
	○ 弁類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K（図示部分）） ○ ステンレス配管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
	○ 保温	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編 3.1.5表 2.3.5のh・（イ）・DXとする。
○消火設備	○ 配管材料	(1) 屋内消火栓　一般　○ 地中　○ (2) 連結送水管　一般　○ 地中　○ (3)　○ ○
	○ 屋内消火栓種別	○ 易操作性１号消火栓　○ ２号消火栓　○ 広範囲型２号消火栓　○
	○ 屋内消火栓開閉弁	○ １０ｋ
	○ 保温	屋外露出配管は標準仕様書第２編 3.1.5　e2・(ﾊ)・Ⅶによる保温を行う。
	○ 建物導入部配管	標準図(建物導入部の変位吸収配管要領)（ ○ (a)　○ (b)　○ (c) ）による。
	○ 不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
	○ 泡消火設備	別図による。
○厨房設備	○ システム	○ ドライシステム　○
	○ 厨房用熱源	図示による。
	○ 機器の機能等	図示による。
○ガス設備	○ ガス種別	○ 都市ガス　（供給者名：　　発熱量　　MJ/m3 (N) ） ○ 液化石油ガス
	○ 配管材料	○ 都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス　(1) 一般　○ (2) 地中　○
	○ 充てん容器	別途　（ ○ 50kg　○　　○　　）×　　本
	○ 集合装置	○ 標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　　本組。
	○ 転倒防止等	○ 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）（ ○ (a)　○ (b) ）　による。
	○ メーター	○ 親メーター（貸与品）　（　○ 直読式　○ パルス式（パルス発信器は ○ 買い取り）） ○ 子メーター（買い取り）（　○ 直読式　○ パルス式 ）
	○ ガス漏れ警報器	○ 本工事（図示による）　○ 別途工事 外部警報端子（ ○ 無　○ 有 ）
	○ 漏洩検知装置	○ 要　○ 不要
	○ 電気防食	○ 要　○ 不要
	○ 引込負担金等	○ 要（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
	○ バルク貯槽	○ 横型　○ 竪型　（液化石油ガス貯蔵能力　　ｋｇ）
○排水処理設備	○ 仕様等	別図による。
	○ 設備方式	○ 排水再利用　○ 浄化槽　○ 厨房除害
○雨水利用設備	○ 仕様等	別図による。

章	項目	特記事項
○撤去工事	○ 撤去内容	○ 図示による。 ○
	○ 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	○ 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
	○ 石綿含有品	撤去方法　○ 図示による　○
	○ 発生材の処理	○ 金属類　（　○ 機器類　○ ダクト　○ 配管　○ その他金属類 ）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○　　）とする。 ○ 特別管理産業廃棄物　（　○　　○　　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○ 別途　）とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物　（　○ 配管用成形保温材　○ フランジ用ガスケット　　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○ 別途　）とする。 ○ 上記以外のもの　（　○　　○　　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○ 別途　）とする。 ○ 建設リサイクル法における再資源化等を行なう特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。
	○ 冷媒（フロン類）の回収	○ 本工事　○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
○その他	○ 上ガス対策	○ なし ○ あり　（ ○ 自然換気口　○ ガス抜き管　○ 強制換気装置　○ ガス検知器 ○ その他（　　）） ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	機械設備工事特記仕様書（２）				
図面枚数	101葉中94	縮尺	―		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局			
整理番号	AM-02	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

別表－２
保温工事仕様　　＊　適用する保温区分　（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。）

区分	項目	施工箇所	保温材 GW	保温材 RW	保温材 PSF	保温仕様	外装材 カラー	外装材 SUS	外装材 AL
給排水衛生設備配管 給水管 排水管 （屋外露出、床下、暗渠内は除く。） （空調機等の排水管含む。） 通気管 （屋外露出、床下、暗渠内は除く。） （排水管の分岐点より100mm以下の部分） 消火管 （屋外露出部分のみ） 給湯管 （膨張管含む）	給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	排水管・通気管		○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	給水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	排水管・通気管		○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	給水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	○	アルミガラスクロス化粧保温筒 ＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	排水管・通気管		○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	給水管・消火管	屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	給湯管	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
	給水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm						
		ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）	80A以下：20mm、100A 以上：25mm						
給排水衛生設備機器 鋼製タンク 排気筒 貯湯タンク	鋼製タンク	屋内	○	○	○	鉄（PSFの場合鉄又は接着剤） ＋保温板（厚さ25mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	貯湯タンク	屋内	○	○	—	鉄＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	排気筒	隠ぺい箇所	—	○	—	保温帯（厚さ50mm）＋鉄線 ＋アルミガラスクロス＋金網	—	—	—
空気調和設備配管 温水管 （膨張管含む） 蒸気管 （低圧（0.1MPa未満）の蒸気）	温水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	—	保温筒＋鉄線＋原紙 ＋アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温筒 ＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む）	○	○	—	保温筒＋鉄線 ＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	蒸気管	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
	温水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	温水管			80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm			
			蒸気管			25A以下：20mm、32A～50A：30mm、65A 以上：40mm			
冷水管 冷温水管 （膨張管含む） 冷媒管 ブライン管	冷水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム ＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○	保温筒＋粘着テープ ＋ポリエチレンフィルム ＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷水管 （水温度2～4℃）		—	—	○		—	—	—
	冷水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管 （水温度2～4℃）	天井内、パイプシャフト内	—	—	○		—	—	—
	冷水管	屋外露出	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	冷温水管	（バルコニー、開放廊下含む）	○	○	○		○	○	○
	冷媒管	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
	ブライン管		—	—	○		○	○	○
	冷水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm						
		ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）	冷水管・冷温水管			25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm			
			冷水管（水温度2～4℃）			20A以下：30mm、25A～100A：40mm、125A 以上：50mm			
			ブライン管			25A以下：40mm、25A～ 80A：50mm、100A 以上：65mm			
冷媒管 （断熱材被覆銅管）	ガス管保温厚	20mm以上	液管保温厚	10mm以上					
	外装材	屋内露出（一般居室、廊下）	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○　　製 ）						
		機械室、書庫、倉庫	● 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○　　製 ）						
		屋外露出	● ステンレス鋼板　○ ○ 保温化粧ケース（ ○ 樹脂製　○　　製 ）						
空気調和設備機器 冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク 冷水タンク 冷水ヘッダー 温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 還水タンク 熱交換器 膨張タンク	冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク 冷水タンク	屋内	○	○	○	鉄（PSFの場合鉄又は接着剤） ＋保温板（厚さ50mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 還水タンク 熱交換器	屋内	○	○	—	鉄＋保温板（厚さ50mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	膨張タンク	屋内	○	○	—	鉄＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
空気調和設備ダクト	長方形ダクト （全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	鉄＋保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	鉄＋アルミガラスクロス化粧保温板 （厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む） 浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—	鉄＋保温板（厚さ50mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
	スパイラルダクト （全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温板 （厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む） 浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—	保温板（厚さ50mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
消音内張り	サブライチャンバー		○	○	—	鉄＋保温板（厚さ50mm） ＋ガラスクロス＋鋼きっ甲金網	—	—	—
	消音チャンバー・消音エルボ		○	○	—	鉄＋保温板（厚さ25mm）＋ガラスクロス	—	—	—
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	○	○	—	鉄＋アルミガラスクロス化粧保温板 （厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
	円　形	屋内隠ぺい	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温帯（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
煙道	長方形		—	○	—	ブランケット（厚さ75mm）＋鉄線＋外装材	○	○	—
	円　形		—	○	—		○	○	—

※ 凡例　　保温材　GW ：グラスウール保温材　RW ：ロックウール保温材　PSF：ポリスチレンホーム保温材
　　外装材　カラー：塗装亜鉛系めっき鋼板　SUS：ステンレス鋼板　AL ：溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
※　不燃材以外の配管が建築基準法施行令第112条第20項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合貫通部より 1m 以上はロックウール保温材を使用すること
※　配管の保温は、継手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。

別表－３
工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械	
開口部	はり、床、壁貫通部		鉄筋補強	⊙	・	・
			スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	埋込形（分電盤、端子盤、プルボックス）、風道 埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等		鉄筋補強	⊙	・	・	・
			スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み		補強とも	⊙	・	・	・
			補強のない場合	・	⊙	⊙	・
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め			⊙	⊙	⊙	・
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）			⊙	・	・	・
基礎	屋内	配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
		受水槽、サービスタンク	上記以外	・	⊙	⊙	・
	屋外	配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	・	⊙	⊙	・
		受水槽、消火水槽	無筋基礎	・	・	・	・
	屋上	テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
		高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	・	⊙	⊙	・
	架台、アンカーボルト			・	⊙	⊙	・
				・	・	・	・
点検口	床、天井、壁			⊙	・	・	・
				・	・	・	・
	配線ピット、トレンチピット			⊙	・	・	・
				・	・	・	・
				・	・	・	・
				・	・	・	・
配管配線	機器付属の制御盤　（接地とも）		一次側	・	⊙	・	・
			二次側	⊙	⊙	⊙	・
	制御盤と動力盤の間　（接地とも）		電源供給	・	⊙	・	・
			操作　配管	・	・	・	・
			回路　配線（　）	・	・	・	・
	天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇　（接地とも）		電源供給	・	⊙	・	・
			操作　配管	・	・	・	・
			回路　配線（　）	・	・	・	・
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線			・	・	・	・
防油堤				⊙	・	・	・
インサート、吊りボルト				⊙	⊙	⊙	・
換気扇枠				・	・	・	・
外部取り付けガラリ（ダクト、チャンバー接続用フランジを含む）				⊙	・	・	・

別表－１

機材等	

冷媒配管支持要領

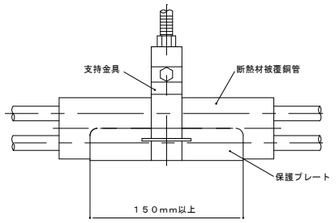

土間下配管詳細図

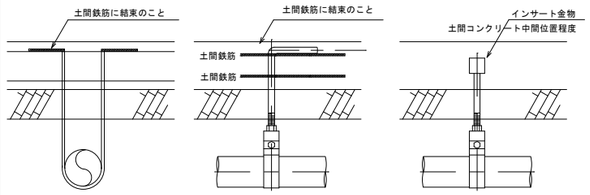

土間下地中配管は、9φ鉄筋（タールエポキシ塗り）にて、U字型支持のこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。棒鋼を土間鉄筋に結束する場合は、直接、接しないよう電触防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。棒鋼を土間鉄筋に仮止めする場合は、直接、接しないよう電触防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

インバート桝 施工要領図　　S-1 ・ S-2

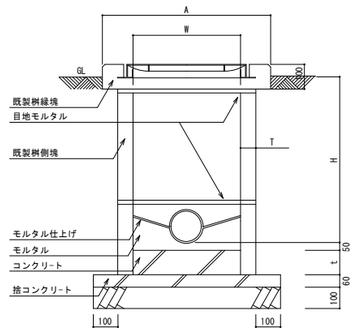

寸法＼深さ	H＝600以下	H＝600超
	S-1	S-2
W	450×450	600×600
T	45	50
t	100	120
A	700	850

1. 蓋は鋳鉄製防臭蓋とする。（鎖付き、汚水マーク入り）
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 既製桝側塊、縁塊は、ズレを防止する構造とする。

ため桝 施工要領図　　R-1 ・ R-2

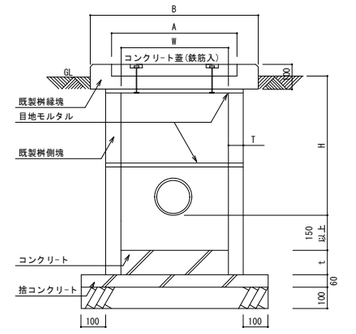

寸法＼深さ	H＝600以下	H＝600超
	R-1	R-2
W	450×450	600×600
A	520×520	670×670
B	650×650	800×800
T	45	50
t	100	120

1. コンクリート蓋は、既製桝用とし、鉄筋入とする。
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 鋳鉄蓋を使用する場合は汚水桝に準ずる。

桝蓋仕様

名称	記号	実内径	受枠	安全荷重	備考
防臭中耐蓋	MHA-45	450φ	560	1500kg以上	
防臭中耐蓋	MHA-60	600φ	710	1500kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-45	450φ	560	5000kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-60	600φ	710	5000kg以上	

桝標準構成表

W	H	側塊 150H	側塊 300H	側塊 450H	側塊 600H	既製縁塊
450	250 ～ 400				1	1
450	400 ～ 550	1			1	1
450	560 ～ 700		1		1	1
450	710 ～ 850			1	1	1
600	530 ～ 680		1		1	1
600	690 ～ 830	1	1		1	1
600	840 ～ 980				2	1
600	990 ～ 1130	1			2	1
600	1140 ～ 1280		1		2	1
600	1290 ～ 1430	1	1		2	1

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	機械設備工事特記仕様書（３）		
図面枚数	101葉中95	縮尺	—
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AM-03	施工業者	

所長　次長　課長　設計　製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

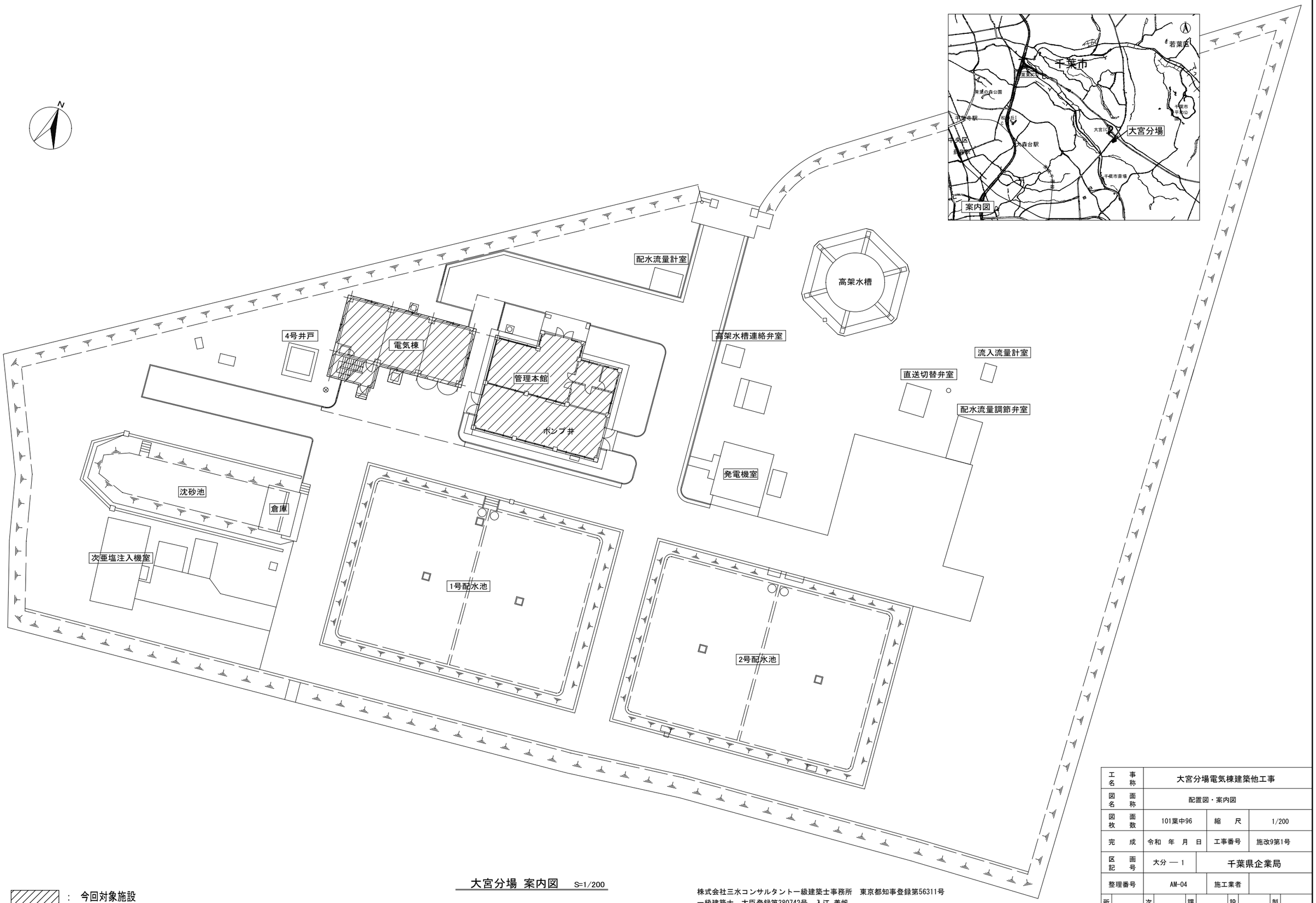

大宮分場 案内図 S=1/200

：今回対象施設

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	配置図・案内図		
図面枚数	101葉中96	縮尺	1/200
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AM-04	施工業者	

所長		次長		課長		設計		製図	

□空調設備新設機器表

1．起動方式　L-S（直入）　人Δ（スターデルタ）　R-S（抵抗）
2．操作方法　R（遠隔）　A（自動）　M（手動）

記号	機器名称	仕様	動力 相φ	動力 電圧V	動力 出力kW	動力 起動	動力 操作	防振	台数	設置場所 階	設置場所 室名	備考
PAC-1	パッケージ型空調機	型　式　空冷ヒートポンプ式（天井吊型ツイン同時）	3	200	9.31	L-S	M/A	-	1組	R	電気棟　屋上（室外機）	室外機基礎建築工事
	（冷房専用）	冷房能力　25.0kW								1	電気棟　電気室（室内機）	タイマー運転
		送風量　2,100㎥/h×2										騒音値65dB
		附属品　ワイヤードリモコン、防振吊金具、										電源供給は屋外機のみ
		遠方制御アダプター×1										
PAC-2	パッケージ型空調機	型　式　空冷ヒートポンプ式（天井吊型ツイン同時）	3	200	7.16	L-S	M/A	-	1組	R	電気棟　屋上（室外機）	室外機基礎建築工事
	（冷房専用）	冷房能力　20.0kW								2	電気棟　電気室（室内機）	タイマー運転
		送風量　2,100㎥/h×2										騒音値60dB
		附属品　ワイヤードリモコン、防振吊金具、										電源供給は屋外機のみ
		遠方制御アダプター×1										
PAC-3	パッケージ型空調機	型　式　空冷ヒートポンプ式（天井吊型ツイン同時）	3	200	7.16	L-S	M/A	-	1組	R	電気棟　屋上（室外機）	室外機基礎建築工事
	（冷房専用）	冷房能力　20.0kW								2	電気棟　電気室（室内機）	タイマー運転
		送風量　2,100㎥/h										騒音値60dB
		附属品　ワイヤードリモコン、防振吊金具、										電源供給は屋外機のみ
		遠方制御アダプター×1										

※1. 停電復旧時温度自動復帰設定とする。
※2. 遠方制御アダプター（グループに1個）は異常を表示するものとし、配線は電気工事とする。

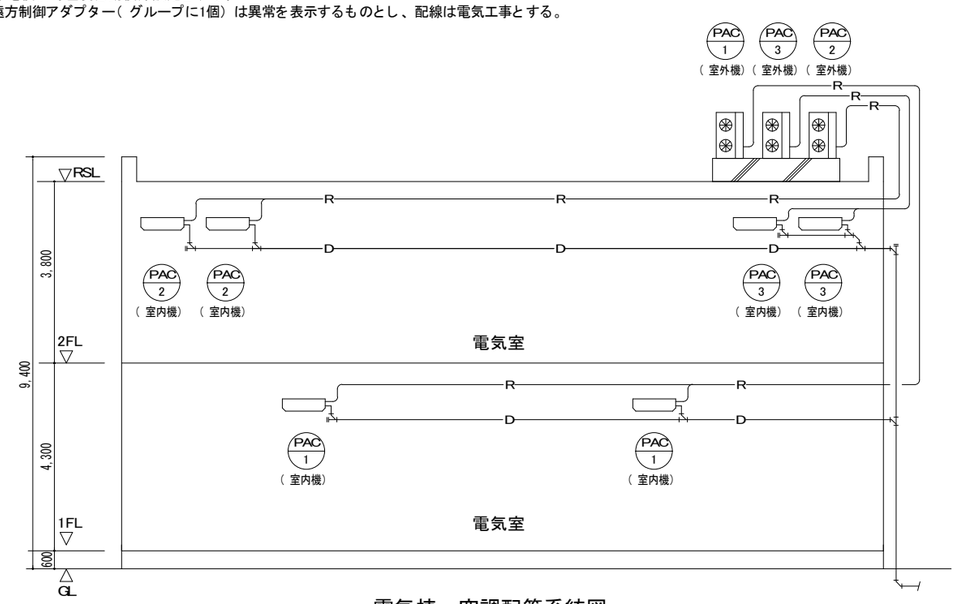

電気棟　空調配管系統図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	電気棟　空気調和設備　機器表				
図面枚数	101葉中97	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局			
整理番号	AM-05	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

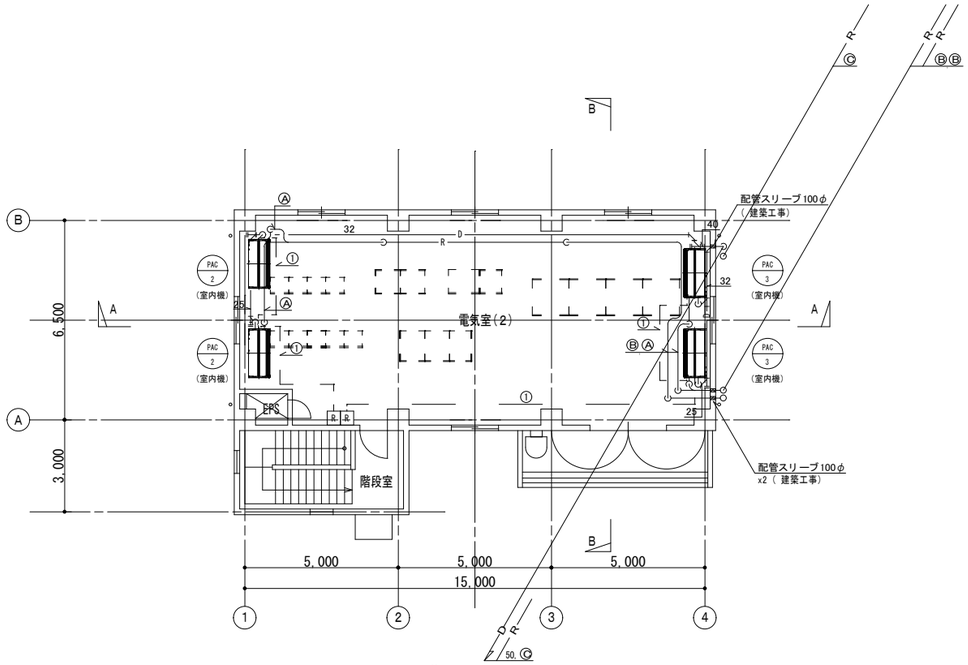

2階平面図　S=1:100

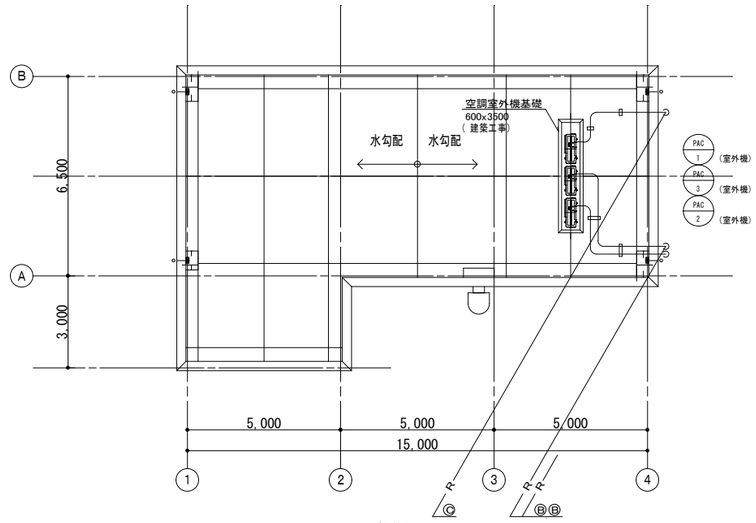

屋根伏図　S=1:100

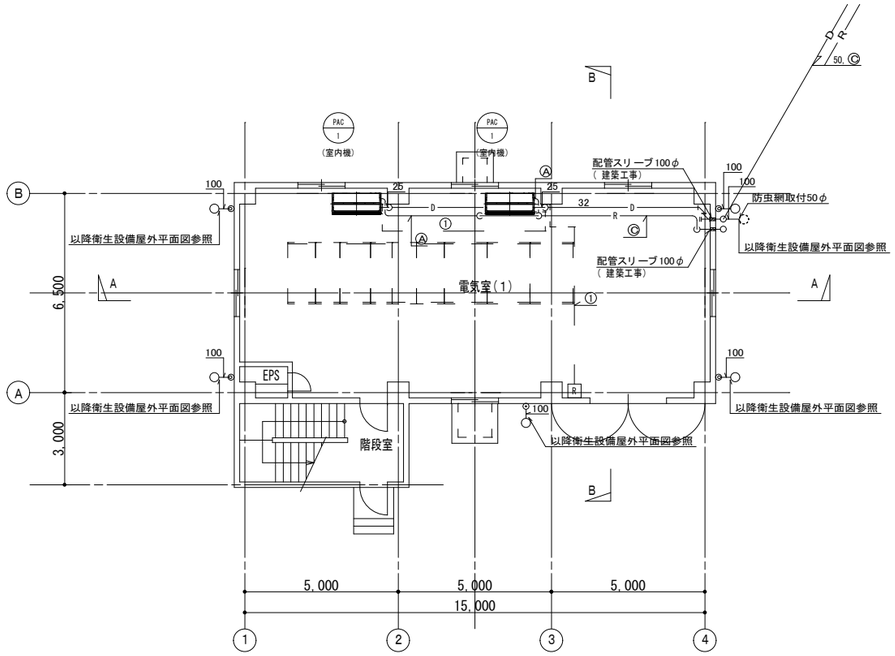

1階平面図　S=1:100

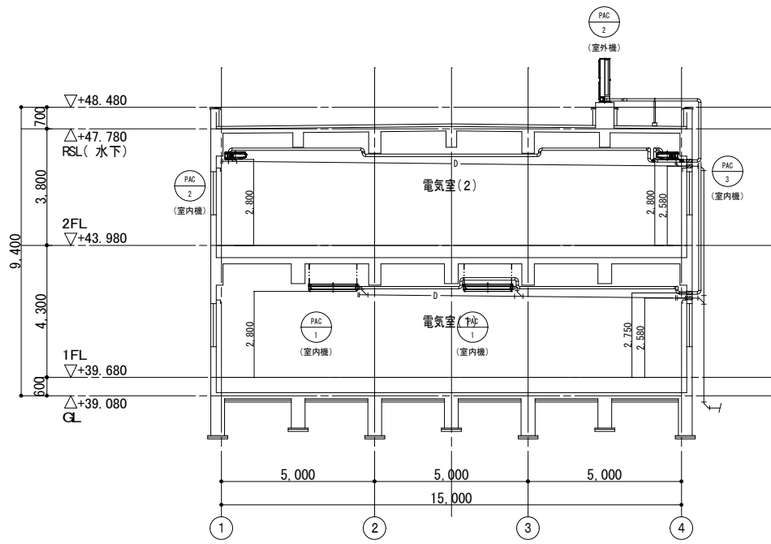

A－A断面図　S=1:100

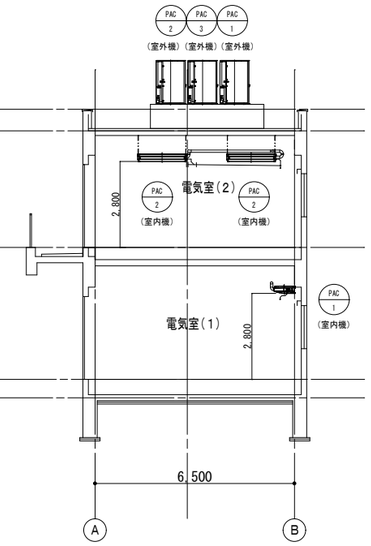

B－B断面図　S=1:100

リモコン配線種別表

	種　別	備　考
Ⓘ	EM-CEES　1.25mm2-2C	E19

冷媒配管サイズ表

	液　管	ガ ス 管	渡り線
Ⓐ	9.5φ	15.9φ	EM-EEF 2.0mm-3C(共巻)
Ⓑ	9.5φ	25.4φ	EM-EEF 2.0mm-3C(共巻)
Ⓒ	12.7φ	25.4φ	EM-EEF 2.0mm-3C(共巻)

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　空気調和設備　配管平断面図		
図面枚数	101葉中98	縮尺	1/100
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AM-06	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図

□新設桝リスト

NO	名　称	寸　法（mm）	桝深さ（mm）	桝間距離（mm）	管底高（m）YP±	地盤高（m）YP±	桝仕様	蓋仕様	備　考
①	雨水桝	200φ	250	－	+38.83	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製蓋T-2	
②	雨水桝	200φ	310	5400	+38.77	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製蓋T-2	
③	雨水桝	200φ	370	5900	+38.71	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製蓋T-2	
④	雨水桝	200φ	390	2000	+38.69	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製蓋T-2	
⑤	雨水桝	200φ	250	－	+38.83	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製蓋T-2	
⑥	雨水桝	200φ	310	5100	+38.77	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製蓋T-2	
⑦	雨水桝	200φ	250	－	+38.83	+39.08	小口径塩ビ桝	鋳鉄製防護蓋T-8	
㋐	浸透桝	200φ	800	－	+38.28	+39.08	塩ビ製浸透桝	塩ビ製格子蓋	

※排水管勾配：1/100（100φ以下）、1/150（125φ～150φ）、1/200（200φ以上）

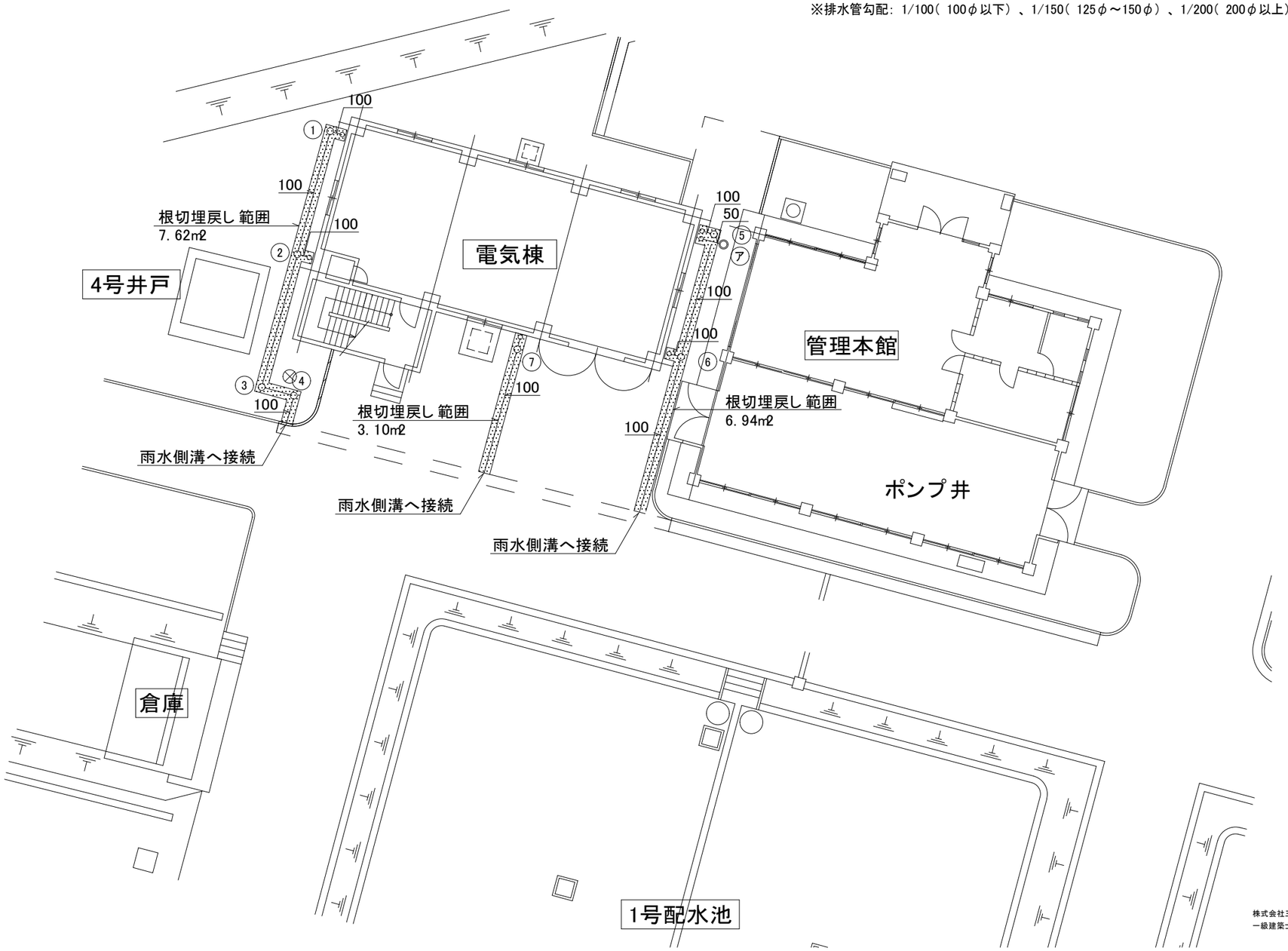

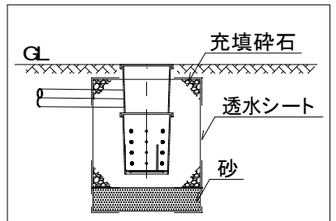

浸透桝設置参考図

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	電気棟　衛生設備　屋外配管平面図		
図面枚数	101葉中99	縮　尺	1/100
完　成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 ― 1	千葉県企業局	
整理番号	AM-07	施工業者	
所長	次長	課長	設計	製図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

1．起動方式　L-S(直入)　Y-Δ(スターデルタ)　R-S(抵抗)
2．操作方法　R(遠隔)　A(自動)　M(手動)

□換気設備新設機器表

	記号	機器名称	仕様		動力 相φ	動力 電圧V	動力 出力kW	動力 起動	動力 操作	防振	台数	設置場所 階	設置場所 室名	備考
※別途工事	SF-1	送風機	型　式	給気用圧力扇	3	200	0.14	L-S	M/A	－	1	1	管理本館　ポンプ室	タイマー運転
			仕　様	35cm × 2,000m3/h × 60Pa										騒音値46dB
			附属品	バックガード、取付枠、電動シャッター、										
				給気用フィルターユニット、										
				SUS製防音型ウェザーカバー（防虫網付）										
	EF-1	排風機	型　式	排気用圧力扇	3	200	0.08	L-S	M/A	－	1	1	管理本館　ポンプ室	タイマー運転
			仕　様	35cm × 2,000m3/h × 30Pa										騒音値43dB
			附属品	バックガード、取付枠、電動シャッター、										
				SUS製防音型ウェザーカバー（防虫網付）										
※別途工事	EF-2	排風機	型　式	ストレートシロッコファン（消音形）	1	100	51W	L-S	M	－	1	1	管理本館　便所	騒音値45dB
			仕　様	150φ × 300m3/h × 60Pa										
			附属品	防振品金物、コントロールスイッチ、										
				ベンドキャップ（SUS製深型・防虫網付）										

※機器-動力盤間配線及び電源送りは電気設備工事とする。

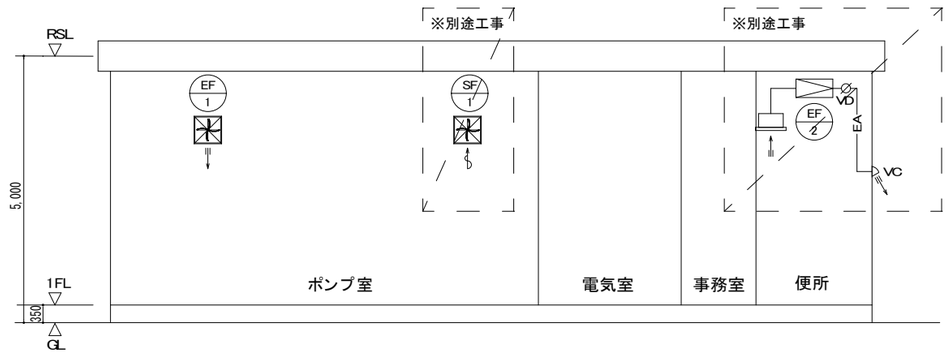

管理本館　換気系統図

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事				
図面名称	管理本館　換気設備　機器表、系統図				
図面枚数	101葉中100	縮尺	—		
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号		
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局			
整理番号	AM-08	施工業者			
所長	次長	課長	設計	製図	

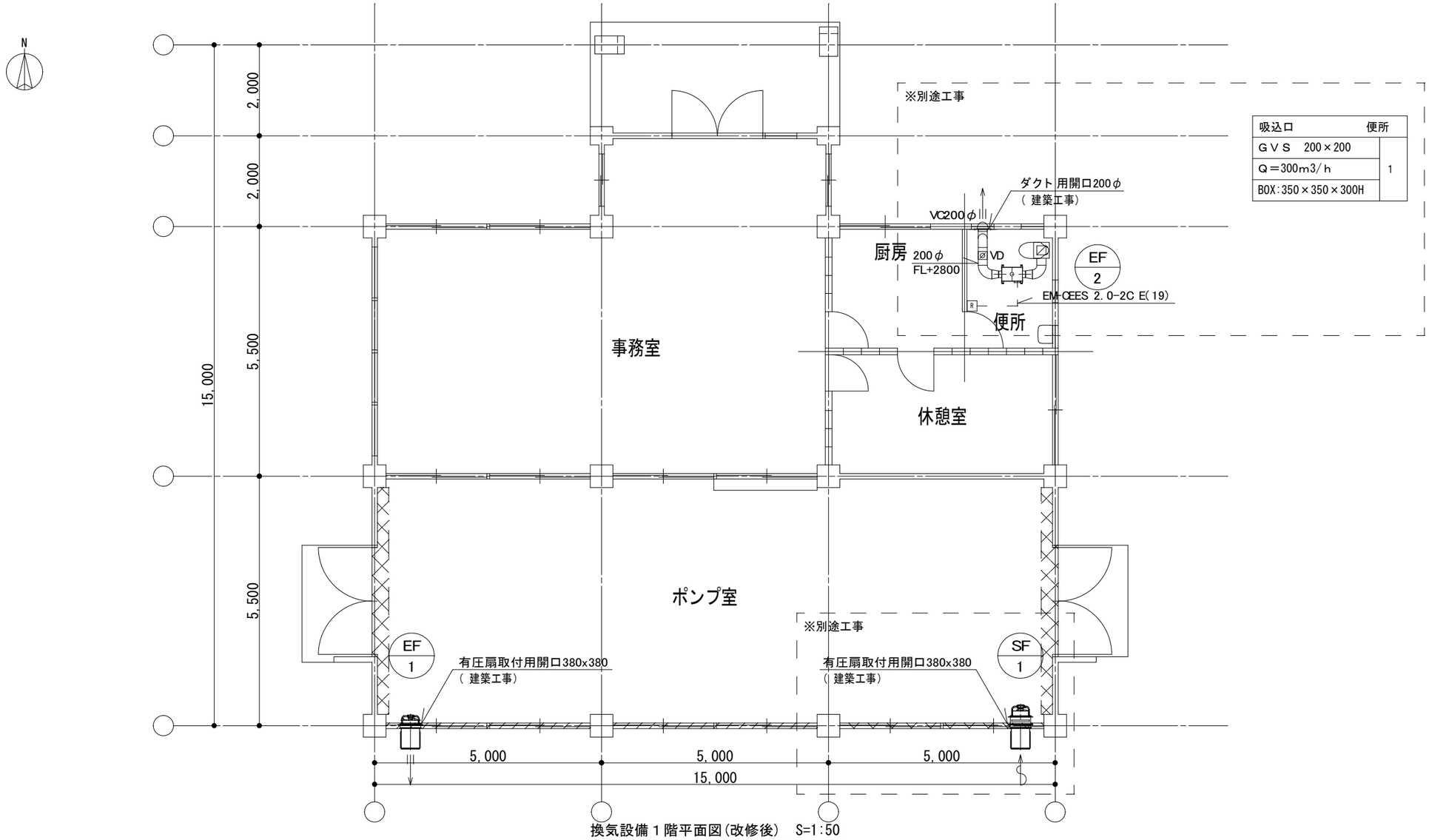

換気設備１階平面図(改修後)　S=1:50

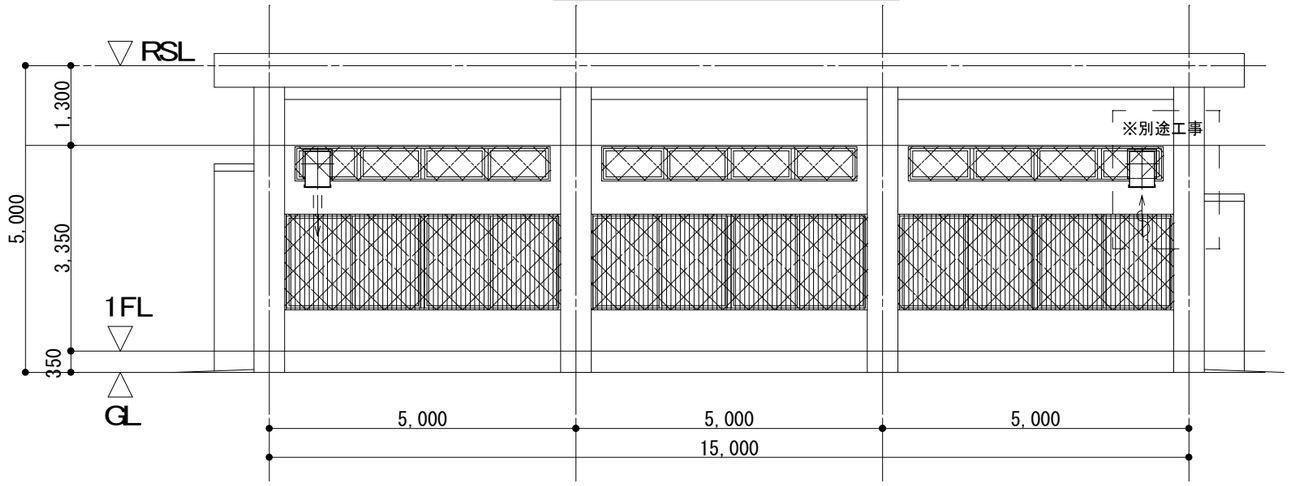

換気設備　南側立面図（改修後）　S=1:50

吸込口	便所
ＧＶＳ　200×200	1
Ｑ＝300m3/ｈ	
BOX:350×350×300H	

株式会社三水コンサルタント一級建築士事務所　東京都知事登録第56311号
一級建築士　大臣登録第380742号　入江 美帆

図中 ——（太線）部は新設を示し、 — —（細線）部は既設を示す。

工事名称	大宮分場電気棟建築他工事		
図面名称	管理本館 換気設備　1階平面図、南側立面図（改修後）		
図面枚数	101葉中101	縮尺	1/50
完成	令和　年　月　日	工事番号	施改9第1号
区画記号	大分 — 1	千葉県企業局	
整理番号	AM-09	施工業者	

所長	次長	課長	設計	製図